

鳥海山火山防災対策

令和6年3月

鳥海山火山防災協議会

目 次

第1章 防災対策（共通）

第1節 総則

- 1 防災対策の目的 1
- 2 防災対策の位置付け 1

第2節 対象火山の概要

- 1 対象火山の概要 2
- 2 防災対策の対象となる火山現象と影響範囲 3
- 3 監視観測体制等 4
- 4 噴火警報等の概要 5
- 5 鳥海山の噴火警戒レベル 7

第3節 本部体制

- 1 火山防災協議会等の開催 8
- 2 災害対策本部の設置 8
- 3 県及び市町の配備体制 9
- 4 情報共有連絡体制 9
- 5 噴火警報等発表時の情報伝達系統 10
- 6 噴火警報等発表時の対応に係る情報提供 12
- 7 想定外の事態への対応 12

第4節 平時からの備え

- 1 訓練の実施 13
- 2 火山防災意識の醸成と普及啓発 13

第2章 防災対策（想定火口：全域）

第1節 防災対策の実施等

- 1 防災対策の実施 14
- 2 噴火警戒レベル警戒範囲 15
- 3 被害想定図（ハザードマップ） 16

第2節 ブルーライン等開通期の対策

- 1 噴火警報「噴火警戒レベル2（火口周辺規制）」発表時の対応 22
- 2 噴火警報「噴火警戒レベル3（入山規制）」発表時の対応 27
- 3 噴火警報「噴火警戒レベル4（高齢者等避難）」発表時の対応 3

4

- 4 噴火警報「噴火警戒レベル5（避難）」発表時の対応 57

第3節 ブルーライン等冬期閉鎖期の対策

- 1 噴火警報「噴火警戒レベル2（火口周辺規制）」発表時の対応 84
- 2 噴火警報「噴火警戒レベル3（入山規制）」発表時の対応 88
- 3 噴火警報「噴火警戒レベル4（高齢者等避難）」発表時の対応 9

2

4	噴火警報「噴火警戒レベル5（避難）」発表時の対応	108
第4節 防災対策図等		
1	防災対策図（噴火警戒レベル2～レベル5）	129
2	市街地を含む道路規制図（噴火警戒レベル5）	136
第3章 防災対策（想定火口：新山周辺）		
第1節 防災対策の実施等		
1	防災対策の実施	171
2	噴火警戒レベル警戒範囲	172
3	被害想定図（ハザードマップ）	173
第2節 ブルーライン等開通期の対策		
1	噴火警報「噴火警戒レベル2（火口周辺規制）」発表時の対応	178
2	噴火警報「噴火警戒レベル3（入山規制）」発表時の対応	181
3	噴火警報「噴火警戒レベル4（高齢者等避難）」発表時の対応	186
4	噴火警報「噴火警戒レベル5（避難）」発表時の対応	198
第3節 ブルーライン等冬期閉鎖期の対策		
1	噴火警報「噴火警戒レベル2（火口周辺規制）」発表時の対応	213
2	噴火警報「噴火警戒レベル3（入山規制）」発表時の対応	216
3	噴火警報「噴火警戒レベル4（高齢者等避難）」発表時の対応	220
4	噴火警報「噴火警戒レベル5（避難）」発表時の対応	229
第4節 防災対策図等		
1	防災対策図（噴火警戒レベル2～レベル4）	242
2	市街地を含む道路規制図（噴火警戒レベル5）	247
【巻末資料】		
(1)	鳥海山の噴火シナリオ	1
(2)	鳥海山火山防災協議会規約	2
(3)	情報共有連絡系統図（秋田県、山形県）	7
(4)	噴火警報等伝達系統図（秋田県、山形県）	9
(5)	登山口等における入山規制の看板	11
(6)	道路通行止の予告看板	12
(7)	別添様式「対応状況報告」（秋田県、山形県）	13

第 1 章

防災対策（共通）

第1節 総則

1 防災対策の目的

鳥海山は、秋田県と山形県の県境に位置する活火山であり、噴火した場合、秋田県側は由利本荘市、にかほ市、山形県側は酒田市、遊佐町の広い範囲に影響が及ぶと予想される。火山災害から住民、登山者等の生命及び財産を保護するためには、防災関係機関が火山活動の状況に応じて、統一した防災対応を迅速に実施する必要がある。

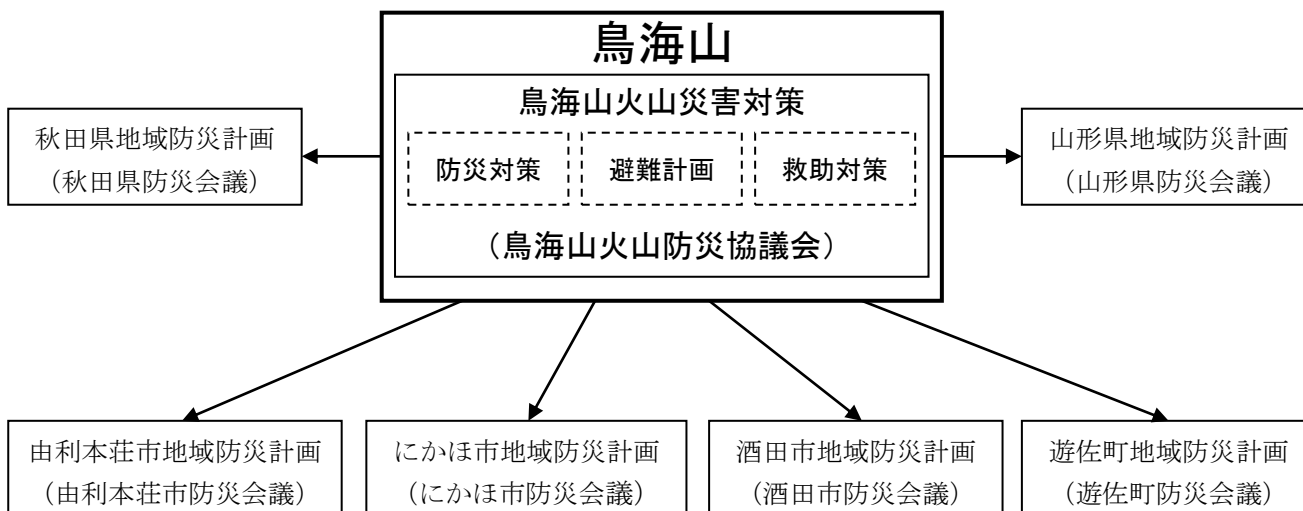
鳥海山火山防災協議会では、鳥海山火山噴火緊急減災対策砂防計画において想定された火山現象及び影響範囲を基に、噴火警戒レベルと防災対応の検討を行った。本防災対策は、気象台が噴火警報を発表する際に示される噴火警戒レベルに対応した県、市町等の防災関係機関が行うべき防災対応を整理したものである。

鳥海山火山防災協議会の構成機関である県、市町等の防災関係機関は、本防災対策に定める防災対応を協力し、迅速に実施するものとする。

2 防災対策の位置付け

鳥海山火山防災協議会は、構成機関である県、市町等の防災関係機関が統一した火山災害対策を迅速に実施するため、当該「防災対策」のほか、「避難計画」及び「救助対策」を策定する。

秋田県、山形県、由利本荘市、にかほ市、酒田市及び遊佐町は、鳥海山火山防災協議会が策定した「防災対策」、「避難計画」及び「救助対策」を地域防災計画に反映させるものとする。



第2節 対象火山の概要

1 対象火山の概要

(1) 鳥海山の概要

鳥海山は、秋田・山形県境に位置する東西約 25 km、南北約 15 km、最高標高 2,236mの活火山であり、東北地方では福島県の燧ヶ岳に続く第2の高峰です。円錐形の山容から出羽富士とも呼ばれています。地形的には、出羽山地西方を占め、日本海まで張り出す形で庄内平野の北端に位置しています。

複合火山である鳥海山は、地形的に大きく西部（西鳥海）と東部（東鳥海）に分けられます。「東鳥海」は秋田県側に開いた東鳥海馬蹄形カルデラから東方の火山群であり、最高峰の新山（標高 2,236m）、荒神ヶ岳等の中央火口丘と七高山、行者岳、伏拝岳、文殊岳等の外輪山より成ります。「西鳥海」は山形県側に開いた西鳥海馬蹄形カルデラから西方を指し、扇子森、鍋森等の中央火口丘と月山森、笙ガ岳等の外輪山を有します。

これらは、火山の形成史を反映したもので、西鳥海を作った火山活動の後に東鳥海を作った火山活動が起ったためと考えられています。大規模な被害をもたらした西暦 871 年（貞観 13 年）の噴火をはじめ、鳥海山には数多くの噴火記録が残されています。

(2) 鳥海山の噴火活動史

噴火期間	略称	噴火活動の概略	原資料
810～823 年	弘仁噴火	噴火	日本三代実録
871 年	貞観噴火	噴火・溶岩流・火山泥流？	日本三代実録
939 年	天慶噴火	噴火	本朝世紀
1659～1663 年？	万治噴火	噴火	仁賀保旧記など
1740～1747 年？	元文噴火	噴火	出羽風土略記など
1800～1804 年	享和噴火	噴火・新山の形成・火山弾（死者 8 名）・火山泥流発生	鳥海山炎灯など
1821 年	文政噴火	噴火	滝沢八郎兵衛日記、小滝旧記など
1974 年	昭和噴火	水蒸気爆発・噴石・小規模泥流	

※様々な古記録に記されている鳥海山の火山活動記録のうち信憑性の高いものを表に示したのも。

2 防災対策の対象となる火山現象と影響範囲

(1) 防災対策の対象となる火山現象（噴火警戒レベルで定めた「想定される火山現象」）

対象となる火山現象	火山現象の特徴
噴石（大きな噴石）	爆発的な噴火によって火口から吹き飛ばされる大きな岩石等は、風の影響を受けずに火口から弾道を描いて飛散して短時間で落下し、建物の屋根を打ち破るほどの破壊力を持っている。被害は火口周辺の概ね2～4 km以内に限られるが、過去、大きな噴石の飛散で登山者等が死傷したり建造物が破壊される災害が発生している。火山弾とよばれる高温のものもある。
火砕流・火砕サージ	<p>高温の火山灰や岩塊、火山ガスやまきこまれた空気が一体となって高速で山体を流下する現象である。規模の大きな噴煙柱や溶岩ドームの崩壊などにより発生する。大規模な場合は、地形の起伏にかかわらず広範囲に広がり、通過域を焼失、埋没させ、破壊力が大きく極めて恐ろしい火山現象である。流下速度は時速数十kmから百数十km、温度は数百℃にも達する。</p> <p>火砕流の先端部や周辺部は、火山灰や砂塵を含んだ爆風となっており、この部分を火砕サージと呼ぶ。破壊力、殺傷力は極めて強力で、掃過域の中で生き残ることは困難である。また、火砕流と違い成分の大部分が気体のため、地形の制約を受けることなく、尾根を乗り越えるなどして火砕流本体よりも広範囲に襲来する。（避難を検討する上では火砕サージを火砕流と区別する必要性は低く、火砕流に含める。）</p>
融雪型火山泥流	積雪期の火山において噴火に伴う火砕流等の熱によって斜面の雪が融かされて大量の水が発生し、周辺の土砂や岩石を巻き込みながら高速で流下する現象。流下速度は時速60 kmを超えることもあり、谷筋や沢沿いをはるか遠方まで一気に流下し、広範囲の建物、道路、農耕地が破壊され埋没する等、大規模な災害を引き起こしやすい。
火口噴出型泥流	火口から直接熱水等が噴き出し、火山泥流となって谷を流れ下る現象。融雪型火山泥流と同様に、高速で破壊力が大きく、大規模な災害を起こす可能性がある。積雪の有無とは関係なく発生する。

(2) 防災対策の対象となる火山現象の影響範囲（噴火警戒レベルで定めた「警戒が必要な範囲」）

第2章第1節2「噴火警戒レベル警戒範囲」及び第3章第1節2「噴火警戒レベル警戒範囲」のとおり。

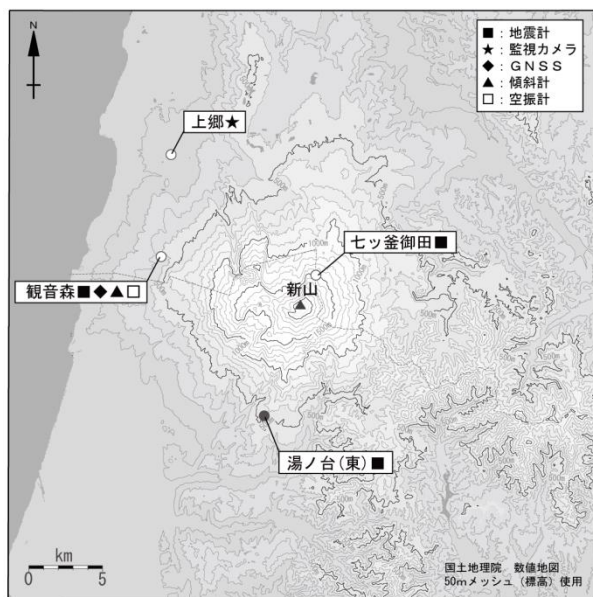
3 監視観測体制等

(1) 気象庁や大学等による観測体制

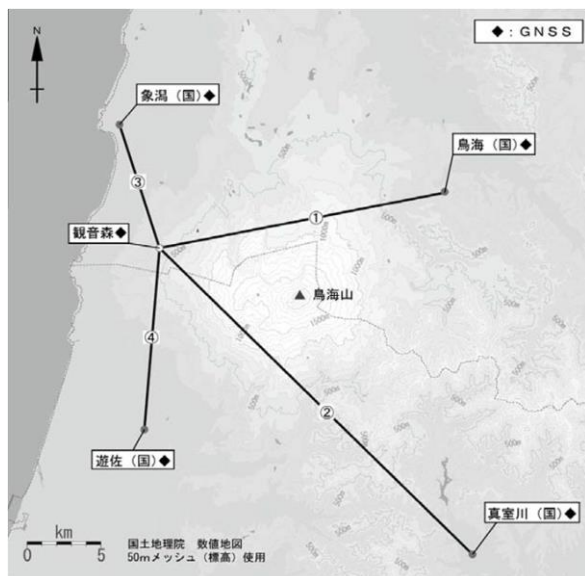
仙台管区气象台、東北大学、国土地理院及び防災科学技術研究所は、鳥海山に地震計、傾斜計、監視カメラ及びGNSS等を設置し、火山活動に関する各種観測を行っている。

気象庁では、火山観測データを気象庁ホームページに掲載し、観測結果を毎月1回「鳥海山の火山活動解説資料」として同ホームページ等で発表している。

鳥海山観測点配置図（気象庁「鳥海山の火山活動解説資料（R5.12）」より）



図：鳥海山 観測点配置図
 小さな白丸(O)は気象庁、
 小さな黒丸(●)は気象庁以外の機関の
 観測点位置を示しています。
 (東)：東北大学



図：鳥海山 GNSS 観測点配置図
 小さな白丸(O)は気象庁、
 小さな黒丸(●)は気象庁以外の機関の
 観測点位置を示しています。
 (国)：国土地理院

(2) 国土交通省による観測体制

国土交通省では、鳥海山に監視カメラ、雨量計及び土砂移動検知センサー等を設置し、主に土石流の監視観測を行っている。土石流の監視観測は、噴火による火山泥流（融雪型火山泥流、火口噴出型泥流等）発生時の住民避難等の判断に重要となる。

4 噴火警報等の概要

（1）噴火警報・噴火予報等の内容と発表

仙台管区気象台は、必要に応じ噴火警報及び噴火予報を発表する。

ア 噴火警報

噴火警報は、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生や危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）を明示して発表するもの。

「警戒が必要な範囲」が火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」、「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」として発表する。

噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

イ 噴火予報

噴火予報は、噴火警報を解除する場合等に発表するもの。

ウ 噴火警戒レベル

火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標である。噴火警報や噴火予報に付して発表する。

（2）降灰予報・火山ガス予報の内容と発表

気象庁及び仙台管区気象台は、必要に応じ降灰予報・火山ガス予報を発表する。

ア 降灰予報

① 降灰予報（定時）

- ・噴火警報発表中の火山で、人々の生活に影響を及ぼす降灰のおそれがある火山に対して発表する。
- ・噴火の発生に関わらず、火山の活動状況に応じて一定規模の噴火を仮定して定期的に発表する。
- ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。

② 降灰予報（速報）

- ・噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表する。
- ・降灰予報（定時）を発表中の火山では、「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表する。
- ・降灰予報（定時）が未発表の火山では、予測された降灰が「少量」のみの場合であっても必要に応じて発表する。
- ・事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに（5～10分程度で）発表する。
- ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する。

③ 降灰予報（詳細）

- ・噴火の観測情報（噴火時刻、噴煙高など）を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行って発表する。
- ・降灰予報（定時）を発表中の火山では、「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表する。
- ・降灰予報（定時）が未発表の火山では、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発

表する。

- ・降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表する。
- ・噴火予測計算結果に基づき、噴火後 20～30 分程度で発表する。
- ・噴火発生から 6 時間先まで（1 時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供する。

イ 火山ガス予報

火山ガス予報は、居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。

（3）噴火速報の発表

噴火速報は、噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために、常時観測火山を対象に発表する。

なお、以下のような場合には発表しない。

- ・普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合
- ・噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合

（4）その他の情報等の内容と発表

噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁及び仙台管区气象台が発表する。

ア 火山の状況に関する解説情報

火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項について、必要に応じて定期的または臨時に発表する。臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示して発表する。

イ 火山活動解説資料

写真や図表等を用いて、火山の活動の状況や警戒事項について、定期的または必要に応じて臨時に発表する。

ウ 月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、原則として毎月上旬に発表する。

エ 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報を発表する。

5 鳥海山の噴火警戒レベル

鳥海山 噴火警戒レベル表

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等。	噴火により火砕流・火砕サージ、火口噴出型泥流、融雪型火山泥流が居住地域に影響を及ぼす、または切迫している。 【過去事例】 1800～04年の噴火：新山形成、火砕物降下、噴石、泥流、死者8名
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備等が必要。 要配慮者及び特定地域の避難等が必要。	噴火により火砕流・火砕サージ、火口噴出型泥流、融雪型火山泥流が居住地域に影響を及ぼすことが予想される。 【過去事例】 該当事例なし
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口から居住地域近くまでの範囲への立入規制等。 状況に応じて要配慮者の避難準備等、特定地域の避難等が必要。 住民は通常の生活。	噴火により大きな噴石が火口から概ね4kmの範囲内、火砕流・火砕サージが居住地域の近くまで影響を及ぼす、または予想される。 【過去事例】 1740～47年の噴火：噴煙多量。硫黄化合物が川に流入し、水田・川魚に被害 1974年の噴火：火砕物降下、泥流
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等。 状況に応じて特定地域の避難準備等が必要。 住民は通常の生活。	噴火により大きな噴石が火口から概ね1.5kmの範囲内に影響を及ぼす、または予想される。 【過去事例】 該当事例なし
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	火口内で噴気や火山ガス等が発生。

※火口とは、鳥海山火山噴火緊急減災対策砂防計画の想定火口域をいう

状況に応じて新山周辺に火口域が限定される場合がある

※火口噴出型泥流とは、噴火に伴い火山内部の熱水が噴出し、泥流となって流れ下る現象をさす

※融雪型火山泥流は積雪期のみ想定される

※特定地域とは、他の居住地域より早期に避難等の対応が必要な地域をさす

※各レベルの警戒が必要な範囲内で上位レベルに記述されている火山現象が発生する場合がある

第3節 本部体制

1 火山防災協議会等の開催

秋田県、山形県、由利本荘市、にかほ市、酒田市及び遊佐町は、火山活動が活発化した場合、鳥海山火山防災協議会または同幹事会を開催し、火山専門家からの説明と意見を求めるとともに対策を協議する。ただし、これらの会議を開催するいとまがない場合、個別に説明と意見を求めるものとする。

（1）鳥海山火山防災協議会及び幹事会の構成

巻末資料「鳥海山火山防災協議会規約」別表1～別表3のとおり

（2）協議内容

巻末資料「鳥海山火山防災協議会規約」第2条（所掌事務）のとおり

2 災害対策本部の設置

（1）県及び市町

知事及び市町長は、気象庁から発表された噴火警報等に基づき、必要と認める場合は、それぞれの地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部、災害対策連絡本部等を設置して体制を確保するものとする。

（2）防災関係機関（県及び市町を除く）

鳥海山火山防災協議会の構成機関（防災関係機関で県及び市町を除く）の長は、気象庁から発表された噴火警報等に基づき、それぞれの計画に定める体制をとるものとする。

（3）体制情報の共有

市町長及び防災関係機関の長は、設置又は確立した体制の内容について、速やかに秋田県（総合防災課）又は山形県（危機管理課）に連絡するものとする。県は、同連絡に基づき、市町及び防災関係機関（協議会構成機関）の体制を集約し、それぞれが体制情報を共有できるよう連携・連絡体制の徹底を図るものとする。

3 県及び市町の配備体制

区分 県・市町	噴火警報（火口周辺）		噴火警報（居住地域）	
	噴火警戒レベル2 （火口周辺規制）	噴火警戒レベル3 （入山規制）	噴火警戒レベル4 （高齢者等避難）	噴火警戒レベル5 （避難）
秋 田 県	災害警戒部	災害対策部	災害対策本部	災害対策本部
山 形 県	災害対策連絡室	災害対策連絡室	災害対策本部	災害対策本部
由利本荘市	災害警戒室	災害対策部	災害対策本部	災害対策本部
にかほ市	災害警戒部	災害対策部	災害対策本部	災害対策本部
酒 田 市	災害警戒本部	災害警戒本部	災害対策本部	災害対策本部
遊 佐 町	関係課連絡会議	災害対策本部	災害対策本部	災害対策本部

【配備体制の説明】

- 秋 田 県 《災害対策本部》知事を本部長とする体制、《災害対策部》危機管理監を部長とする体制
《災害警戒部》総合防災課長を部長とする体制
- 山 形 県 《災害対策本部》知事を本部長とする体制、《災害対策連絡室》危機管理監を室長とする体制
- 由利本荘市 《災害対策本部》市長を本部長とする体制
《災害対策部》副市長（総務担当）を部長とする体制
《災害警戒室》危機管理監を室長とする体制
- にかほ市 《災害対策本部》市長を本部長とする体制
《災害対策部、災害警戒部》危機管理監を部長とする体制
- 酒 田 市 《災害対策本部》市長を本部長とする体制、《災害警戒本部》副市長を本部長とする体制
- 遊 佐 町 《災害対策本部》町長を本部長とする体制、《関係課連絡会議》副町長を長とする体制

4 情報共有連絡体制

巻末資料「情報共有連絡系統図（秋田県、山形県）」のとおり

5 噴火警報等発表時の情報伝達系統

巻末資料「噴火警報等伝達系統図」により、仙台管区気象台から発表される噴火警報等の情報が伝達される。

（主な機関への情報伝達手段等）

情報発信元	情報発信先	情報伝達手段等
仙台管区気象台	秋田地方気象台 山形地方気象台 消防庁 東北管区警察局 東北地方整備局 東北運輸局 陸上自衛隊東北方面総監部 第二管区海上保安本部 東日本旅客鉄道 東北電力 N T T 東日本	<ul style="list-style-type: none"> ・ アデス（気象資料自動編集中継装置） ・ 防災情報提供システム
秋田地方気象台	秋田県総合防災課 秋田県警察本部 秋田河川国道事務所 秋田海上保安部 報道機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ アデス（気象資料自動編集中継装置） ・ 防災情報提供システム
秋田県 （総合防災課）	各市町村 消防機関 県関係各課 住民・観光客	<ul style="list-style-type: none"> ・ 秋田県総合防災情報システムにより、市町村、消防本部、県地域振興局等に一斉に自動配信。 ・ 秋田県防災ポータルサイトやソーシャルネットワーキングサービス等による広報。 ・ 庁内各課へは電話やファクシミリ等で連絡。
由利本荘市	住民 観光客・登山者 地元事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災行政無線による伝達。 ・ 市ホームページ及び Facebook を活用し情報発信。 ・ 消防防災メールの送信。 ・ CATV 音声告知端末による情報発信。 ・ 祓川ヒュッテには矢島総合支所産業課を通じて連絡。 ・ 緊急速報メール
にかほ市	住民 観光客・登山者 地元事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災行政無線 ・ にかほ市防災あんしんメール（登録制） ・ 緊急速報メール ・ ホームページ・フェイスブック・ツイッター ・ 広報車

情報発信元	情報発信先	情報伝達手段等
山形地方気象台	山形県危機管理課 山形県警察本部 山形河川国道事務所 酒田海上保安部 陸上自衛隊第6師団司令部 報道機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ アデス（気象資料自動編集中継装置） ・ 防災情報提供システム
山形県 （危機管理課）	市町村 消防本部 総合支庁 県関係各課 住民・観光客	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山形県防災行政通信ネットワークにより関係市、消防本部、総合支庁等に一斉に自動配信。 ・ 山形県防災ポータルサイト等による広報。 ・ 庁内関係各課には電話、メールにて連絡。
酒田市	住民 観光客・登山者 地元事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急速報メール ・ 防災行政無線 ・ コミュニティFM ・ 広報車 ・ 市ホームページ及び市公式フェイスブック（リアルタイム酒田）での情報発信。 ・ 酒田観光物産協会等への電話連絡。
遊佐町	住民 観光客・登山者 地元事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急速報メール ・ 防災行政無線 ・ 鳥海山大物忌神社、大平山荘（遊佐町総合交流促進施設株）、遊佐鳥海観光協会への電話、ファクシミリによる連絡。

6 噴火警報発表時の対応に係る情報提供

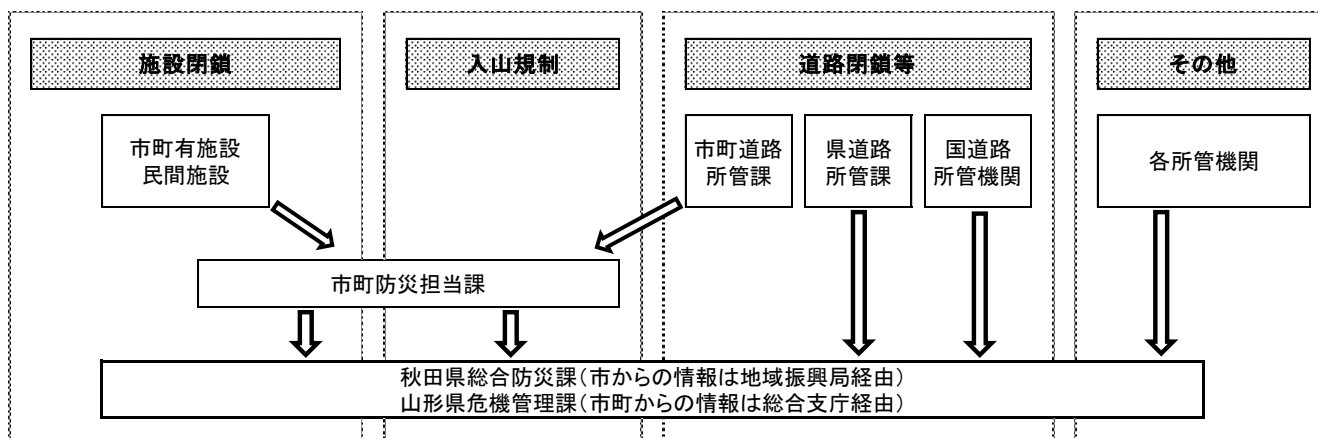
噴火警報等が発表された場合、第2章又は第3章の防災対策が実施されるが、当該対策の実施状況については、以下のとおり対応状況のとりまとめ等を行う。

(1) 防災対応状況の報告について

各機関は、鳥海山において噴火警報等が発表されたことを覚知したときは、原則として覚知後1時間以内で可能な限り早く、分かる範囲で、それぞれの防災対応状況についてとりまとめた結果の第一報を秋田県総合防災課（市防災担当課は由利地域振興局を經由：以下同じ）又は山形県危機管理課（市町防災担当課は庄内総合支庁を經由：以下同じ）へ巻末資料「別紙様式 対応状況報告」にて報告する。

また、第一報以後の報告期限等については、秋田県総合防災課又は山形県危機管理課からファクシミリ等により各機関へ連絡し、各機関は、それぞれの防災対応状況についてとりまとめた結果を、秋田県総合防災課又は山形県危機管理課へ巻末資料「別紙様式 対応状況報告」により報告する。なお、報告に際しては、前回報告からの変更箇所を下線を引いて報告するものとする。

【防災対応状況の報告ルート】



(2) 防災対応状況のとりまとめについて

秋田県総合防災課と山形県危機管理課は、(1)により報告された内容について、お互いに情報を共有し実施状況に関する資料をとりまとめ、それぞれ、県ホームページへの掲載、記者クラブへの投げ込みを行う。

7 想定外の事態への対応

想定火口域以外での噴火や、想定していない火山現象の発生など、想定外の事態が発生または予想される場合は、第1章第3節1「火山防災協議会等の開催」同様に、鳥海山火山防災協議会または同幹事会を開催し、火山専門家からの説明と意見を求めるとともに対策を協議、決定して実施する。ただし、これらの会議を開催するいとまがない場合は、個別に説明と意見を求め、必要な対策を速やかに実施するものとする。

第4節 平時からの備え

1 訓練の実施

鳥海山火山防災協議会又は各構成機関は、関係機関と連携し、火山活動に伴う各種応急活動を迅速かつ円滑に進めることを目的として、必要な訓練を個別または連動させて実施する。

訓練により得られる教訓（必要な役割分担、書類、リスト、行動、連携を要する機関等）を精査し、各種対策、マニュアル、要領等に反映させる。

2 火山防災意識の醸成と普及啓発

火山活動の前兆は、必ずしも捉え切れるわけではない。こうしたことを踏まえ、住民、登山者及び観光客等一人ひとりに正しい知識を普及啓発し、火山防災意識を高めていく必要がある。

（1）住民への防災知識の普及啓発

鳥海山火山防災協議会の構成機関は、防災に関する集客イベント、キャンペーン等において、住民が火山災害を正しく理解できるよう、火山活動等に関する情報の提供、普及啓発を行う。

（2）登山者、観光客等への防災知識の普及啓発

県及び市町は、観光協会、各種団体等の関係機関と連携し、各地で開催される観光イベント等において、火山活動等に関する正しい情報の提供、普及啓発に努める。

（3）児童、生徒等への防災知識の普及啓発

県及び市町は、教育委員会等を通じ、児童生徒に対して火山に関する知識の普及啓発や火山防災教育を行う。

（4）講演会・研修会の開催

県及び市町は、火山に関する知識を広げるため、火山専門家等を招いて住民等を対象に講演会を実施する。また、火山に対する地域の防災力向上を目的として、事業所、自治会及び自主防災組織等を対象とした研修会を実施する。

第2章

防災対策

(想定火口：全域)

第1節 防災対策の実施等

1 防災対策の実施

防災対策（想定火口：全域）は、鳥海山の想定火口域全体を対象とした被害想定図（ハザードマップ）に対応した防災対策をまとめたものである。

鳥海山の想定火口域は、猿穴火口から東鳥海馬蹄形カルデラを包括するエリアで、鳥海山の稜線に沿って東西に約10kmと広範囲となっている。

防災対策（想定火口：全域）で想定する火山現象は、鳥海山噴火警戒レベルに合せ、大きな噴石、火砕流・火砕サージ（大規模・中規模）、火口噴出型泥流、融雪型火山泥流（大規模）とし、警戒範囲は後述する噴火警戒レベル警戒範囲の範囲とする。

防災対策（想定火口：全域）は、鳥海山噴火警戒レベルのレベルごとに設定している。さらに、噴火警戒レベル4及びレベル5においては、居住地域まで影響を及ぼす火山現象ごとに分けて対策を設定している。

仙台管区気象台から鳥海山に噴火警報「噴火警戒レベル」が発表された場合（想定火口域全域を対象とした噴火警報「噴火警戒レベル」に限る。）、防災関係機関は防災対策（想定火口：全域）に定められた該当する噴火警戒レベルに応じた防災対策を速やかに実施するものとする。

噴火警戒レベル4及びレベル5が発表された場合の防災対策の実施について、防災対策は想定される火山現象ごとに設定されているが、噴火直後の噴火警報「噴火警戒レベル」発表など、具体的な火山現象の判断が難しい場合は、同レベルにおける全火山現象の最大範囲を対象として防災対策を実施するものとする。また、同レベルにおいて複数の火山現象が同時に発生する可能性がある場合も、これらの火山現象の最大範囲を対象として防災対策を実施するものとする。

各防災関係機関は、平常時から各自が担当する防災対策を確認するとともに、鳥海山に噴火警報「噴火警戒レベル」が発表された場合、速やかに防災対策を実施できるよう準備するものとする。

2 噴火警戒レベル警戒範囲

次項のとおり

鳥海山 噴火警戒レベル毎の警戒が必要な範囲

想定火口：想定火口域全域

種別	名称	対象範囲 （ワード）	レベル（キー）	警戒が必要な範囲
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 （避難）	大きな噴石：想定火口域から概ね4km以内の範囲 火砕流・火砕サージ：想定火口域から概ね4km以内の範囲 川袋川、中折川、洗沢川の各河川流域（居住地域を含む）及び鳥越川、赤川、鶯川、下玉田川、朱又川、赤沢川、女郎沢川、白沢川、南ノコマイ川、南折川の各河川流域 融雪型火山泥流：川袋川、川袋小川、元滝川、奈曽川、白雪川、鶯川、子吉川、百宅川、日向川、草津川、月光川、南ノコマイ川、南折川、高瀬川、洗沢川、滝淵川、牛渡川の各河川流域（居住地域を含む）及び鳥越川、赤川、下玉田川、赤沢川、女郎沢川、中折川の各河川流域 火口噴出型泥流：白雪川流域（居住地域を含む）及び赤川、鳥越川の各河川流域
			4 （避難準備）	大きな噴石：想定火口域から概ね4km以内の範囲 火砕流・火砕サージ：想定火口域から概ね4km以内の範囲 川袋川、中折川、洗沢川の各河川流域（居住地域を含む）及び鳥越川、赤川、鶯川、下玉田川、朱又川、赤沢川、女郎沢川、白沢川、南ノコマイ川、南折川の各河川流域 融雪型火山泥流：川袋川、川袋小川、元滝川、奈曽川、白雪川、鶯川、子吉川、百宅川、日向川、草津川、月光川、南ノコマイ川、南折川、高瀬川、洗沢川、滝淵川、牛渡川の各河川流域（居住地域を含む）及び鳥越川、赤川、下玉田川、赤沢川、女郎沢川、中折川の各河川流域 火口噴出型泥流：白雪川流域（居住地域を含む）及び赤川、鳥越川の各河川流域
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 （入山規制）	大きな噴石：想定火口域から概ね4km以内の範囲 火砕流・火砕サージ：想定火口域から概ね4km以内の範囲 川袋川、赤川、下玉田川、赤沢川、女郎沢川、南ノコマイ川、南折川、中折川、洗沢川の各河川流域
			2 （火口周辺規制）	大きな噴石：想定火口域から概ね1.5km以内の範囲
予報	噴火予報	火口内等	1 （活火山であることに留意）	

* 融雪型火山泥流の警戒が必要な範囲は積雪期のみ

* 各レベルを維持したまま、火山活動状況に応じて警戒が必要な範囲を縮小することがある

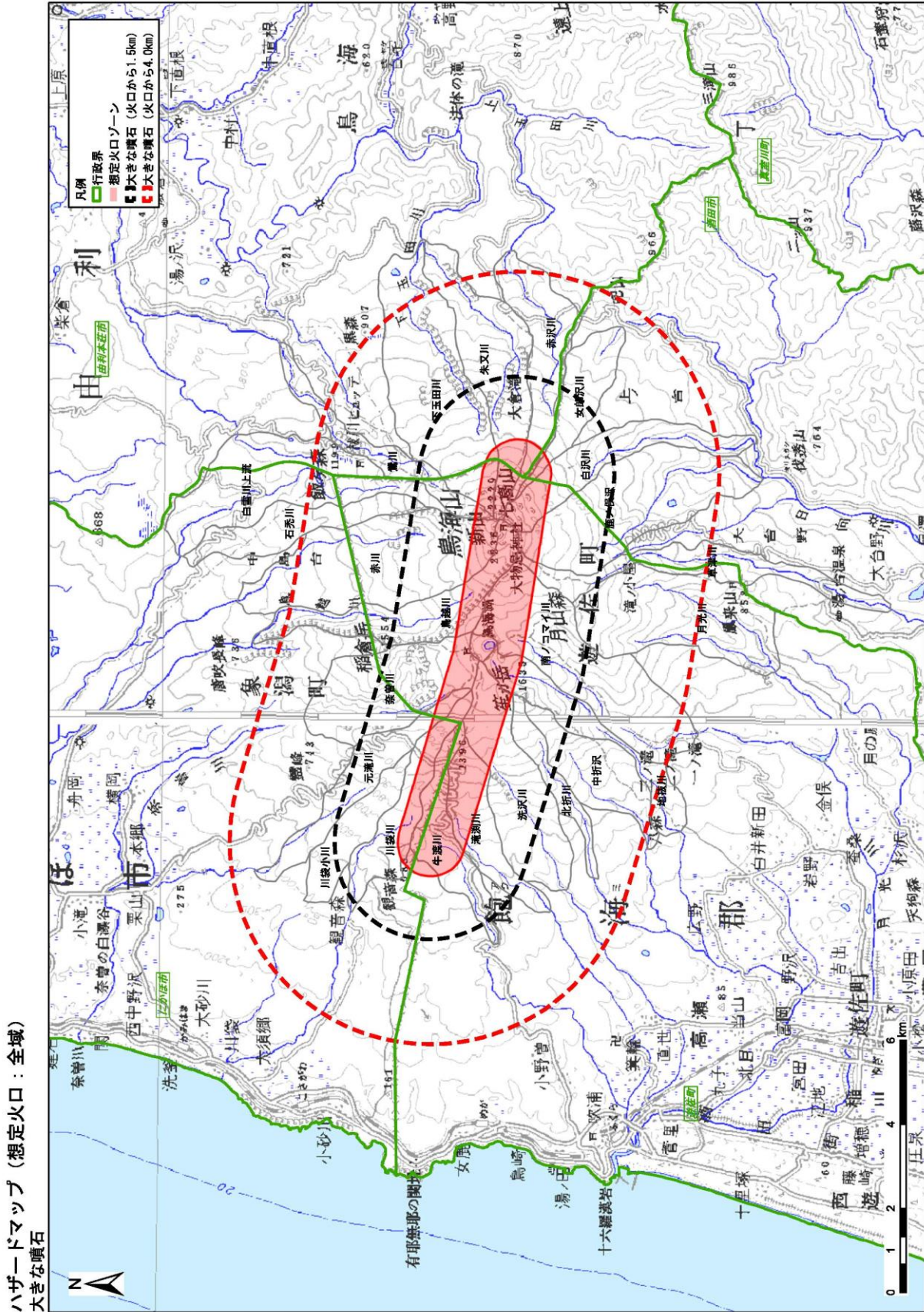
* 各レベルで記載されている以外の火山現象が警戒が必要な範囲内で発生する場合がある

3 被害想定図（ハザードマップ）

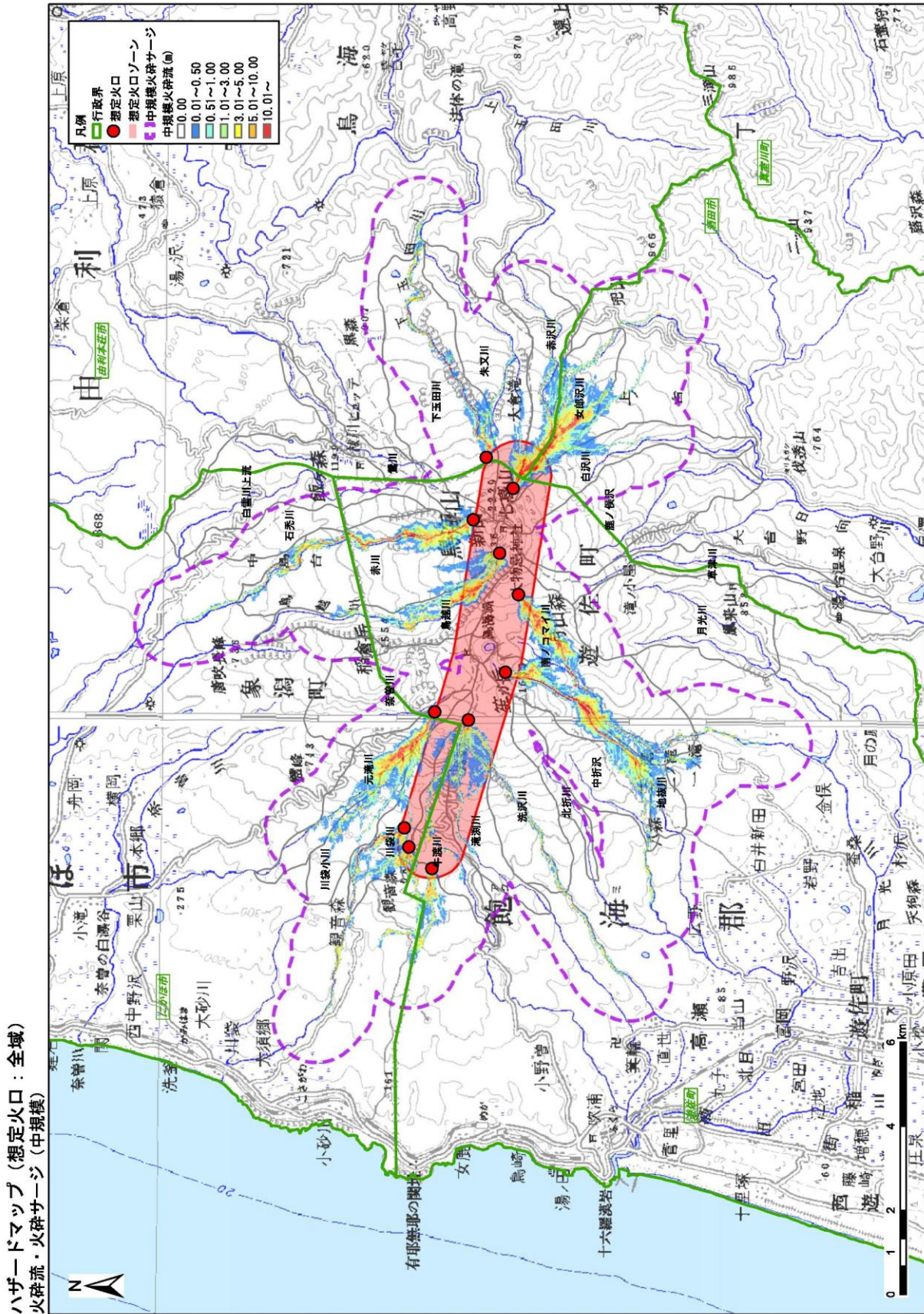
防災対策（想定火口：全域）で想定する火山現象に係る被害想定図（ハザードマップ）は下記のとおりである。

- (1) 大きな噴石
- (2) 火砕流・火砕サージ（中規模）
- (3) 火砕流・火砕サージ（大規模）
- (4) 火口噴出型泥流
- (5) 融雪型火山泥流（大規模）

被害想定図（ハザードマップ）：大きな噴石



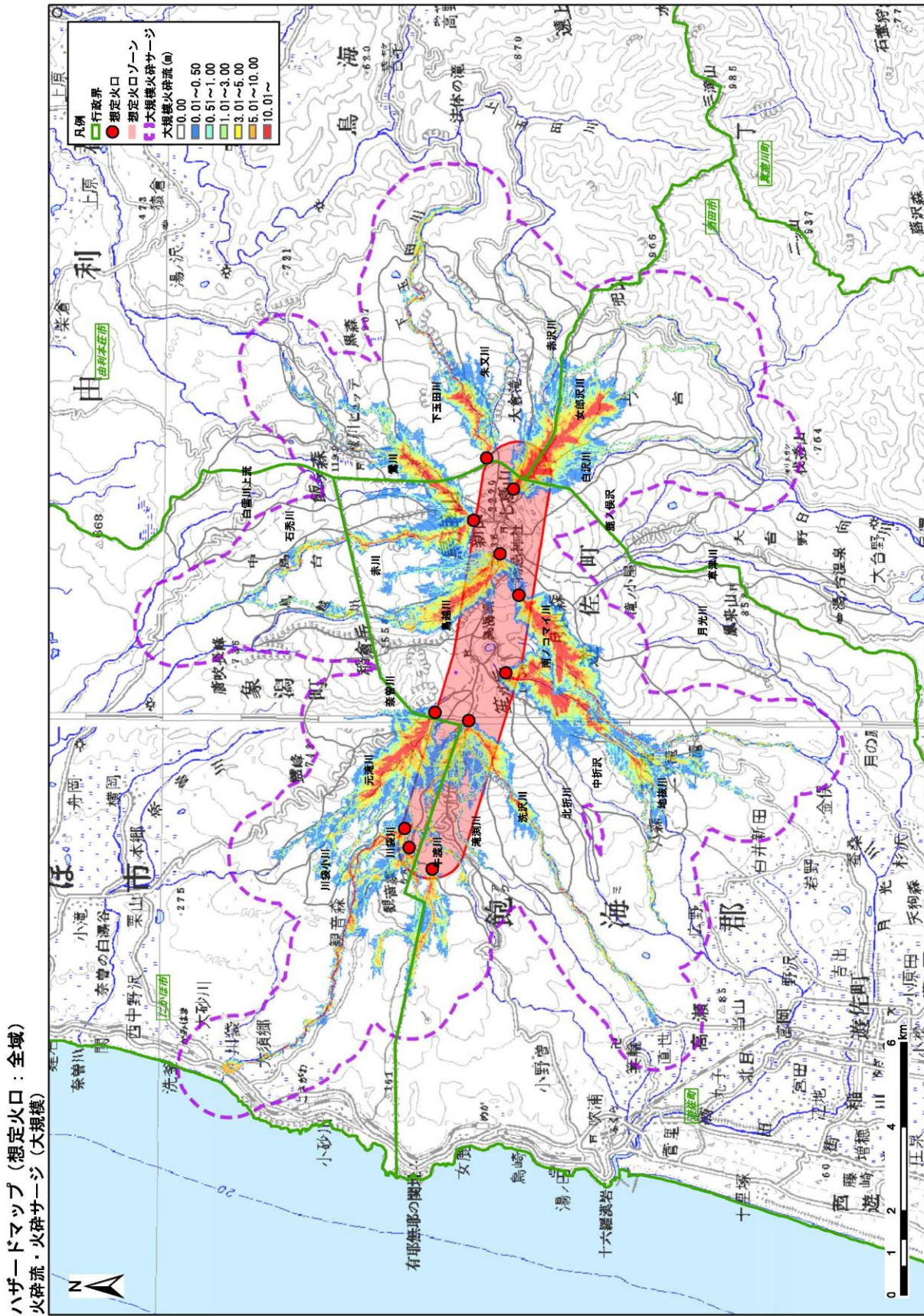
被害想定図（ハザードマップ）：火砕流・火砕サージ（中規模）



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000（地図画像）を複製したものである。

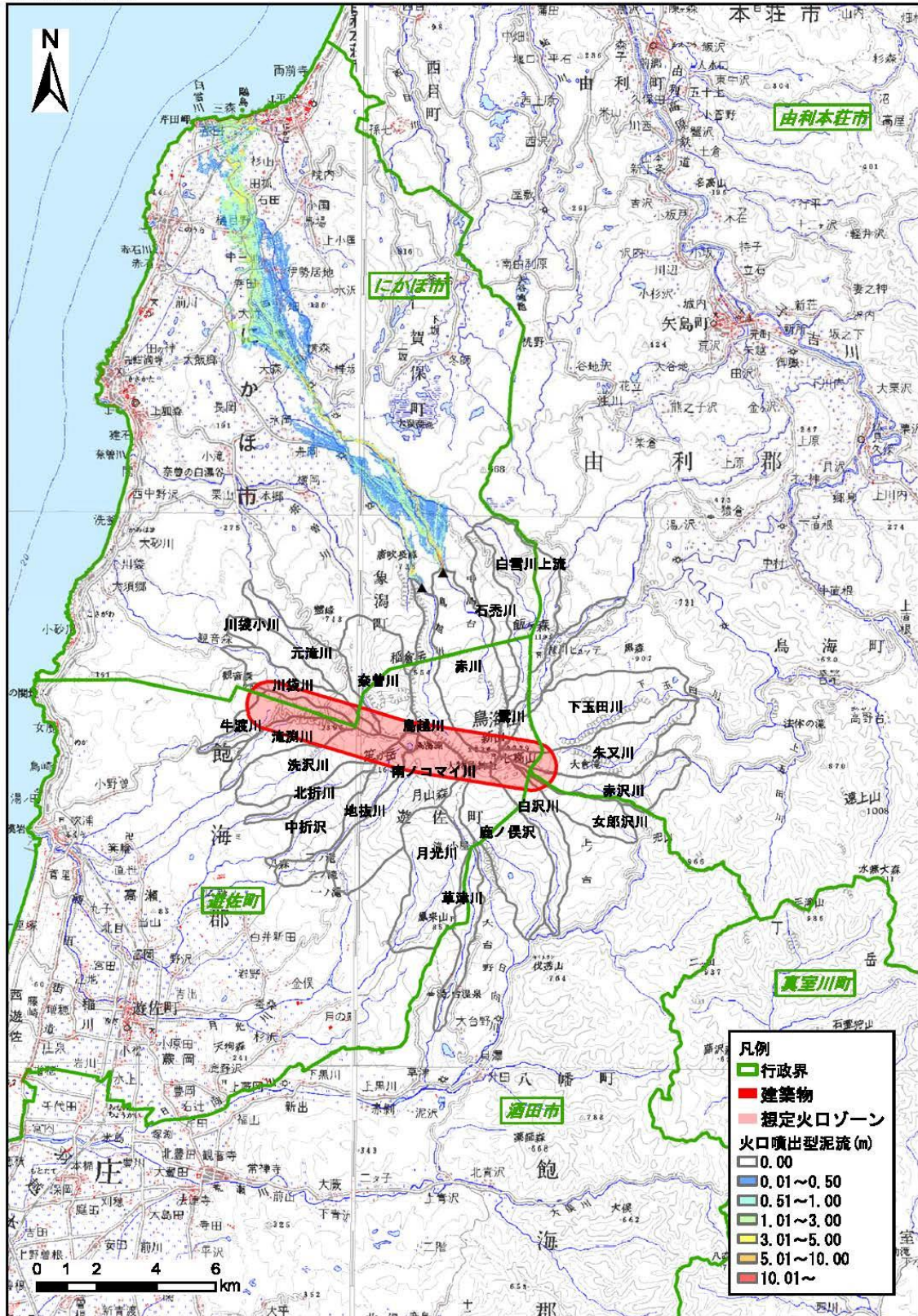
（承認番号 平 29 情 複、第 773 号）

被害想定図（ハザードマップ）：火砕流・火砕サージ（大規模）



被害想定図（ハザードマップ）：火口噴出型泥流

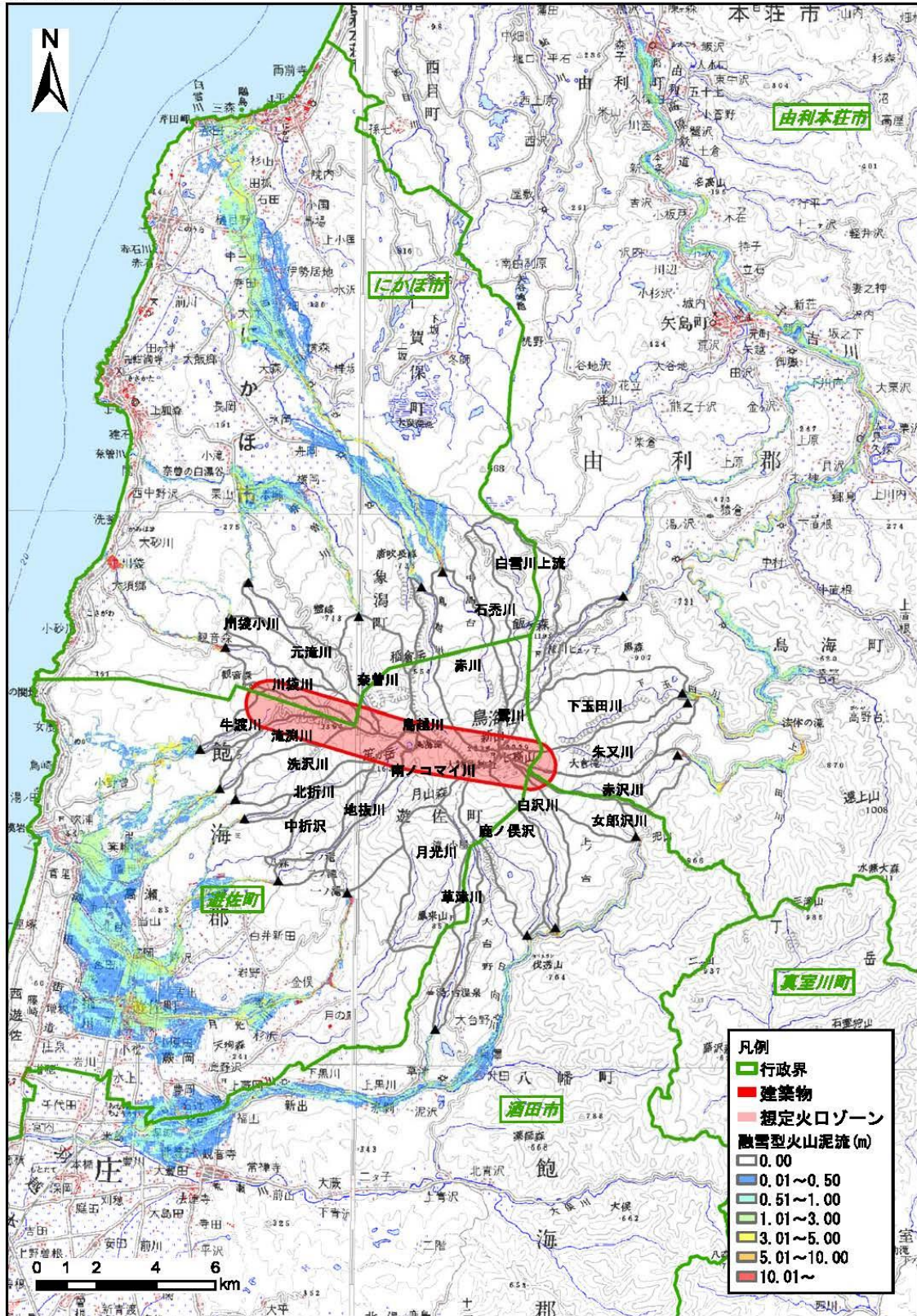
ハザードマップ（想定火口：全域）
火口噴出型泥流



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000（地図画像）を複製したものである。
（承認番号 平 29 情複、第 773 号）

被害想定図（ハザードマップ）：融雪型火山泥流（大規模）

ハザードマップ（想定火口：全域）
融雪型火山泥流（大規模）



第2節 ブルーライン等開通期の対策について

1 噴火警報「噴火警戒レベル2（火口周辺規制）」発表時の対応

警戒事象	噴火により大きな噴石が想定火口域から概ね1.5kmの範囲内に影響を及ぼす、または予想される。	
警戒範囲	大きな噴石	想定火口域から概ね1.5km以内の範囲

(1) 観光客、登山者、施設等への警報発表及び避難指示等発令の周知

	秋田県	山形県
対応策	<p>◆対応者：市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メールにより警戒範囲内からの避難を勧告する。 ・消防防災メールにより警戒範囲内からの避難を勧告する。(由利本荘市) ・にかほ市防災あんしんメールにより警戒範囲内からの避難を勧告する。(にかほ市) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(例)</p> <p>こちらは〇〇市です。</p> <p>×月×日〇時〇〇分に鳥海山（想定火口：全域）において「噴火警戒レベル2（火口周辺規制）」が発表されました。これを踏まえ、〇〇市は、火口から〇〇kmの範囲内に対し、避難指示を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線による周知。 ・ホームページ等による周知。 ・観光協会及び施設管理者へ連絡。 <p>◆対応者：にかほ市観光課（稲倉山荘）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外スピーカーからの放送による警報発表及び避難指示等発令の周知。 <p>◆対応者：県総合防災課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページでの情報提供。 ・県防災ヘリコプターによる鳥海山山頂付近での警報発表及び避難指示等発令の周知。(警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山者、観光客等に対する周知を主な目的とする。) 	<p>◆対応者：市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メールにより警戒範囲内からの避難を勧告する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(例)</p> <p>こちらは〇〇市（町）です。</p> <p>×月×日〇時〇〇分に鳥海山（想定火口：全域）において「噴火警戒レベル2（火口周辺規制）」が発表されました。これを踏まえ、〇〇市（町）は、火口から〇〇kmの範囲内に対し、避難指示を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線による周知。 ・観光協会及び施設管理者へ連絡。 ・市ホームページ及び市公式フェイスブックによる周知。(酒田市) <p>◆対応者：遊佐町総合交流促進施設(株)（大平山荘）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外スピーカーからの放送による警報発表及び避難指示等発令の周知。 <p>◆対応者：県危機管理課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県消防防災ヘリコプターによる鳥海山山頂付近での警報発表及び避難指示等発令の周知。(警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山者、観光客等に対する周知を主な目的とする。)

(2) 施設の閉鎖

	秋田県	山形県

<p>対象</p>	<p>◆由利本荘市</p> <p>七ツ釜避難小屋（管理人無）（施設No.6） 唐獅子平避難小屋（管理人無）（施設No.7）</p> <p>◆にかほ市</p> <p>稲倉山荘（市有）（施設No.2） 鉾立山荘（県有・にかほ市管理）（施設No.3） 鉾立ビジターセンター（県有・にかほ市管理）（施設No.1） 東雲荘（民有）（施設No.4）</p>	<p>◆遊佐町</p> <p>大平山荘（町有）（施設No.10） 山頂小屋（鳥海山大物忌神社）（民有）（施設No.15） 御浜小屋（民有）（施設No.13）</p>
<p>対応策</p>	<p>◆七ツ釜避難小屋、唐獅子平避難小屋</p> <p>対応者：なし</p> <p>・閉鎖するが、登山者の安全確保のため、施設は行わない。通信手段のない小屋であるため、携帯電話が受信できるエリアは緊急速報メール等により周知するとともに、県防災ヘリによる上空からの広報を行う。</p> <p>◆稲倉山荘</p> <p>対応者：にかほ市観光課</p> <p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前 利用者に退避（下山）を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。</p> <p>②噴火発生時 利用者に外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。</p> <p>【避難者受入】 噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 避難者の数などを把握し、にかほ市へ連絡する。</p> <p>【施設閉鎖】 利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施設しない。</p> <p>◆鉾立山荘、鉾立ビジターセンター</p>	<p>◆大平山荘</p> <p>対応者：遊佐町総合交流促進施設㈱</p> <p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前 利用者に退避（下山）を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。</p> <p>②噴火発生時 利用者に外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。</p> <p>【避難者受入】 噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 避難者の数などを把握し、遊佐町へ連絡する。</p> <p>【施設閉鎖】 利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施設しない。</p> <p>◆山頂小屋（鳥海山大物忌神社）、御浜小屋</p> <p><7月～9月></p> <p>対応者：鳥海山大物忌神社</p> <p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前 利用者に退避（下山）を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。</p> <p>②噴火発生時 利用者に外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。</p>

<p>対応者：にかほ市観光課（秋田県において避難誘導等の対応を指示する。）</p> <p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前 利用者に退避（下山）を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。</p> <p>②噴火発生時 利用者に外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。</p> <p>【避難者受入】 噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 避難者の数などを把握し、にかほ市へ連絡する。</p> <p>【施設閉鎖】 利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p> <p>◆東雲荘</p> <p>対応者：TDK㈱</p> <p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前 利用者に退避（下山）を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。</p> <p>②噴火発生時 利用者に外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。</p> <p>【避難者受入】 噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 避難者の数などを把握し、にかほ市へ連絡する。</p> <p>【施設閉鎖】 利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p>	<p>【避難者受入】 噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 避難者の数などを把握し、遊佐町へ連絡する。</p> <p>【施設閉鎖】 利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p> <p><7月～9月以外></p> <p>対応者：なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・閉鎖するが、登山者の安全確保のため、施錠は行わない。通信手段のない小屋であるため、携帯電話が受信できるエリアは緊急速報メール等により周知するとともに、県防災ヘリによる上空からの広報を行う。
--	---

(3) 道路の閉鎖等

	秋田県	山形県
対象	<p>◆県道</p> <p>鳥海公園小滝線・・・一の清水ゲート</p>	<p>◆県道</p> <p>鳥海公園吹浦線・・・小野曾（旧料金所）ゲート （冬期閉鎖箇所）</p> <p>◆町道、林道（遊佐町）</p> <p>林道山居線・・・升川集落北側</p>
対応策	<p>◆県道</p> <p>対応者：県由利地域振興局建設部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県からの指示で維持管理者が閉鎖する。 ・異常気象に伴う閉鎖時は、維持管理者による車両の追い出し作業を実施しているが、今回の閉鎖は、維持管理者の安全を確保のため、追い出し作業はしない。 （県防災ヘリコプターによる上空からの広報により対応） ・道路情報版、看板による注意喚起 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 	<p>◆県道</p> <p>対応者：県庄内総合支庁建設部道路計画課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨量規制時等の道路管理計画に基づく閉鎖方法で実施。（維持管理者による閉鎖） ・異常気象に伴う閉鎖時は、維持管理者による車両の追い出し作業を実施しているが、今回の閉鎖の場合は、維持管理者の安全を確保するため、追い出し作業はしない。 （県防災ヘリコプターによる上空からの広報により対応） ※ゲート位置には転回場所あり ・道路情報版、看板による注意喚起 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆町道、林道（遊佐町）</p> <p>対応者：遊佐町地域生活課・産業課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象箇所において、道路の閉鎖を行う。 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置

(4) 登山口の閉鎖等（入山規制）

	秋田県	山形県
対象	<p>◆由利本荘市</p> <p>矢島口（登山口No.5） 猿倉口（登山口No.6） 百宅口（登山口No.7）</p> <p>◆にかほ市</p> <p>横岡口（登山口No.1） 中島台レクリエーションの森（登山口） （登山口No.3） 貯木場（登山口）（登山口No.4）</p>	<p>◆酒田市</p> <p>湯ノ台口（登山口No.14） 家族旅行村（登山口）（登山口No.15） 湯ノ台口（車道終点）（登山口No.16） 鶴間池（登山口）（登山口No.17）</p> <p>◆遊佐町</p> <p>長坂口（登山口No.8） 万助口（登山口No.9） 二ノ滝口（登山口No.11）</p>

	<p>◆登山口の閉鎖対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全登山口を閉鎖対象とするが、警戒範囲内にある登山口は避難指示等の発令範囲となるため、閉鎖等対応策の実施対象とはしない。 	<p>三ノ俣（登山口）（登山口No.12） 蕨岡口（登山口No.13）</p> <p>◆登山口の閉鎖対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全登山口を閉鎖対象とするが、警戒範囲内にある登山口は避難指示等の発令範囲となるため、閉鎖等対応策の実施対象とはしない。
対応策	<p>対応者：登山口所在市（総合支所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記箇所に警報発表に係る入山規制のための看板を設置し、登山口を閉鎖する。 	<p>対応者：登山口等所在市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記箇所に警報発表に係る入山規制のための看板を設置し、登山口を閉鎖する。

（5）住民等への警報発表及び避難情報等発令の周知

	秋田県	山形県
対象	<p>◆にかほ市</p> <p>観音森地区</p>	<p>◆遊佐町</p> <p>升川地区、三ノ俣地区</p>
対応策	<p>対応者：にかほ市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象者に対する高齢者等避難の発令 ・周知方法：防災行政無線、電話、訪問による伝達、防災あんしんメール、緊急速報メール ・避難所の開設：避難計画による 	<p>対応者：遊佐町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象者に対する高齢者等避難の発令 ・周知方法：防災行政無線、電話、FAX、訪問、広報車による伝達、緊急速報メール、SNS ・避難所の開設：避難計画による

（6）観光客・登山者の避難対策

	秋田県	山形県
対象	<p>◆警報発表後に帰宅困難となった観光客・登山者</p>	<p>◆警報発表後に帰宅困難となった観光客・登山者</p>
対応策	<p>対応者：市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設 由利本荘市：日新館、紫水館、直根公民館等 にかほ市：象潟公民館、金浦公民館、仁賀保公民館 	<p>対応者：市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設 酒田市：八幡タウンセンター、八幡体育館、修道館 遊佐町：生涯学習センター、町民体育館

2 噴火警報「噴火警戒レベル3（入山規制）」発表時の対応

警戒事象	噴火により大きな噴石が想定火口域から概ね4kmの範囲内、火砕流・火砕サージが居住地の近くまでに影響を及ぼす、または予想される。	
警戒範囲	大きな噴石	想定火口域から概ね4km以内の範囲
	火砕流・火砕サージ (中規模)	想定火口域から概ね4km以内の範囲 川袋川、赤川、下玉田川、赤沢川、女郎沢川、南ノコマイ川、南折川、中折川、洗沢川の各河川流域

(1) 観光客、登山者、施設等への警報発表及び避難指示等発令の周知

	秋田県	山形県
対応策	<p>◆対応者：市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メールにより警戒範囲内からの避難を勧告する。 ・消防防災メールにより警戒範囲内からの避難を勧告する。(由利本荘市) ・にかほ市防災あんしんメールにより警戒範囲内からの避難を勧告する。(にかほ市) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(例) こちらは〇〇市です。 ×月×日〇時〇〇分に鳥海山（想定火口：全域）において「噴火警戒レベル3（入山規制）」が発表されました。これを踏まえ、〇〇市は、火口から〇〇kmの範囲内に対し、避難指示を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線による周知。 ・ホームページ等による周知。 ・観光協会及び施設管理者へ連絡。 <p>◆対応者：にかほ市観光課（稲倉山荘）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外スピーカーからの放送による警報発表及び避難指示等発令の周知。 <p>◆対応者：県総合防災課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページでの情報提供。 ・県防災ヘリコプターによる鳥海山山頂付近での警報発表及び避難指示等発令の周知。(警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山者、観光客等に対する周知を主な目的とする。) 	<p>◆対応者：市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メールにより警戒範囲内からの避難を勧告する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(例) こちらは〇〇市（町）です。 ×月×日〇時〇〇分に鳥海山（想定火口：全域）において「噴火警戒レベル3（入山規制）」が発表されました。これを踏まえ、〇〇市（町）は、火口から〇〇kmの範囲内に対し、避難指示を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線による周知。 ・観光協会及び施設管理者へ連絡。 ・市ホームページ及び市公式フェイスブックによる周知。(酒田市) <p>◆対応者：遊佐町総合交流促進施設(株)（大平山荘）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外スピーカーからの放送による警報発表及び避難指示等発令の周知。 <p>◆対応者：県危機管理課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県消防防災ヘリコプターによる鳥海山山頂付近での警報発表及び避難指示等発令の周知。(警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山者、観光客等に対する周知を主な目的とする。)

(2) 施設の閉鎖

	秋田県	山形県
対象	<p>◆由利本荘市</p> <p>七ツ釜避難小屋（管理人無）（施設No.6） 唐獅子平避難小屋（管理人無）（施設No.7） 大清水避難小屋（管理人無）（施設No.9） 祓川ヒュッテ（管理人有）（施設No.8）</p> <p>◆にかほ市</p> <p>稲倉山荘（市有）（施設No.2） 鉾立山荘（県有・にかほ市管理）（施設No.3） 鉾立ビジターセンター（県有・にかほ市管理） （施設No.1） 東雲荘（民有）（施設No.4） 中島台レクリエーションの森 （国有・にかほ市管理）（施設No.5）</p>	<p>◆酒田市</p> <p>山雪荘（民有）（施設No.16） 鶴間池小屋（民有）（施設No.17）</p> <p>◆遊佐町</p> <p>大平山荘（町有）（施設No.10） 山頂小屋（鳥海山大物忌神社）（民有） （施設No.15） 御浜小屋（民有）（施設No.13） 万助小屋（市有）（施設No.11） 鈴木小屋（民有）（施設No.12） 滝ノ小屋（町有）（施設No.14）</p>
対応策	<p>◆七ツ釜避難小屋、唐獅子平避難小屋、大清水避難小屋</p> <p>対応者：なし</p> <p>・閉鎖するが、登山者の安全確保のため、施設は行わない。通信手段のない小屋であるため、携帯電話が受信できるエリアは緊急速報メール等により周知するとともに、県防災ヘリによる上空からの広報を行う。</p> <p>◆祓川ヒュッテ</p> <p>対応者：祓川ヒュッテ管理人</p> <p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前 利用者に退避（下山）を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。</p> <p>②噴火発生時 利用者に外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。</p> <p>【避難者受入】 噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 避難者の数などを把握し、由利本荘市へ連絡す</p>	<p>◆山雪荘、鶴間池小屋、万助小屋、鈴木小屋</p> <p>対応者：なし</p> <p>・閉鎖するが、登山者の安全確保のため、施設は行わない。通信手段のない小屋であるため、携帯電話が受信できるエリアは緊急速報メール等により周知するとともに、県防災ヘリによる上空からの広報を行う。</p> <p>◆大平山荘</p> <p>対応者：遊佐町総合交流促進施設㈱</p> <p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前 利用者に退避（下山）を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。</p> <p>②噴火発生時 利用者に外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。</p> <p>【避難者受入】 噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 避難者の数などを把握し、遊佐町へ連絡する。</p> <p>【施設閉鎖】</p>

<p>る。</p> <p>【施設閉鎖】</p> <p>利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p> <p>◆稲倉山荘</p> <p>対応者：にかほ市観光課</p> <p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前</p> <p>利用者に退避（下山）を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。</p> <p>②噴火発生時</p> <p>利用者に外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。</p> <p>【避難者受入】</p> <p>噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。</p> <p>避難者の数などを把握し、にかほ市へ連絡する。</p> <p>【施設閉鎖】</p> <p>利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p> <p>◆鉢立山荘、鉢立ビジターセンター</p> <p>対応者：にかほ市観光課（秋田県において避難誘導等の対応を指示する。）</p> <p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前</p> <p>利用者に退避（下山）を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。</p> <p>②噴火発生時</p> <p>利用者に外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。</p> <p>【避難者受入】</p> <p>噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観</p>	<p>利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p> <p>◆山頂小屋（鳥海山大物忌神社）、御浜小屋</p> <p><7月～9月></p> <p>対応者：鳥海山大物忌神社</p> <p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前</p> <p>利用者に退避（下山）を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。</p> <p>②噴火発生時</p> <p>利用者に外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。</p> <p>【避難者受入】</p> <p>噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。</p> <p>避難者の数などを把握し、遊佐町へ連絡する。</p> <p>【施設閉鎖】</p> <p>利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p> <p><7月～9月以外></p> <p>対応者：なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・閉鎖するが、登山者の安全確保のため、施錠は行わない。通信手段のない小屋であるため、携帯電話が受信できるエリアは緊急速報メール等により周知するとともに、県防災ヘリによる上空からの広報を行う。 <p>◆滝ノ小屋</p> <p><6月～10月></p> <p>対応者：遊佐町企画課</p> <p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前</p> <p>利用者に退避（下山）を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。</p>
---	---

<p>光客等を屋内の安全な場所に誘導する。</p> <p>避難者の数などを把握し、にかほ市へ連絡する。</p> <p>【施設閉鎖】</p> <p>利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p> <p>◆東雲荘</p> <p>対応者：TDK㈱</p> <p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前</p> <p>利用者に退避（下山）を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。</p> <p>②噴火発生時</p> <p>利用者に外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。</p> <p>【避難者受入】</p> <p>噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。</p> <p>避難者の数などを把握し、にかほ市へ連絡する。</p> <p>【施設閉鎖】</p> <p>利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p> <p>◆中島台レクリエーションの森</p> <p>対応者：にかほ市観光課</p> <p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前</p> <p>利用者に退避（下山）を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。</p> <p>②噴火発生時</p> <p>利用者に外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。</p> <p>【避難者受入】</p>	<p>②噴火発生時</p> <p>利用者に外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。</p> <p>【避難者受入】</p> <p>噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。</p> <p>避難者の数などを把握し、遊佐町へ連絡する。</p> <p>【施設閉鎖】</p> <p>利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p> <p><6月～10月以外></p> <p>対応者：なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・閉鎖するが、登山者の安全確保のため、施錠は行わない。通信手段のない小屋であるため、携帯電話が受信できるエリアは緊急速報メール等により周知するとともに、県防災ヘリによる上空からの広報を行う。
---	---

<p>噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。</p> <p>避難者の数などを把握し、にかほ市へ連絡する。</p> <p>【施設閉鎖】</p> <p>利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p>	
--	--

(3) 道路の閉鎖等

	秋田県	山形県
対象	<p>◆県道</p> <p>鳥海公園小滝線・・・象潟口旧料金所ゲート (冬期閉鎖箇所)</p> <p>象潟矢島線 ・横岡第1発電所（冬期閉鎖箇所）～ 市道祓川線分岐</p> <p>◆市道、林道（由利本荘市）</p> <p>祓川線・・・象潟矢島線との分岐 (祓川線の起点)</p> <p>鳥海線・・・冬期閉鎖箇所2箇所</p> <p>手代林道・・・手代林道入口（冬期閉鎖箇所）</p> <p>◆市道（にかほ市）</p> <p>観音森開拓線・・・象潟町大須郷字藤池</p> <p>焼山大道線・・・象潟町川袋字坂の上</p> <p>茨池線・・・象潟町小砂川字下向坂</p> <p>観音森線・・・象潟町小砂川字寺沢</p>	<p>◆県道</p> <p>鳥海公園吹浦線・・・小野曾（旧料金所）ゲート (冬期閉鎖箇所)</p> <p>酒田遊佐線・・・胴腹ノ滝駐車場付近 (冬期閉鎖箇所)</p> <p>鳥海公園青沢線 ・鳥海高原牧場前T字路交差点付近 (冬期閉鎖箇所)</p> <p>◆市道、林道（酒田市）</p> <p>奥山林道・・・黒瀬発電所付近（冬期閉鎖箇所）</p> <p>◆町道、林道（遊佐町）</p> <p>升川中央線・・・升川集落東側</p> <p>下当東山線・・・東山集落東側</p> <p>東山線・・・東山集落東側</p> <p>長坂団地線・・・畑藤井金俣線T字路</p> <p>金俣三ノ俣線・・・金俣集落東側</p> <p>林道山居線・・・升川集落北側</p> <p>林道若林線・・・升川集落南側</p> <p>林道中山線・・・中山集落東側</p> <p>林道当山線支線・・・中山関根線T字路</p> <p>林道白井新田線・・・藤井集落東側</p> <p>林道中村線・・・臂曲集落東側</p>

対応策	<p>◆県道 対応者：県由利地域振興局建設部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県からの指示で維持管理業者が閉鎖する。 ・異常気象に伴う閉鎖時は、維持管理業者による車両の追い出し作業を実施しているが、今回の閉鎖は、維持管理業者の安全を確保のため、追い出し作業はしない。 （県防災ヘリコプターによる上空からの広報により対応） ・道路情報板、看板による注意喚起 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆市道、林道（由利本荘市） 対応者：由利本荘市矢島総合支所建設課 由利本荘市鳥海総合支所建設課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象箇所において、道路の閉鎖を行う。 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆市道（にかほ市） 対応者：にかほ市農林水産建設部建設課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象箇所において、道路の閉鎖を行う。 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 	<p>◆県道 対応者：県庄内総合支庁建設部道路計画課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨量規制時等の道路管理計画に基づく閉鎖方法で実施。（維持管理業者による閉鎖） ・異常気象に伴う閉鎖時は、維持管理業者による車両の追い出し作業を実施しているが、今回の閉鎖の場合は、維持管理業者の安全を確保するため、追い出し作業はしない。 （県防災ヘリコプターによる上空からの広報により対応） ※ゲート位置には転回場所あり ・道路情報板、看板による注意喚起 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆市道、林道（酒田市） 対応者：酒田市八幡総合支所建設産業課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象箇所において、道路の閉鎖を行う。 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆町道、林道（遊佐町） 対応者：遊佐町地域生活課・産業課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象箇所において、道路の閉鎖を行う。 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置
-----	--	--

（4）登山口の閉鎖等（入山規制）

	秋田県	山形県
対象	<p>◆にかほ市 横岡口（登山口No.1）</p> <p>◆登山口の閉鎖対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全登山口を閉鎖対象とするが、警戒範囲内にある登山口は避難指示等の発令範囲となるため、閉鎖等対応策の実施対象とはしない。 	<p>◆酒田市 湯ノ台口（登山口No.14） 家族旅行村（登山口）（登山口No.15）</p> <p>◆遊佐町 蕨岡口（登山口No.13）</p> <p>◆登山口の閉鎖対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全登山口を閉鎖対象とするが、警戒範囲内にある登山口は避難指示等の発令範囲となるため、閉鎖等対応策の実施対象とはしない。
対応	<p>対応者：登山口所在市（総合支所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記箇所に警報発表に係る入山規制のための 	<p>対応者：登山口等所在市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記箇所に警報発表に係る入山規制のための

策	看板を設置し、登山口を閉鎖する。	看板を設置し、登山口を閉鎖する。
---	------------------	------------------

(5) 住民等への警報発表及び避難情報等発令の周知

	秋田県	山形県
対象	◆ にかほ市 観音森地区	◆ 遊佐町 升川地区、三ノ俣地区
対応策	対応者：にかほ市 <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象者に対する避難指示の発令 ・周知方法：防災行政無線、電話、訪問による伝達、防災あんしんメール、緊急速報メール ・避難所の開設：避難計画による 	対応者：遊佐町 <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象者に対する避難指示の発令 ・周知方法：防災行政無線、電話、FAX、訪問、広報車による伝達、緊急速報メール、SNS ・避難所の開設：避難計画による

(6) 観光客・登山者の避難対策

	秋田県	山形県
対象	◆ 警報発表後に帰宅困難となった観光客・登山者	◆ 警報発表後に帰宅困難となった観光客・登山者
対応策	対応者：市 <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設 由利本荘市：日新館、紫水館、直根公民館等 にかほ市：象潟公民館、金浦公民館、仁賀保公民館 	対応者：市町 <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設 酒田市：八幡タウンセンター、八幡体育館、修道館 遊佐町：生涯学習センター、町民体育館

3 噴火警報「噴火警戒レベル4（避難準備）」発表時の対応

■「火砕流・火砕サージ」

警戒事象	噴火により火砕流・火砕サージが居住地域に影響を及ぼすことが予想される。	
警戒範囲	大きな噴石	想定火口域から概ね4km以内の範囲
	火砕流・火砕サージ (大規模)	想定火口域から概ね4km以内の範囲 川袋川、中折川、洗沢川の各河川流域（居住地域を含む）及び 鳥越川、赤川、鶯川、下玉田川、朱又川、赤沢川、女郎沢川、 白沢川、南ノコマイ川、南折川の各河川流域

※ 当該レベルの他の火山現象が同時に発生する可能性がある場合は、これらの火山現象の最大範囲を対象として防災対策を実施するものとする。

(1) 観光客、登山者、施設等への警報発表及び避難指示等発令の周知

	秋田県	山形県
対応策	<p>◆対応者：市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メールにより警戒範囲内からの避難を勧告する。 ・消防防災メールにより警戒範囲内からの避難を勧告する。(由利本荘市) ・にかほ市防災あんしんメールにより警戒範囲内からの避難を勧告する。(にかほ市) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(例)</p> <p>こちらは〇〇市です。</p> <p>×月×日〇時〇〇分に鳥海山（想定火口：全域）において「噴火警戒レベル4（避難準備）」が発表されました。これを踏まえ、〇〇市は、〇〇地区に高齢者等避難を、火口から〇〇kmの範囲内に避難指示を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線による周知。 ・ホームページ等による周知。 ・観光協会及び施設管理者へ連絡。 ・避難区域（居住地域）内にある要配慮者施設、大規模集客施設等への連絡。 <p>◆対応者：にかほ市観光課（稲倉山荘）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外スピーカーからの放送による警報発表及び避難指示等発令の周知。 	<p>◆対応者：市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メールにより警戒範囲内からの避難を勧告する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(例)</p> <p>こちらは〇〇市（町）です。</p> <p>×月×日〇時〇〇分に鳥海山（想定火口：全域）において「噴火警戒レベル4（避難準備）」が発表されました。これを踏まえ、〇〇市（町）は、〇〇地区に高齢者等避難を、火口から〇〇kmの範囲内に避難指示を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線による周知。 ・観光協会及び施設管理者へ連絡。 ・市ホームページ及び市公式フェイスブックによる周知。(酒田市) ・避難区域（居住地域）の広報車巡回による周知。 ・避難区域（居住地域）内にある要配慮者施設、大規模集客施設等への連絡。 <p>◆対応者：遊佐町総合交流促進施設(株)（大平山荘）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外スピーカーからの放送による警報発表及び避難指示等発令の周知。 <p>◆対応者：県危機管理課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県消防防災ヘリコプターによる鳥海山山頂付近

<p>◆対応者：県総合防災課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページでの情報提供。 ・県防災ヘリコプターによる鳥海山山頂付近での警報発表及び避難指示等発令の周知。（警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山者、観光客等に対する周知を主な目的とする。） 	<p>での警報発表及び避難指示等発令の周知。（警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山者、観光客等に対する周知を主な目的とする。）</p>
--	---

(2) 施設の閉鎖

	秋田県	山形県
対象	<p>◆由利本荘市</p> <p>七ツ釜避難小屋（管理人無）（施設No.6） 唐獅子平避難小屋（管理人無）（施設No.7） 大清水避難小屋（管理人無）（施設No.9） 祓川ヒュッテ（管理人有）（施設No.8）</p> <p>◆にかほ市</p> <p>稲倉山荘（市有）（施設No.2） 鉾立山荘（県有・にかほ市管理）（施設No.3） 鉾立ビジターセンター（県有・にかほ市管理）（施設No.1） 東雲荘（民有）（施設No.4） 中島台レクリエーションの森（国有・にかほ市管理）（施設No.5）</p>	<p>◆酒田市</p> <p>山雪荘（民有）（施設No.16） 鶴間池小屋（民有）（施設No.17）</p> <p>◆遊佐町</p> <p>大平山荘（町有）（施設No.10） 山頂小屋（鳥海山大物忌神社）（民有）（施設No.15） 御浜小屋（民有）（施設No.13） 万助小屋（市有）（施設No.11） 鈴木小屋（民有）（施設No.12） 滝ノ小屋（町有）（施設No.14）</p>
対応策	<p>◆七ツ釜避難小屋、唐獅子平避難小屋、大清水避難小屋</p> <p>対応者：なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・閉鎖するが、登山者の安全確保のため、施設は行わない。通信手段のない小屋であるため、携帯電話が受信できるエリアは緊急速報メール等により周知するとともに、県防災ヘリによる上空からの広報を行う。 <p>◆祓川ヒュッテ</p> <p>対応者：祓川ヒュッテ管理人</p> <p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前 利用者に退避（下山）を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。</p> <p>②噴火発生時</p>	<p>◆山雪荘、鶴間池小屋、万助小屋、鈴木小屋</p> <p>対応者：なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・閉鎖するが、登山者の安全確保のため、施設は行わない。通信手段のない小屋であるため、携帯電話が受信できるエリアは緊急速報メール等により周知するとともに、県防災ヘリによる上空からの広報を行う。 <p>◆大平山荘</p> <p>対応者：遊佐町総合交流促進施設㈱</p> <p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前 利用者に退避（下山）を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。</p> <p>②噴火発生時 利用者に外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びか</p>

<p>利用者に外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。</p> <p>【避難者受入】 噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 避難者の数などを把握し、由利本荘市へ連絡する。</p> <p>【施設閉鎖】 利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p> <p>◆稲倉山荘 対応者：にかほ市観光課</p> <p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前 利用者に退避（下山）を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。</p> <p>②噴火発生時 利用者に外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。</p> <p>【避難者受入】 噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 避難者の数などを把握し、にかほ市へ連絡する。</p> <p>【施設閉鎖】 利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p> <p>◆鉢立山荘、鉢立ビジターセンター 対応者：にかほ市観光課（秋田県において避難誘導等の対応を指示する。）</p> <p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前 利用者に退避（下山）を呼びかけ、管理者も最</p>	<p>ける。</p> <p>【避難者受入】 噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 避難者の数などを把握し、遊佐町へ連絡する。</p> <p>【施設閉鎖】 利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p> <p>◆山頂小屋（鳥海山大物忌神社）、御浜小屋 <7月～9月> 対応者：鳥海山大物忌神社</p> <p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前 利用者に退避（下山）を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。</p> <p>②噴火発生時 利用者に外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。</p> <p>【避難者受入】 噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 避難者の数などを把握し、遊佐町へ連絡する。</p> <p>【施設閉鎖】 利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p> <p><7月～9月以外> 対応者：なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・閉鎖するが、登山者の安全確保のため、施錠は行わない。通信手段のない小屋であるため、携帯電話が受信できるエリアは緊急速報メール等により周知するとともに、県防災ヘリによる上空からの広報を行う。 <p>◆滝ノ小屋</p>
--	---

<p>後に残った利用者とともに退避する。</p> <p>②噴火発生時 利用者に外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。</p> <p>【避難者受入】 噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 避難者の数などを把握し、にかほ市へ連絡する。</p> <p>【施設閉鎖】 利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p> <p>◆東雲荘 対応者：TDK㈱</p> <p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前 利用者に退避（下山）を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。</p> <p>②噴火発生時 利用者に外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。</p> <p>【避難者受入】 噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 避難者の数などを把握し、にかほ市へ連絡する。</p> <p>【施設閉鎖】 利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p> <p>◆中島台レクリエーションの森 対応者：にかほ市観光課</p> <p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前</p>	<p><6月～10月> 対応者：遊佐町企画課</p> <p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前 利用者に退避（下山）を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。</p> <p>②噴火発生時 利用者に外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。</p> <p>【避難者受入】 噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 避難者の数などを把握し、遊佐町へ連絡する。</p> <p>【施設閉鎖】 利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p> <p><6月～10月以外> 対応者：なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・閉鎖するが、登山者の安全確保のため、施錠は行わない。通信手段のない小屋であるため、携帯電話が受信できるエリアは緊急速報メール等により周知するとともに、県防災ヘリによる上空からの広報を行う。
--	---

<p>利用者に退避（下山）を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。</p> <p>②噴火発生時</p> <p>利用者に外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。</p> <p>【避難者受入】</p> <p>噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。</p> <p>避難者の数などを把握し、にかほ市へ連絡する。</p> <p>【施設閉鎖】</p> <p>利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p>	
--	--

(3) 道路の閉鎖等

	秋田県	山形県
対象	<p>◆県道</p> <p>鳥海公園小滝線・・・象潟口旧料金所ゲート (冬期閉鎖箇所)</p> <p>象潟矢島線 ・横岡第1発電所（冬期閉鎖箇所）～ 市道祓川線分岐</p> <p>◆市道、林道（由利本荘市）</p> <p>祓川線・・・象潟矢島線との分岐 (祓川線の起点)</p> <p>鳥海線・・・冬期閉鎖箇所2箇所</p> <p>手代林道・・・手代林道入口（冬期閉鎖箇所）</p> <p>◆市道（にかほ市）</p> <p>観音森開拓線・・・象潟町大須郷字藤池</p> <p>焼山大道線・・・象潟町川袋字坂の上</p> <p>茨池線・・・象潟町小砂川字下向坂</p> <p>観音森線・・・象潟町小砂川字寺沢</p> <p>◆道路の閉鎖対象</p> <p>・噴火警戒レベル4における道路の閉鎖対象は、</p>	<p>◆県道</p> <p>鳥海公園吹浦線・・・小野曾（旧料金所）ゲート (冬期閉鎖箇所)</p> <p>酒田遊佐線・・・胴腹ノ滝駐車場付近 (冬期閉鎖箇所)</p> <p>鳥海公園青沢線 ・鳥海高原牧場前T字路交差点付近 (冬期閉鎖箇所)</p> <p>◆市道、林道（酒田市）</p> <p>奥山林道・・・黒瀬発電所付近（冬期閉鎖箇所）</p> <p>◆町道、林道（遊佐町）</p> <p>升川中央線・・・升川集落東側</p> <p>下当東山線・・・東山集落東側</p> <p>東山線・・・東山集落東側</p> <p>長坂団地線・・・畑藤井金俣線T字路</p> <p>金俣三ノ俣線・・・金俣集落東側</p> <p>林道山居線・・・升川集落北側</p> <p>林道若林線・・・升川集落南側</p> <p>林道中山線・・・中山集落東側</p> <p>林道当山線支線・・・中山関根線T字路</p>

	<p>避難指示の発令範囲である噴火警戒レベル3の対象道路とする。</p>	<p>林道白井新田線・・・藤井集落東側 林道中村線・・・臂曲集落東側</p> <p>◆道路の閉鎖対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火警戒レベル4における道路の閉鎖対象は、避難指示の発令範囲である噴火警戒レベル3の対象道路とする。
<p>対応策</p>	<p>◆県道 対応者：県由利地域振興局建設部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県からの指示で維持管理業者が閉鎖する。 ・異常気象に伴う閉鎖時は、維持管理業者による車両の追い出し作業を実施しているが、今回の閉鎖は、維持管理業者の安全を確保のため、追い出し作業はしない。 (県防災ヘリコプターによる上空からの広報により対応) ・道路情報板、看板による注意喚起 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆市道、林道（由利本荘市） 対応者：由利本荘市矢島総合支所建設課 由利本荘市鳥海総合支所建設課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象箇所において、道路の閉鎖を行う。 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆市道（にかほ市） 対応者：にかほ市農林水産建設部建設課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象箇所において、道路の閉鎖を行う。 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆噴火警戒レベル5に備えた道路封鎖等の準備 対応者：噴火警戒レベル5において対応が必要な防災関係機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火警戒レベル5が発表された場合に、速やかに道路の封鎖等ができるよう事前準備を行う。 	<p>◆県道 対応者：県庄内総合支庁建設部道路計画課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨量規制時等の道路管理計画に基づく閉鎖方法で実施。(維持管理業者による閉鎖) ・異常気象に伴う閉鎖時は、維持管理業者による車両の追い出し作業を実施しているが、今回の閉鎖の場合は、維持管理業者の安全を確保するため、追い出し作業はしない。 (県防災ヘリコプターによる上空からの広報により対応) ※ゲート位置には転回場所あり ・道路情報板、看板による注意喚起 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆市道、林道（酒田市） 対応者：酒田市八幡総合支所建設産業課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象箇所において、道路の閉鎖を行う。 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆町道、林道（遊佐町） 対応者：遊佐町地域生活課・産業課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象箇所において、道路の閉鎖を行う。 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆噴火警戒レベル5に備えた道路封鎖等の準備 対応者：噴火警戒レベル5において対応が必要な防災関係機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火警戒レベル5が発表された場合に、速やかに道路の封鎖等ができるよう事前準備を行う。

(4) 登山口の閉鎖等（入山規制）

	<p>秋田県</p>	<p>山形県</p>
--	------------	------------

対象	<p>◆にかほ市</p> <p>横岡口（登山口No.1）</p> <p>◆登山口の閉鎖対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全登山口を閉鎖対象とするが、警戒範囲内にある登山口は避難指示等の発令範囲となるため、閉鎖等対応策の実施対象とはしない。 	<p>◆酒田市</p> <p>湯ノ台口（登山口No.14）</p> <p>家族旅行村（登山口）（登山口No.15）</p> <p>◆遊佐町</p> <p>蕨岡口（登山口No.13）</p> <p>◆登山口の閉鎖対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全登山口を閉鎖対象とするが、警戒範囲内にある登山口は避難指示等の発令範囲となるため、閉鎖等対応策の実施対象とはしない。
対応策	<p>対応者：登山口所在市（総合支所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記箇所に警報発表に係る入山規制のための看板を設置し、登山口を閉鎖する。 	<p>対応者：登山口等所在市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記箇所に警報発表に係る入山規制のための看板を設置し、登山口を閉鎖する。

（5）住民等への警報発表及び避難情報等発令の周知

	秋田県	山形県
対象	<p>◆にかほ市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定地域：観音森地区 ・特定地域以外：大砂川地区、川袋地区、大須郷地区 	<p>◆遊佐町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定地域：升川地区、三ノ俣地区 ・特定地域以外：落伏地区、中山地区、樽川地区、広野地区
対応策	<p>対応者：にかほ市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象者（特定地域）に対する避難指示の発令 ・上記対象者（特定地域以外）に対する高齢者等避難の発令 ・周知方法：防災行政無線、電話、訪問による伝達、防災あんしんメール、緊急速報メール ・避難所の開設：避難計画による 	<p>対応者：遊佐町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象者（特定地域）に対する避難指示の発令 ・上記対象者（特定地域以外）に対する高齢者等避難の発令 ・周知方法：防災行政無線、電話、FAX、訪問、広報車による伝達、緊急速報メール、SNS ・避難所の開設：避難計画による

（6）観光客・登山者の避難対策

	秋田県	山形県
対象	<p>◆警報発表後に帰宅困難となった観光客・登山者</p>	<p>◆警報発表後に帰宅困難となった観光客・登山者</p>
対応策	<p>対応者：市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設 由利本荘市：日新館、紫水館、直根公民館等 にかほ市：象潟公民館、金浦公民館、仁賀保公民館 	<p>対応者：市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設 酒田市：八幡タウンセンター、八幡体育館、修道館 遊佐町：生涯学習センター、町民体育館

■「火口噴出型泥流」

警戒事象	噴火により火口噴出型泥流が居住地域に影響を及ぼすことが予想される。	
警戒範囲	火口噴出型泥流	白雪川流域（居住地域を含む）及び赤川、鳥越川の各河川流域
	大きな噴石	想定火口域から概ね4km以内の範囲
	火砕流・火砕サージ （中規模）	想定火口域から概ね4km以内の範囲 川袋川、赤川、下玉田川、赤沢川、女郎沢川、南ノコマイ川、南折川、中折川、洗沢川の各河川流域

※ 当該レベルの他の火山現象が同時に発生する可能性がある場合は、これらの火山現象の最大範囲を対象として防災対策を実施するものとする。

（1）観光客、登山者、施設等への警報発表及び避難指示等発令の周知

	秋田県	山形県
対応策	<p>◆対応者：市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メールにより警戒範囲内からの避難を勧告する。 ・消防防災メールにより警戒範囲内からの避難を勧告する。（由利本荘市） ・にかほ市防災あんしんメールにより警戒範囲内からの避難を勧告する。（にかほ市） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>（例） こちらは〇〇市です。 ×月×日〇時〇〇分に鳥海山（想定火口：全域）において「噴火警戒レベル4（避難準備）」が発表されました。これを踏まえ、〇〇市は、〇〇地区に高齢者等避難を、火口から〇〇kmの範囲内に避難指示を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線による周知。 ・ホームページ等による周知。 ・観光協会及び施設管理者へ連絡。 ・避難区域（居住地域）内にある要配慮者施設、大規模集客施設等への連絡 <p>◆対応者：にかほ市観光課（稲倉山荘）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外スピーカーからの放送による警報発表及び避難指示等発令の周知。 <p>◆対応者：県総合防災課</p>	<p>◆対応者：市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メールにより警戒範囲内からの避難を勧告する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>（例） こちらは〇〇市（町）です。 ×月×日〇時〇〇分に鳥海山（想定火口：全域）において「噴火警戒レベル4（避難準備）」が発表されました。これを踏まえ、〇〇市（町）は、火口から〇〇kmの範囲内に対し、避難指示を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線による周知。 ・観光協会及び施設管理者へ連絡。 ・市ホームページ及び市公式フェイスブックによる周知。（酒田市） <p>◆対応者：遊佐町総合交流促進施設（大平山荘）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外スピーカーからの放送による警報発表及び避難指示等発令の周知。 <p>◆対応者：県危機管理課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県消防防災ヘリコプターによる鳥海山山頂付近での警報発表及び避難指示等発令の周知。（警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山者、観光客等に対する周知を主な目的とする。）

	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページでの情報提供。 ・県防災ヘリコプターによる鳥海山山頂付近での警報発表及び避難指示等発令の周知。（警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山者、観光客等に対する周知を主な目的とする。） 	
--	--	--

（2）施設の閉鎖

	秋田県	山形県
対象	<p>◆由利本荘市</p> <p>七ツ釜避難小屋（管理人無）（施設No.6） 唐獅子平避難小屋（管理人無）（施設No.7） 大清水避難小屋（管理人無）（施設No.9） 祓川ヒュッテ（管理人有）（施設No.8）</p> <p>◆にかほ市</p> <p>稲倉山荘（市有）（施設No.2） 鉾立山荘（県有・にかほ市管理）（施設No.3） 鉾立ビジターセンター（県有・にかほ市管理）（施設No.1） 東雲荘（民有）（施設No.4） 中島台レクリエーションの森（国有・にかほ市管理）（施設No.5）</p>	<p>◆酒田市</p> <p>山雪荘（民有）（施設No.16） 鶴間池小屋（民有）（施設No.17）</p> <p>◆遊佐町</p> <p>大平山荘（町有）（施設No.10） 山頂小屋（鳥海山大物忌神社）（民有）（施設No.15） 御浜小屋（民有）（施設No.13） 万助小屋（市有）（施設No.11） 鈴木小屋（民有）（施設No.12） 滝ノ小屋（町有）（施設No.14）</p>
対応策	<p>◆七ツ釜避難小屋、唐獅子平避難小屋、大清水避難小屋</p> <p>対応者：なし</p> <p>・閉鎖するが、登山者の安全確保のため、施錠は行わない。通信手段のない小屋であるため、携帯電話が受信できるエリアは緊急速報メール等により周知するとともに、県防災ヘリによる上空からの広報を行う。</p> <p>◆祓川ヒュッテ</p> <p>対応者：祓川ヒュッテ管理人</p> <p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前 利用者に退避（下山）を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。</p> <p>②噴火発生時 利用者に外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。</p>	<p>◆山雪荘、鶴間池小屋、万助小屋、鈴木小屋</p> <p>対応者：なし</p> <p>・閉鎖するが、登山者の安全確保のため、施錠は行わない。通信手段のない小屋であるため、携帯電話が受信できるエリアは緊急速報メール等により周知するとともに、県防災ヘリによる上空からの広報を行う。</p> <p>◆大平山荘</p> <p>対応者：遊佐町総合交流促進施設㈱</p> <p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前 利用者に退避（下山）を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。</p> <p>②噴火発生時 利用者に外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。</p>

<p>ける。</p> <p>【避難者受入】 噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 避難者の数などを把握し、由利本荘市へ連絡する。</p> <p>【施設閉鎖】 利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p> <p>◆稲倉山荘 対応者：にかほ市観光課</p> <p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前 利用者に退避（下山）を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。</p> <p>②噴火発生時 利用者に外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。</p> <p>【避難者受入】 噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 避難者の数などを把握し、にかほ市へ連絡する。</p> <p>【施設閉鎖】 利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p> <p>◆鉢立山荘、鉢立ビジターセンター 対応者：にかほ市観光課（秋田県において避難誘導等の対応を指示する。）</p> <p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前 利用者に退避（下山）を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。</p>	<p>【避難者受入】 噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 避難者の数などを把握し、遊佐町へ連絡する。</p> <p>【施設閉鎖】 利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p> <p>◆山頂小屋（鳥海山大物忌神社）、御浜小屋 <7月～9月> 対応者：鳥海山大物忌神社</p> <p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前 利用者に退避（下山）を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。</p> <p>②噴火発生時 利用者に外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。</p> <p>【避難者受入】 噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 避難者の数などを把握し、遊佐町へ連絡する。</p> <p>【施設閉鎖】 利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p> <p><7月～9月以外> 対応者：なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・閉鎖するが、登山者の安全確保のため、施錠は行わない。通信手段のない小屋であるため、携帯電話が受信できるエリアは緊急速報メール等により周知するとともに、県防災ヘリによる上空からの広報を行う。 <p>◆滝ノ小屋 <6月～10月></p>
--	--

<p>②噴火発生時 利用者に外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。</p> <p>【避難者受入】 噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 避難者の数などを把握し、にかほ市へ連絡する。</p> <p>【施設閉鎖】 利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p> <p>◆東雲荘 対応者：TDK㈱</p> <p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前 利用者に退避（下山）を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。</p> <p>②噴火発生時 利用者に外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。</p> <p>【避難者受入】 噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 避難者の数などを把握し、にかほ市へ連絡する。</p> <p>【施設閉鎖】 利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p> <p>◆中島台レクリエーションの森 対応者：にかほ市観光課</p> <p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前 利用者に退避（下山）を呼びかけ、管理者も最</p>	<p>対応者：遊佐町企画課</p> <p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前 利用者に退避（下山）を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。</p> <p>②噴火発生時 利用者に外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。</p> <p>【避難者受入】 噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 避難者の数などを把握し、遊佐町へ連絡する。</p> <p>【施設閉鎖】 利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p> <p><6月～10月以外> 対応者：なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・閉鎖するが、登山者の安全確保のため、施錠は行わない。通信手段のない小屋であるため、携帯電話が受信できるエリアは緊急速報メール等により周知するとともに、県防災ヘリによる上空からの広報を行う。
---	---

<p>後に残った利用者とともに退避する。</p> <p>②噴火発生時</p> <p>利用者に外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。</p> <p>【避難者受入】</p> <p>噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。</p> <p>避難者の数などを把握し、にかほ市へ連絡する。</p> <p>【施設閉鎖】</p> <p>利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p>	
---	--

(3) 道路の閉鎖等

	秋田県	山形県
対象	<p>◆県道</p> <p>鳥海公園小滝線・・・象潟口旧料金所ゲート (冬期閉鎖箇所)</p> <p>象潟矢島線 ・横岡第1発電所（冬期閉鎖箇所）～ 市道祓川線分岐</p> <p>◆市道、林道（由利本荘市）</p> <p>祓川線・・・象潟矢島線との分岐 (祓川線の起点)</p> <p>鳥海線・・・冬期閉鎖箇所2箇所</p> <p>手代林道・・・手代林道入口（冬期閉鎖箇所）</p> <p>◆市道（にかほ市）</p> <p>観音森開拓線・・・象潟町大須郷字藤池</p> <p>焼山大道線・・・象潟町川袋字坂の上</p> <p>茨池線・・・象潟町小砂川字下向坂</p> <p>観音森線・・・象潟町小砂川字寺沢</p> <p>◆道路の閉鎖対象</p> <p>・噴火警戒レベル4における道路の閉鎖対象は、避難指示の発令範囲である噴火警戒レベル3の対</p>	<p>◆県道</p> <p>鳥海公園吹浦線・・・小野曾（旧料金所）ゲート (冬期閉鎖箇所)</p> <p>酒田遊佐線・・・胴腹ノ滝駐車場付近 (冬期閉鎖箇所)</p> <p>鳥海公園青沢線 ・鳥海高原牧場前T字路交差点付近 (冬期閉鎖箇所)</p> <p>◆市道、林道（酒田市）</p> <p>奥山林道・・・黒瀬発電所付近（冬期閉鎖箇所）</p> <p>◆町道、林道（遊佐町）</p> <p>升川中央線・・・升川集落東側</p> <p>下当東山線・・・東山集落東側</p> <p>東山線・・・東山集落東側</p> <p>長坂団地線・・・畑藤井金俣線T字路</p> <p>金俣三ノ俣線・・・金俣集落東側</p> <p>林道山居線・・・升川集落北側</p> <p>林道若林線・・・升川集落南側</p> <p>林道中山線・・・中山集落東側</p> <p>林道当山線支線・・・中山関根線T字路</p>

	<p>象道路とする。</p>	<p>林道白井新田線・・・藤井集落東側 林道中村線・・・臂曲集落東側</p> <p>◆道路の閉鎖対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火警戒レベル4における道路の閉鎖対象は、避難指示の発令範囲である噴火警戒レベル3の対象道路とする。
<p>対応策</p>	<p>◆県道 対応者：県由利地域振興局建設部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県からの指示で維持管理業者が閉鎖する。 ・異常気象に伴う閉鎖時は、維持管理業者による車両の追い出し作業を実施しているが、今回の閉鎖は、維持管理業者の安全を確保のため、追い出し作業はしない。 (県防災ヘリコプターによる上空からの広報により対応) ・道路情報板、看板による注意喚起 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆市道、林道（由利本荘市） 対応者：由利本荘市矢島総合支所建設課 由利本荘市鳥海総合支所建設課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象箇所において、道路の閉鎖を行う。 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆市道（にかほ市） 対応者：にかほ市農林水産建設部建設課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象箇所において、道路の閉鎖を行う。 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆噴火警戒レベル5に備えた道路封鎖等の準備 対応者：噴火警戒レベル5において対応が必要な防災関係機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火警戒レベル5が発表された場合に、速やかに道路の封鎖等ができるよう事前準備を行う。 	<p>◆県道 対応者：県庄内総合支庁建設部道路計画課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨量規制時等の道路管理計画に基づく閉鎖方法で実施。(維持管理業者による閉鎖) ・異常気象に伴う閉鎖時は、維持管理業者による車両の追い出し作業を実施しているが、今回の閉鎖の場合は、維持管理業者の安全を確保するため、追い出し作業はしない。 (県防災ヘリコプターによる上空からの広報により対応) ※ゲート位置には転回場所あり ・道路情報板、看板による注意喚起 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆市道、林道（酒田市） 対応者：酒田市八幡総合支所建設産業課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象箇所において、道路の閉鎖を行う。 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆町道、林道（遊佐町） 対応者：遊佐町地域生活課・産業課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象箇所において、道路の閉鎖を行う。 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆噴火警戒レベル5に備えた道路封鎖等の準備 対応者：噴火警戒レベル5において対応が必要な防災関係機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火警戒レベル5が発表された場合に、速やかに道路の封鎖等ができるよう事前準備を行う。

(4) 登山口の閉鎖等（入山規制）

	<p>秋田県</p>	<p>山形県</p>
--	------------	------------

対象	<p>◆にかほ市</p> <p>横岡口（登山口No.1）</p> <p>◆登山口の閉鎖対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全登山口を閉鎖対象とするが、警戒範囲内にある登山口は避難指示等の発令範囲となるため、閉鎖等対応策の実施対象とはしない。 	<p>◆酒田市</p> <p>湯ノ台口（登山口No.14）</p> <p>家族旅行村（登山口）（登山口No.15）</p> <p>◆遊佐町</p> <p>蕨岡口（登山口No.13）</p> <p>◆登山口の閉鎖対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全登山口を閉鎖対象とするが、警戒範囲内にある登山口は避難指示等の発令範囲となるため、閉鎖等対応策の実施対象とはしない。
対応策	<p>対応者：登山口所在市（総合支所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記箇所に警報発表に係る入山規制のための看板を設置し、登山口を閉鎖する。 	<p>対応者：登山口等所在市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記箇所に警報発表に係る入山規制のための看板を設置し、登山口を閉鎖する。

（5）住民等への警報発表及び避難情報等発令の周知

	秋田県	山形県
対象	<p>◆にかほ市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定地域：観音森地区 ・特定地域以外： 大竹地区 芹田地区、三森地区、鈴地区、田抓地区、伊勢居地地区、中野地区、三日市地区、立居地地区、百目木地区、塚地区、樋ノ口地区、寺田地区、畑地区、桂坂地区、東畑地区 	<p>◆遊佐町</p> <p>升川地区、三ノ俣地区</p>
対応策	<p>対応者：にかほ市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象者（特定地域）に対する避難指示の発令 ・上記対象者（特定地域以外）に対する高齢者等避難の発令 ・周知方法：防災行政無線、電話、訪問による伝達、防災あんしんメール、緊急速報メール ・避難所の開設：避難計画による 	<p>対応者：遊佐町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象者に対する避難指示の発令 ・周知方法：防災行政無線、電話、FAX、訪問、広報車による伝達、緊急速報メール、SNS ・避難所の開設：避難計画による

（6）観光客・登山者の避難対策

	秋田県	山形県
対象	<p>◆警報発表後に帰宅困難となった観光客・登山者</p>	<p>◆警報発表後に帰宅困難となった観光客・登山者</p>

対応策	対応者：市 ・避難所の開設 由利本荘市：日新館、紫水館、直根公民館等 にかほ市：象潟公民館、金浦公民館、仁賀保公民館	対応者：市町 ・避難所の開設 酒田市：八幡タウンセンター、八幡体育館、 修道館 遊佐町：生涯学習センター、町民体育館
-----	--	---

■「融雪型火山泥流」

警戒事象	噴火により融雪型火山泥流が居住地域に影響を及ぼすことが予想される。	
警戒範囲	融雪型火山泥流 (大規模)	川袋川、川袋小川、元滝川、奈曾川、白雪川、鶯川、子吉川、百宅川、日向川、草津川、月光川、南ノコマイ川、南折川、高瀬川、洗沢川、滝瀧川、牛渡川の各河川流域（居住地域を含む）及び鳥越川、赤川、下玉田川、赤沢川、女郎沢川、中折川の各河川流域
	大きな噴石	想定火口域から概ね4km以内の範囲
	火砕流・火砕サージ (中規模)	想定火口域から概ね4km以内の範囲 川袋川、赤川、下玉田川、赤沢川、女郎沢川、南ノコマイ川、南折川、中折川、洗沢川の各河川流域

※ 融雪型火山泥流は積雪期のみ想定される。

※ 当該レベルの他の火山現象が同時に発生する可能性がある場合は、これらの火山現象の最大範囲を対象として防災対策を実施するものとする。

(1) 観光客、登山者、施設等への警報発表及び避難指示等発令の周知

	秋田県	山形県
対応策	<p>◆対応者：市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メールにより警戒範囲内からの避難を勧告する。 ・消防防災メールにより警戒範囲内からの避難を勧告する。(由利本荘市) ・にかほ市防災あんしんメールにより警戒範囲内からの避難を勧告する。(にかほ市) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(例)</p> <p>こちらは〇〇市です。</p> <p>×月×日〇時〇〇分に鳥海山（想定火口：全域）において「噴火警戒レベル4（避難準備）」が発表されました。これを踏まえ、〇〇市は、〇〇地区に高齢者等避難を、火口から〇〇kmの範囲内に避難勧告を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線による周知。 ・ホームページ等による周知。 ・観光協会及び施設管理者へ連絡。 ・避難区域（居住地域）内にある要配慮者施設、大規模集客施設等へ連絡 	<p>◆対応者：市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メールにより警戒範囲内からの避難を勧告する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(例)</p> <p>こちらは〇〇市（町）です。</p> <p>×月×日〇時〇〇分に鳥海山（想定火口：全域）において「噴火警戒レベル4（避難準備）」が発表されました。これを踏まえ、〇〇市（町）は、〇〇地区に高齢者等避難を、火口から〇〇kmの範囲内に避難勧告を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線による周知。 ・観光協会及び施設管理者へ連絡。 ・市ホームページ及び市公式フェイスブックによる周知。(酒田市) ・避難区域（居住地域）の広報車巡回による周知。 ・避難区域（居住地域）内にある要配慮者施設、大規模集客施設等へ連絡 <p>◆対応者：遊佐町総合交流促進施設(株)（大平山荘）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外スピーカーからの放送による警報発表及び

<p>◆対応者：にかほ市観光課（稲倉山荘）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外スピーカーからの放送による警報発表及び避難指示等発令の周知。 <p>◆対応者：県総合防災課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページでの情報提供。 ・県防災ヘリコプターによる鳥海山山頂付近での警報発表及び避難指示等発令の周知。（警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山者、観光客等に対する周知を主な目的とする。） 	<p>避難指示等発令の周知。</p> <p>◆対応者：県危機管理課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県消防防災ヘリコプターによる鳥海山山頂付近での警報発表及び避難指示等発令の周知。（警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山者、観光客等に対する周知を主な目的とする。）
---	---

(2) 施設の閉鎖

	秋田県	山形県
対象	<p>◆由利本荘市</p> <ul style="list-style-type: none"> 七ツ釜避難小屋（管理人無）（施設No.6） 唐獅子平避難小屋（管理人無）（施設No.7） 大清水避難小屋（管理人無）（施設No.9） 祓川ヒュッテ（管理人有）（施設No.8） <p>◆にかほ市</p> <ul style="list-style-type: none"> 稲倉山荘（市有）（施設No.2） 銚立山荘（県有・にかほ市管理）（施設No.3） 銚立ビジターセンター（県有・にかほ市管理）（施設No.1） 東雲荘（民有）（施設No.4） 中島台レクリエーションの森（国有・にかほ市管理）（施設No.5） 	<p>◆酒田市</p> <ul style="list-style-type: none"> 山雪荘（民有）（施設No.16） 鶴間池小屋（民有）（施設No.17） <p>◆遊佐町</p> <ul style="list-style-type: none"> 大平山荘（町有）（施設No.10） 山頂小屋（鳥海山大物忌神社）（民有）（施設No.15） 御浜小屋（民有）（施設No.13） 万助小屋（市有）（施設No.11） 鈴木小屋（民有）（施設No.12） 滝ノ小屋（町有）（施設No.14）
対応策	<p>◆七ツ釜避難小屋、唐獅子平避難小屋、大清水避難小屋</p> <p>対応者：なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・閉鎖するが、登山者の安全確保のため、施錠は行わない。通信手段のない小屋であるため、携帯電話が受信できるエリアは緊急速報メール等により周知するとともに、県防災ヘリによる上空からの広報を行う。 <p>◆祓川ヒュッテ</p> <p>対応者：祓川ヒュッテ管理人</p> <p>【避難誘導】</p>	<p>◆山雪荘、鶴間池小屋、万助小屋、鈴木小屋</p> <p>対応者：なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・閉鎖するが、登山者の安全確保のため、施錠は行わない。通信手段のない小屋であるため、携帯電話が受信できるエリアは緊急速報メール等により周知するとともに、県防災ヘリによる上空からの広報を行う。 <p>◆大平山荘</p> <p>対応者：遊佐町総合交流促進施設㈱</p> <p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前</p>

<p>①噴火発生前 利用者に退避（下山）を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。</p> <p>②噴火発生時 利用者に外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。</p> <p>【避難者受入】 噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 避難者の数などを把握し、由利本荘市へ連絡する。</p> <p>【施設閉鎖】 利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p> <p>◆稲倉山荘 対応者：にかほ市観光課</p> <p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前 利用者に退避（下山）を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。</p> <p>②噴火発生時 利用者に外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。</p> <p>【避難者受入】 噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 避難者の数などを把握し、にかほ市へ連絡する。</p> <p>【施設閉鎖】 利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p> <p>◆鉢立山荘、鉢立ビジターセンター 対応者：にかほ市観光課（秋田県において避難誘導</p>	<p>利用者に退避（下山）を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。</p> <p>②噴火発生時 利用者に外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。</p> <p>【避難者受入】 噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 避難者の数などを把握し、遊佐町へ連絡する。</p> <p>【施設閉鎖】 利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p> <p>◆山頂小屋（鳥海山大物忌神社）、御浜小屋 <7月～9月> 対応者：鳥海山大物忌神社</p> <p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前 利用者に退避（下山）を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。</p> <p>②噴火発生時 利用者に外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。</p> <p>【避難者受入】 噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 避難者の数などを把握し、遊佐町へ連絡する。</p> <p>【施設閉鎖】 利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p> <p><7月～9月以外> 対応者：なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・閉鎖するが、登山者の安全確保のため、施錠は行わない。通信手段のない小屋であるため、携帯電話が受信できるエリアは緊急速報メール
--	---

<p style="text-align: center;">等の対応を指示する。）</p> <p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前 利用者に退避（下山）を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。</p> <p>②噴火発生時 利用者に外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。</p> <p>【避難者受入】 噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 避難者の数などを把握し、にかほ市へ連絡する。</p> <p>【施設閉鎖】 利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p> <p>◆東雲荘 対応者：TDK㈱</p> <p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前 利用者に退避（下山）を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。</p> <p>②噴火発生時 利用者に外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。</p> <p>【避難者受入】 噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 避難者の数などを把握し、にかほ市へ連絡する。</p> <p>【施設閉鎖】 利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p>	<p>等により周知するとともに、県防災ヘリによる上空からの広報を行う。</p> <p>◆滝ノ小屋 <6月～10月> 対応者：遊佐町企画課</p> <p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前 利用者に退避（下山）を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。</p> <p>②噴火発生時 利用者に外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。</p> <p>【避難者受入】 噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 避難者の数などを把握し、遊佐町へ連絡する。</p> <p>【施設閉鎖】 利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p> <p><6月～10月以外> 対応者：なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・閉鎖するが、登山者の安全確保のため、施錠は行わない。通信手段のない小屋であるため、携帯電話が受信できるエリアは緊急速報メール等により周知するとともに、県防災ヘリによる上空からの広報を行う。
--	--

<p>◆中島台レクリエーションの森 対応者：にかほ市観光課 【避難誘導】 ①噴火発生前 利用者に退避（下山）を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。 ②噴火発生時 利用者に外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。 【避難者受入】 噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 避難者の数などを把握し、にかほ市へ連絡する。 【施設閉鎖】 利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p>	
--	--

(3) 道路の閉鎖等

	秋田県	山形県
対 象	<p>◆県道 鳥海公園小滝線・・・象潟口旧料金所ゲート （冬期閉鎖箇所） 象潟矢島線 ・横岡第1発電所（冬期閉鎖箇所）～ 市道祓川線分岐</p> <p>◆市道、林道（由利本荘市） 祓川線・・・象潟矢島線との分岐 （祓川線の起点） 鳥海線・・・冬期閉鎖箇所2箇所 手代林道・・・手代林道入口（冬期閉鎖箇所）</p> <p>◆市道（にかほ市） 観音森開拓線・・・象潟町大須郷字藤池 焼山大道線・・・象潟町川袋字坂の上 茨池線・・・象潟町小砂川字下向坂</p>	<p>◆県道 鳥海公園吹浦線・・・小野曾（旧料金所）ゲート （冬期閉鎖箇所） 酒田遊佐線・・・胴腹ノ滝駐車場付近 （冬期閉鎖箇所） 鳥海公園青沢線 ・鳥海高原牧場前T字路交差点付近 （冬期閉鎖箇所）</p> <p>◆市道、林道（酒田市） 奥山林道・・・黒瀬発電所付近（冬期閉鎖箇所）</p> <p>◆町道、林道（遊佐町） 升川中央線・・・升川集落東側 下当東山線・・・東山集落東側 東山線・・・東山集落東側 長坂団地線・・・畑藤井金俣線T字路 金俣三ノ俣線・・・金俣集落東側</p>

	<p>観音森線・・・象潟町小砂川字寺沢</p> <p>◆道路の閉鎖対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火警戒レベル4における道路の閉鎖対象は、避難指示の発令範囲である噴火警戒レベル3の対象道路とする。 	<p>林道山居線・・・升川集落北側 林道若林線・・・升川集落南側 林道中山線・・・中山集落東側 林道当山線支線・・・中山関根線T字路 林道白井新田線・・・藤井集落東側 林道中村線・・・臂曲集落東側</p> <p>◆道路の閉鎖対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火警戒レベル4における道路の閉鎖対象は、避難指示の発令範囲である噴火警戒レベル3の対象道路とする。
<p>対応策</p>	<p>◆県道 対応者：県由利地域振興局建設部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県からの指示で維持管理業者が閉鎖する。 ・異常気象に伴う閉鎖時は、維持管理業者による車両の追い出し作業を実施しているが、今回の閉鎖は、維持管理業者の安全を確保のため、追い出し作業はしない。 （県防災ヘリコプターによる上空からの広報により対応） ・道路情報板、看板による注意喚起 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆市道、林道（由利本荘市） 対応者：由利本荘市矢島総合支所建設課 由利本荘市鳥海総合支所建設課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象箇所において、道路の閉鎖を行う。 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆市道（にかほ市） 対応者：にかほ市農林水産建設部建設課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象箇所において、道路の閉鎖を行う。 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆噴火警戒レベル5に備えた道路封鎖等の準備 対応者：噴火警戒レベル5において対応が必要な防災関係機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火警戒レベル5が発表された場合に、速やかに道路の封鎖等ができるよう事前準備を行う。 	<p>◆県道 対応者：県庄内総合支庁建設部道路計画課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨量規制時等の道路管理計画に基づく閉鎖方法で実施。（維持管理業者による閉鎖） ・異常気象に伴う閉鎖時は、維持管理業者による車両の追い出し作業を実施しているが、今回の閉鎖の場合は、維持管理業者の安全を確保するため、追い出し作業はしない。 （県防災ヘリコプターによる上空からの広報により対応） ※ゲート位置には転回場所あり ・道路情報板、看板による注意喚起 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆市道、林道（酒田市） 対応者：酒田市八幡総合支所建設産業課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象箇所において、道路の閉鎖を行う。 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆町道、林道（遊佐町） 対応者：遊佐町地域生活課・産業課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象箇所において、道路の閉鎖を行う。 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆噴火警戒レベル5に備えた道路封鎖等の準備 対応者：噴火警戒レベル5において対応が必要な防災関係機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火警戒レベル5が発表された場合に、速やかに

		に道路の封鎖等ができるよう事前準備を行う。
--	--	-----------------------

（4）登山口の閉鎖等（入山規制）

	秋田県	山形県
対象	<p>◆にかほ市</p> <p>横岡口（登山口No.1）</p> <p>◆登山口の閉鎖対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全登山口を閉鎖対象とするが、警戒範囲内にある登山口は避難指示等の発令範囲となるため、閉鎖等対応策の実施対象とはしない。 	<p>◆酒田市</p> <p>湯ノ台口（登山口No.14）</p> <p>家族旅行村（登山口）（登山口No.15）</p> <p>◆遊佐町</p> <p>蕨岡口（登山口No.13）</p> <p>◆登山口の閉鎖対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全登山口を閉鎖対象とするが、警戒範囲内にある登山口は避難指示等の発令範囲となるため、閉鎖等対応策の実施対象とはしない。
対応策	<p>対応者：登山口所在市（総合支所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記箇所に警報発表に係る入山規制のための看板を設置し、登山口を閉鎖する。 	<p>対応者：登山口等所在市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記箇所に警報発表に係る入山規制のための看板を設置し、登山口を閉鎖する。

（5）住民等への警報発表及び避難情報等発令の周知

	秋田県	山形県
対象	<p>◆由利本荘市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定地域以外： 下伏見地区、中伏見地区、上伏見地区、久保地区、鳥寿苑、矢ノ本地区、長坂地区、河台地区、伏見沢地区 下百宅地区、吉谷地地区、大川端地区 築館地区、砂子沢地区、持子地区、坂之下郷内地区、大川原地区、新所地区、元町郷内地区、金ヶ沢地区 <p>◆にかほ市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定地域：観音森地区 ・特定地域以外： 関地区、川袋地区、小滝地区、本郷地区、横岡地区 大竹地区 芹田地区、三森地区、鈴地区、田抓地区、伊勢居地地区、中野地区、三日市地区、立居地 	<p>◆酒田市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定地域以外： 升田地区、大台野地区、上草津地区、下草津地区、湯ノ台地区、泥沢地区、赤剥地区、上黒川地区、下黒川地区、新出地区、福山地区、山根地区、橋本地区、芹田地区、北仁田地区、小泉北豊田地区、大久保地区、塚渕地区、米島前門地区 <p>◆遊佐町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定地域：升川地区、三ノ俣地区 ・特定地域以外： 平津地区、上長橋地区、石辻地区、三川地区、下大内地区 広野地区、蚕桑地区、袋地地区、野沢上地区、野沢中地区、野沢下地区、下野沢地区、京田地区、京田新田地区、旭ヶ丘地区、上吉出地区、中吉出地区、下吉出地区、和田地区、漆

	<p>地区、百目木地区、堺地区、樋ノ口地区、寺田地区、畑地区、桂坂地区、東畑地区</p>	<p>曾根地区、尻引岡田地区、七日町地区、六日町地区、五日町地区、駅前一区地区、駅前二区地区、十日町地区、八日町地区、大楯地区、平津新田地区、境田地区</p> <p>増穂地区、江地地区、楸島地区、西宮田地区、東宮田地区、北宮田地区</p> <p>富岡地区、北目地区、丸子地区、山崎地区、樽川地区、中山地区</p> <p>宿町五地区、箕輪地区、落伏地区、小野曾地区</p>
対応策	<p>対応者：市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象者（特定地域）に対する避難指示の発令 ・上記対象者（特定地域以外）に対する高齢者等避難の発令 ・周知方法：防災行政無線、電話、訪問による伝達、防災あんしんメール、緊急速報メール ・避難所の開設：避難計画による 	<p>対応者：市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象者（特定地域）に対する避難指示の発令 ・上記対象者（特定地域以外）に対する高齢者等避難の発令 ・周知方法：防災行政無線、電話、FAX、訪問、広報車による伝達、緊急速報メール、消防防災メール、SNS ・避難所の開設：避難計画による

（6）観光客・登山者の避難対策

	秋田県	山形県
対象	◆警報発表後に帰宅困難となった観光客・登山者	◆警報発表後に帰宅困難となった観光客・登山者
対応策	<p>対応者：市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設 <p>由利本荘市：日新館、直根公民館等</p> <p>にかほ市：象潟公民館、金浦公民館、仁賀保公民館</p>	<p>対応者：市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設 <p>酒田市：八幡タウンセンター、八幡体育館、修道館</p> <p>遊佐町：吹浦小学校、西遊佐まちづくりセンター、吹浦防災センター</p>

4 噴火警報「噴火警戒レベル5（避難）」発表時の対応

■「火砕流・火砕サージ」

警戒事象	噴火により火砕流・火砕サージが居住地域に影響を及ぼす、または切迫している。	
警戒範囲	大きな噴石	想定火口域から概ね4 km以内の範囲
	火砕流・火砕サージ (大規模)	想定火口域から概ね4 km以内の範囲 川袋川、中折川、洗沢川の各河川流域（居住地域を含む）及び 鳥越川、赤川、鶯川、下玉田川、朱又川、赤沢川、女郎沢川、 白沢川、南ノコマイ川、南折川の各河川流域

※ 当該レベルの他の火山現象が同時に発生する可能性がある場合は、これらの火山現象の最大範囲を対象として防災対策を実施するものとする。

(1) 観光客、登山者、施設等への警報発表及び避難指示等発令の周知

	秋田県	山形県
対応策	<p>◆対応者：市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メールにより警戒範囲内からの避難を勧告（指示）する。 ・消防防災メールにより警戒範囲内からの避難を勧告（指示）する。（由利本荘市） ・にかほ市防災あんしんメールにより警戒範囲内からの避難を勧告（指示）する。（にかほ市） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(例) こちらは〇〇市です。 ×月×日〇時〇〇分に鳥海山（想定火口：全域）において「噴火警戒レベル5（避難）」が発表されました。これを踏まえ、〇〇市は、〇〇地区と火口から〇〇kmの範囲内に避難指示を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線による周知。 ・ホームページ等による周知。 ・観光協会及び施設管理者へ連絡。 ・避難区域（居住地域）内にある要配慮者施設、大規模集客施設等への連絡。 <p>◆対応者：にかほ市観光課（稲倉山荘）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外スピーカーからの放送による警報発表及び避難指示等発令の周知。 	<p>◆対応者：市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メールにより警戒範囲内からの避難を勧告（指示）する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(例) こちらは〇〇市（町）です。 ×月×日〇時〇〇分に鳥海山（想定火口：全域）において「噴火警戒レベル5（避難）」が発表されました。これを踏まえ、〇〇市（町）は、〇〇地区と火口から〇〇kmの範囲内に避難指示を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線による周知。 ・観光協会及び施設管理者へ連絡。 ・市ホームページ及び市公式フェイスブックによる周知。（酒田市） ・避難区域（居住地域）の広報車巡回による周知。 ・避難区域（居住地域）内にある要配慮者施設、大規模集客施設等への連絡。 <p>◆対応者：遊佐町総合交流促進施設(株)（大平山荘）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外スピーカーからの放送による警報発表及び避難指示等発令の周知。 <p>◆対応者：県危機管理課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県消防防災ヘリコプターによる鳥海山山頂付近

<p>◆対応者：県総合防災課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページでの情報提供。 ・県防災ヘリコプターによる鳥海山山頂付近での警報発表及び避難指示等発令の周知。（警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山者、観光客等に対する周知を主な目的とする。） ・県防災ヘリコプターによる火砕流・火砕サージ避難区域での警報発表及び避難指示等発令の周知。（避難区域内に居住する住民等への避難の呼びかけを主な目的とする。） 	<p>での警報発表及び避難指示等発令の周知。（警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山者、観光客等に対する周知を主な目的とする。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県消防防災ヘリコプターによる火砕流・火砕サージ避難区域での警報発表及び避難指示等発令の周知。（避難区域内に居住する住民等への避難の呼びかけを主な目的とする。）
--	--

(2) 施設の閉鎖

	秋田県	山形県
対象	<p>◆由利本荘市</p> <p>七ツ釜避難小屋（管理人無）（施設No.6） 唐獅子平避難小屋（管理人無）（施設No.7） 大清水避難小屋（管理人無）（施設No.9） 祓川ヒュッテ（管理人有）（施設No.8）</p> <p>◆にかほ市</p> <p>稲倉山荘（市有）（施設No.2） 銚立山荘（県有・にかほ市管理）（施設No.3） 銚立ビジターセンター（県有・にかほ市管理）（施設No.1） 東雲荘（民有）（施設No.4） 中島台レクリエーションの森（国・にかほ市管理）（施設No.5）</p> <p>◆火砕流・火砕サージの避難区域内にある要配慮者施設、大規模集客施設等</p>	<p>◆酒田市</p> <p>山雪荘（民有）（施設No.16） 鶴間池小屋（民有）（施設No.17）</p> <p>◆遊佐町</p> <p>大平山荘（町有）（施設No.10） 山頂小屋（鳥海山大物忌神社）（民有）（施設No.15） 御浜小屋（民有）（施設No.13） 万助小屋（市有）（施設No.11） 鈴木小屋（民有）（施設No.12） 滝ノ小屋（町有）（施設No.14）</p> <p>◆火砕流・火砕サージの避難区域内にある要配慮者施設、大規模集客施設等</p>
対応策	<p>◆七ツ釜避難小屋、唐獅子平避難小屋、大清水避難小屋</p> <p>対応者：なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・閉鎖するが、登山者の安全確保のため、施錠は行わない。通信手段のない小屋であるため、携帯電話が受信できるエリアは緊急速報メール等により周知するとともに、県防災ヘリによる上空からの広報を行う。 <p>◆祓川ヒュッテ</p>	<p>◆山雪荘、鶴間池小屋、万助小屋、鈴木小屋</p> <p>対応者：なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・閉鎖するが、登山者の安全確保のため、施錠は行わない。通信手段のない小屋であるため、携帯電話が受信できるエリアは緊急速報メール等により周知するとともに、県防災ヘリによる上空からの広報を行う。 <p>◆大平山荘</p> <p>対応者：遊佐町総合交流促進施設㈱</p>

<p>対応者：祓川ヒュッテ管理人</p> <p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前 利用者に退避（下山）を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。</p> <p>②噴火発生時 利用者に外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。</p> <p>【避難者受入】 噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 避難者の数などを把握し、由利本荘市へ連絡する。</p> <p>【施設閉鎖】 利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p> <p>◆稲倉山荘</p> <p>対応者：にかほ市観光課</p> <p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前 利用者に退避（下山）を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。</p> <p>②噴火発生時 利用者に外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。</p> <p>【避難者受入】 噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 避難者の数などを把握し、にかほ市へ連絡する。</p> <p>【施設閉鎖】 利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p>	<p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前 利用者に退避（下山）を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。</p> <p>②噴火発生時 利用者に外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。</p> <p>【避難者受入】 噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 避難者の数などを把握し、遊佐町へ連絡する。</p> <p>【施設閉鎖】 利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p> <p>◆山頂小屋（鳥海山大物忌神社）、御浜小屋</p> <p><7月～9月></p> <p>対応者：鳥海山大物忌神社</p> <p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前 利用者に退避（下山）を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。</p> <p>②噴火発生時 利用者に外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。</p> <p>【避難者受入】 噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 避難者の数などを把握し、遊佐町へ連絡する。</p> <p>【施設閉鎖】 利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p> <p><7月～9月以外></p> <p>対応者：なし</p> <p>・閉鎖するが、登山者の安全確保のため、施錠は</p>
--	--

◆**鉢立山荘、鉢立ビジターセンター**

対応者：にかほ市観光課（秋田県において避難誘導等の対応を指示する。）

【避難誘導】

①噴火発生前

利用者に退避（下山）を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。

②噴火発生時

利用者に外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。

【避難者受入】

噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。

避難者の数などを把握し、にかほ市へ連絡する。

【施設閉鎖】

利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。

◆**東雲荘**

対応者：TDK㈱

【避難誘導】

①噴火発生前

利用者に退避（下山）を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。

②噴火発生時

利用者に外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。

【避難者受入】

噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。

避難者の数などを把握し、にかほ市へ連絡する。

【施設閉鎖】

利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として

行わない。通信手段のない小屋であるため、携帯電話が受信できるエリアは緊急速報メール等により周知するとともに、県防災ヘリによる上空からの広報を行う。

◆**滝ノ小屋**

<6月～10月>

対応者：遊佐町企画課

【避難誘導】

①噴火発生前

利用者に退避（下山）を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。

②噴火発生時

利用者に外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。

【避難者受入】

噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。

避難者の数などを把握し、遊佐町へ連絡する。

【施設閉鎖】

利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。

<6月～10月以外>

対応者：なし

・閉鎖するが、登山者の安全確保のため、施錠は行わない。通信手段のない小屋であるため、携帯電話が受信できるエリアは緊急速報メール等により周知するとともに、県防災ヘリによる上空からの広報を行う。

◆**火砕流・火砕サージの避難区域内にある要配慮者施設、大規模集客施設等**

対応者：施設設置者

・館内放送等で警報発表等の周知、避難の呼びかけを行い、施設利用者等の避難を誘導し施設を閉鎖する。

【避難誘導】

<p>施錠しない。</p> <p>◆中島台レクリエーションの森 対応者：にかほ市観光課</p> <p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前 利用者に退避（下山）を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。</p> <p>②噴火発生時 利用者に外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。</p> <p>【避難者受入】 噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 避難者の数などを把握し、にかほ市へ連絡する。</p> <p>【施設閉鎖】 利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p> <p>◆火砕流・火砕サージの避難区域内にある要配慮者施設、大規模集客施設等 対応者：施設設置者</p> <p>・館内放送等で警報発表等の周知、避難の呼びかけを行い、施設利用者等の避難を誘導し施設を閉鎖する。</p> <p>【避難誘導】</p> <p>・施設利用者に、施設が定める避難場所等への避難を呼びかける。 ・なお、避難場所への移動が危険となった場合は、施設利用者等を施設内の安全な場所に移動させる。</p> <p>【施設閉鎖】 ・施設利用者が全員避難したことを確認できた段階で、施設を閉鎖する。</p>	<p>・施設利用者に、施設が定める避難場所等への避難を呼びかける。</p> <p>・なお、避難場所への移動が危険となった場合は、施設利用者等を施設内の安全な場所に移動させる。</p> <p>【施設閉鎖】</p> <p>・施設利用者が全員避難したことを確認できた段階で、施設を閉鎖する。</p>
--	---

（3）道路の閉鎖等

	秋田県	山形県
対象	<p>◆国道 国道7号 ・にかほ市象潟町大須郷字大道下～ にかほ市象潟町西中ノ沢字家ノ下</p> <p>◆県道 鳥海公園小滝線・・・象潟口旧料金所ゲート （冬期閉鎖箇所） 象潟矢島線 ・横岡第1発電所（冬期閉鎖箇所）～ 市道祓川線分岐</p> <p>◆市道、林道（由利本荘市） 祓川線・・・象潟矢島線との分岐 （祓川線の起点） 鳥海線・・・冬期閉鎖箇所2箇所 手代林道・・・手代林道入口（冬期閉鎖箇所）</p> <p>◆市道（にかほ市） 上浜内郷線 ・象潟町大砂川字釜道～ 象潟町西中野沢字グミ坂 大須郷小砂川線 ・象潟町大須郷字前田～象潟町小砂川字小田 大須郷大砂川線 ・象潟町大須郷字大の口～ 象潟町大砂川字浜田 観音森線 ・象潟町小砂川字中磯～象潟町小砂川字松山</p>	<p>◆国道 国道7号 ・飽海郡遊佐町吹浦字西浜～ 秋田県側通行止め区間</p> <p>◆県道 鳥海公園吹浦線・・・小野曾（旧料金所）ゲート （冬期閉鎖箇所） 酒田遊佐線・・・二ノ滝橋手前 鳥海公園青沢線 ・鳥海高原牧場前T字路交差点付近 （冬期閉鎖箇所） 菅里直世下野沢線 ・谷内踏切西側～当山集落北側端交差点</p> <p>◆市道、林道（酒田市） 奥山林道・・・黒瀬発電所付近（冬期閉鎖箇所）</p> <p>◆町道、林道（遊佐町） 箕輪赤坂線・・・箕輪集落西側 下当東山線・・・東山集落西側 畑藤井金俣線 ・広野・藤井集落間～広畑橋付近 東山線・・・東山集落東側 金俣三ノ俣線・・・金俣集落東側 林道白井新田線・・・藤井集落東側 林道中村線・・・臂曲集落東側</p>
対応策	<p>◆国道（国管理） 対応者：国土交通省秋田河川国道事務所 本荘国道維持出張所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国からの指示で維持管理業者が通行止めを行う。 ・異常気象に伴う閉鎖時は、維持管理業者による車両の追い出し作業を実施しているが、今回の閉鎖は、維持管理業者の安全を確保するため、追い出し作業はしない。 	<p>◆国道（国管理） 対応者：国土交通省酒田河川国道事務所 酒田国道維持出張所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国からの指示で維持管理業者が西浜交差点にて通行止めを行う。 ・異常気象に伴う閉鎖時は、維持管理業者による車両の追い出し作業を実施しているが、今回の閉鎖は、維持管理業者の安全を確保するため、追い出し作業はしない。

<ul style="list-style-type: none"> ・道路情報板、看板による注意喚起 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆県道 対応者：県由利地域振興局建設部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県からの指示で維持管理者が閉鎖する。 ・異常気象に伴う閉鎖時は、維持管理者による車両の追い出し作業を実施しているが、今回の閉鎖は、維持管理者の安全を確保のため、追い出し作業はしない。 （県防災ヘリコプターによる上空からの広報により対応） ・道路情報板、看板による注意喚起 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆市道、林道（由利本荘市） 対応者：由利本荘市矢島総合支所建設課 由利本荘市鳥海総合支所建設課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象箇所において、道路の閉鎖を行う。 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆市道（にかほ市） 対応者：にかほ市農林水産建設部建設課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象箇所において、道路の閉鎖を行う。 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・北港交差点にて国からの指示で維持管理者が広域迂回措置を行う。 ・道路情報板、看板による注意喚起 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>※北港交差点～西浜交差点間の県道・市道からの流入は妨げないが、西浜交差点以北は、関係者及び近隣住民（秋田県側含む）以外の通行不可とする。</p> <p>◆県道 対応者：県庄内総合支庁建設部道路計画課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨量規制時等の道路管理計画に基づく閉鎖方法で実施。（維持管理者による閉鎖） ・異常気象に伴う閉鎖時は、維持管理者による車両の追い出し作業を実施しているが、今回の閉鎖の場合は、維持管理者の安全を確保するため、追い出し作業はしない。 （県防災ヘリコプターによる上空からの広報により対応） ※ゲート位置には転回場所あり ・道路情報板、看板による注意喚起 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆市道、林道（酒田市） 対応者：酒田市八幡総合支所建設産業課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象箇所において、道路の閉鎖を行う。 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆町道、林道（遊佐町） 対応者：遊佐町地域生活課・産業課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象箇所において、道路の閉鎖を行う。 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置
--	--

（4）登山口の閉鎖等（入山規制）

	秋田県	山形県
対象	<p>◆にかほ市 横岡口（登山口No.1）</p> <p>◆登山口の閉鎖対象</p>	<p>◆酒田市 湯ノ台口（登山口No.14） 家族旅行村（登山口）（登山口No.15）</p>

	<ul style="list-style-type: none"> 全登山口を閉鎖対象とするが、警戒範囲内にある登山口は避難指示等の発令範囲となるため、閉鎖等対応策の実施対象とはしない。 	<p>◆遊佐町</p> <p>蕨岡口（登山口No.13）</p> <p>◆登山口の閉鎖対象</p> <ul style="list-style-type: none"> 全登山口を閉鎖対象とするが、警戒範囲内にある登山口は避難指示等の発令範囲となるため、閉鎖等対応策の実施対象とはしない。
対応策	<p>対応者：登山口所在市（総合支所）</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記箇所に警報発表に係る入山規制のための看板を設置し、登山口を閉鎖する。 	<p>対応者：登山口等所在市町</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記箇所に警報発表に係る入山規制のための看板を設置し、登山口を閉鎖する。

（5）住民等への警報発表及び避難情報等発令の周知

	秋田県	山形県
対象	<p>◆にかほ市</p> <p>大砂川地区、川袋地区、大須郷地区、観音森地区</p>	<p>◆遊佐町</p> <p>落伏地区、升川地区、中山地区、樽川地区、広野地区、三ノ俣地区</p>
対応策	<p>対応者：にかほ市</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記対象者に対する避難指示の発令 周知方法：防災行政無線、電話、訪問による伝達、防災あんしんメール、緊急速報メール 避難所の開設：避難計画による 	<p>対応者：遊佐町</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記対象者に対する避難指示の発令 周知方法：防災行政無線、電話、FAX、訪問、広報車による伝達、緊急速報メール、SNS 避難所の開設：避難計画による

（6）観光客・登山者の避難対策

	秋田県	山形県
対象	<p>◆警報発表後に帰宅困難となった観光客・登山者</p>	<p>◆警報発表後に帰宅困難となった観光客・登山者</p>
対応策	<p>対応者：市</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難所の開設 由利本荘市：日新館、紫水館、直根公民館等 にかほ市：象潟公民館、金浦公民館、仁賀保公民館 	<p>対応者：市町</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難所の開設 酒田市：八幡タウンセンター、八幡体育館、修道館 遊佐町：生涯学習センター、町民体育館

■「火口噴出型泥流」

警戒事象	噴火により火口噴出型泥流が居住地域に影響を及ぼす、または切迫している。	
警戒範囲	噴出型火山泥流	白雪川流域（居住地域を含む）及び赤川、鳥越川の各河川流域
	大きな噴石	想定火口域から概ね4km以内の範囲
	火砕流・火砕サージ （中規模）	想定火口域から概ね4km以内の範囲 川袋川、赤川、下玉田川、赤沢川、女郎沢川、南ノコマイ川、南折川、中折川、洗沢川の各河川流域

※ 当該レベルの他の火山現象が同時に発生する可能性がある場合は、これらの火山現象の最大範囲を対象として防災対策を実施するものとする。

（1）観光客、登山者、施設等への警報発表及び避難指示等発令の周知

	秋田県	山形県
対応策	<p>◆対応者：市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メールにより警戒範囲内からの避難を勧告（指示）する。 ・消防防災メールにより警戒範囲内からの避難を勧告する。（由利本荘市） ・にかほ市防災あんしんメールにより警戒範囲内からの避難を勧告（指示）する。（にかほ市） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>（例） こちらは〇〇市です。 ×月×日〇時〇〇分に鳥海山（想定火口：全域）において「噴火警戒レベル5（避難）」が発表されました。これを踏まえ、〇〇市は、〇〇地区と火口から〇〇kmの範囲内に避難指示を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線による周知。 ・ホームページ等による周知。 ・観光協会及び施設管理者へ連絡。 ・避難区域（居住地域）内にある要配慮者施設、大規模集客施設等へ連絡 <p>◆対応者：にかほ市観光課（稲倉山荘）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外スピーカーからの放送による警報発表及び避難指示等発令の周知。 <p>◆対応者：県総合防災課</p>	<p>◆対応者：市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メールにより警戒範囲内からの避難を勧告する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>（例） こちらは〇〇市（町）です。 ×月×日〇時〇〇分に鳥海山（想定火口：全域）において「噴火警戒レベル5（避難）」が発表されました。これを踏まえ、〇〇市（町）は、火口から〇〇kmの範囲内に対し、避難指示を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線による周知。 ・観光協会及び施設管理者へ連絡。 ・市ホームページ及び市公式フェイスブックによる周知。（酒田市） <p>◆対応者：遊佐町総合交流促進施設（大平山荘）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外スピーカーからの放送による警報発表及び避難指示等発令の周知。 <p>◆対応者：県危機管理課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県消防防災ヘリコプターによる鳥海山山頂付近での警報発表及び避難指示等発令の周知。（警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山者、観光客等に対する周知を主な目的とする。）

	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページでの情報提供。 ・県防災ヘリコプターによる鳥海山山頂付近での警報発表及び避難指示等発令の周知。（警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山者、観光客等に対する周知を主な目的とする。） ・県防災ヘリコプターによる火口噴出型泥流避難区域での警報発表及び避難指示等発令の周知。（避難区域内に居住する住民等への避難の呼びかけを主な目的とする。） 	
--	--	--

（2）施設の閉鎖

	秋田県	山形県
対象	<p>◆由利本荘市</p> <p>七ツ釜避難小屋（管理人無）（施設No.5） 唐獅子平避難小屋（管理人無）（施設No.6） 大清水避難小屋（管理人無）（施設No.8） 祓川ヒュッテ（管理人有）（施設No.7）</p> <p>◆にかほ市</p> <p>稲倉山荘（市有）（施設No.3） 鉢立山荘（県有・にかほ市管理）（施設No.1） 鉢立ビジターセンター（県有・にかほ市管理）（施設No.2） 東雲荘（民有）（施設No.4） 中島台レクリエーションの森（国有・にかほ市管理）（施設No.17）</p> <p>◆火口噴出型泥流の避難区域内にある要配慮者施設、大規模集客施設等</p>	<p>◆酒田市</p> <p>山雪荘（民有）（施設No.15） 鶴間池小屋（民有）（施設No.16）</p> <p>◆遊佐町</p> <p>大平山荘（町有）（施設No.9） 山頂小屋（鳥海山大物忌神社）（民有）（施設No.11） 御浜小屋（民有）（施設No.10） 万助小屋（市有）（施設No.12） 鈴木小屋（民有）（施設No.13） 滝ノ小屋（町有）（施設No.14）</p>
対応策	<p>◆七ツ釜避難小屋、唐獅子平避難小屋、大清水避難小屋</p> <p>対応者：なし</p> <p>・閉鎖するが、登山者の安全確保のため、施錠は行わない。通信手段のない小屋であるため、携帯電話が受信できるエリアは緊急速報メール等により周知するとともに、県防災ヘリによる上空からの広報を行う。</p> <p>◆祓川ヒュッテ</p> <p>対応者：祓川ヒュッテ管理人</p>	<p>◆山雪荘、鶴間池小屋、万助小屋、鈴木小屋</p> <p>対応者：なし</p> <p>・閉鎖するが、登山者の安全確保のため、施錠は行わない。通信手段のない小屋であるため、携帯電話が受信できるエリアは緊急速報メール等により周知するとともに、県防災ヘリによる上空からの広報を行う。</p> <p>◆大平山荘</p> <p>対応者：遊佐町総合交流促進施設㈱</p> <p>【避難誘導】</p>

<p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前 利用者に退避（下山）を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。</p> <p>②噴火発生時 利用者に外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。</p> <p>【避難者受入】 噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 避難者の数などを把握し、由利本荘市へ連絡する。</p> <p>【施設閉鎖】 利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p> <p>◆稲倉山荘 対応者：にかほ市観光課</p> <p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前 利用者に退避（下山）を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。</p> <p>②噴火発生時 利用者に外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。</p> <p>【避難者受入】 噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 避難者の数などを把握し、にかほ市へ連絡する。</p> <p>【施設閉鎖】 利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p> <p>◆鉢立山荘、鉢立ビジターセンター</p>	<p>①噴火発生前 利用者に退避（下山）を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。</p> <p>②噴火発生時 利用者に外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。</p> <p>【避難者受入】 噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 避難者の数などを把握し、遊佐町へ連絡する。</p> <p>【施設閉鎖】 利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p> <p>◆山頂小屋（鳥海山大物忌神社）、御浜小屋 <7月～9月> 対応者：鳥海山大物忌神社</p> <p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前 利用者に退避（下山）を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。</p> <p>②噴火発生時 利用者に外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。</p> <p>【避難者受入】 噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 避難者の数などを把握し、遊佐町へ連絡する。</p> <p>【施設閉鎖】 利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p> <p><7月～9月以外> 対応者：なし ・閉鎖するが、登山者の安全確保のため、施錠は行わない。通信手段のない小屋であるため、携</p>
--	--

<p>対応者：にかほ市観光課（秋田県において避難誘導等の対応を指示する。）</p> <p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前 利用者に退避（下山）を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。</p> <p>②噴火発生時 利用者に外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。</p> <p>【避難者受入】 噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 避難者の数などを把握し、にかほ市へ連絡する。</p> <p>【施設閉鎖】 利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p> <p>◆東雲荘</p> <p>対応者：TDK㈱</p> <p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前 利用者に退避（下山）を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。</p> <p>②噴火発生時 利用者に外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。</p> <p>【避難者受入】 噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 避難者の数などを把握し、にかほ市へ連絡する。</p> <p>【施設閉鎖】 利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p>	<p>携帯電話が受信できるエリアは緊急速報メール等により周知するとともに、県防災ヘリによる上空からの広報を行う。</p> <p>◆滝ノ小屋</p> <p><6月～10月></p> <p>対応者：遊佐町企画課</p> <p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前 利用者に退避（下山）を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。</p> <p>②噴火発生時 利用者に外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。</p> <p>【避難者受入】 噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 避難者の数などを把握し、遊佐町へ連絡する。</p> <p>【施設閉鎖】 利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p> <p><6月～10月以外></p> <p>対応者：なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・閉鎖するが、登山者の安全確保のため、施錠は行わない。通信手段のない小屋であるため、携帯電話が受信できるエリアは緊急速報メール等により周知するとともに、県防災ヘリによる上空からの広報を行う。
--	--

	<p>◆中島台レクリエーションの森 対応者：にかほ市観光課</p> <p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前 利用者に退避（下山）を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。</p> <p>②噴火発生時 利用者に外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。</p> <p>【避難者受入】 噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 避難者の数などを把握し、にかほ市へ連絡する。</p> <p>【施設閉鎖】 利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p> <p>◆火口噴出型泥流の避難区域内にある要配慮者施設、大規模集客施設等 対応者：施設設置者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・館内放送等で警報発表等の周知、避難の呼びかけを行い、施設利用者等の避難を誘導し施設を閉鎖する。 <p>【避難誘導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者に、施設が定める避難場所等への避難を呼びかける。 ・なお、施設周辺が浸水するなど、避難場所への移動が危険となった場合は、施設利用者等を施設の上層階に移動させる。 <p>【施設閉鎖】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者が全員避難したことが確認できた段階で、施設を閉鎖する。
--	--

(3) 道路の閉鎖等

	秋田県	山形県
--	-----	-----

<p>対 象</p>	<p>◆国道 国道7号 ・にかほ市黒川字平森～にかほ市平沢字家妻 日本海東北自動車道・・・金浦IC～仁賀保IC</p> <p>◆県道 鳥海公園小滝線・・・象潟口旧料金所ゲート （冬期閉鎖箇所） 象潟矢島線 ・目貫谷地橋付近～市道祓川線分岐 上郷仁賀保線・・・御手洗橋付近～馬場集落付近 小出金浦線・・・樋目野集落付近 長岡冬師城内線 ・金浦温水路橋付近～横森橋付近</p> <p>◆市道、林道（由利本荘市） 祓川線・・・象潟矢島線との分岐 （祓川線の起点） 鳥海線・・・冬期閉鎖箇所2箇所 手代林道・・・手代林道入口（冬期閉鎖箇所）</p> <p>◆市道（にかほ市） 観音森開拓線・・・象潟町大須郷字藤池 焼山大道線・・・象潟町川袋字坂の上 茨池線・・・象潟町小砂川字下向坂 観音森線・・・象潟町小砂川字寺沢 鈴琴浦1号線・・・全線 天ヶ町堺田1号線・・・全線</p>	<p>◆国道 国道7号 ・飽海郡遊佐町吹浦字西浜～ 秋田県側通行止め区間</p> <p>◆県道 鳥海公園吹浦線・・・小野曾（旧料金所）ゲート （冬期閉鎖箇所） 酒田遊佐線・・・胴腹ノ滝駐車場付近 （冬期閉鎖箇所） 鳥海公園青沢線 ・鳥海高原牧場前T字路交差点付近 （冬期閉鎖箇所）</p> <p>◆市道、林道（酒田市） 奥山林道・・・黒瀬発電所付近（冬期閉鎖箇所）</p> <p>◆町道、林道（遊佐町） 升川中央線・・・升川集落東側 下当東山線・・・東山集落東側 東山線・・・東山集落東側 長坂団地線・・・畑藤井金俣線T字路 金俣三ノ俣線・・・金俣集落東側 林道山居線・・・升川集落北側 林道若林線・・・升川集落南側 林道中山線・・・中山集落東側 林道当山線支線・・・中山関根線T字路 林道白井新田線・・・藤井集落東側 林道中村線・・・臂曲集落東側</p>
<p>対 応 策</p>	<p>◆国道（国管理） 対応者：国土交通省秋田河川国道事務所 本荘国道維持出張所 ・国からの指示で維持管理業者が通行止めを行う。 ・異常気象に伴う閉鎖時は、維持管理業者による車両の追い出し作業を実施しているが、今回の閉鎖は、維持管理業者の安全を確保するため、追い出し作業はしない。 ・道路情報板、看板による注意喚起</p>	<p>◆国道（国管理） 対応者：国土交通省酒田河川国道事務所 酒田国道維持出張所 ・国からの指示で維持管理業者が西浜交差点にて通行止めを行う。 ・異常気象に伴う閉鎖時は、維持管理業者による車両の追い出し作業を実施しているが、今回の閉鎖は、維持管理業者の安全を確保するため、追い出し作業はしない。 ・北港交差点にて国からの指示で維持管理業者が</p>

<p>・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置</p> <p>◆県道 対応者：県由利地域振興局建設部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県からの指示で維持管理業者が閉鎖する。 ・異常気象に伴う閉鎖時は、維持管理業者による車両の追い出し作業を実施しているが、今回の閉鎖は、維持管理業者の安全を確保のため、追い出し作業はしない。 （県防災ヘリコプターによる上空からの広報により対応） ・道路情報板、看板による注意喚起 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆市道、林道（由利本荘市） 対応者：由利本荘市矢島総合支所建設課 由利本荘市鳥海総合支所建設課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象箇所において、道路の閉鎖を行う。 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆市道（にかほ市） 対応者：にかほ市農林水産建設部建設課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象箇所において、道路の閉鎖を行う。 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 	<p>広域迂回措置を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路情報板、看板による注意喚起 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>※北港交差点～西浜交差点間の県道・市道からの流入は妨げないが、西浜交差点以北は、関係者及び近隣住民（秋田県側含む）以外の通行不可とする。</p> <p>◆県道 対応者：県庄内総合支庁建設部道路計画課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨量規制時等の道路管理計画に基づく閉鎖方法で実施。（維持管理業者による閉鎖） ・異常気象に伴う閉鎖時は、維持管理業者による車両の追い出し作業を実施しているが、今回の閉鎖の場合は、維持管理業者の安全を確保するため、追い出し作業はしない。 （県防災ヘリコプターによる上空からの広報により対応） ※ゲート位置には転回場所あり ・道路情報板、看板による注意喚起 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆市道、林道（酒田市） 対応者：酒田市八幡総合支所建設産業課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象箇所において、道路の閉鎖を行う。 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆町道、林道（遊佐町） 対応者：遊佐町地域生活課・産業課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象箇所において、道路の閉鎖を行う。 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置
--	--

（4）登山口の閉鎖等（入山規制）

	秋田県	山形県
対象	<p>◆にかほ市 横岡口（登山口No.1）</p> <p>◆登山口の閉鎖対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全登山口を閉鎖対象とするが、警戒範囲内にあ 	<p>◆酒田市 湯ノ台口（登山口No.14） 家族旅行村（登山口）（登山口No.15）</p> <p>◆遊佐町</p>

	る登山口は避難指示等の発令範囲となるため、閉鎖等対応策の実施対象とはしない。	蕨岡口（登山口No.13） ◆登山口の閉鎖対象 ・全登山口を閉鎖対象とするが、警戒範囲内にある登山口は避難指示等の発令範囲となるため、閉鎖等対応策の実施対象とはしない。
対応策	対応者：登山口所在市（総合支所） ・上記箇所に警報発表に係る入山規制のための看板を設置し、登山口を閉鎖する。	対応者：登山口等所在市町 ・上記箇所に警報発表に係る入山規制のための看板を設置し、登山口を閉鎖する。

（5）住民等への警報発表及び避難情報等発令の周知

	秋田県	山形県
対象	◆にかほ市 観音森地区 大竹地区 芹田地区、三森地区、鈴地区、田抓地区、伊勢居地地区、中野地区、三日市地区、立居地地区、百目木地区、堺地区、樋ノ口地区、寺田地区、畑地区、桂坂地区、東畑地区	◆遊佐町 升川地区、三ノ俣地区
対応策	対応者：にかほ市 ・上記対象者に対する避難指示の発令 ・周知方法：防災行政無線、電話、訪問による伝達、防災あんしんメール、緊急速報メール ・避難所の開設：避難計画による	対応者：遊佐町 ・上記対象者に対する避難指示の発令 ・周知方法：防災行政無線、電話、FAX、訪問、広報車による伝達、緊急速報メール、SNS ・避難所の開設：避難計画による

（6）観光客・登山者の避難対策

	秋田県	山形県
対象	◆警報発表後に帰宅困難となった観光客・登山者	◆警報発表後に帰宅困難となった観光客・登山者
対応策	対応者：市 ・避難所の開設 由利本荘市：日新館、紫水館、直根公民館等 にかほ市：象潟公民館、金浦公民館、仁賀保公民館	対応者：市町 ・避難所の開設 酒田市：八幡タウンセンター、八幡体育館、修道館 遊佐町：生涯学習センター、町民体育館

■「融雪型火山泥流」

警戒事象	噴火により融雪型火山泥流が居住地域に影響を及ぼす、または切迫している。	
警戒範囲	融雪型火山泥流 (大規模)	川袋川、川袋小川、元滝川、奈曾川、白雪川、鶯川、子吉川、百宅川、日向川、草津川、月光川、南ノコマイ川、南折川、高瀬川、洗沢川、滝淵川、牛渡川の各河川流域（居住地域を含む）及び鳥越川、赤川、下玉田川、赤沢川、女郎沢川、中折川の各河川流域
	大きな噴石	想定火口域から概ね4km以内の範囲
	火砕流・火砕サージ (中規模)	想定火口域から概ね4km以内の範囲 川袋川、赤川、下玉田川、赤沢川、女郎沢川、南ノコマイ川、南折川、中折川、洗沢川の各河川流域

※ 融雪型火山泥流は積雪期のみ想定される。

※ 当該レベルの他の火山現象が同時に発生する可能性がある場合は、これらの火山現象の最大範囲を対象として防災対策を実施するものとする。

(1) 観光客、登山者、施設等への警報発表及び避難指示等発令の周知

	秋田県	山形県
対応策	<p>◆対応者：市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メールにより警戒範囲内からの避難を勧告（指示）する。 ・消防防災メールにより警戒範囲内からの避難を勧告（指示）する。（由利本荘市） ・にかほ市防災あんしんメールにより警戒範囲内からの避難を勧告（指示）する。（にかほ市） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(例)</p> <p>こちらは〇〇市です。</p> <p>×月×日〇時〇〇分に鳥海山（想定火口：全域）において「噴火警戒レベル5（避難）」が発表されました。これを踏まえ、〇〇市は、〇〇地区と火口から〇〇kmの範囲内に避難指示を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線による周知。 ・ホームページ等による周知。 ・観光協会及び施設管理者へ連絡。 ・避難区域（居住地域）内にある要配慮者施設、大規模集客施設等へ連絡 	<p>◆対応者：市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メールにより警戒範囲内からの避難を勧告（指示）する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(例)</p> <p>こちらは〇〇市（町）です。</p> <p>×月×日〇時〇〇分に鳥海山（想定火口：全域）において「噴火警戒レベル5（避難）」が発表されました。これを踏まえ、〇〇市（町）は、〇〇地区と火口から〇〇kmの範囲内に避難指示を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線による周知。 ・観光協会及び施設管理者へ連絡。 ・市ホームページ及び市公式フェイスブックによる周知。（酒田市） ・避難区域（居住地域）の広報車巡回による周知。 ・避難区域（居住地域）内にある要配慮者施設、大規模集客施設等へ連絡 <p>◆対応者：遊佐町総合交流促進施設(株)（大平山荘）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外スピーカーからの放送による警報発表及び

<p>◆対応者：にかほ市観光課（稲倉山荘）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外スピーカーからの放送による警報発表及び避難指示等発令の周知。 <p>◆対応者：県総合防災課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページでの情報提供。 ・県防災ヘリコプターによる鳥海山山頂付近での警報発表及び避難指示等発令の周知。（警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山者、観光客等に対する周知を主な目的とする。） ・県防災ヘリコプターによる融雪型火山泥流避難区域での警報発表及び避難指示等発令の周知。（避難区域内に居住する住民等への避難の呼びかけを主な目的とする。） 	<p>避難指示等発令の周知。</p> <p>◆対応者：県危機管理課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県消防防災ヘリコプターによる鳥海山山頂付近での警報発表及び避難指示等発令の周知。（警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山者、観光客等に対する周知を主な目的とする。） ・県消防防災ヘリコプターによる融雪型火山泥流避難区域での警報発表及び避難指示等発令の周知。（避難区域内に居住する住民等への避難の呼びかけを主な目的とする。）
---	---

（2）施設の閉鎖

	秋田県	山形県
対象	<p>◆由利本荘市</p> <ul style="list-style-type: none"> 七ツ釜避難小屋（管理人無）（施設No.6） 唐獅子平避難小屋（管理人無）（施設No.7） 大清水避難小屋（管理人無）（施設No.9） 祓川ヒュッテ（管理人有）（施設No.8） <p>◆にかほ市</p> <ul style="list-style-type: none"> 稲倉山荘（市有）（施設No.2） 鉾立山荘（県有・にかほ市管理）（施設No.3） 鉾立ビジターセンター（県有・にかほ市管理）（施設No.1） 東雲荘（民有）（施設No.4） 中島台レクリエーションの森（国・にかほ市管理）（施設No.5） <p>◆融雪型火山泥流の避難区域内にある要配慮者施設、大規模集客施設等</p>	<p>◆酒田市</p> <ul style="list-style-type: none"> 山雪荘（民有）（施設No.16） 鶴間池小屋（民有）（施設No.17） <p>◆遊佐町</p> <ul style="list-style-type: none"> 大平山荘（町有）（施設No.10） 山頂小屋（鳥海山大物忌神社）（民有）（施設No.15） 御浜小屋（民有）（施設No.13） 万助小屋（市有）（施設No.11） 鈴木小屋（民有）（施設No.12） 滝ノ小屋（町有）（施設No.14） <p>◆融雪型火山泥流の避難区域内にある要配慮者施設、大規模集客施設等</p>
対応策	<p>◆七ツ釜避難小屋、唐獅子平避難小屋、大清水避難小屋</p> <p>対応者：なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・閉鎖するが、登山者の安全確保のため、施錠は行わない。通信手段のない小屋であるため、携 	<p>◆山雪荘、鶴間池小屋、万助小屋、鈴木小屋</p> <p>対応者：なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・閉鎖するが、登山者の安全確保のため、施錠は行わない。通信手段のない小屋であるため、携帯電話が受信できるエリアは緊急速報メール

<p>帯電話が受信できるエリアは緊急速報メール等により周知するとともに、県防災ヘリによる上空からの広報を行う。</p> <p>◆祓川ヒュッテ 対応者：祓川ヒュッテ管理人 【避難誘導】 ①噴火発生前 利用者へ退避（下山）を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。 ②噴火発生時 利用者へ外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。 【避難者受入】 噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 避難者の数などを把握し、由利本荘市へ連絡する。 【施設閉鎖】 利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p> <p>◆稲倉山荘 対応者：にかほ市観光課 【避難誘導】 ①噴火発生前 利用者へ退避（下山）を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。 ②噴火発生時 利用者へ外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。 【避難者受入】 噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 避難者の数などを把握し、にかほ市へ連絡する。 【施設閉鎖】</p>	<p>等により周知するとともに、県防災ヘリによる上空からの広報を行う。</p> <p>◆大平山荘 対応者：遊佐町総合交流促進施設 【避難誘導】 ①噴火発生前 利用者へ退避（下山）を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。 ②噴火発生時 利用者へ外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。 【避難者受入】 噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 避難者の数などを把握し、遊佐町へ連絡する。 【施設閉鎖】 利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p> <p>◆山頂小屋（鳥海山大物忌神社）、御浜小屋 <7月～9月> 対応者：鳥海山大物忌神社 【避難誘導】 ①噴火発生前 利用者へ退避（下山）を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。 ②噴火発生時 利用者へ外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。 【避難者受入】 噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 避難者の数などを把握し、遊佐町へ連絡する。 【施設閉鎖】 利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている</p>
---	--

<p>利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p> <p>◆鉾立山荘、鉾立ビジターセンター 対応者：にかほ市観光課（秋田県において避難誘導等の対応を指示する。）</p> <p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前 利用者に退避（下山）を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。</p> <p>②噴火発生時 利用者に外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。</p> <p>【避難者受入】 噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 避難者の数などを把握し、にかほ市へ連絡する。</p> <p>【施設閉鎖】 利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p> <p>◆東雲荘 対応者：TDK㈱</p> <p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前 利用者に退避（下山）を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。</p> <p>②噴火発生時 利用者に外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。</p> <p>【避難者受入】 噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 避難者の数などを把握し、にかほ市へ連絡す</p>	<p>観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p> <p><7月～9月以外> 対応者：なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・閉鎖するが、登山者の安全確保のため、施錠は行わない。通信手段のない小屋であるため、携帯電話が受信できるエリアは緊急速報メール等により周知するとともに、県防災ヘリによる上空からの広報を行う。 <p>◆滝ノ小屋 <6月～10月> 対応者：遊佐町企画課</p> <p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前 利用者に退避（下山）を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。</p> <p>②噴火発生時 利用者に外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。</p> <p>【避難者受入】 噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 避難者の数などを把握し、遊佐町へ連絡する。</p> <p>【施設閉鎖】 利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p> <p><6月～10月以外> 対応者：なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・閉鎖するが、登山者の安全確保のため、施錠は行わない。通信手段のない小屋であるため、携帯電話が受信できるエリアは緊急速報メール等により周知するとともに、県防災ヘリによる上空からの広報を行う。 <p>◆融雪型火山泥流の避難区域内にある要配慮者施設、大規模集客施設等</p>
--	---

<p>る。</p> <p>【施設閉鎖】</p> <p>利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p> <p>◆中島台レクリエーションの森</p> <p>対応者：にかほ市観光課</p> <p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前</p> <p>利用者に退避（下山）を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。</p> <p>②噴火発生時</p> <p>利用者に外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。</p> <p>【避難者受入】</p> <p>噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。</p> <p>避難者の数などを把握し、にかほ市へ連絡する。</p> <p>【施設閉鎖】</p> <p>利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p> <p>◆融雪型火山泥流の避難区域内にある要配慮者施設、大規模集客施設等</p> <p>対応者：施設設置者</p> <p>・館内放送等で警報発表等の周知、避難の呼びかけを行い、施設利用者等の避難を誘導し施設を閉鎖する。</p> <p>【避難誘導】</p> <p>・施設利用者に、施設が定める避難場所等への避難を呼びかける。</p> <p>・なお、施設周辺が浸水するなど、避難場所への移動が危険となった場合は、施設利用者等を施設の上層階に移動させる。</p>	<p>対応者：施設設置者</p> <p>・館内放送等で警報発表等の周知、避難の呼びかけを行い、施設利用者等の避難を誘導し施設を閉鎖する。</p> <p>【避難誘導】</p> <p>・施設利用者に、施設が定める避難場所等への避難を呼びかける。</p> <p>・なお、施設周辺が浸水するなど、避難場所への移動が危険となった場合は、施設利用者等を施設の上層階に移動させる。</p> <p>【施設閉鎖】</p> <p>・施設利用者が全員避難したことが確認できた段階で、施設を閉鎖する。</p>
---	---

	<p>【施設閉鎖】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設利用者が全員避難したことが確認できた段階で、施設を閉鎖する。 	
--	---	--

(3) 道路の閉鎖等

	秋田県	山形県
対 象	<p>◆国道</p> <p>国道7号</p> <ul style="list-style-type: none"> にかほ市象潟町大須郷字大道下～ にかほ市象潟町西中ノ沢字家ノ下 にかほ市象潟町関字西大阪～ にかほ市象潟町字五丁目塩越 にかほ市黒川字平森～にかほ市平沢字家妻 日本海東北自動車道・・・金浦IC～仁賀保IC <p>◆県道</p> <p>国道108号</p> <ul style="list-style-type: none"> 前郷停車場線交差点～ 仁賀保矢島館合線交差点 象潟矢島線交差点～伏見橋付近 鳥海公園小滝線・・・奈曾白橋付近 象潟矢島線 目貫谷地橋付近～市道祓川線分岐 仁賀保矢島館合線・・・長泥橋付近 鳥海矢島線・・・大川端橋付近～鶯川橋付近 上郷仁賀保線・・・御手洗橋付近～馬場集落付近 小出金浦線・・・樋目野集落付近 西滝沢館線・・・前郷集落付近 長岡冬師城内線 金浦温水路橋付近～横森橋付近 <p>◆市道、林道（由利本荘市）</p> <p>祓川線・・・象潟矢島線との分岐 (祓川線の起点)</p> <p>鳥海線・・・冬期閉鎖箇所2箇所</p> <p>手代林道・・・手代林道入口（冬期閉鎖箇所）</p> <p>その他、融雪型火山泥流による道路冠水又は冠水のおそれのある路線</p>	<p>◆国道</p> <p>国道7号</p> <ul style="list-style-type: none"> 飽海郡遊佐町吹浦字西浜～ 秋田県側通行止め区間 <p>◆県道</p> <p>国道345号旧道・・・全線全面通行止め 国道345号</p> <ul style="list-style-type: none"> 国道344号北側交差点～ 杉沢南鳥海停車場線南側交差点 遊佐町町道上小松下小松線交差点～ 県道吹浦酒田線交差点 国道7号北側交差点～ 県道鳥海公園吹浦線交差点 <p>酒田遊佐線</p> <ul style="list-style-type: none"> 酒田市市道大正橋2号線交差点～ 酒田市市道大正橋1号線交差点 国道345号東側交差点～ 遊佐町町道宮山坂岩野線交差点 胴腹ノ滝駐車場付近（冬期閉鎖箇所） 遊佐停車場藤崎線 遊佐駅前～国道345号旧道交差点 国道345号旧道交差点～ 国道345号東側交差点 国道345号西側交差点～ 遊佐町町道遊佐稲川丸子線交差点 <p>鳥海公園吹浦線</p> <ul style="list-style-type: none"> 遊佐町町道小野曾北線交差点 <p>吹浦酒田線</p> <ul style="list-style-type: none"> 国道345号北側交差点～菅里橋終点 <p>升田観音寺線</p> <ul style="list-style-type: none"> 酒田市市道奥山線交差点～ 国道344号交差点

<p>百宅線、境堂線、倉ノ下線、下直根猿倉線、大川端猿倉線、伏見沢間木線、伏見沢長坂線、伏見才ノ神線、赤渋線、伏見線、小又線、東街道線、西街道線、矢ノ本線、大久保線、新荘坂之下線、新町郷内線、郷内線、築館線、矢島下郷線、矢島1号線、新上条線、大台線、奉行免線、久保田大森台線、院主下線、森子前郷線</p> <p>◆市道（にかほ市）</p> <p>上浜内郷線</p> <ul style="list-style-type: none"> ・象潟町大砂川字釜道～ 象潟町西中野沢字グミ坂 <p>大須郷小砂川線</p> <ul style="list-style-type: none"> ・象潟町大須郷字前田～象潟町小砂川字小田 <p>大須郷大砂川線</p> <ul style="list-style-type: none"> ・象潟町大須郷字大の口～ 象潟町大砂川字浜田 <p>観音森線</p> <ul style="list-style-type: none"> ・象潟町小砂川字中磯～象潟町小砂川字松山 <p>鈴琴浦1号線・・・全線</p> <p>天ヶ町塚田1号線・・・全線</p> <p>象潟上浜線・・・全線</p> <p>小滝長岡線・・・全線</p> <p>大森水岡線・・・全線</p>	<p>鳥海公園青沢線</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県道升田観音寺線東側交差点～七曲橋終点 ・鳥海高原牧場前T字路交差点付近 (冬期閉鎖箇所) <p>比子八幡線</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県道酒田遊佐線交差点～国道344号交差点 <p>菅里直世下野沢線</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊佐町町道畑藤井金俣線交差点～ 国道345号旧道終点 ・県道吹浦酒田線交差点～ 遊佐町町道集落終わりF1交差点 <p>杉沢南鳥海停車場線</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道345号南側交差点～ 酒田市市道南鳥海駅線交差点 <p>十里塚遊佐線</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県道吹浦酒田線南側交差点～ 国道345号旧道交差点 <p>◆市道、林道、農道（酒田市）</p> <p>本楯南鳥海線</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊川大豊田線起点付近～興休4号線 <p>宮形塚渕線・・・豊川大豊田線交差点～終点</p> <p>大豊田八幡線</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊川大豊田線終点交差点～終点 <p>市道（全線規制）</p> <p>樋の口前門線、前門線、福島塚渕線、福島門前線、豊川大豊田線、村東線、塚渕南線、大久保線、福島樋の口線、塚渕北線、大久保中道線、芹田塚渕線、大久保北仁田線、下小泉線、芹田小泉線、芹田西支線、芹田線、福山橋本線、橋本線、興屋田線、雪車田西線、荒町山根線、貝ラケ線、芋畑線、福山線、福山蕨岡線、中村山本線、中村木ノ下線、木ノ下村上線、下黒川線、新出升田線、赤剥上黒川線、村腰線、上黒川線、上草津貝沢線、貝沢線、升田大台野線、大石線、奥山線、沼田東向線、宮ノ下線、升田北線、寺ノ下線、大台野高原4号線</p> <p>林道（全線規制）</p> <p>奥山林道、貝沢線</p>
--	--

		<p>農道（全線規制）</p> <p>升田線、過疎基幹農道、ふるさと緊急農道、第2号幹線道路（鳥海南麓泥沢）、農道大台野線</p> <p>◆町道、林道（遊佐町）</p> <p>下小松樋ノ口線・・・水上地内交差点南</p> <p>下当下大内線</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下大内交差点南 ・神子免より東進及び浮橋より北進 <p>上大内石辻線・・・三川地内豊岡橋南</p> <p>中三川北線・・・蕨小南</p> <p>石辻坂ノ下線・・・大淵地内南端より南</p> <p>豊岡平津線・・・南三川より北進</p> <p>上三川北線・・・南三川より南進</p> <p>平津鹿野沢坂ノ下線</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大楯平津新田線との交差点北進 <p>大楯平津新田線</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平津鹿野沢坂ノ下線との交差点西進 <p>沼田南線・・・エルパより北進</p> <p>和田下長橋線・・・道ノ下より北進</p> <p>仙北新田線・・・仙北新田より北進</p> <p>遊佐稲川丸子線・・・服部より北進</p> <p>出戸南福柵線・・・中学橋より東進</p> <p>出戸北福柵線・・・新田橋より東進</p> <p>江地線・・・江地より東進</p> <p>松山丸子下当線・・・出戸橋より東進</p> <p>西浜北線・・・遊楽里より北進</p> <p>西浜菅野線・・・西浜より東進</p> <p>吹浦石淵線・・・東北泉踏切手前東進</p> <p>箕輪赤坂線・・・宿五アンダーパス東進</p> <p>小野曾北線・・・小野曾北進</p> <p>色田線・・・下当下大内線との交差点西進</p> <p>中山関根線・・・太平山線との交差点南進</p> <p>畑西線・・・上戸東線との交差点東進</p> <p>畑藤井金俣線</p> <ul style="list-style-type: none"> ・畑地内東端北進 ・広野野沢線交差点東進 ・金俣三ノ俣線交差点南進 <p>下当下大内線・・・上戸南進及び北進</p>
--	--	---

		<p>京田野沢藤井線・・・広野野沢線交差点南進 舞台線・・・野沢舞代線交差点南進及び西進 吉出中村線・・・袋地西線交差点西進 宮山坂岩野線・・・袋地村中線交差点西進 金俣三ノ俣線・・・月光川大橋東進 蚕桑杉沢網取線・・・棲坂月ノ原線交差点北進 杉沢本線・・・杉沢農集排処理施設西進 林道白井新田線・・・藤井集落東側 林道中村線・・・臂曲集落東側</p>
<p>対応策</p>	<p>◆国道（国管理） 対応者：国土交通省秋田河川国道事務所 本荘国道維持出張所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国からの指示で維持管理業者が通行止めを行う。 ・異常気象に伴う閉鎖時は、維持管理業者による車両の追い出し作業を実施しているが、今回の閉鎖は、維持管理業者の安全を確保するため、追い出し作業はしない。 ・道路情報板、看板による注意喚起 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆県道 対応者：県由利地域振興局建設部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県からの指示で維持管理業者が閉鎖する。 ・異常気象に伴う閉鎖時は、維持管理業者による車両の追い出し作業を実施しているが、今回の閉鎖は、維持管理業者の安全を確保のため、追い出し作業はしない。 （県防災ヘリコプターによる上空からの広報により対応） ・道路情報板、看板による注意喚起 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆市道、林道（由利本荘市） 対応者：由利本荘市矢島総合支所建設課 由利本荘市由利総合支所建設課 由利本荘市鳥海総合支所建設課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象箇所において、道路の閉鎖を行う。 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 	<p>◆国道（国管理） 対応者：国土交通省酒田河川国道事務所 酒田国道維持出張所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国からの指示で維持管理業者が西浜交差点にて通行止めを行う。 ・異常気象に伴う閉鎖時は、維持管理業者による車両の追い出し作業を実施しているが、今回の閉鎖は、維持管理業者の安全を確保するため、追い出し作業はしない。 ・北港交差点にて国からの指示で維持管理業者が広域迂回措置を行う。 ・道路情報板、看板による注意喚起 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>※北港交差点～西浜交差点間の県道・市道からの流入は妨げないが、西浜交差点以北は、関係者及び近隣住民（秋田県側含む）以外の通行不可とする。</p> <p>◆県道 対応者：県庄内総合支庁建設部道路計画課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨量規制時等の道路管理計画に基づく閉鎖方法で実施。（維持管理業者による閉鎖） ・異常気象に伴う閉鎖時は、維持管理業者による車両の追い出し作業を実施しているが、今回の閉鎖の場合は、維持管理業者の安全を確保するため、追い出し作業はしない。 （県防災ヘリコプターによる上空からの広報により対応） <p>※ゲート位置には転回場所あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路情報板、看板による注意喚起

	<p>◆市道（にかほ市） 対応者：にかほ市農林水産建設部建設課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象箇所において、道路の閉鎖を行う。 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆市道、林道（酒田市） 対応者：酒田市八幡総合支所建設産業課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象箇所において、道路の閉鎖を行う。 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆町道、林道（遊佐町） 対応者：遊佐町地域生活課・産業課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象箇所において、道路の閉鎖を行う。 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置
--	---	---

（4）登山口の閉鎖等（入山規制）

	秋田県	山形県
対 象	<p>該当なし</p> <p>◆登山口の閉鎖対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全登山口を閉鎖対象とするが、警戒範囲内にある登山口は避難指示等の発令範囲となるため、閉鎖等対応策の実施対象とはしない。 	<p>◆遊佐町 蕨岡口（登山口No.13）</p> <p>◆登山口の閉鎖対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全登山口を閉鎖対象とするが、警戒範囲内にある登山口は避難指示等の発令範囲となるため、閉鎖等対応策の実施対象とはしない。
対 応 策	<p>該当なし</p>	<p>対応者：登山口等所在市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記箇所に警報発表に係る入山規制のための看板を設置し、登山口を閉鎖する。

（5）住民等への警報発表及び避難情報等発令の周知

	秋田県	山形県
対 象	<p>◆由利本荘市</p> <p>下伏見地区、中伏見地区、上伏見地区、久保地区、鳥寿苑、矢ノ本地区、長坂地区、河台地区、伏見沢地区</p> <p>下百宅地区、吉谷地地区、大川端地区</p> <p>築館地区、砂子沢地区、持子地区、坂之下郷内地区、大川原地区、新所地区、元町郷内地区、金ヶ沢地区</p> <p>◆にかほ市</p> <p>関地区、川袋地区、観音森地区、小滝地区、本郷地区、横岡地区</p>	<p>◆酒田市</p> <p>升田地区、大台野地区、上草津地区、下草津地区、湯ノ台地区、泥沢地区、赤剥地区、上黒川地区、下黒川地区、新出地区、福山地区、山根地区、橋本地区、芹田地区、北仁田地区、小泉北豊田地区、大久保地区、塚渕地区、米島前門地区</p> <p>◆遊佐町</p> <p>平津地区、上長橋地区、石辻地区、三川地区、下大内地区</p> <p>広野地区、三ノ俣地区、蚕桑地区、袋地地区、野沢上地区、野沢中地区、野沢下地区、下野沢地区、</p>

	<p>大竹地区 芹田地区、三森地区、鈴地区、田爪地区、伊勢居地地区、中野地区、三日市地区、立居地地区、百目木地区、堺地区、樋ノ口地区、寺田地区、畑地区、桂坂地区、東畑地区</p>	<p>京田地区、京田新田地区、旭ヶ丘地区、上吉出地区、中吉出地区、下吉出地区、和田地区、漆曾根地区、尻引岡田地区、七日町地区、六日町地区、五日町地区、駅前一区地区、駅前二区地区、十日町地区、八日町地区、大楯地区、平津新田地区、境田地区 増穂地区、江地地区、楸島地区、西宮田地区、東宮田地区、北宮田地区 富岡地区、北目地区、丸子地区、山崎地区、樽川地区、中山地区、升川地区 宿町五地区、箕輪地区、落伏地区、小野曾地区</p>
対応策	<p>対応者：市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象者に対する避難指示の発令 ・周知方法：防災行政無線、電話、訪問による伝達、防災あんしんメール、緊急速報メール ・避難所の開設：避難計画による 	<p>対応者：市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象者に対する避難指示の発令 ・周知方法：防災行政無線、電話、FAX、訪問、広報車による伝達、緊急速報メール、SNS ・避難所の開設：避難計画による

（6）観光客・登山者の避難対策

	秋田県	山形県
対象	◆警報発表後に帰宅困難となった観光客・登山者	◆警報発表後に帰宅困難となった観光客・登山者
対応策	<p>対応者：市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設 <p>由利本荘市：日新館、直根公民館等 にかほ市：象潟公民館、金浦公民館、仁賀保公民館</p>	<p>対応者：市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設 <p>酒田市：八幡タウンセンター、八幡体育館、修道館 遊佐町：吹浦小学校、西遊佐まちづくりセンター、吹浦防災センター</p>

第3節 ブルーライン等冬期閉鎖期の対策について

1 噴火警報「噴火警戒レベル2（火口周辺規制）」発表時の対応

警戒事象	噴火により大きな噴石が想定火口域から概ね1.5kmの範囲内に影響を及ぼす、または予想される。	
警戒範囲	大きな噴石	想定火口域から概ね1.5km以内の範囲

(1) 観光客、登山者、施設等への警報発表及び避難指示等発令の周知

	秋田県	山形県
対応策	<p>◆対応者：市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メールにより警戒範囲内からの避難を勧告する。 ・消防防災メールにより警戒範囲内からの避難を勧告する。(由利本荘市) ・にかほ市防災あんしんメールにより警戒範囲内からの避難を勧告する。(にかほ市) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(例)</p> <p>こちらは〇〇市です。</p> <p>×月×日〇時〇〇分に鳥海山（想定火口：全域）において「噴火警戒レベル2（火口周辺規制）」が発表されました。これを踏まえ、〇〇市は、火口から〇〇kmの範囲内に対し、避難指示を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線による周知。 ・ホームページ等による周知。 ・観光協会及び施設管理者へ連絡。 <p>◆対応者：県総合防災課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページでの情報提供。 ・県防災ヘリコプターによる鳥海山山頂付近での警報発表及び避難指示等発令の周知。(警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山者、観光客等に対する周知を主な目的とする。) 	<p>◆対応者：市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メールにより警戒範囲内からの避難を勧告する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(例)</p> <p>こちらは〇〇市（町）です。</p> <p>×月×日〇時〇〇分に鳥海山（想定火口：全域）において「噴火警戒レベル2（火口周辺規制）」が発表されました。これを踏まえ、〇〇市（町）は、火口から〇〇kmの範囲内に対し、避難指示を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線による周知。 ・観光協会及び施設管理者へ連絡。 ・市ホームページ及び市公式フェイスブックによる周知。(酒田市) <p>◆対応者：県危機管理課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県消防防災ヘリコプターによる鳥海山山頂付近での警報発表及び避難指示等発令の周知。(警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山者、観光客等に対する周知を主な目的とする。)

(2) 施設の閉鎖

	秋田県	山形県
対象	<p>◆由利本荘市</p> <ul style="list-style-type: none"> 七ツ釜避難小屋（管理人無）（施設No.6） 唐獅子平避難小屋（管理人無）（施設No.7） 	<p>◆遊佐町</p> <ul style="list-style-type: none"> 大平山荘（町有）（施設No.10） ※冬期閉鎖 山頂小屋（民有）（鳥海山大物忌神社） （施設No.15） ※冬期閉鎖

	<p>◆にかほ市</p> <p>稲倉山荘（市有）（施設No.2） ※冬期閉鎖</p> <p>鉾立山荘（県有・にかほ市管理）（施設No.3） ※冬期閉鎖</p> <p>鉾立ビジターセンター（県有・にかほ市管理） （施設No.1） ※冬期閉鎖</p> <p>東雲荘（民有）（施設No.4） ※冬期閉鎖</p>	<p>御浜小屋（民有）（施設No.13） ※冬期閉鎖</p>
対応策	<p>◆七ツ釜避難小屋、唐獅子平避難小屋</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬期のため、施設の有無に関わらず、特段の作業は行わない。 <p>◆冬期閉鎖施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬期閉鎖施設については、特段の作業は行わない。 <p>※携帯電話が受信できるエリアは緊急速報メール等により周知するとともに、県防災ヘリによる上空からの広報を行う。</p>	<p>◆冬期閉鎖施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬期閉鎖施設については、特段の作業は行わない。 <p>※携帯電話が受信できるエリアは緊急速報メール等により周知するとともに、県消防防災ヘリによる上空からの広報を行う。</p>

(3) 道路の閉鎖等

	秋田県	山形県
対象	<p>◆県道</p> <p>鳥海公園小滝線・・・象潟口旧料金所ゲート (冬期閉鎖箇所)</p>	<p>◆県道</p> <p>鳥海公園吹浦線・・・小野曾（旧料金所）ゲート (冬期閉鎖箇所)</p> <p>◆町道、林道（遊佐町）</p> <p>林道山居線・・・升川集落北側</p>
対応策	<p>◆県道</p> <p>対応者：県由利地域振興局建設部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬期閉鎖位置で閉鎖済み。 ・道路情報板、看板による注意喚起 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 	<p>◆県道</p> <p>対応者：県庄内総合支庁建設部道路計画課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬期閉鎖位置で閉鎖済み。 ・道路情報板、看板による注意喚起 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆町道、林道（遊佐町）</p> <p>対応者：遊佐町地域生活課・産業課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象箇所において、道路の閉鎖を行う。 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置

(4) 登山口の閉鎖等（入山規制）

	秋田県	山形県
対象	<p>◆由利本荘市</p> <p>矢島口（登山口No.5） ※登山口に通じる祓川線が冬期閉鎖のため、閉鎖ゲートに看板を設置</p> <p>猿倉口（登山口No.6） ※登山口に通じる祓川堰口線が冬期閉鎖のため、閉鎖ゲートに看板を設置</p> <p>百宅口（登山口No.7） ※登山口に通じる手代林道が冬期閉鎖のため、閉鎖ゲートに看板を設置</p> <p>◆にかほ市</p> <p>横岡口（登山口No.1）</p> <p>中島台レクリエーションの森（登山口） （登山口No.3） ※登山口に通じる象潟矢島線が冬期閉鎖のため、閉鎖ゲートに看板を設置</p> <p>貯木場（登山口）（登山口No.4） ※登山口に通じる象潟矢島線が冬期閉鎖のため、閉鎖ゲートに看板を設置</p> <p>◆登山口の閉鎖対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全登山口を閉鎖対象とするが、警戒範囲内にある登山口は避難指示等の発令範囲となるため、閉鎖等対応策の実施対象とはしない。 	<p>◆酒田市</p> <p>湯ノ台口（登山口No.14）</p> <p>家族旅行村（登山口）（登山口No.15）</p> <p>湯ノ台口（車道終点）（登山口No.16）</p> <p>鶴間池（登山口）（登山口No.17） ※登山口に通じる鳥海公園青沢線が冬期閉鎖のため、閉鎖ゲートに看板を設置</p> <p>◆遊佐町</p> <p>長坂口（登山口No.8） ※登山口に通じる林道白井新田線が冬期閉鎖のため、林道入口に看板を設置</p> <p>万助口（登山口No.9） ※登山口に通じる林道中村線が冬期閉鎖のため、林道入口に看板を設置</p> <p>二ノ滝口（登山口No.11） ※登山口に通じる酒田遊佐線が冬期閉鎖のため、閉鎖ゲートに看板を設置</p> <p>三ノ俣（登山口）（登山口No.12）</p> <p>蕨岡口（登山口No.13）</p> <p>◆登山口の閉鎖対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全登山口を閉鎖対象とするが、警戒範囲内にある登山口は避難指示等の発令範囲となるため、閉鎖等対応策の実施対象とはしない。
対応策	<p>対応者：登山口所在市（総合支所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記箇所に警報発表に係る入山規制のための看板を設置し、登山口を閉鎖する。 	<p>対応者：登山口等所在市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記箇所に警報発表に係る入山規制のための看板を設置し、登山口を閉鎖する。

（5）住民等への警報発表及び避難情報等発令の周知

	秋田県	山形県
対象	<p>◆にかほ市</p> <p>観音森地区</p>	<p>◆遊佐町</p> <p>升川地区、三ノ俣地区</p>
対応策	<p>対応者：にかほ市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象者に対する高齢者等避難の発令 ・周知方法：防災行政無線、電話、訪問による伝達、防災あんしんメール、緊急速報メール 	<p>対応者：遊佐町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象者に対する高齢者等避難の発令 ・周知方法：防災行政無線、電話、FAX、訪問、広報車による伝達、緊急速報メール、SNS

・避難所の開設：避難計画による	・避難所の開設：避難計画による
-----------------	-----------------

（6）観光客・登山者の避難対策

	秋田県	山形県
対象	◆警報発表後に帰宅困難となった観光客・登山者	◆警報発表後に帰宅困難となった観光客・登山者
対応策	<p>対応者：市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設 由利本荘市：日新館、紫水館、直根公民館等 にかほ市：象潟公民館、金浦公民館、仁賀保公民館 	<p>対応者：市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設 酒田市：八幡タウンセンター、八幡体育館、修道館 遊佐町：生涯学習センター、町民体育館

2 噴火警報「噴火警戒レベル3（入山規制）」発表時の対応

警戒事象	噴火により大きな噴石が想定火口域から概ね4kmの範囲内、火砕流・火砕サージが居住地の近くまでに影響を及ぼす、または予想される。	
警戒範囲	大きな噴石	想定火口域から概ね4km以内の範囲
	火砕流・火砕サージ (中規模)	想定火口域から概ね4km以内の範囲 川袋川、赤川、下玉田川、赤沢川、女郎沢川、南ノコマイ川、南折川、中折川、洗沢川の各河川流域

(1) 観光客、登山者、施設等への警報発表及び避難指示等発令の周知

	秋田県	山形県
対応策	<p>◆対応者：市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メールにより警戒範囲内からの避難を勧告する。 ・消防防災メールにより警戒範囲内からの避難を勧告する。(由利本荘市) ・にかほ市防災あんしんメールにより警戒範囲内からの避難を勧告する。(にかほ市) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(例) こちらは〇〇市です。 ×月×日〇時〇〇分に鳥海山（想定火口：全域）において「噴火警戒レベル3（入山規制）」が発表されました。これを踏まえ、〇〇市は、火口から〇〇kmの範囲内に対し、避難指示を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線による周知。 ・ホームページ等による周知。 ・観光協会及び施設管理者へ連絡。 <p>◆対応者：県総合防災課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページでの情報提供。 ・県防災ヘリコプターによる鳥海山山頂付近での警報発表及び避難指示等発令の周知。(警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山者、観光客等に対する周知を主な目的とする。) 	<p>◆対応者：市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メールにより警戒範囲内からの避難を勧告する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(例) こちらは〇〇市（町）です。 ×月×日〇時〇〇分に鳥海山（想定火口：全域）において「噴火警戒レベル3（入山規制）」が発表されました。これを踏まえ、〇〇市（町）は、火口から〇〇kmの範囲内に対し、避難指示を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線による周知。 ・観光協会及び施設管理者へ連絡。 ・市ホームページ及び市公式フェイスブックによる周知。(酒田市) <p>◆対応者：県危機管理課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県消防防災ヘリコプターによる鳥海山山頂付近での警報発表及び避難指示等発令の周知。(警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山者、観光客等に対する周知を主な目的とする。)

(2) 施設の閉鎖

	秋田県	山形県
対	◆由利本荘市	◆酒田市

<p>象</p>	<p>七ツ釜避難小屋（管理人無）（施設No.6） 唐獅子平避難小屋（管理人無）（施設No.7） 大清水避難小屋（管理人無）（施設No.9） 祓川ヒュッテ（管理人有）（施設No.8） ※冬期閉鎖</p> <p>◆にかほ市</p> <p>稲倉山荘（市有）（施設No.2） ※冬期閉鎖 鉾立山荘（県有・にかほ市管理）（施設No.3） ※冬期閉鎖 鉾立ビジターセンター（県有・にかほ市管理） （施設No.1） ※冬期閉鎖 東雲荘（民有）（施設No.4） ※冬期閉鎖 中島台レクリエーションの森 （国有・にかほ市管理）（施設No.5） ※冬期閉鎖</p>	<p>山雪荘（民有）（施設No.16） 鶴間池小屋（民有）（施設No.17）</p> <p>◆遊佐町</p> <p>大平山荘（町有）（施設No.10） ※冬期閉鎖 山頂小屋（鳥海山大物忌神社）（民有） （施設No.15） ※冬期閉鎖 御浜小屋（民有）（施設No.13） ※冬期閉鎖 万助小屋（市有）（施設No.11） 鈴木小屋（民有）（施設No.12） 滝ノ小屋（町有）（施設No.14） ※冬期閉鎖</p>
<p>対応策</p>	<p>◆七ツ釜避難小屋、唐獅子平避難小屋、大清水避難小屋</p> <p>・冬期のため、施錠の有無に関わらず、特段の作業は行わない。</p> <p>◆冬期閉鎖施設</p> <p>・冬期閉鎖施設については、特段の作業は行わない。</p> <p>※携帯電話が受信できるエリアは緊急速報メール等により周知するとともに、県防災ヘリによる上空からの広報を行う。</p>	<p>◆山雪荘、鶴間池小屋、万助小屋、鈴木小屋</p> <p>・冬期のため、施錠の有無に関わらず、特段の作業は行わない。</p> <p>◆冬期閉鎖施設</p> <p>・冬期閉鎖施設については、特段の作業は行わない。</p> <p>※携帯電話が受信できるエリアは緊急速報メール等により周知するとともに、県消防防災ヘリによる上空からの広報を行う。</p>

(3) 道路の閉鎖等

	秋田県	山形県
<p>対象</p>	<p>◆県道</p> <p>鳥海公園小滝線・・・象潟口旧料金所ゲート （冬期閉鎖箇所） 象潟矢島線 ・横岡第1発電所（冬期閉鎖箇所）～ 象潟矢島線終点（冬期閉鎖箇所）</p> <p>◆市道、林道（由利本荘市）</p>	<p>◆県道</p> <p>鳥海公園吹浦線・・・小野曾（旧料金所）ゲート （冬期閉鎖箇所） 酒田遊佐線・・・胴腹ノ滝駐車場付近 （冬期閉鎖箇所） 鳥海公園青沢線 ・鳥海高原牧場前T字路交差点付近 （冬期閉鎖箇所）</p>

	<p>鳥海線・・・冬期閉鎖箇所2箇所 手代林道・・・手代林道入口（冬期閉鎖箇所）</p> <p>◆市道（にかほ市） 観音森開拓線・・・象潟町大須郷字藤池 焼山大道線・・・象潟町川袋字坂の上 茨池線・・・象潟町小砂川字下向坂 観音森線・・・象潟町小砂川字寺沢</p>	<p>◆市道、林道（酒田市） 奥山林道・・・黒瀬発電所付近（冬期閉鎖箇所）</p> <p>◆町道、林道（遊佐町） 升川中央線・・・升川集落東側 下当東山線・・・東山集落東側 東山線・・・東山集落東側 長坂団地線・・・畑藤井金俣線T字路 金俣三ノ俣線・・・金俣集落東側 林道山居線・・・升川集落北側 林道若林線・・・升川集落南側 林道中山線・・・中山集落東側 林道当山線支線・・・中山関根線T字路 林道白井新田線・・・藤井集落東側 林道中村線・・・臂曲集落東側</p>
<p>対応策</p>	<p>◆県道 対応者：県由利地域振興局建設部 ・冬期閉鎖位置で閉鎖済み。 ・道路情報板、看板による注意喚起 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置</p> <p>◆市道、林道（由利本荘市） 対応者：由利本荘市矢島総合支所建設課 由利本荘市鳥海総合支所建設課 ・冬期閉鎖位置で閉鎖済み。 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置</p> <p>◆市道（にかほ市） 対応者：にかほ市農林水産建設部建設課 ・上記対象箇所において、道路の閉鎖を行う。 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置</p>	<p>◆県道 対応者：県庄内総合支庁建設部道路計画課 ・冬期閉鎖位置で閉鎖済み。 ・道路情報板、看板による注意喚起 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置</p> <p>◆市道、林道（酒田市） 対応者：酒田市八幡総合支所建設産業課 ・冬期閉鎖位置で閉鎖済み。 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置</p> <p>◆町道、林道（遊佐町） 対応者：遊佐町地域生活課・産業課 ・上記対象箇所において、道路の閉鎖を行う。 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置</p>

（4）登山口の閉鎖等（入山規制）

	秋田県	山形県
<p>対象</p>	<p>◆にかほ市 横岡口（登山口No.1）</p> <p>◆登山口の閉鎖対象</p>	<p>◆酒田市 湯ノ台口（登山口No.14） 家族旅行村（登山口）（登山口No.15）</p>

	<ul style="list-style-type: none"> 全登山口を閉鎖対象とするが、警戒範囲内にある登山口は避難指示等の発令範囲となるため、閉鎖等対応策の実施対象とはしない。 	<p>◆遊佐町</p> <p>蕨岡口（登山口No.13）</p> <p>◆登山口の閉鎖対象</p> <ul style="list-style-type: none"> 全登山口を閉鎖対象とするが、警戒範囲内にある登山口は避難指示等の発令範囲となるため、閉鎖等対応策の実施対象とはしない。
対応策	<p>対応者：登山口所在市（総合支所）</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記箇所に警報発表に係る入山規制のための看板を設置し、登山口を閉鎖する。 	<p>対応者：登山口等所在市町</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記箇所に警報発表に係る入山規制のための看板を設置し、登山口を閉鎖する。

（5）住民等への警報発表及び避難情報等発令の周知

	秋田県	山形県
対象	◆にかほ市 観音森地区	◆遊佐町 升川地区、三ノ俣地区
対応策	<p>対応者：にかほ市</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記対象者に対する避難指示の発令 周知方法：防災行政無線、電話、訪問による伝達、防災あんしんメール、緊急速報メール 避難所の開設：避難計画による 	<p>対応者：遊佐町</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記対象者に対する避難指示の発令 周知方法：防災行政無線、電話、FAX、訪問、広報車による伝達、緊急速報メール、SNS 避難所の開設：避難計画による

（6）観光客・登山者の避難対策

	秋田県	山形県
対象	◆警報発表後に帰宅困難となった観光客・登山者	◆警報発表後に帰宅困難となった観光客・登山者
対応策	<p>対応者：市</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難所の開設 由利本荘市：日新館、紫水館、直根公民館等 にかほ市：象潟公民館、金浦公民館、仁賀保公民館 	<p>対応者：市町</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難所の開設 酒田市：八幡タウンセンター、八幡体育館、修道館 遊佐町：生涯学習センター、町民体育館

3 噴火警報「噴火警戒レベル4（避難準備）」発表時の対応

■「火砕流・火砕サージ」

警戒事象	噴火により火砕流・火砕サージが居住地域に影響を及ぼすことが予想される。	
警戒範囲	大きな噴石	想定火口域から概ね4km以内の範囲
	火砕流・火砕サージ (大規模)	想定火口域から概ね4km以内の範囲 川袋川、中折川、洗沢川の各河川流域（居住地域を含む）及び 鳥越川、赤川、鶯川、下玉田川、朱又川、赤沢川、女郎沢川、 白沢川、南ノコマイ川、南折川の各河川流域

※ 当該レベルの他の火山現象が同時に発生する可能性がある場合は、これらの火山現象の最大範囲を対象として防災対策を実施するものとする。

(1) 観光客、登山者、施設等への警報発表及び避難指示等発令の周知

	秋田県	山形県
対応策	<p>◆対応者：市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メールにより警戒範囲内からの避難を勧告する。 ・消防防災メールにより警戒範囲内からの避難を勧告する。(由利本荘市) ・にかほ市防災あんしんメールにより警戒範囲内からの避難を勧告する。(にかほ市) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(例)</p> <p>こちらは〇〇市です。</p> <p>×月×日〇時〇〇分に鳥海山（想定火口：全域）において「噴火警戒レベル4（避難準備）」が発表されました。これを踏まえ、〇〇市は、〇〇地区に高齢者等避難を、火口から〇〇kmの範囲内に避難指示を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線による周知。 ・ホームページ等による周知。 ・観光協会及び施設管理者へ連絡。 ・避難区域（居住地域）内にある要配慮者施設、大規模集客施設等への連絡 <p>◆対応者：県総合防災課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページでの情報提供。 ・県防災ヘリコプターによる鳥海山山頂付近での警報発表及び避難指示等発令の周知。(警報発 	<p>◆対応者：市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メールにより警戒範囲内からの避難を勧告する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(例)</p> <p>こちらは〇〇市（町）です。</p> <p>×月×日〇時〇〇分に鳥海山（想定火口：全域）において「噴火警戒レベル4（避難準備）」が発表されました。これを踏まえ、〇〇市（町）は、〇〇地区に高齢者等避難を、火口から〇〇kmの範囲内に避難指示を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線による周知。 ・観光協会及び施設管理者へ連絡。 ・市ホームページ及び市公式フェイスブックによる周知。(酒田市) ・避難区域（居住地域）の広報車巡回による周知。 ・避難区域（居住地域）内にある要配慮者施設、大規模集客施設等への連絡 <p>◆対応者：県危機管理課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県消防防災ヘリコプターによる鳥海山山頂付近での警報発表及び避難指示等発令の周知。(警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山者、観光客等に対する周知を主な目的とする。)

	表後、警戒範囲内に取り残された登山者、観光客等に対する周知を主な目的とする。）	
--	---	--

(2) 施設の閉鎖

	秋田県	山形県
対象	<p>◆由利本荘市</p> <p>七ツ釜避難小屋（管理人無）（施設No.6） 唐獅子平避難小屋（管理人無）（施設No.7） 大清水避難小屋（管理人無）（施設No.9） 祓川ヒュッテ（管理人有）（施設No.8） ※冬期閉鎖</p> <p>◆にかほ市</p> <p>稲倉山荘（市有）（施設No.2） ※冬期閉鎖 鉾立山荘（県有・にかほ市管理）（施設No.3） ※冬期閉鎖 鉾立ビジターセンター（県有・にかほ市管理） （施設No.1） ※冬期閉鎖 東雲荘（民有）（施設No.4） ※冬期閉鎖 中島台レクリエーションの森 （国有・にかほ市管理）（施設No.5） ※冬期閉鎖</p>	<p>◆酒田市</p> <p>山雪荘（民有）（施設No.16） 鶴間池小屋（民有）（施設No.17）</p> <p>◆遊佐町</p> <p>大平山荘（町有）（施設No.10） ※冬期閉鎖 山頂小屋（鳥海山大物忌神社）（民有） （施設No.15） ※冬期閉鎖 御浜小屋（民有）（施設No.13） ※冬期閉鎖 万助小屋（市有）（施設No.11） 鈴木小屋（民有）（施設No.12） 滝ノ小屋（町有）（施設No.14） ※冬期閉鎖</p>
対応策	<p>◆七ツ釜避難小屋、唐獅子平避難小屋、大清水避難小屋</p> <p>・冬期のため、施錠の有無に関わらず、特段の作業は行わない。</p> <p>◆冬期閉鎖施設</p> <p>・冬期閉鎖施設については、特段の作業は行わない。</p> <p>※携帯電話が受信できるエリアは緊急速報メール等により周知するとともに、県防災ヘリによる上空からの広報を行う。</p>	<p>◆山雪荘、鶴間池小屋、万助小屋、鈴木小屋</p> <p>・冬期のため、施錠の有無に関わらず、特段の作業は行わない。</p> <p>◆冬期閉鎖施設</p> <p>・冬期閉鎖施設については、特段の作業は行わない。</p> <p>※携帯電話が受信できるエリアは緊急速報メール等により周知するとともに、県消防防災ヘリによる上空からの広報を行う。</p>

(3) 道路の閉鎖等

	秋田県	山形県
対象	<p>◆県道</p> <p>鳥海公園小滝線・・・象潟口旧料金所ゲート</p>	<p>◆県道</p> <p>鳥海公園吹浦線・・・小野曾（旧料金所）ゲート</p>

	<p style="text-align: right;">（冬期閉鎖箇所）</p> <p>象潟矢島線 ・ 横岡第1発電所（冬期閉鎖箇所）～ 象潟矢島線終点（冬期閉鎖箇所）</p> <p>◆市道、林道（由利本荘市） 鳥海線・・・冬期閉鎖箇所2箇所 手代林道・・・手代林道入口（冬期閉鎖箇所）</p> <p>◆市道（にかほ市） 観音森開拓線・・・象潟町大須郷字坂藤池 焼山大道線・・・象潟町川袋字坂の上 茨池線・・・象潟町小砂川字下向坂 観音森線・・・象潟町小砂川字寺沢</p> <p>◆道路の閉鎖対象 ・ 噴火警戒レベル4における道路の閉鎖対象は、避難指示の発令範囲である噴火警戒レベル3の対象道路とする。</p>	<p style="text-align: right;">（冬期閉鎖箇所）</p> <p>酒田遊佐線・・・胴腹ノ滝駐車場付近 （冬期閉鎖箇所） 鳥海公園青沢線 ・ 鳥海高原牧場前T字路交差点付近 （冬期閉鎖箇所）</p> <p>◆市道、林道（酒田市） 奥山林道・・・黒瀬発電所付近（冬期閉鎖箇所）</p> <p>◆町道、林道（遊佐町） 升川中央線・・・升川集落東側 下当東山線・・・東山集落東側 東山線・・・東山集落東側 長坂団地線・・・畑藤井金俣線T字路 金俣三ノ俣線・・・金俣集落東側 林道山居線・・・升川集落北側 林道若林線・・・升川集落南側 林道中山線・・・中山集落東側 林道当山線支線・・・中山関根線T字路 林道白井新田線・・・藤井集落東側 林道中村線・・・臂曲集落東側</p> <p>◆道路の閉鎖対象 ・ 噴火警戒レベル4における道路の閉鎖対象は、避難指示の発令範囲である噴火警戒レベル3の対象道路とする。</p>
<p>対応策</p>	<p>◆県道 対応者：県由利地域振興局建設部 ・ 冬期閉鎖位置で閉鎖済み。 ・ 道路情報板、看板による注意喚起 ・ 警報発表に係る注意喚起のための看板を設置</p> <p>◆市道、林道（由利本荘市） 対応者：由利本荘市矢島総合支所建設課 由利本荘市鳥海総合支所建設課 ・ 冬期閉鎖位置で閉鎖済み。 ・ 警報発表に係る注意喚起のための看板を設置</p>	<p>◆県道 対応者：県庄内総合支庁建設部道路計画課 ・ 冬期閉鎖位置で閉鎖済み。 ・ 道路情報板、看板による注意喚起 ・ 警報発表に係る注意喚起のための看板を設置</p> <p>◆市道、林道（酒田市） 対応者：酒田市八幡総合支所建設産業課 ・ 冬期閉鎖位置で閉鎖済み。 ・ 警報発表に係る注意喚起のための看板を設置</p> <p>◆町道、林道（遊佐町）</p>

<p>◆市道（にかほ市）</p> <p>対応者：にかほ市農林水産建設部建設課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象箇所において、道路の閉鎖を行う。 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆噴火警戒レベル5に備えた道路封鎖等の準備</p> <p>対応者：噴火警戒レベル5において対応が必要な防災関係機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火警戒レベル5が発表された場合に、速やかに道路の封鎖等ができるよう事前準備を行う。 	<p>対応者：遊佐町地域生活課・産業課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象箇所において、道路の閉鎖を行う。 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆噴火警戒レベル5に備えた道路封鎖等の準備</p> <p>対応者：噴火警戒レベル5において対応が必要な防災関係機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火警戒レベル5が発表された場合に、速やかに道路の封鎖等ができるよう事前準備を行う。
--	---

（4）登山口の閉鎖等（入山規制）

	秋田県	山形県
対象	<p>◆にかほ市</p> <p>横岡口（登山口No.1）</p> <p>◆登山口の閉鎖対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全登山口を閉鎖対象とするが、警戒範囲内にある登山口は避難指示等の発令範囲となるため、閉鎖等対応策の実施対象とはしない。 	<p>◆酒田市</p> <p>湯ノ台口（登山口No.14） 家族旅行村（登山口）（登山口No.15）</p> <p>◆遊佐町</p> <p>蕨岡口（登山口No.13）</p> <p>◆登山口の閉鎖対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全登山口を閉鎖対象とするが、警戒範囲内にある登山口は避難指示等の発令範囲となるため、閉鎖等対応策の実施対象とはしない。
対応策	<p>対応者：登山口所在市（総合支所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記箇所に警報発表に係る入山規制のための看板を設置し、登山口を閉鎖する。 	<p>対応者：登山口等所在市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記箇所に警報発表に係る入山規制のための看板を設置し、登山口を閉鎖する。

（5）住民等への警報発表及び避難情報等発令の周知

	秋田県	山形県
対象	<p>◆にかほ市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定地域：観音森地区 ・特定地域以外：大砂川地区、川袋地区、大須郷地区 	<p>◆遊佐町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定地域：升川地区、三ノ俣地区 ・特定地域以外：落伏地区、中山地区、樽川地区、広野地区
対応策	<p>対応者：にかほ市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象者（特定地域）に対する避難指示の発令 ・上記対象者（特定地域以外）に対する高齢者等避難の発令 	<p>対応者：遊佐町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象者（特定地域）に対する避難指示の発令 ・上記対象者（特定地域以外）に対する高齢者等避難の発令

<ul style="list-style-type: none"> ・周知方法：防災行政無線、電話、訪問による伝達、防災あんしんメール、緊急速報メール ・避難所の開設：避難計画による 	<ul style="list-style-type: none"> ・周知方法：防災行政無線、電話、FAX、訪問、広報車による伝達、緊急速報メール、SNS ・避難所の開設：避難計画による
--	--

（6）観光客・登山者の避難対策

	秋田県	山形県
対象	◆警報発表後に帰宅困難となった観光客・登山者	◆警報発表後に帰宅困難となった観光客・登山者
対応策	対応者：市 <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設 由利本荘市：日新館、紫水館、直根公民館等 にかほ市：象潟公民館、金浦公民館、仁賀保公民館 	対応者：市町 <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設 酒田市：八幡タウンセンター、八幡体育館、修道館 遊佐町：生涯学習センター、町民体育館

■「火口噴出型泥流」

警戒事象	噴火により火口噴出型泥流が居住地域に影響を及ぼすことが予想される。	
警戒範囲	火口噴出型泥流	白雪川流域（居住地域を含む）及び赤川、鳥越川の各河川流域
	大きな噴石	想定火口域から概ね4 km以内の範囲
	火砕流・火砕サージ （中規模）	想定火口域から概ね4 km以内の範囲 川袋川、赤川、下玉田川、赤沢川、女郎沢川、南ノコマイ川、南折川、中折川、洗沢川の各河川流域

※ 当該レベルの他の火山現象が同時に発生する可能性がある場合は、これらの火山現象の最大範囲を対象として防災対策を実施するものとする。

（1）観光客、登山者、施設等への警報発表及び避難指示等発令の周知

	秋田県	山形県
対応策	<p>◆対応者：市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メールにより警戒範囲内からの避難を勧告する。 ・消防防災メールにより警戒範囲内からの避難を勧告する。（由利本荘市） ・にかほ市防災あんしんメールにより警戒範囲内からの避難を勧告する。（にかほ市） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>（例） こちらは〇〇市です。 ×月×日〇時〇〇分に鳥海山（想定火口：全域）において「噴火警戒レベル4（避難準備）」が発表されました。これを踏まえ、〇〇市は、〇〇地区に高齢者等避難を、火口から〇〇kmの範囲内に避難指示を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線による周知。 ・ホームページ等による周知。 ・観光協会及び施設管理者へ連絡。 ・避難区域（居住地域）内にある要配慮者施設、大規模集客施設等へ連絡 <p>◆対応者：県総合防災課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページでの情報提供。 ・県防災ヘリコプターによる鳥海山山頂付近での警報発表及び避難指示等発令の周知。（警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山者、観光 	<p>◆対応者：市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メールにより警戒範囲内からの避難を勧告する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>（例） こちらは〇〇市（町）です。 ×月×日〇時〇〇分に鳥海山（想定火口：全域）において「噴火警戒レベル4（避難準備）」が発表されました。これを踏まえ、〇〇市（町）は、火口から〇〇kmの範囲内に対し、避難指示を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線による周知。 ・観光協会及び施設管理者へ連絡。 ・市ホームページ及び市公式フェイスブックによる周知。（酒田市） <p>◆対応者：県危機管理課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県消防防災ヘリコプターによる鳥海山山頂付近での警報発表及び避難指示等発令の周知。（警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山者、観光客等に対する周知を主な目的とする。）

	客等に対する周知を主な目的とする。）	
--	--------------------	--

(2) 施設の閉鎖

	秋田県	山形県
対 象	<p>◆由利本荘市</p> <p>七ツ釜避難小屋（管理人無）（施設No.6） 唐獅子平避難小屋（管理人無）（施設No.7） 大清水避難小屋（管理人無）（施設No.9） 祓川ヒュッテ（管理人有）（施設No.8） ※冬期閉鎖</p> <p>◆にかほ市</p> <p>稲倉山荘（市有）（施設No.2） ※冬期閉鎖 銚立山荘（県有・にかほ市管理）（施設No.3） ※冬期閉鎖 銚立ビジターセンター（県有・にかほ市管理） （施設No.1） ※冬期閉鎖 東雲荘（民有）（施設No.4） ※冬期閉鎖 中島台レクリエーションの森 （国有・にかほ市管理）（施設No.5） ※冬期閉鎖</p>	<p>◆酒田市</p> <p>山雪荘（民有）（施設No.16） 鶴間池小屋（民有）（施設No.17）</p> <p>◆遊佐町</p> <p>大平山荘（町有）（施設No.10） ※冬期閉鎖 山頂小屋（鳥海山大物忌神社）（民有） （施設No.15） ※冬期閉鎖 御浜小屋（民有）（施設No.13） ※冬期閉鎖 万助小屋（市有）（施設No.11） 鈴木小屋（民有）（施設No.12） 滝ノ小屋（町有）（施設No.14） ※冬期閉鎖</p>
対 応 策	<p>◆七ツ釜避難小屋、唐獅子平避難小屋、大清水避難小屋</p> <p>・冬期のため、施設の有無に関わらず、特段の作業は行わない。</p> <p>◆冬期閉鎖施設</p> <p>・冬期閉鎖施設については、特段の作業は行わない。</p> <p>※携帯電話が受信できるエリアは緊急速報メール等により周知するとともに、県防災ヘリによる上空からの広報を行う。</p>	<p>◆山雪荘、鶴間池小屋、万助小屋、鈴木小屋</p> <p>・冬期のため、施設の有無に関わらず、特段の作業は行わない。</p> <p>◆冬期閉鎖施設</p> <p>・冬期閉鎖施設については、特段の作業は行わない。</p> <p>※携帯電話が受信できるエリアは緊急速報メール等により周知するとともに、県消防防災ヘリによる上空からの広報を行う。</p>

(3) 道路の閉鎖等

	秋田県	山形県
対 象	<p>◆県道</p> <p>鳥海公園小滝線・・・象潟口旧料金所ゲート （冬期閉鎖箇所）</p>	<p>◆県道</p> <p>鳥海公園吹浦線・・・小野曾（旧料金所）ゲート （冬期閉鎖箇所）</p>

	<p>象潟矢島線 ・横岡第1発電所（冬期閉鎖箇所）～ 象潟矢島線終点（冬期閉鎖箇所）</p> <p>◆市道、林道（由利本荘市） 鳥海線・・・冬期閉鎖箇所2箇所 手代林道・・・手代林道入口（冬期閉鎖箇所）</p> <p>◆市道（にかほ市） 観音森開拓線・・・象潟町大須郷字藤池 焼山大道線・・・象潟町川袋字坂の上 茨池線・・・象潟町小砂川字下向坂 観音森線・・・象潟町小砂川字寺沢</p> <p>◆道路の閉鎖対象 ・噴火警戒レベル4における道路の閉鎖対象は、避難指示の発令範囲である噴火警戒レベル3の対象道路とする。</p>	<p>酒田遊佐線・・・胴腹ノ滝駐車場付近 (冬期閉鎖箇所) 鳥海公園青沢線 ・鳥海高原牧場前T字路交差点付近 (冬期閉鎖箇所)</p> <p>◆市道、林道（酒田市） 奥山林道・・・黒瀬発電所付近（冬期閉鎖箇所）</p> <p>◆町道、林道（遊佐町） 升川中央線・・・升川集落東側 下当東山線・・・東山集落東側 東山線・・・東山集落東側 長坂団地線・・・畑藤井金俣線T字路 金俣三ノ俣線・・・金俣集落東側 林道山居線・・・升川集落北側 林道若林線・・・升川集落南側 林道中山線・・・中山集落東側 林道当山線支線・・・中山関根線T字路 林道白井新田線・・・藤井集落東側 林道中村線・・・臂曲集落東側</p> <p>◆道路の閉鎖対象 ・噴火警戒レベル4における道路の閉鎖対象は、避難指示の発令範囲である噴火警戒レベル3の対象道路とする。</p>
<p>対応策</p>	<p>◆県道 対応者：県由利地域振興局建設部 ・冬期閉鎖位置で閉鎖済み。 ・道路情報板、看板による注意喚起 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置</p> <p>◆市道、林道（由利本荘市） 対応者：由利本荘市矢島総合支所建設課 由利本荘市鳥海総合支所建設課 ・冬期閉鎖位置で閉鎖済み。 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置</p> <p>◆市道（にかほ市）</p>	<p>◆県道 対応者：県庄内総合支庁建設部道路計画課 ・冬期閉鎖位置で閉鎖済み。 ・道路情報板、看板による注意喚起 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置</p> <p>◆市道、林道（酒田市） 対応者：酒田市八幡総合支所建設産業課 ・冬期閉鎖位置で閉鎖済み。 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置</p> <p>◆町道、林道（遊佐町） 対応者：遊佐町地域生活課・産業課</p>

<p>対応者：にかほ市農林水産建設部建設課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象箇所において、道路の閉鎖を行う。 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆噴火警戒レベル5に備えた道路封鎖等の準備</p> <p>対応者：噴火警戒レベル5において対応が必要な防災関係機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火警戒レベル5が発表された場合に、速やかに道路の封鎖等ができるよう事前準備を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記対象箇所において、道路の閉鎖を行う。 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆噴火警戒レベル5に備えた道路封鎖等の準備</p> <p>対応者：噴火警戒レベル5において対応が必要な防災関係機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火警戒レベル5が発表された場合に、速やかに道路の封鎖等ができるよう事前準備を行う。
--	---

（4）登山口の閉鎖等（入山規制）

	秋田県	山形県
対 象	<p>◆にかほ市</p> <p>横岡口（登山口No.1）</p> <p>◆登山口の閉鎖対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全登山口を閉鎖対象とするが、警戒範囲内にある登山口は避難指示等の発令範囲となるため、閉鎖等対応策の実施対象とはしない。 	<p>◆酒田市</p> <p>湯ノ台口（登山口No.14） 家族旅行村（登山口）（登山口No.15）</p> <p>◆遊佐町</p> <p>蕨岡口（登山口No.13）</p> <p>◆登山口の閉鎖対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全登山口を閉鎖対象とするが、警戒範囲内にある登山口は避難指示等の発令範囲となるため、閉鎖等対応策の実施対象とはしない。
対 応 策	<p>対応者：登山口所在市（総合支所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記箇所に警報発表に係る入山規制のための看板を設置し、登山口を閉鎖する。 	<p>対応者：登山口等所在市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記箇所に警報発表に係る入山規制のための看板を設置し、登山口を閉鎖する。

（5）住民等への警報発表及び避難情報等発令の周知

	秋田県	山形県
対 象	<p>◆にかほ市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定地域：観音森地区 ・特定地域以外： 大竹地区 芹田地区、三森地区、鈴地区、田抓地区、伊勢居地地区、中野地区、三日市地区、立居地地区、百目木地区、堺地区、樋ノ口地区、寺田地区、畑地区、桂坂地区、東畑地区 	<p>◆遊佐町</p> <p>升川地区、三ノ俣地区</p>
対 応	<p>対応者：にかほ市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象者（特定地域）に対する避難指示の発令 	<p>対応者：遊佐町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象者に対する避難指示の発令

策	<p>令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象者（特定地域以外）に対する高齢者等避難の発令 ・周知方法：防災行政無線、電話、訪問による伝達、防災あんしんメール、緊急速報メール ・避難所の開設：避難計画による 	<ul style="list-style-type: none"> ・周知方法：防災行政無線、電話、FAX、訪問、広報車による伝達、緊急速報メール、消防防災メール、SNS ・避難所の開設：避難計画による
---	--	--

（6）観光客・登山者の避難対策

	秋田県	山形県
対象	◆警報発表後に帰宅困難となった観光客・登山者	◆警報発表後に帰宅困難となった観光客・登山者
対応策	<p>対応者：市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設 <p>由利本荘市：日新館、紫水館、直根公民館等 にかほ市：象潟公民館、金浦公民館、仁賀保公民館</p>	<p>対応者：市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設 <p>酒田市：八幡タウンセンター、八幡体育館、修道館 遊佐町：生涯学習センター、町民体育館</p>

■「融雪型火山泥流」

警戒事象	噴火により融雪型火山泥流が居住地域に影響を及ぼすことが予想される。	
警戒範囲	融雪型火山泥流 (大規模)	川袋川、川袋小川、元滝川、奈曾川、白雪川、鶯川、子吉川、百宅川、日向川、草津川、月光川、南ノコマイ川、南折川、高瀬川、洗沢川、滝瀧川、牛渡川の各河川流域（居住地域を含む）及び鳥越川、赤川、下玉田川、赤沢川、女郎沢川、中折川の各河川流域
	大きな噴石	想定火口域から概ね4km以内の範囲
	火砕流・火砕サージ (中規模)	想定火口域から概ね4km以内の範囲 川袋川、赤川、下玉田川、赤沢川、女郎沢川、南ノコマイ川、南折川、中折川、洗沢川の各河川流域

※ 融雪型火山泥流は積雪期のみ想定される。

※ 当該レベルの他の火山現象が同時に発生する可能性がある場合は、これらの火山現象の最大範囲を対象として防災対策を実施するものとする。

(1) 観光客、登山者、施設等への警報発表及び避難指示等発令の周知

	秋田県	山形県
対応策	<p>◆対応者：市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メールにより警戒範囲内からの避難を勧告する。 ・消防防災メールにより警戒範囲内からの避難を勧告する。(由利本荘市) ・にかほ市防災あんしんメールにより警戒範囲内からの避難を勧告する。(にかほ市) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(例)</p> <p>こちらは〇〇市です。</p> <p>×月×日〇時〇〇分に鳥海山（想定火口：全域）において「噴火警戒レベル4（避難準備）」が発表されました。これを踏まえ、〇〇市は、〇〇地区に高齢者等避難を、火口から〇〇kmの範囲内に避難指示を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線による周知。 ・ホームページ等による周知。 ・観光協会及び施設管理者へ連絡。 ・避難区域（居住地域）内にある要配慮者施設、大規模集客施設等へ連絡 	<p>◆対応者：市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メールにより警戒範囲内からの避難を勧告する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(例)</p> <p>こちらは〇〇市（町）です。</p> <p>×月×日〇時〇〇分に鳥海山（想定火口：全域）において「噴火警戒レベル4（避難準備）」が発表されました。これを踏まえ、〇〇市（町）は、〇〇地区に高齢者等避難を、火口から〇〇kmの範囲内に避難指示を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線による周知。 ・観光協会及び施設管理者へ連絡。 ・市ホームページ及び市公式フェイスブックによる周知。(酒田市) ・避難区域（居住地域）の広報車巡回による周知。 ・避難区域（居住地域）内にある要配慮者施設、大規模集客施設等へ連絡 <p>◆対応者：県危機管理課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県消防防災ヘリコプターによる鳥海山山頂付近

<p>◆対応者：県総合防災課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページでの情報提供。 ・県防災ヘリコプターによる鳥海山山頂付近での警報発表及び避難指示等発令の周知。（警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山者、観光客等に対する周知を主な目的とする。） 	<p>での警報発表及び避難指示等発令の周知。（警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山者、観光客等に対する周知を主な目的とする。）</p>
--	---

(2) 施設の閉鎖

	秋田県	山形県
対象	<p>◆由利本荘市</p> <p>七ツ釜避難小屋（管理人無）（施設No.6） 唐獅子平避難小屋（管理人無）（施設No.7） 大清水避難小屋（管理人無）（施設No.9） 祓川ヒュッテ（管理人有）（施設No.8） ※冬期閉鎖</p> <p>◆にかほ市</p> <p>稲倉山荘（市有）（施設No.2）※冬期閉鎖 鉢立山荘（県有・にかほ市管理）（施設No.3） ※冬期閉鎖 鉢立ビジターセンター（県有・にかほ市管理） （施設No.1）※冬期閉鎖 東雲荘（民有）（施設No.4）※冬期閉鎖 中島台レクリエーションの森 （国有・にかほ市管理）（施設No.5） ※冬期閉鎖</p>	<p>◆酒田市</p> <p>山雪荘（民有）（施設No.16） 鶴間池小屋（民有）（施設No.17）</p> <p>◆遊佐町</p> <p>大平山荘（町有）（施設No.10）※冬期閉鎖 山頂小屋（鳥海山大物忌神社）（民有） （施設No.15）※冬期閉鎖 御浜小屋（民有）（施設No.13）※冬期閉鎖 万助小屋（市有）（施設No.11） 鈴木小屋（民有）（施設No.12） 滝ノ小屋（町有）（施設No.14）※冬期閉鎖</p>
対応策	<p>◆七ツ釜避難小屋、唐獅子平避難小屋、大清水避難小屋</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬期のため、施錠の有無に関わらず、特段の作業は行わない。 <p>◆冬期閉鎖施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬期閉鎖施設については、特段の作業は行わない。 <p>※携帯電話が受信できるエリアは緊急速報メール等により周知するとともに、県防災ヘリによる上空からの広報を行う。</p>	<p>◆山雪荘、鶴間池小屋、万助小屋、鈴木小屋</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬期のため、施錠の有無に関わらず、特段の作業は行わない。 <p>◆冬期閉鎖施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬期閉鎖施設については、特段の作業は行わない。 <p>※携帯電話が受信できるエリアは緊急速報メール等により周知するとともに、県消防防災ヘリによる上空からの広報を行う。</p>

(3) 道路の閉鎖等

	秋田県	山形県
対象	<p>◆県道 鳥海公園小滝線・・・象潟口旧料金所ゲート （冬期閉鎖箇所） 象潟矢島線 ・横岡第1発電所（冬期閉鎖箇所）～ 象潟矢島線終点（冬期閉鎖箇所）</p> <p>◆市道、林道（由利本荘市） 鳥海線・・・冬期閉鎖箇所2箇所 手代林道・・・手代林道入口（冬期閉鎖箇所）</p> <p>◆市道（にかほ市） 観音森開拓線・・・象潟町大須郷字藤池 焼山大道線・・・象潟町川袋字坂の上 茨池線・・・象潟町小砂川字下向坂 観音森線・・・象潟町小砂川字寺沢</p> <p>◆道路の閉鎖対象 ・噴火警戒レベル4における道路の閉鎖対象は、 避難指示の発令範囲である噴火警戒レベル3 の対象道路とする。</p>	<p>◆県道 鳥海公園吹浦線・・・小野曾（旧料金所）ゲート （冬期閉鎖箇所） 酒田遊佐線・・・胴腹ノ滝駐車場付近 （冬期閉鎖箇所） 鳥海公園青沢線 ・鳥海高原牧場前T字路交差点付近 （冬期閉鎖箇所）</p> <p>◆市道、林道（酒田市） 奥山林道・・・黒瀬発電所付近（冬期閉鎖箇所）</p> <p>◆町道、林道（遊佐町） 升川中央線・・・升川集落東側 下当東山線・・・東山集落東側 東山線・・・東山集落東側 長坂団地線・・・畑藤井金俣線T字路 金俣三ノ俣線・・・金俣集落東側 林道山居線・・・升川集落北側 林道若林線・・・升川集落南側 林道中山線・・・中山集落東側 林道当山線支線・・・中山関根線T字路 林道白井新田線・・・藤井集落東側 林道中村線・・・臂曲集落東側</p> <p>◆道路の閉鎖対象 ・噴火警戒レベル4における道路の閉鎖対象は、 避難指示の発令範囲である噴火警戒レベル3 の対象道路とする。</p>
対応策	<p>◆県道 対応者：県由利地域振興局建設部 ・冬期閉鎖位置で閉鎖済み。 ・道路情報板、看板による注意喚起 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置</p> <p>◆市道、林道（由利本荘市） 対応者：由利本荘市矢島総合支所建設課</p>	<p>◆県道 対応者：県庄内総合支庁建設部道路計画課 ・冬期閉鎖位置で閉鎖済み。 ・道路情報板、看板による注意喚起 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置</p> <p>◆市道、林道（酒田市） 対応者：酒田市八幡総合支所建設産業課</p>

<p style="text-align: center;">由利本荘市鳥海総合支所建設課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬期閉鎖位置で閉鎖済み。 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆市道（にかほ市） 対応者：にかほ市農林水産建設部建設課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象箇所において、道路の閉鎖を行う。 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆噴火警戒レベル5に備えた道路封鎖等の準備 対応者：噴火警戒レベル5において対応が必要な防災関係機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火警戒レベル5が発表された場合に、速やかに道路の封鎖等ができるよう事前準備を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・冬期閉鎖位置で閉鎖済み。 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆町道、林道（遊佐町） 対応者：遊佐町地域生活課・産業課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象箇所において、道路の閉鎖を行う。 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆噴火警戒レベル5に備えた道路封鎖等の準備 対応者：噴火警戒レベル5において対応が必要な防災関係機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火警戒レベル5が発表された場合に、速やかに道路の封鎖等ができるよう事前準備を行う。
--	---

（4）登山口の閉鎖等（入山規制）

	秋田県	山形県
対象	<p>◆にかほ市</p> <p>横岡口（登山口No.1）</p> <p>◆登山口の閉鎖対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全登山口を閉鎖対象とするが、警戒範囲内にある登山口は避難指示等の発令範囲となるため、閉鎖等対応策の実施対象とはしない。 	<p>◆酒田市</p> <p>湯ノ台口（登山口No.14） 家族旅行村（登山口）（登山口No.15）</p> <p>◆遊佐町</p> <p>蕨岡口（登山口No.13）</p> <p>◆登山口の閉鎖対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全登山口を閉鎖対象とするが、警戒範囲内にある登山口は避難指示等の発令範囲となるため、閉鎖等対応策の実施対象とはしない。
対応策	<p>対応者：登山口所在市（総合支所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記箇所に警報発表に係る入山規制のための看板を設置し、登山口を閉鎖する。 	<p>対応者：登山口等所在市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記箇所に警報発表に係る入山規制のための看板を設置し、登山口を閉鎖する。

（5）住民等への警報発表及び避難情報等発令の周知

	秋田県	山形県
対象	<p>◆由利本荘市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定地域以外： 下伏見地区、中伏見地区、上伏見地区、久保地区、鳥寿苑、矢ノ本地区、長坂地区、河台地区、伏見沢地区 	<p>◆酒田市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定地域以外： 升田地区、大台野地区、上草津地区、下草津地区、湯ノ台地区、泥沢地区、赤剥地区、上黒川地区、下黒川地区、新出地区、福山地区、

	<p>下百宅地区、吉谷地地区、大川端地区 築館地区、砂子沢地区、持子地区、坂之下郷内地区、大川原地区、新所地区、元町郷内地区、金ヶ沢地区</p> <p>◆にかほ市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定地域：観音森地区 ・特定地域以外： 関地区、川袋地区、小滝地区、本郷地区、横岡地区 大竹地区 芹田地区、三森地区、鈴地区、田抓地区、伊勢居地地区、中野地区、三日市地区、立居地地区、百目木地区、塚地区、樋ノ口地区、寺田地区、畑地区、桂坂地区、東畑地区 	<p>山根地区、橋本地区、芹田地区、北仁田地区、小泉北豊田地区、大久保地区、塚淵地区、米島前門地区</p> <p>◆遊佐町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定地域：升川地区、三ノ俣地区 ・特定地域以外： 平津地区、上長橋地区、石辻地区、三川地区、下大内地区 広野地区、蚕桑地区、袋地地区、野沢上地区、野沢中地区、野沢下地区、下野沢地区、京田地区、京田新田地区、旭ヶ丘地区、上吉出地区、中吉出地区、下吉出地区、和田地区、漆曾根地区、尻引岡田地区、七日町地区、六日町地区、五日町地区、駅前一区地区、駅前二区地区、十日町地区、八日町地区、大楯地区、平津新田地区、境田地区 増穂地区、江地地区、楸島地区、西宮田地区、東宮田地区、北宮田地区 富岡地区、北目地区、丸子地区、山崎地区、樽川地区、中山地区 宿町五地区、箕輪地区、落伏地区、小野曾地区
<p>対応策</p>	<p>対応者：市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象者（特定地域）に対する避難指示の発令 ・上記対象者（特定地域以外）に対する高齢者等避難の発令 ・周知方法：防災行政無線、電話、訪問による伝達、防災あんしんメール、緊急速報メール ・避難所の開設：避難計画による 	<p>対応者：市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象者（特定地域）に対する避難指示の発令 ・上記対象者（特定地域以外）に対する高齢者等避難の発令 ・周知方法：防災行政無線、電話、FAX、訪問、広報車による伝達、緊急速報メール、消防防災メール、SNS ・避難所の開設：避難計画による

(6) 観光客・登山者の避難対策

	秋田県	山形県
<p>対象</p>	<p>◆警報発表後に帰宅困難となった観光客・登山者</p>	<p>◆警報発表後に帰宅困難となった観光客・登山者</p>
<p>対応</p>	<p>対応者：市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設 	<p>対応者：市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設

策	由利本荘市：日新館、直根公民館等 にかほ市：象潟公民館、金浦公民館、仁賀保公民館	酒田市：八幡タウンセンター、八幡体育館、 修道館 遊佐町：吹浦小学校、西遊佐まちづくりセンター、吹浦防災センター
---	---	--

4 噴火警報「噴火警戒レベル5（避難）」発表時の対応

■「火砕流・火砕サージ」

警戒事象	噴火により火砕流・火砕サージが居住地域に影響を及ぼす、または切迫している。	
警戒範囲	大きな噴石	想定火口域から概ね4 km以内の範囲
	火砕流・火砕サージ (大規模)	想定火口域から概ね4 km以内の範囲 川袋川、中折川、洗沢川の各河川流域（居住地域を含む）及び 鳥越川、赤川、鶯川、下玉田川、朱又川、赤沢川、女郎沢川、 白沢川、南ノコマイ川、南折川の各河川流域

※ 当該レベルの他の火山現象が同時に発生する可能性がある場合は、これらの火山現象の最大範囲を対象として防災対策を実施するものとする。

(1) 観光客、登山者、施設等への警報発表及び避難指示等発令の周知

	秋田県	山形県
対応策	<p>◆対応者：市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メールにより警戒範囲内からの避難を勧告（指示）する。 ・消防防災メールにより警戒範囲内からの避難を勧告（指示）する。（由利本荘市） ・にかほ市防災あんしんメールにより警戒範囲内からの避難を勧告（指示）する。（にかほ市） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(例)</p> <p>こちらは〇〇市です。</p> <p>×月×日〇時〇〇分に鳥海山（想定火口：全域）において「噴火警戒レベル5（避難）」が発表されました。これを踏まえ、〇〇市は、〇〇地区と火口から〇〇kmの範囲内に避難指示を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線による周知。 ・ホームページ等による周知。 ・観光協会及び施設管理者へ連絡。 ・避難区域（居住地域）内にある要配慮者施設、大規模集客施設等への連絡 <p>◆対応者：県総合防災課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページでの情報提供。 ・県防災ヘリコプターによる鳥海山山頂付近での警報発表及び避難指示等発令の周知。（警報発 	<p>◆対応者：市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メールにより警戒範囲内からの避難を勧告（指示）する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(例)</p> <p>こちらは〇〇市（町）です。</p> <p>×月×日〇時〇〇分に鳥海山（想定火口：全域）において「噴火警戒レベル5（避難）」が発表されました。これを踏まえ、〇〇市（町）は、〇〇地区と火口から〇〇kmの範囲内に避難指示を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線による周知。 ・観光協会及び施設管理者へ連絡。 ・市ホームページ及び市公式フェイスブックによる周知。（酒田市） ・避難区域（居住地域）の広報車巡回による周知。 ・避難区域（居住地域）内にある要配慮者施設、大規模集客施設等への連絡 <p>◆対応者：県危機管理課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県消防防災ヘリコプターによる鳥海山山頂付近での警報発表及び避難指示等発令の周知。（警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山者、観光客等に対する周知を主な目的とする。） ・県消防防災ヘリコプターによる火砕流・火砕サ

<p>表後、警戒範囲内に取り残された登山者、観光客等に対する周知を主な目的とする。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県防災ヘリコプターによる火砕流・火砕サージ避難区域での警報発表及び避難指示等発令の周知。（避難区域内に居住する住民等への避難の呼びかけを主な目的とする。） 	<p>ージ避難区域での警報発表及び避難指示等発令の周知。（避難区域内に居住する住民等への避難の呼びかけを主な目的とする。）</p>
---	---

(2) 施設の閉鎖

	秋田県	山形県
対象	<p>◆由利本荘市</p> <p>七ツ釜避難小屋（管理人無）（施設No.6） 唐獅子平避難小屋（管理人無）（施設No.7） 大清水避難小屋（管理人無）（施設No.9） 祓川ヒュッテ（管理人有）（施設No.8） ※冬期閉鎖</p> <p>◆にかほ市</p> <p>稲倉山荘（市有）（施設No.2）※冬期閉鎖 鉢立山荘（県有・にかほ市管理）（施設No.3） ※冬期閉鎖 鉢立ビジターセンター（県有・にかほ市管理） （施設No.1）※冬期閉鎖 東雲荘（民有）（施設No.4）※冬期閉鎖 中島台レクリエーションの森 （国有・にかほ市管理）（施設No.5） ※冬期閉鎖</p> <p>◆火砕流・火砕サージの避難区域内にある要配慮者施設、大規模集客施設等</p>	<p>◆酒田市</p> <p>山雪荘（民有）（施設No.16） 鶴間池小屋（民有）（施設No.17）</p> <p>◆遊佐町</p> <p>大平山荘（町有）（施設No.10）※冬期閉鎖 山頂小屋（鳥海山大物忌神社）（民有） （施設No.15）※冬期閉鎖 御浜小屋（民有）（施設No.13）※冬期閉鎖 万助小屋（市有）（施設No.11） 鈴木小屋（民有）（施設No.12） 滝ノ小屋（町有）（施設No.14）※冬期閉鎖</p> <p>◆火砕流・火砕サージの避難区域内にある要配慮者施設、大規模集客施設等</p>
対応策	<p>◆七ツ釜避難小屋、唐獅子平避難小屋、大清水避難小屋</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬期のため、施設の有無に関わらず、特段の作業は行わない。 <p>◆冬期閉鎖施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬期閉鎖施設については、特段の作業は行わない。 <p>※携帯電話が受信できるエリアは緊急速報メー</p>	<p>◆山雪荘、鶴間池小屋、万助小屋、鈴木小屋</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬期のため、施設の有無に関わらず、特段の作業は行わない。 <p>◆冬期閉鎖施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬期閉鎖施設については、特段の作業は行わない。 <p>※携帯電話が受信できるエリアは緊急速報メール等により周知するとともに、県消防防災ヘリ</p>

<p>ル等により周知するとともに、県防災ヘリによる上空からの広報を行う。</p> <p>◆火砕流・火砕サージの避難区域内にある要配慮者施設、大規模集客施設等</p> <p>対応者：施設設置者</p> <ul style="list-style-type: none"> 館内放送等で警報発表等の周知、避難の呼びかけを行い、施設利用者等の避難を誘導し施設を閉鎖する。 <p>【避難誘導】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設利用者に、施設が定める避難場所等への避難を呼びかける。 なお、避難場所への移動が危険となった場合は、施設利用者等を施設内の安全な場所に移動させる。 <p>【施設閉鎖】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設利用者が全員避難したことを確認できた段階で、施設を閉鎖する。 	<p>による上空からの広報を行う。</p> <p>◆火砕流・火砕サージの避難区域内にある要配慮者施設、大規模集客施設等</p> <p>対応者：施設設置者</p> <ul style="list-style-type: none"> 館内放送等で警報発表等の周知、避難の呼びかけを行い、施設利用者等の避難を誘導し施設を閉鎖する。 <p>【避難誘導】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設利用者に、施設が定める避難場所等への避難を呼びかける。 なお、避難場所への移動が危険となった場合は、施設利用者等を施設内の安全な場所に移動させる。 <p>【施設閉鎖】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設利用者が全員避難したことを確認できた段階で、施設を閉鎖する。
---	--

(3) 道路の閉鎖等

	秋田県	山形県
対象	<p>◆国道</p> <p>国道7号</p> <ul style="list-style-type: none"> にかほ市象潟町大須郷字大道下～ にかほ市象潟町西中ノ沢字家ノ下 <p>◆県道</p> <p>鳥海公園小滝線・・・象潟口旧料金所ゲート (冬期閉鎖箇所)</p> <p>象潟矢島線</p> <ul style="list-style-type: none"> 横岡第1発電所（冬期閉鎖箇所）～ 象潟矢島線終点（冬期閉鎖箇所） <p>◆市道、林道（由利本荘市）</p> <p>鳥海線・・・冬期閉鎖箇所2箇所</p> <p>手代林道・・・手代林道入口（冬期閉鎖箇所）</p> <p>◆市道（にかほ市）</p> <p>上浜内郷線</p>	<p>◆国道</p> <p>国道7号</p> <ul style="list-style-type: none"> 飽海郡遊佐町吹浦字西浜～ 秋田県側通行止め区間 <p>◆県道</p> <p>鳥海公園吹浦線・・・小野曾（旧料金所）ゲート (冬期閉鎖箇所)</p> <p>酒田遊佐線・・・二ノ滝橋手前</p> <p>鳥海公園青沢線</p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥海高原牧場前T字路交差点付近 (冬期閉鎖箇所) <p>菅里直世下野沢線</p> <ul style="list-style-type: none"> 谷内踏切西側～当山集落北端交差点 <p>◆市道、林道（酒田市）</p> <p>奥山林道・・・黒瀬発電所付近（冬期閉鎖箇所）</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・象潟町大砂川字釜道～ 象潟町西中野沢字グミ坂 大須郷小砂川線 ・象潟町大須郷字前田～象潟町小砂川字小田 大須郷大砂川線 ・象潟町大須郷字大の口～ 象潟町大砂川字浜田 観音森線 ・象潟町小砂川字中磯～象潟町小砂川字松山 	<p>◆町道、林道（遊佐町）</p> <ul style="list-style-type: none"> 箕輪赤坂線・・・箕輪集落西側 下当東山線・・・東山集落西側 畑藤井金俣線 <ul style="list-style-type: none"> ・広野・藤井集落間～広畑橋付近 東山線・・・東山集落東側 金俣三ノ俣線・・・金俣集落東側 林道白井新田線・・・藤井集落東側 林道中村線・・・臂曲集落東側
<p>対応策</p>	<p>◆国道（国管理）</p> <p>対応者：国土交通省秋田河川国道事務所 本荘国道維持出張所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国からの指示で維持管理業者が通行止めを行う。 ・異常気象に伴う閉鎖時は、維持管理業者による車両の追い出し作業を実施しているが、今回の閉鎖は、維持管理業者の安全を確保するため、追い出し作業はしない。 ・道路情報板、看板による注意喚起 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆県道</p> <p>対応者：県由利地域振興局建設部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬期閉鎖位置で閉鎖済み。 ・道路情報板、看板による注意喚起 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆市道、林道（由利本荘市）</p> <p>対応者：由利本荘市矢島総合支所建設課 由利本荘市鳥海総合支所建設課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬期閉鎖位置で閉鎖済み。 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆市道（にかほ市）</p> <p>対応者：にかほ市農林水産建設部建設課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象箇所において、道路の閉鎖を行う。 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 	<p>◆国道（国管理）</p> <p>対応者：国土交通省酒田河川国道事務所 酒田国道維持出張所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国からの指示で維持管理業者が西浜交差点にて通行止めを行う。 ・異常気象に伴う閉鎖時は、維持管理業者による車両の追い出し作業を実施しているが、今回の閉鎖は、維持管理業者の安全を確保するため、追い出し作業はしない。 ・北港交差点にて国からの指示で維持管理業者が広域迂回措置を行う。 ・道路情報板、看板による注意喚起 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>※北港交差点～西浜交差点間の県道・市道からの流入は妨げないが、西浜交差点以北は、関係者及び近隣住民（秋田県側含む）以外の通行不可とする。</p> <p>◆県道</p> <p>対応者：県庄内総合支庁建設部道路計画課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬期閉鎖位置で閉鎖済み。 ・冬期閉鎖道路以外は、雨量規制時等の道路管理計画に基づく閉鎖方法で実施。（維持管理業者による閉鎖） ・異常気象に伴う閉鎖時は、維持管理業者による車両の追い出し作業を実施しているが、今回の閉鎖の場合は、維持管理業者の安全を確保するため、追い出し作業はしない。 ・道路情報板、看板による注意喚起 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置

		<p>◆市道、林道（酒田市） 対応者：酒田市八幡総合支所建設産業課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬期閉鎖位置で閉鎖済み。 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆町道、林道（遊佐町） 対応者：遊佐町地域生活課・産業課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象箇所において、道路の閉鎖を行う。 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置
--	--	---

（4）登山口の閉鎖等（入山規制）

	秋田県	山形県
対象	<p>◆にかほ市 横岡口（登山口No.1）</p> <p>◆登山口の閉鎖対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全登山口を閉鎖対象とするが、警戒範囲内にある登山口は避難指示等の発令範囲となるため、閉鎖等対応策の実施対象とはしない。 	<p>◆酒田市 湯ノ台口（登山口No.14） 家族旅行村（登山口）（登山口No.15）</p> <p>◆遊佐町 蕨岡口（登山口No.13）</p> <p>◆登山口の閉鎖対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全登山口を閉鎖対象とするが、警戒範囲内にある登山口は避難指示等の発令範囲となるため、閉鎖等対応策の実施対象とはしない。
対応策	<p>対応者：登山口所在市（総合支所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記箇所に警報発表に係る入山規制のための看板を設置し、登山道を閉鎖する。 	<p>対応者：登山口等所在市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記箇所に警報発表に係る入山規制のための看板を設置し、登山道を閉鎖する。

（5）住民等への警報発表及び避難情報等発令の周知

	秋田県	山形県
対象	<p>◆にかほ市 大砂川地区、川袋地区、大須郷地区、観音森地区</p>	<p>◆遊佐町 落伏地区、升川地区、中山地区、樽川地区、広野地区、三ノ俣地区</p>
対応策	<p>対応者：にかほ市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象者に対する避難指示の発令 ・周知方法：防災行政無線、電話、訪問による伝達、防災あんしんメール、緊急速報メール ・避難所の開設：避難計画による 	<p>対応者：遊佐町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象者に対する避難指示の発令 ・周知方法：防災行政無線、電話、FAX、訪問、広報車による伝達、緊急速報メール、SNS ・避難所の開設：避難計画による

（6）観光客・登山者の避難対策

	秋田県	山形県
対象	◆警報発表後に帰宅困難となった観光客・登山者	◆警報発表後に帰宅困難となった観光客・登山者
対応策	対応者：市 ・避難所の開設 由利本荘市：日新館、紫水館、直根公民館等 にかほ市：象潟公民館、金浦公民館、仁賀保公民館	対応者：市町 ・避難所の開設 酒田市：八幡タウンセンター、八幡体育館、 修道館 遊佐町：生涯学習センター、町民体育館

■「火口噴出型泥流」

警戒事象	噴火により火口噴出型泥流が居住地域に影響を及ぼす、または切迫している。	
警戒範囲	火口噴出型泥流	白雪川流域（居住地域を含む）及び赤川、鳥越川の各河川流域
	大きな噴石	想定火口域から概ね4km以内の範囲
	火砕流・火砕サージ （中規模）	想定火口域から概ね4km以内の範囲 川袋川、赤川、下玉田川、赤沢川、女郎沢川、南ノコマイ川、南折川、中折川、洗沢川の各河川流域

※ 当該レベルの他の火山現象が同時に発生する可能性がある場合は、これらの火山現象の最大範囲を対象として防災対策を実施するものとする。

（1）観光客、登山者、施設等への警報発表及び避難指示等発令の周知

	秋田県	山形県
対応策	<p>◆対応者：市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メールにより警戒範囲内からの避難を勧告（指示）する。 ・消防防災メールにより警戒範囲内からの避難を勧告する。（由利本荘市） ・にかほ市防災あんしんメールにより警戒範囲内からの避難を勧告（指示）する。（にかほ市） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>（例） こちらは〇〇市です。 ×月×日〇時〇〇分に鳥海山（想定火口：全域）において「噴火警戒レベル5（避難）」が発表されました。これを踏まえ、〇〇市は、〇〇地区と火口から〇〇kmの範囲内に避難指示を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線による周知。 ・ホームページ等による周知。 ・観光協会及び施設管理者へ連絡。 ・避難区域（居住地域）内にある要配慮者施設、大規模集客施設等へ連絡 <p>◆対応者：県総合防災課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページでの情報提供。 ・県防災ヘリコプターによる鳥海山山頂付近での警報発表及び避難指示等発令の周知。（警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山者、観光 	<p>◆対応者：市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メールにより警戒範囲内からの避難を勧告する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>（例） こちらは〇〇市（町）です。 ×月×日〇時〇〇分に鳥海山（想定火口：全域）において「噴火警戒レベル5（避難）」が発表されました。これを踏まえ、〇〇市（町）は、火口から〇〇kmの範囲内に対し、避難指示を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線による周知。 ・観光協会及び施設管理者へ連絡。 ・市ホームページ及び市公式フェイスブックによる周知。（酒田市） <p>◆対応者：県危機管理課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県消防防災ヘリコプターによる鳥海山山頂付近での警報発表及び避難指示等発令の周知。（警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山者、観光客等に対する周知を主な目的とする。）

	客等に対する周知を主な目的とする。） ・県防災ヘリコプターによる火口噴出型泥流避難区域での警報発表及び避難指示等発令の周知。 （避難区域内に居住する住民等への避難の呼びかけを主な目的とする。）	
--	--	--

(2) 施設の閉鎖

	秋田県	山形県
対象	<p>◆由利本荘市 七ツ釜避難小屋（管理人無）（施設No.6） 唐獅子平避難小屋（管理人無）（施設No.7） 大清水避難小屋（管理人無）（施設No.9） 祓川ヒュッテ（管理人有）（施設No.8） ※冬期閉鎖</p> <p>◆にかほ市 稲倉山荘（市有）（施設No.2）※冬期閉鎖 鉾立山荘（県有・にかほ市管理）（施設No.3） ※冬期閉鎖 鉾立ビジターセンター（県有・にかほ市管理） （施設No.1）※冬期閉鎖 東雲荘（民有）（施設No.4）※冬期閉鎖 中島台レクリエーションの森 （国有・にかほ市管理）（施設No.5） ※冬期閉鎖</p> <p>◆火口噴出型泥流の避難区域内にある要配慮者施設、大規模集客施設等</p>	<p>◆酒田市 山雪荘（民有）（施設No.16） 鶴間池小屋（民有）（施設No.17）</p> <p>◆遊佐町 大平山荘（町有）（施設No.10）※冬期閉鎖 山頂小屋（鳥海山大物忌神社）（民有） （施設No.15）※冬期閉鎖 御浜小屋（民有）（施設No.13）※冬期閉鎖 万助小屋（市有）（施設No.11） 鈴木小屋（民有）（施設No.12） 滝ノ小屋（町有）（施設No.14）※冬期閉鎖</p>
対応策	<p>◆七ツ釜避難小屋、唐獅子平避難小屋、大清水避難小屋 ・冬期のため、施錠の有無に関わらず、特段の作業は行わない。</p> <p>◆冬期閉鎖施設 ・冬期閉鎖施設については、特段の作業は行わない。</p> <p>※携帯電話が受信できるエリアは緊急速報メール等により周知するとともに、県防災ヘリによ</p>	<p>◆山雪荘、鶴間池小屋、万助小屋、鈴木小屋 ・冬期のため、施錠の有無に関わらず、特段の作業は行わない。</p> <p>◆冬期閉鎖施設 ・冬期閉鎖施設については、特段の作業は行わない。</p> <p>※携帯電話が受信できるエリアは緊急速報メール等により周知するとともに、県消防防災ヘリによる上空からの広報を行う。</p>

<p>る上空からの広報を行う。</p> <p>◆火口噴出型泥流の避難区域内にある要配慮者施設、大規模集客施設等</p> <p>対応者：施設設置者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・館内放送等で警報発表等の周知、避難の呼びかけを行い、施設利用者等の避難を誘導し施設を閉鎖する。 <p>【避難誘導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者に、施設が定める避難場所等への避難を呼びかける。 ・なお、施設周辺が浸水するなど、避難場所への移動が危険となった場合は、施設利用者等を施設の上層階に移動させる。 <p>【施設閉鎖】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者が全員避難したことが確認できた段階で、施設を閉鎖する。 	
---	--

(3) 道路の閉鎖等

	秋田県	山形県
対 象	<p>◆国道 国道7号 ・にかほ市黒川字平森～にかほ市平沢字家妻 日本海東北自動車道・・・金浦IC～仁賀保IC</p> <p>◆県道 鳥海公園小滝線・・・象潟口旧料金所ゲート (冬期閉鎖箇所) 象潟矢島線 ・目貫谷地橋付近～ 象潟矢島線終点 (冬期閉鎖箇所) 上郷仁賀保線・・・御手洗橋付近～馬場集落付近 小出金浦線・・・樋目野集落付近 長岡冬師城内線 ・金浦温水路橋付近～横森橋付近</p> <p>◆市道、林道（由利本荘市） 鳥海線・・・冬期閉鎖箇所2箇所 手代林道・・・手代林道入口 (冬期閉鎖箇所)</p>	<p>◆国道 国道7号 ・飽海郡遊佐町吹浦字西浜～ 秋田県側通行止め区間</p> <p>◆県道 鳥海公園吹浦線・・・小野曾（旧料金所）ゲート (冬期閉鎖箇所) 酒田遊佐線・・・胴腹ノ滝駐車場付近 (冬期閉鎖箇所) 鳥海公園青沢線 ・鳥海高原牧場前T字路交差点付近 (冬期閉鎖箇所)</p> <p>◆市道、林道（酒田市） 奥山林道・・・黒瀬発電所付近 (冬期閉鎖箇所)</p> <p>◆町道、林道（遊佐町） 升川中央線・・・升川集落東側</p>

	<p>◆市道（にかほ市）</p> <p>観音森開拓線・・・象潟町大須郷字藤池 焼山大道線・・・象潟町川袋字坂の上 茨池線・・・象潟町小砂川字下向坂 観音森線・・・象潟町小砂川字寺沢 鈴琴浦1号線・・・全線 天ヶ町塚田1号線・・・全線</p>	<p>下当東山線・・・東山集落東側 東山線・・・東山集落東側 長坂団地線・・・畑藤井金俣線T字路 金俣三ノ俣線・・・金俣集落東側 林道山居線・・・升川集落北側 林道若林線・・・升川集落南側 林道中山線・・・中山集落東側 林道当山線支線・・・中山関根線T字路 林道白井新田線・・・藤井集落東側 林道中村線・・・臂曲集落東側</p>
<p>対 応 策</p>	<p>◆国道（国管理） 対応者：国土交通省秋田河川国道事務所 本荘国道維持出張所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国からの指示で維持管理業者が通行止めを行う。 ・異常気象に伴う閉鎖時は、維持管理業者による車両の追い出し作業を実施しているが、今回の閉鎖は、維持管理業者の安全を確保するため、追い出し作業はしない。 ・道路情報板、看板による注意喚起 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆県道 対応者：県由利地域振興局建設部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬期閉鎖位置で閉鎖済み。 ・道路情報板、看板による注意喚起 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆市道、林道（由利本荘市） 対応者：由利本荘市矢島総合支所建設課 由利本荘市鳥海総合支所建設課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬期閉鎖位置で閉鎖済み。 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆市道（にかほ市） 対応者：にかほ市農林水産建設部建設課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象箇所において、道路の閉鎖を行う。 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 	<p>◆国道（国管理） 対応者：国土交通省酒田河川国道事務所 酒田国道維持出張所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国からの指示で維持管理業者が西浜交差点にて通行止めを行う。 ・異常気象に伴う閉鎖時は、維持管理業者による車両の追い出し作業を実施しているが、今回の閉鎖は、維持管理業者の安全を確保するため、追い出し作業はしない。 ・北港交差点にて国からの指示で維持管理業者が広域迂回措置を行う。 ・道路情報板、看板による注意喚起 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>※北港交差点～西浜交差点間の県道・市道からの流入は妨げないが、西浜交差点以北は、関係者及び近隣住民（秋田県側含む）以外の通行不可とする。</p> <p>◆県道 対応者：県庄内総合支庁建設部道路計画課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬期閉鎖位置で閉鎖済み。 ・道路情報板、看板による注意喚起 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆市道、林道（酒田市） 対応者：酒田市八幡総合支所建設産業課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬期閉鎖位置で閉鎖済み。 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置

		<p>◆町道、林道（遊佐町）</p> <p>対応者：遊佐町地域生活課・産業課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象箇所において、道路の閉鎖を行う。 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置
--	--	---

（4）登山口の閉鎖等（入山規制）

	秋田県	山形県
対象	<p>◆にかほ市</p> <p>横岡口（登山口No.1）</p> <p>◆登山口の閉鎖対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全登山口を閉鎖対象とするが、警戒範囲内にある登山口は避難指示等の発令範囲となるため、閉鎖等対応策の実施対象とはしない。 	<p>◆酒田市</p> <p>湯ノ台口（登山口No.14）</p> <p>家族旅行村（登山口）（登山口No.15）</p> <p>◆遊佐町</p> <p>蕨岡口（登山口No.13）</p> <p>◆登山口の閉鎖対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全登山口を閉鎖対象とするが、警戒範囲内にある登山口は避難指示等の発令範囲となるため、閉鎖等対応策の実施対象とはしない。
対応策	<p>対応者：登山口所在市（総合支所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記箇所に警報発表に係る入山規制のための看板を設置し、登山口を閉鎖する。 	<p>対応者：登山口等所在市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記箇所に警報発表に係る入山規制のための看板を設置し、登山口を閉鎖する。

（5）住民等への警報発表及び避難情報等発令の周知

	秋田県	山形県
対象	<p>◆にかほ市</p> <p>観音森地区</p> <p>大竹地区</p> <p>芹田地区、三森地区、鈴地区、田抓地区、伊勢居地地区、中野地区、三日市地区、立居地地区、百目木地区、堺地区、樋ノ口地区、寺田地区、畑地区、桂坂地区、東畑地区</p>	<p>◆遊佐町</p> <p>升川地区、三ノ俣地区</p>
対応策	<p>対応者：にかほ市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象者に対する避難指示の発令 ・周知方法：防災行政無線、電話、訪問による伝達、防災あんしんメール、緊急速報メール ・避難所の開設：避難計画による 	<p>対応者：遊佐町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象者に対する避難指示の発令 ・周知方法：防災行政無線、電話、FAX、訪問、広報車による伝達、緊急速報メール、消防防災メール、SNS ・避難所の開設：避難計画による

（6）観光客・登山者の避難対策

	秋田県	山形県
対象	◆警報発表後に帰宅困難となった観光客・登山者	◆警報発表後に帰宅困難となった観光客・登山者
対応策	対応者：市 ・避難所の開設 由利本荘市：日新館、紫水館、直根公民館等 にかほ市：象潟公民館、金浦公民館、仁賀保公民館	対応者：市町 ・避難所の開設 酒田市：八幡タウンセンター、八幡体育館、 修道館 遊佐町：生涯学習センター、町民体育館

■「融雪型火山泥流」

警戒事象	噴火により融雪型火山泥流が居住地域に影響を及ぼす、または切迫している。	
警戒範囲	融雪型火山泥流 (大規模)	川袋川、川袋小川、元滝川、奈曾川、白雪川、鶯川、子吉川、百宅川、日向川、草津川、月光川、南ノコマイ川、南折川、高瀬川、洗沢川、滝瀧川、牛渡川の各河川流域（居住地域を含む）及び鳥越川、赤川、下玉田川、赤沢川、女郎沢川、中折川の各河川流域
	大きな噴石	想定火口域から概ね4km以内の範囲
	火砕流・火砕サージ (中規模)	想定火口域から概ね4km以内の範囲 川袋川、赤川、下玉田川、赤沢川、女郎沢川、南ノコマイ川、南折川、中折川、洗沢川の各河川流域

※ 融雪型火山泥流は積雪期のみ想定される。

※ 当該レベルの他の火山現象が同時に発生する可能性がある場合は、これらの火山現象の最大範囲を対象として防災対策を実施するものとする。

(1) 観光客、登山者、施設等への警報発表及び避難指示等発令の周知

	秋田県	山形県
対応策	<p>◆対応者：市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メールにより警戒範囲内からの避難を勧告（指示）する。 ・消防防災メールにより警戒範囲内からの避難を勧告（指示）する。（由利本荘市） ・にかほ市防災あんしんメールにより警戒範囲内からの避難を勧告（指示）する。（にかほ市） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(例) こちらは〇〇市です。 ×月×日〇時〇〇分に鳥海山（想定火口：全域）において「噴火警戒レベル5（避難）」が発表されました。これを踏まえ、〇〇市は、〇〇地区と火口から〇〇kmの範囲内に避難指示を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線による周知。 ・ホームページ等による周知。 ・観光協会及び施設管理者へ連絡。 ・避難区域（居住地域）内にある要配慮者施設、大規模集客施設等へ連絡 	<p>◆対応者：市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メールにより警戒範囲内からの避難を勧告（指示）する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(例) こちらは〇〇市（町）です。 ×月×日〇時〇〇分に鳥海山（想定火口：全域）において「噴火警戒レベル5（避難）」が発表されました。これを踏まえ、〇〇市（町）は、〇〇地区と火口から〇〇kmの範囲内に避難指示を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線による周知。 ・観光協会及び施設管理者へ連絡。 ・市ホームページ及び市公式フェイスブックによる周知。（酒田市） ・避難区域（居住地域）の広報車巡回による周知。 ・避難区域（居住地域）内にある要配慮者施設、大規模集客施設等へ連絡 <p>◆対応者：県危機管理課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県消防防災ヘリコプターによる鳥海山山頂付近

<p>◆対応者：県総合防災課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページでの情報提供。 ・県防災ヘリコプターによる鳥海山山頂付近での警報発表及び避難指示等発令の周知。（警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山者、観光客等に対する周知を主な目的とする。） ・県防災ヘリコプターによる融雪型火山泥流避難区域での警報発表及び避難指示等発令の周知。（避難区域内に居住する住民等への避難の呼びかけを主な目的とする。） 	<p>での警報発表及び避難指示等発令の周知。（警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山者、観光客等に対する周知を主な目的とする。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県消防防災ヘリコプターによる融雪型火山泥流避難区域での警報発表及び避難指示等発令の周知。（避難区域内に居住する住民等への避難の呼びかけを主な目的とする。）
--	--

(2) 施設の閉鎖

	秋田県	山形県
対象	<p>◆由利本荘市</p> <p>七ツ釜避難小屋（管理人無）（施設No.6） 唐獅子平避難小屋（管理人無）（施設No.7） 大清水避難小屋（管理人無）（施設No.9） 祓川ヒュッテ（管理人有）（施設No.8） ※冬期閉鎖</p> <p>◆にかほ市</p> <p>稲倉山荘（市有）（施設No.2） ※冬期閉鎖 鉾立山荘（県有・にかほ市管理）（施設No.3） ※冬期閉鎖 鉾立ビジターセンター（県有・にかほ市管理） （施設No.1） ※冬期閉鎖 東雲荘（民有）（施設No.4） ※冬期閉鎖 中島台レクリエーションの森 （国有・にかほ市管理）（施設No.5） ※冬期閉鎖</p> <p>◆融雪型火山泥流の避難区域内にある要配慮者施設、大規模集客施設等</p>	<p>◆酒田市</p> <p>山雪荘（民有）（施設No.16） 鶴間池小屋（民有）（施設No.17）</p> <p>◆遊佐町</p> <p>大平山荘（町有）（施設No.10） ※冬期閉鎖 山頂小屋（鳥海山大物忌神社）（民有） （施設No.15） ※冬期閉鎖 御浜小屋（民有）（施設No.13） ※冬期閉鎖 万助小屋（市有）（施設No.11） 鈴木小屋（民有）（施設No.12） 滝ノ小屋（町有）（施設No.14） ※冬期閉鎖</p> <p>◆融雪型火山泥流の避難区域内にある要配慮者施設、大規模集客施設等</p>
対応策	<p>◆七ツ釜避難小屋、唐獅子平避難小屋、大清水避難小屋</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬期のため、施錠の有無に関わらず、特段の作業は行わない。 <p>◆冬期閉鎖施設</p>	<p>◆山雪荘、鶴間池小屋、万助小屋、鈴木小屋</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬期のため、施錠の有無に関わらず、特段の作業は行わない。 <p>◆冬期閉鎖施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬期閉鎖施設については、特段の作業は行わな

<p>・冬期閉鎖施設については、特段の作業は行わない。</p> <p>※携帯電話が受信できるエリアは緊急速報メール等により周知するとともに、県防災ヘリによる上空からの広報を行う。</p> <p>◆融雪型火山泥流の避難区域内にある要配慮者施設、大規模集客施設等</p> <p>対応者：施設設置者</p> <ul style="list-style-type: none"> 館内放送等で警報発表等の周知、避難の呼びかけを行い、施設利用者等の避難を誘導し施設を閉鎖する。 <p>【避難誘導】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設利用者に、施設が定める避難場所等への避難を呼びかける。 なお、施設周辺が浸水するなど、避難場所への移動が危険となった場合は、施設利用者等を施設の上層階に移動させる。 <p>【施設閉鎖】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設利用者が全員避難したことが確認できた段階で、施設を閉鎖する。 	<p>い。</p> <p>※携帯電話が受信できるエリアは緊急速報メール等により周知するとともに、県消防防災ヘリによる上空からの広報を行う。</p> <p>◆融雪型火山泥流の避難区域内にある要配慮者施設、大規模集客施設等</p> <p>対応者：施設設置者</p> <ul style="list-style-type: none"> 館内放送等で警報発表等の周知、避難の呼びかけを行い、施設利用者等の避難を誘導し施設を閉鎖する。 <p>【避難誘導】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設利用者に、施設が定める避難場所等への避難を呼びかける。 なお、施設周辺が浸水するなど、避難場所への移動が危険となった場合は、施設利用者等を施設の上層階に移動させる。 <p>【施設閉鎖】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設利用者が全員避難したことが確認できた段階で、施設を閉鎖する。
---	---

(3) 道路の閉鎖等

	秋田県	山形県
対象	<p>◆国道</p> <p>国道7号</p> <ul style="list-style-type: none"> にかほ市象潟町大須郷字大道下～ にかほ市象潟町西中ノ沢字家ノ下 にかほ市象潟町関字西大阪～ にかほ市象潟町字五丁目塩越 にかほ市黒川字平森～にかほ市平沢字家妻 <p>日本海東北自動車道・・・金浦IC～仁賀保IC</p> <p>◆県道</p> <p>国道108号</p> <ul style="list-style-type: none"> 前郷停車場線交差点～ 仁賀保矢島館合線交差点 象潟矢島線交差点～伏見橋付近 	<p>◆国道</p> <p>国道7号</p> <ul style="list-style-type: none"> 飽海郡遊佐町吹浦字西浜～ 秋田県側通行止め区間 <p>◆県道</p> <p>国道345号旧道・・・全線全面通行止め</p> <p>国道345号</p> <ul style="list-style-type: none"> 国道344号北側交差点～ 杉沢南鳥海停車場線南側交差点 遊佐町町道上小松下小松線交差点～ 県道吹浦酒田線交差点 国道7号北側交差点～ 県道鳥海公園吹浦線交差点

<p>鳥海公園小滝線・・・奈曾白橋付近 象潟矢島線 ・目貫谷地橋付近～ 象潟矢島線終点（冬期閉鎖箇所） 仁賀保矢島館合線・・・長泥橋付近 鳥海矢島線・・・大川端橋付近～鶯川橋付近 上郷仁賀保線・・・御手洗橋付近～馬場集落付近 小出金浦線・・・樋目野集落付近 西滝沢館線・・・前郷集落付近 長岡冬師城内線 ・金浦温水路橋付近～横森橋付近</p> <p>◆市道、林道（由利本荘市） 鳥海線・・・冬期閉鎖箇所2箇所 手代林道・・・手代林道入口（冬期閉鎖箇所）</p> <p>その他、融雪型火山泥流による道路冠水又は冠水のおそれのある路線 百宅線、境堂線、倉ノ下線、下直根猿倉線、大川端猿倉線、伏見沢間木線、伏見沢長坂線、伏見才ノ神線、赤渋線、伏見線、小又線、東街道線、西街道線、矢ノ本線、大久保線、新荘坂之下線、新町郷内線、郷内線、築館線、矢島下郷線、矢島1号線、新上条線、大台線、奉行免線、久保田大森台線、院主下線、森子前郷線</p> <p>◆市道（にかほ市） 上浜内郷線 ・象潟町大砂川字釜道～ 象潟町西中野沢字グミ坂 大須郷小砂川線 ・象潟町大須郷字前田～象潟町小砂川字小田 大須郷大砂川線 ・象潟町大須郷字大の口～ 象潟町大砂川字浜田 観音森線 ・象潟町小砂川字中磯～象潟町小砂川字松山 鈴琴浦1号線・・・全線 天ヶ町塚田1号線・・・全線</p>	<p>酒田遊佐線 ・酒田市市道大正橋2号線交差点～ 酒田市市道大正橋1号線交差点 ・国道345号東側交差点～ 遊佐町町道宮山坂岩野線交差点 ・胴腹ノ滝駐車場付近（冬期閉鎖箇所） 遊佐停車場藤崎線 ・遊佐駅前～国道345号旧道交差点 ・国道345号旧道交差点～ 国道345号東側交差点 ・国道345号西側交差点～ 遊佐町町道遊佐稲川丸子線交差点 鳥海公園吹浦線 ・遊佐町町道小野曾北線交差点 吹浦酒田線 ・国道345号北側交差点～菅里橋終点 升田観音寺線 ・酒田市市道奥山線交差点～ 国道344号交差点 鳥海公園青沢線 ・県道升田観音寺線東側交差点～七曲橋終点 ・鳥海高原牧場前T字路交差点付近 （冬期閉鎖箇所） 比子八幡線 ・県道酒田遊佐線交差点～国道344号交差点 菅里直世下野沢線 ・遊佐町町道畑藤井金俣線交差点～ 国道345号旧道終点 ・県道吹浦酒田線交差点～ 遊佐町町道集落終わりF1交差点 杉沢南鳥海停車場線 ・国道345号南側交差点～ 酒田市市道南鳥海駅線交差点 十里塚遊佐線 ・県道吹浦酒田線南側交差点～ 国道345号旧道交差点</p> <p>◆市道、林道、農道（酒田市） 本楯南鳥海線</p>
--	---

<p>象潟上浜線・・・全線 小滝長岡線・・・全線 大森水岡線・・・全線</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 豊川大豊田線起点付近～興休4号線 宮形塚渕線・・・豊川大豊田線交差点～終点 大豊田八幡線 ・ 豊川大豊田線終点交差点～終点 <p>市道（全線規制）</p> <p>樋の口前門線、前門線、福島塚渕線、福島門前線、豊川大豊田線、村東線、塚渕南線、大久保線、福島樋の口線、塚渕北線、大久保中道線、芹田塚渕線、大久保北仁田線、下小泉線、芹田小泉線、芹田西支線、芹田線、福山橋本線、橋本線、興屋田線、雪車田西線、荒町山根線、貝ラケ線、芋畑線、福山線、福山蕨岡線、中村山本線、中村木ノ下線、木ノ下村上線、下黒川線、新出升田線、赤剥上黒川線、村腰線、上黒川線、上草津貝沢線、貝沢線、升田大台野線、大石線、奥山線、沼田東向線、宮ノ下線、升田北線、寺ノ下線、大台野高原4号線</p> <p>林道（全線規制）</p> <p>奥山林道、貝沢線</p> <p>農道（全線規制）</p> <p>升田線、過疎基幹農道、ふるさと緊急農道、第2号幹線道路（鳥海南麓泥沢）、農道大台野線</p> <p>◆町道、林道（遊佐町）</p> <p>下小松樋ノ口線・・・水上地内交差点南</p> <p>下当下大内線</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下大内交差点南 ・ 神子免より東進及び浮橋より北進 <p>上大内石辻線・・・三川地内豊岡橋南</p> <p>中三川北線・・・蕨小南</p> <p>石辻坂ノ下線・・・大淵地内南端より南</p> <p>豊岡平津線・・・南三川より北進</p> <p>上三川北線・・・南三川より南進</p> <p>平津鹿野沢坂ノ下線</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大楯平津新田線との交差点北進 <p>大楯平津新田線</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平津鹿野沢坂ノ下線との交差点西進 <p>沼田南線・・・エルパより北進</p> <p>和田下長橋線・・・道ノ下より北進</p>
---	---

		<p>仙北新田線・・・仙北新田より北進 遊佐稲川丸子線・・・服部より北進 出戸南福柵線・・・中学橋より東進 出戸北福柵線・・・新田橋より東進 江地線・・・江地より東進 松山丸子下当線・・・出戸橋より東進 西浜北線・・・遊楽里より北進 西浜菅野線・・・西浜より東進 吹浦石淵線・・・東北泉踏切手前東進 箕輪赤坂線・・・宿五アンダーパス東進 小野曾北線・・・小野曾北進 色田線・・・下当下大内線との交差点西進 中山関根線・・・太平山線との交差点南進 畑西線・・・上戸東線との交差点東進 畑藤井金俣線</p> <ul style="list-style-type: none"> ・畑地内東端北進 ・広野野沢線交差点東進 ・金俣三ノ俣線交差点南進 <p>下当下大内線・・・上戸南進及び北進 京田野沢藤井線・・・広野野沢線交差点南進 舞台線・・・野沢舞代線交差点南進及び西進 吉出中村線・・・袋地西線交差点西進 宮山坂岩野線・・・袋地村中線交差点西進 金俣三ノ俣線・・・月光川大橋東進 蚕桑杉沢綱取線・・・棲坂月ノ原線交差点北進 杉沢本線・・・杉沢農集排処理施設西進 林道白井新田線・・・藤井集落東側 林道中村線・・・臂曲集落東側</p>
<p>対応策</p>	<p>◆国道（国管理） 対応者：国土交通省秋田河川国道事務所 本荘国道維持出張所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国からの指示で維持管理業者が通行止めを行う。 ・異常気象に伴う閉鎖時は、維持管理業者による車両の追い出し作業を実施しているが、今回の閉鎖は、維持管理業者の安全を確保するため、追い出し作業はしない。 ・道路情報板、看板による注意喚起 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 	<p>◆国道（国管理） 対応者：国土交通省酒田河川国道事務所 酒田国道維持出張所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国からの指示で維持管理業者が西浜交差点にて通行止めを行う。 ・異常気象に伴う閉鎖時は、維持管理業者による車両の追い出し作業を実施しているが、今回の閉鎖は、維持管理業者の安全を確保するため、追い出し作業はしない。 ・北港交差点にて国からの指示で維持管理業者が広域迂回措置を行う。

<p>◆県道 対応者：県由利地域振興局建設部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬期閉鎖位置で閉鎖済み。 ・冬期閉鎖道路以外は、上記対象箇所において、道路の閉鎖を行う。 ・道路情報板、看板による注意喚起 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆市道、林道（由利本荘市） 対応者：由利本荘市矢島総合支所建設課 由利本荘市由利総合支所建設課 由利本荘市鳥海総合支所建設課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬期閉鎖位置で閉鎖済み。 ・冬期閉鎖道路以外は、上記対象路線を必要な範囲で閉鎖する。 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆市道（にかほ市） 対応者：にかほ市農林水産建設部建設課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象箇所において、道路の閉鎖を行う。 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路情報板、看板による注意喚起 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>※北港交差点～西浜交差点間の県道・市道からの流入は妨げないが、西浜交差点以北は、関係者及び近隣住民（秋田県側含む）以外の通行不可とする。</p> <p>◆県道 対応者：県庄内総合支庁建設部道路計画課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬期閉鎖位置で閉鎖済み。 ・冬期閉鎖道路以外は、雨量規制時等の道路管理計画に基づく閉鎖方法で実施。（維持管理業者による閉鎖） ・異常気象に伴う閉鎖時は、維持管理業者による車両の追い出し作業を実施しているが、今回の閉鎖の場合は、維持管理業者の安全を確保するため、追い出し作業はしない。 ・道路情報板、看板による注意喚起 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆市道、林道（酒田市） 対応者：酒田市八幡総合支所建設産業課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬期閉鎖位置で閉鎖済み。 ・冬期閉鎖道路以外は、上記対象箇所において、道路の閉鎖を行う。 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆町道、林道（遊佐町） 対応者：遊佐町地域生活課・産業課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象箇所において、道路の閉鎖を行う。 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置
--	--

(4) 登山口の閉鎖等（入山規制）

	秋田県	山形県
対象	<p>該当なし</p> <p>◆登山口の閉鎖対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全登山口を閉鎖対象とするが、警戒範囲内にある登山口は避難指示等の発令範囲となるため、閉鎖 	<p>◆遊佐町 蕨岡口（登山口No.13）</p> <p>◆登山口の閉鎖対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全登山口を閉鎖対象とするが、警戒範囲内にあ

	等対応策の実施対象とはしない。	る登山口は避難指示等の発令範囲となるため、閉鎖等対応策の実施対象とはしない。
対応策	該当なし	対応者：登山口等所在市町 ・上記箇所に警報発表に係る入山規制のための看板を設置し、登山口を閉鎖する。

(5) 住民等への警報発表及び避難情報等発令の周知

	秋田県	山形県
対象	◆由利本荘市 下伏見地区、中伏見地区、上伏見地区、久保地区、鳥寿苑、矢ノ本地区、長坂地区、河台地区、伏見沢地区 下百宅地区、吉谷地地区、大川端地区 築館地区、砂子沢地区、持子地区、坂之下郷内地区、大川原地区、新所地区、元町郷内地区、金ヶ沢地区 ◆にかほ市 関地区、川袋地区、観音森地区、小滝地区、本郷地区、横岡地区 大竹地区 芹田地区、三森地区、鈴地区、田爪地区、伊勢居地地区、中野地区、三日市地区、立居地地区、百目木地区、堺地区、樋ノ口地区、寺田地区、畑地区、桂坂地区、東畑地区	◆酒田市 升田地区、大台野地区、上草津地区、下草津地区、湯ノ台地区、泥沢地区、赤剥地区、上黒川地区、下黒川地区、新出地区、福山地区、山根地区、橋本地区、芹田地区、北仁田地区、小泉北豊田地区、大久保地区、塚淵地区、米島前門地区 ◆遊佐町 平津地区、上長橋地区、石辻地区、三川地区、下大内地区 広野地区、三ノ俣地区、蚕桑地区、袋地地区、野沢上地区、野沢中地区、野沢下地区、下野沢地区、京田地区、京田新田地区、旭ヶ丘地区、上吉出地区、中吉出地区、下吉出地区、和田地区、漆曾根地区、尻引岡田地区、七日町地区、六日町地区、五日町地区、駅前一区地区、駅前二区地区、十日町地区、八日町地区、大楯地区、平津新田地区、境田地区 増穂地区、江地地区、楸島地区、西宮田地区、東宮田地区、北宮田地区 富岡地区、北目地区、丸子地区、山崎地区、樽川地区、中山地区、升川地区 宿町五地区、箕輪地区、落伏地区、小野曾地区
対応策	対応者：市 ・上記対象者に対する避難指示の発令 ・周知方法：防災行政無線、電話、訪問による伝達、防災あんしんメール、緊急速報メール ・避難所の開設：避難計画による	対応者：市町 ・上記対象者に対する避難指示の発令 ・周知方法：防災行政無線、電話、FAX、訪問、広報車による伝達、緊急速報メール、SNS ・避難所の開設：避難計画による

(6) 観光客・登山者の避難対策

	秋田県	山形県
対象	◆警報発表後に帰宅困難となった観光客・登山者	◆警報発表後に帰宅困難となった観光客・登山者
対応策	対応者：市 ・避難所の開設 由利本荘市：日新館、直根公民館等 にかほ市：象潟公民館、金浦公民館、仁賀保公民館	対応者：市町 ・避難所の開設 酒田市：八幡タウンセンター、八幡体育館、 修道館 遊佐町：吹浦小学校、西遊佐まちづくりセンター、吹浦防災センター

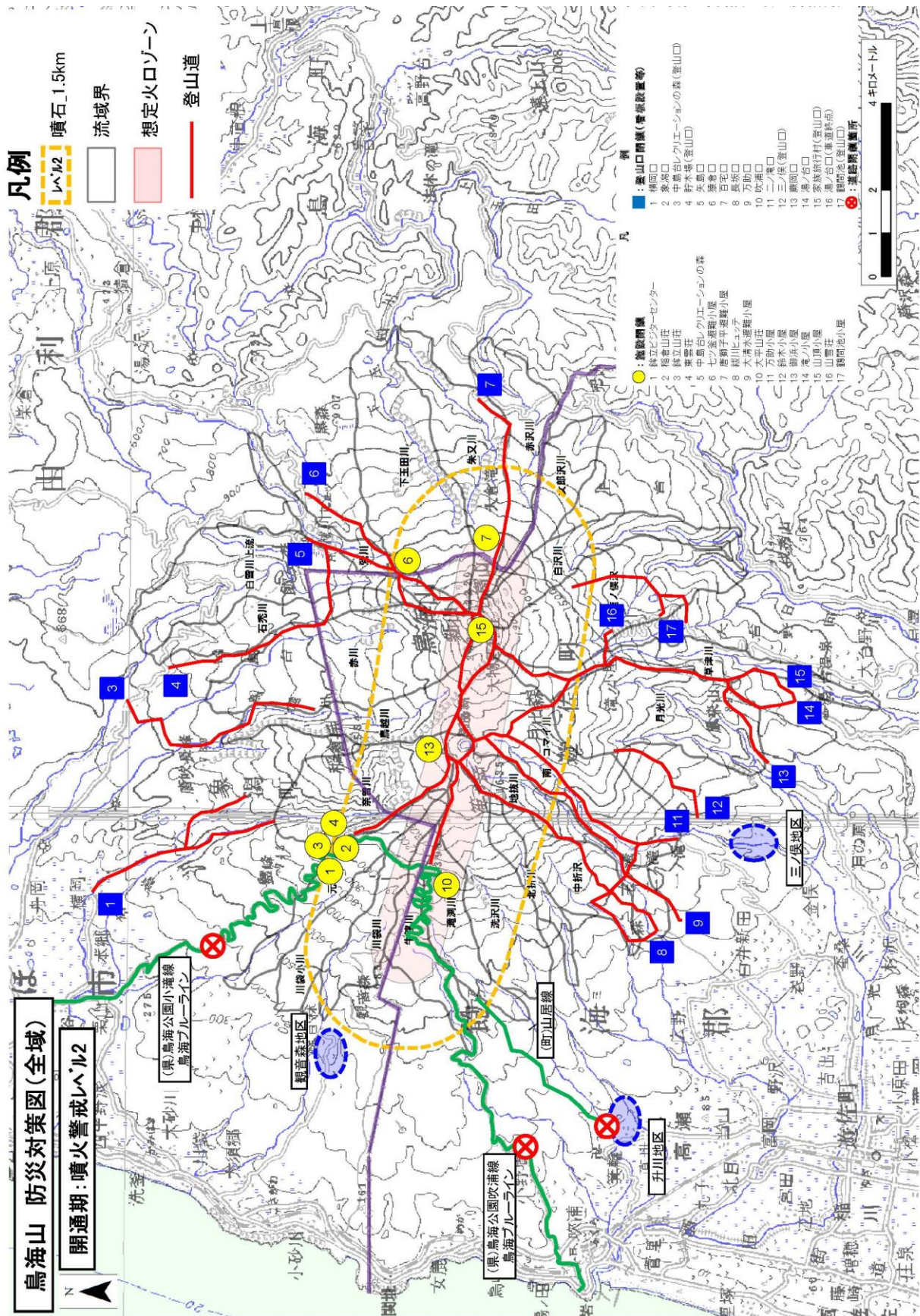
第4節 防災対策図等

1 防災対策図（噴火警戒レベル2～レベル5）

第2節及び第3節に定める噴火警戒レベルごとの防災対策について、施設位置、道路規制箇所及び登山口等への看板設置位置等を地図上に表記した図面である。

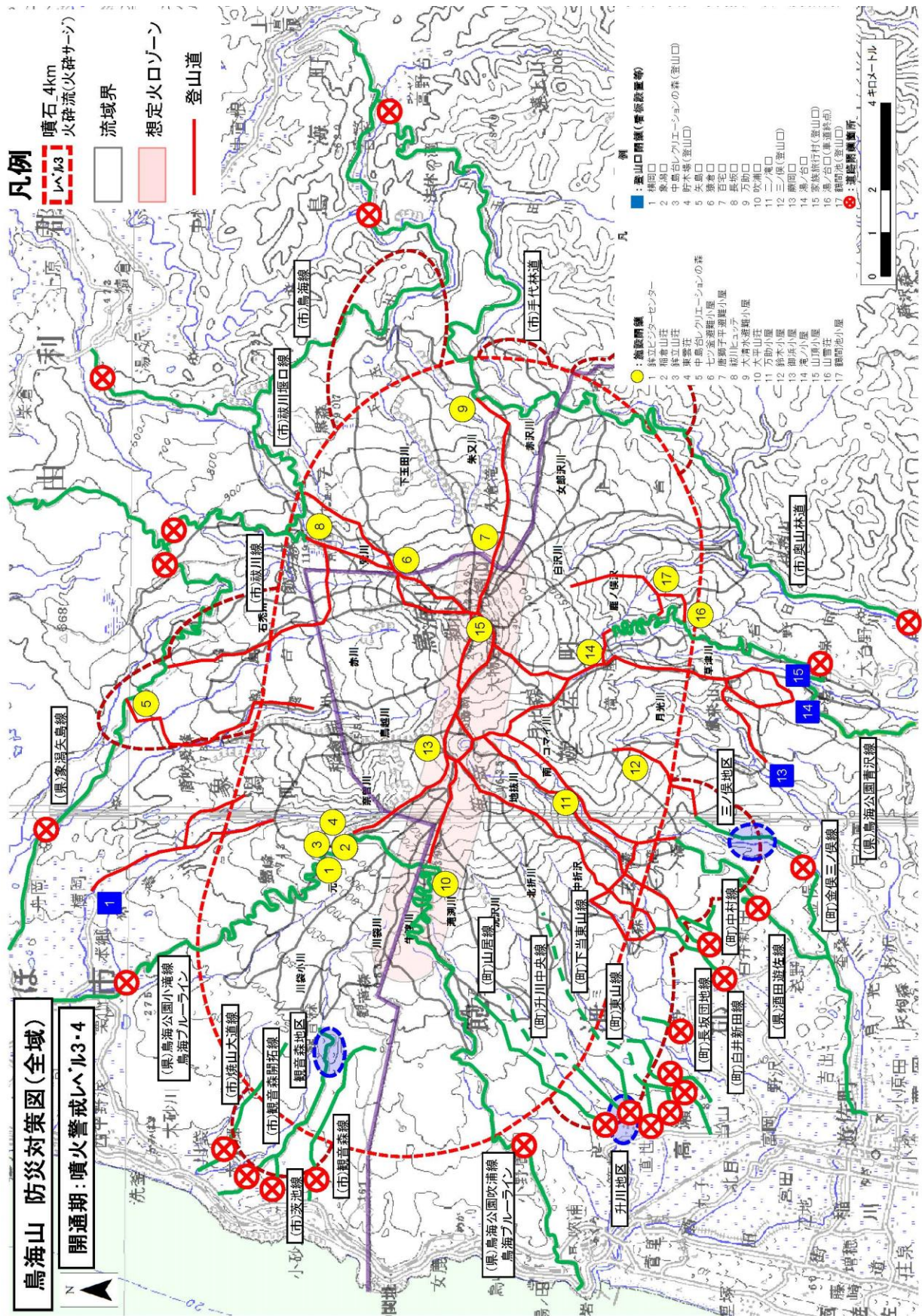
- (1) 防災対策図（ブルーライン等開通期：噴火警戒レベル2）
- (2) 防災対策図（ブルーライン等開通期：噴火警戒レベル3・4）
- (3) 防災対策図（ブルーライン等開通期：噴火警戒レベル5（火砕流・火砕サージ））
- (4) 防災対策図（ブルーライン等閉鎖期：噴火警戒レベル2）
- (5) 防災対策図（ブルーライン等閉鎖期：噴火警戒レベル3・4）
- (6) 防災対策図（ブルーライン等閉鎖期：噴火警戒レベル5（火砕流・火砕サージ））

防災対策図（ブルーライン等開通期：噴火警戒レベル2）



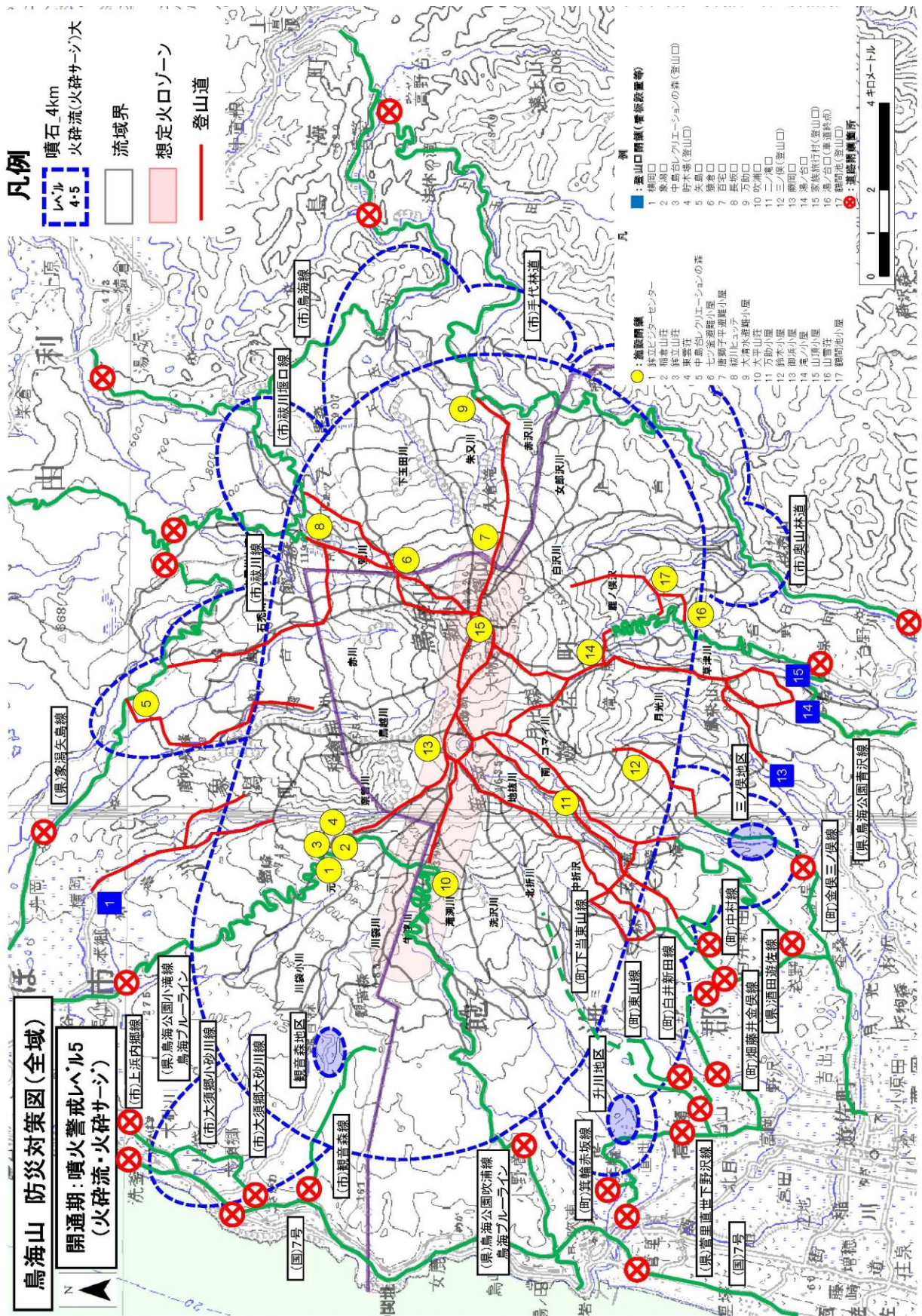
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000（地図画像）を複製したものである。
 （承認番号 平 29 情複、第 773 号）

防災対策図（ブルーライン等開通期：噴火警戒レベル3・4）



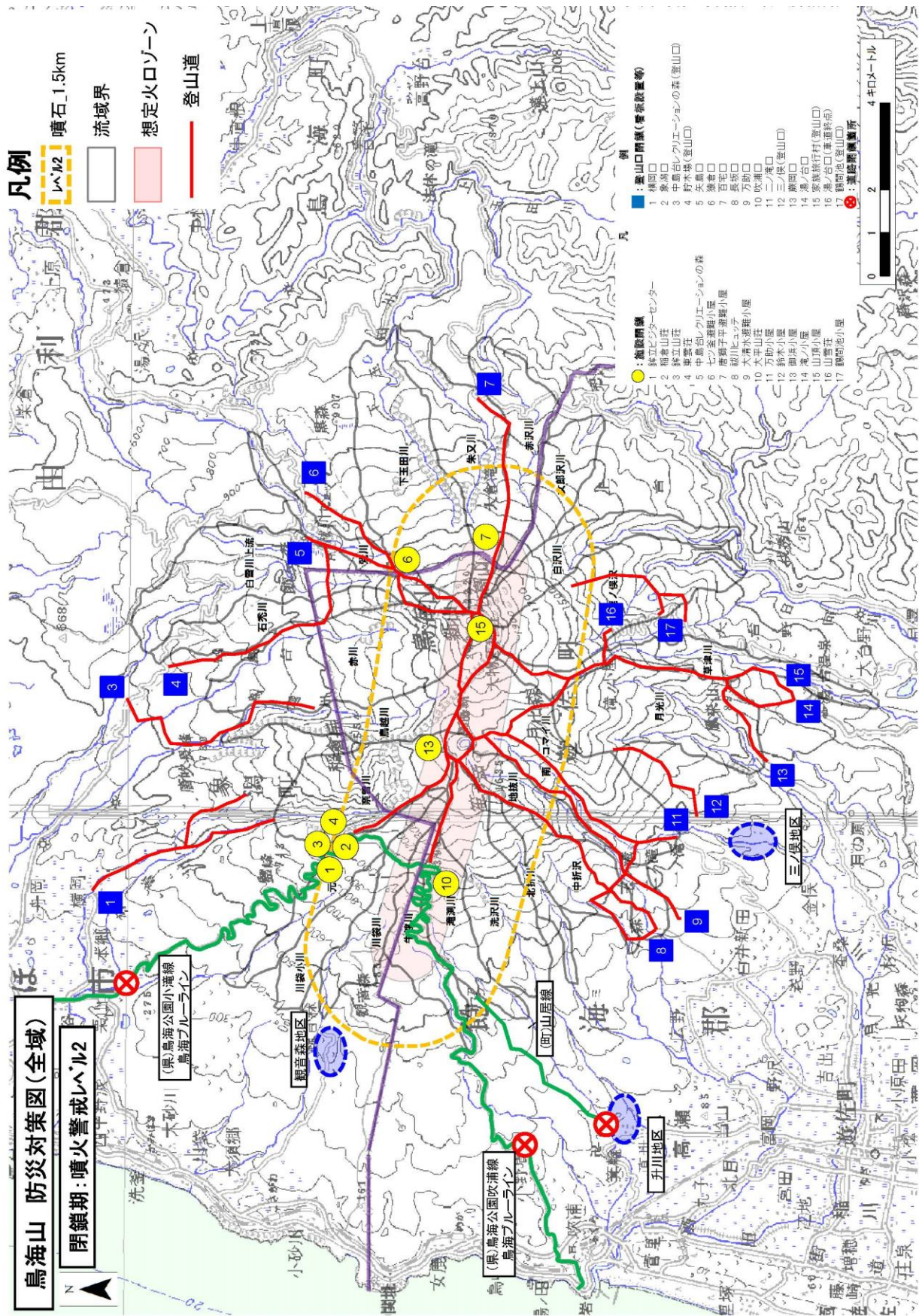
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000（地図画像）を複製したものである。
 （承認番号 平 29 情複、第 773 号）

防災対策図（ブルーライン等開通期：噴火警戒レベル5（火砕流・火砕サージ））



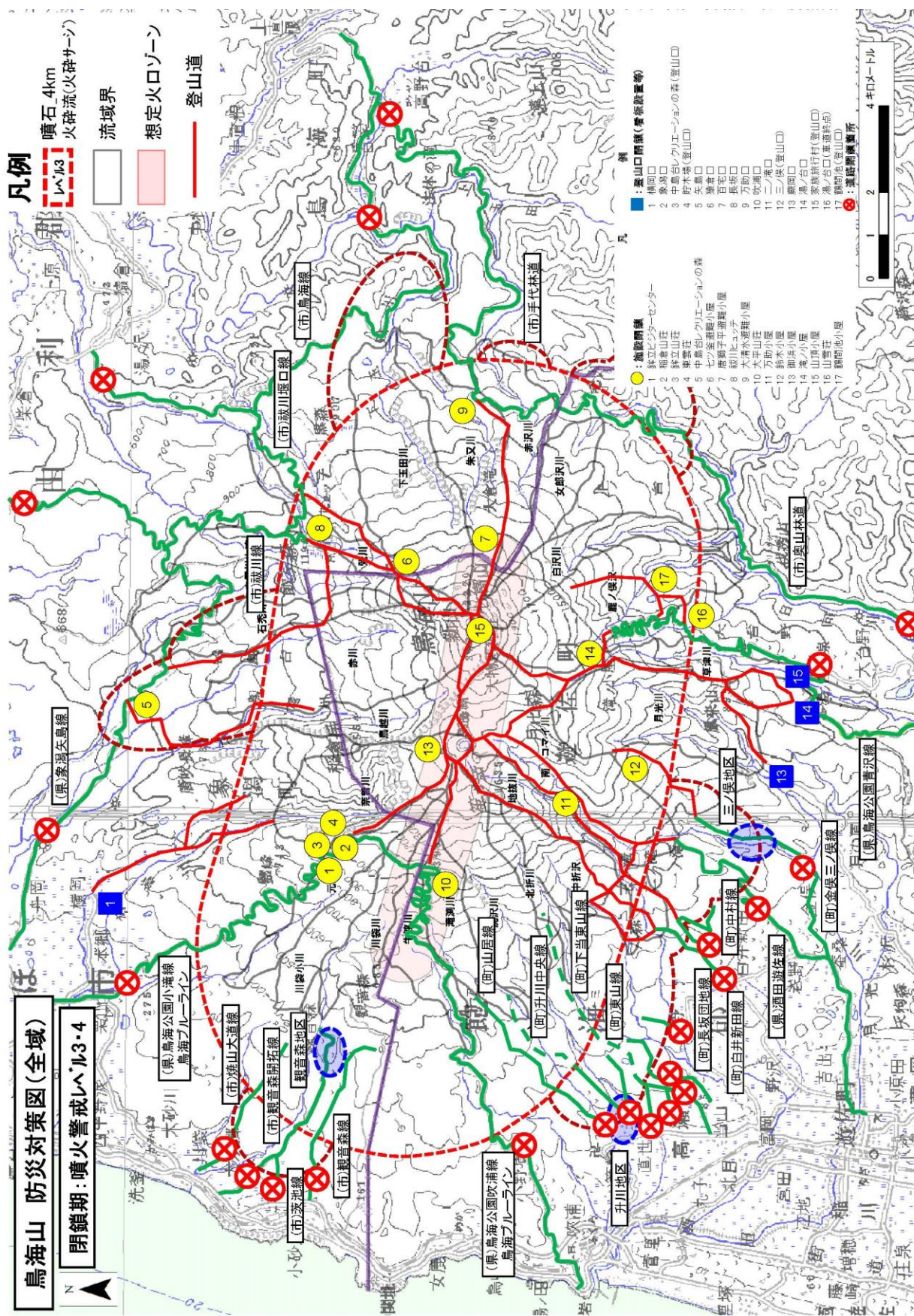
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000（地図画像）を複製したものである。
 （承認番号 平 29 情複、第 773 号）

防災対策図（ブルーライン等閉鎖期：噴火警戒レベル2）



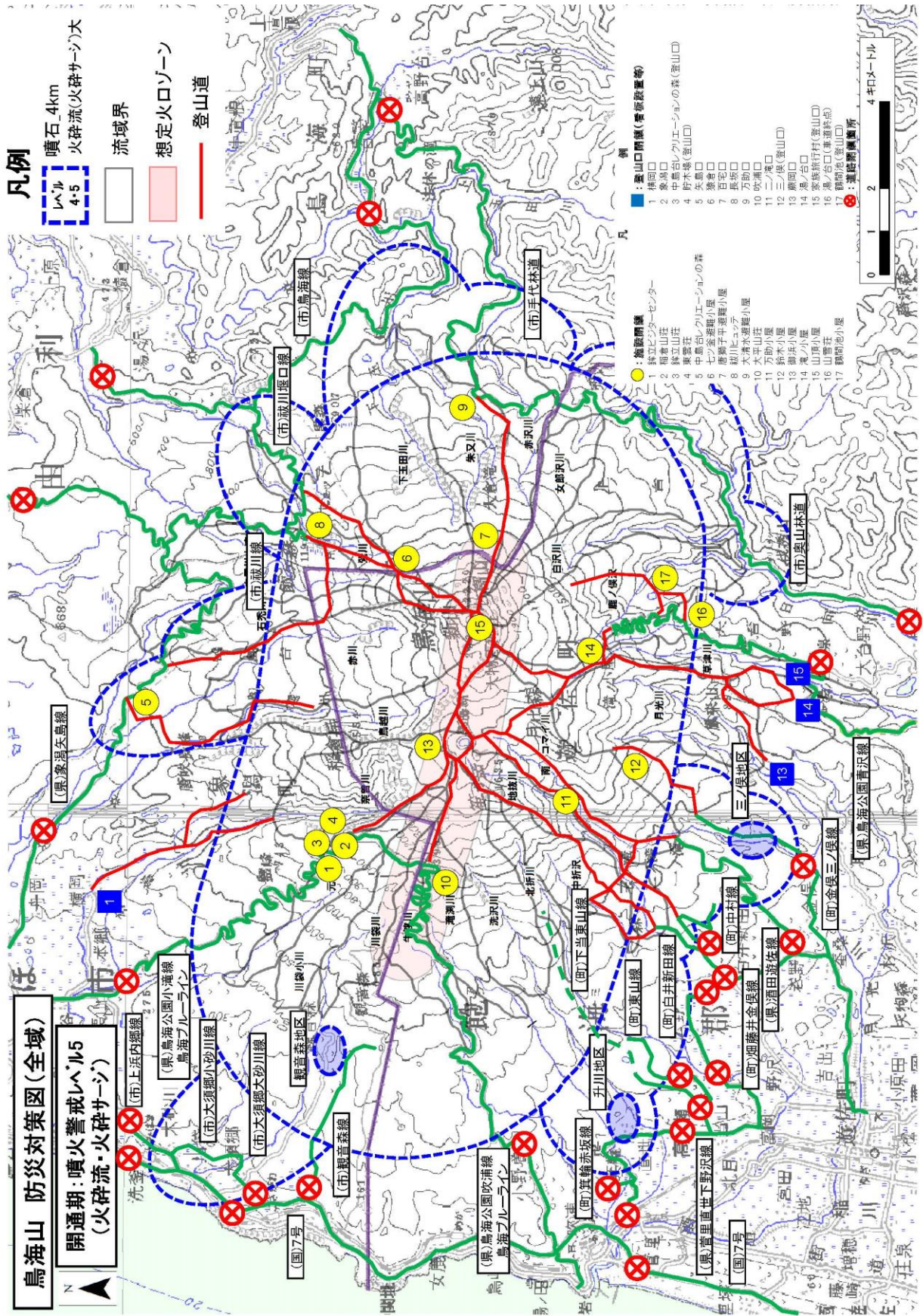
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平29情複、第773号）

防災対策図（ブルーライン等閉鎖期：噴火警戒レベル3・4）



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000（地図画像）を複製したものである。
（承認番号 平 29 情複、第 773 号）

防災対策図（ブルーライン等閉鎖期：噴火警戒レベル5（火砕流・火砕サージ））



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000（地図画像）を複製したものである。
(承認番号 平 29 情複、第 773 号)

2 市街地を含む道路規制図（噴火警戒レベル5）

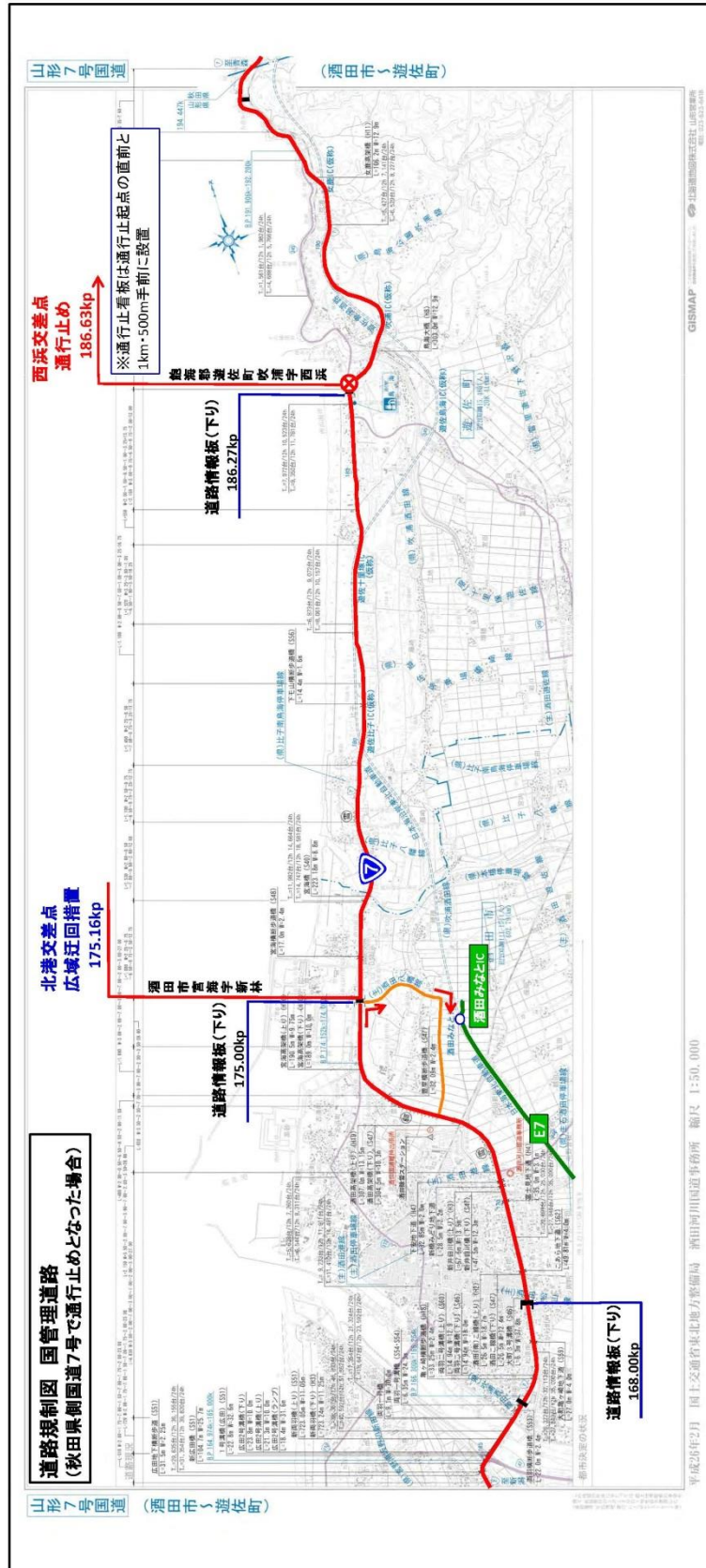
噴火警戒レベル5（火口噴出型泥流）及び噴火警戒レベル5（融雪型火山泥流）の防災対策において、各道路管理者が行う道路規制について、地図上に表記した図面である。（火口噴出型泥流については、該当する警戒範囲に係る部分に限る。）

- (1) 道路規制図（国管理道路）
- (2) 道路規制図（秋田県管理道路）
- (3) 道路規制図（山形県管理道路）
- (4) 道路規制図（由利本荘市管理道路）
- (5) 道路規制図（にかほ市管理道路）
- (6) 道路規制図（酒田市管理道路）
- (7) 道路規制図（遊佐町管理道路）

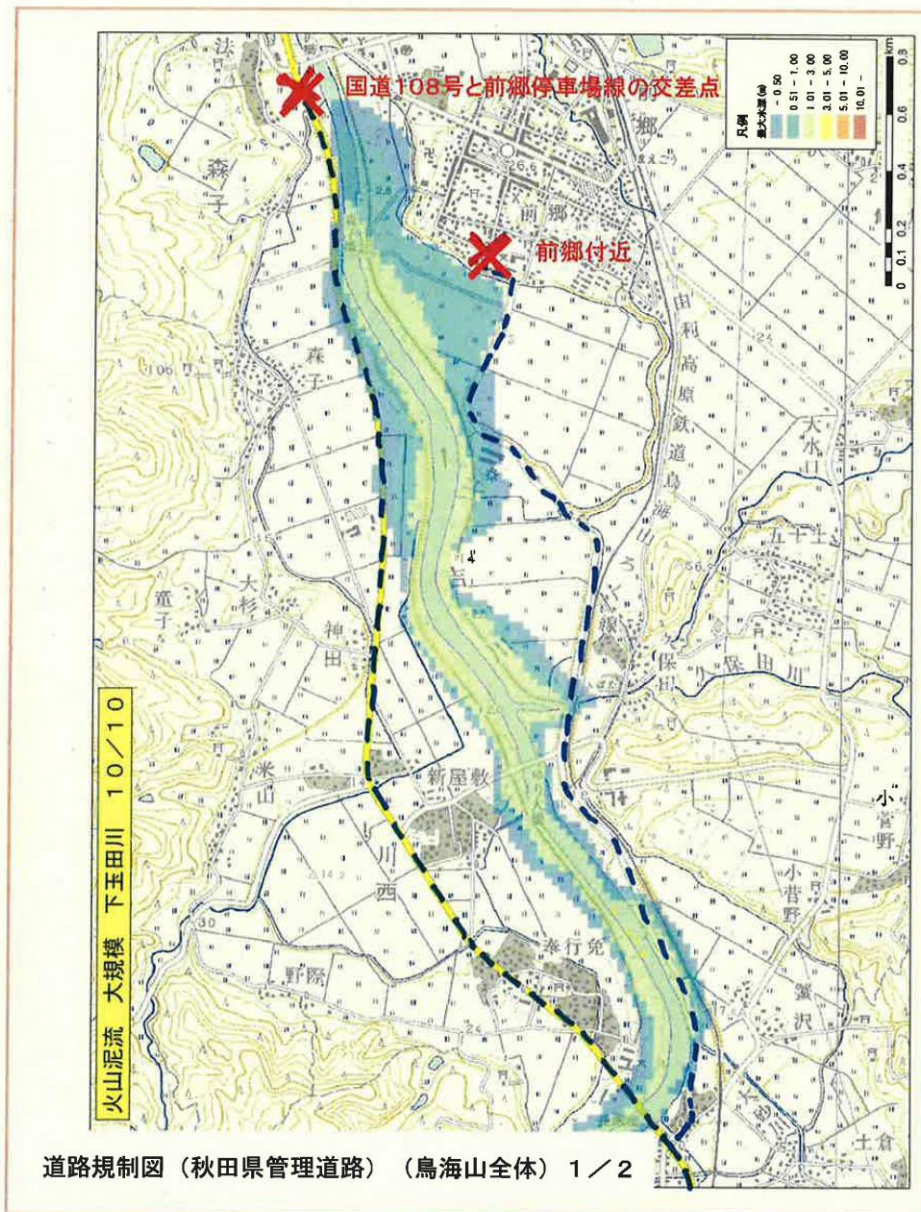
道路規制図（国管理道路）



道路規制図（国管理道路）

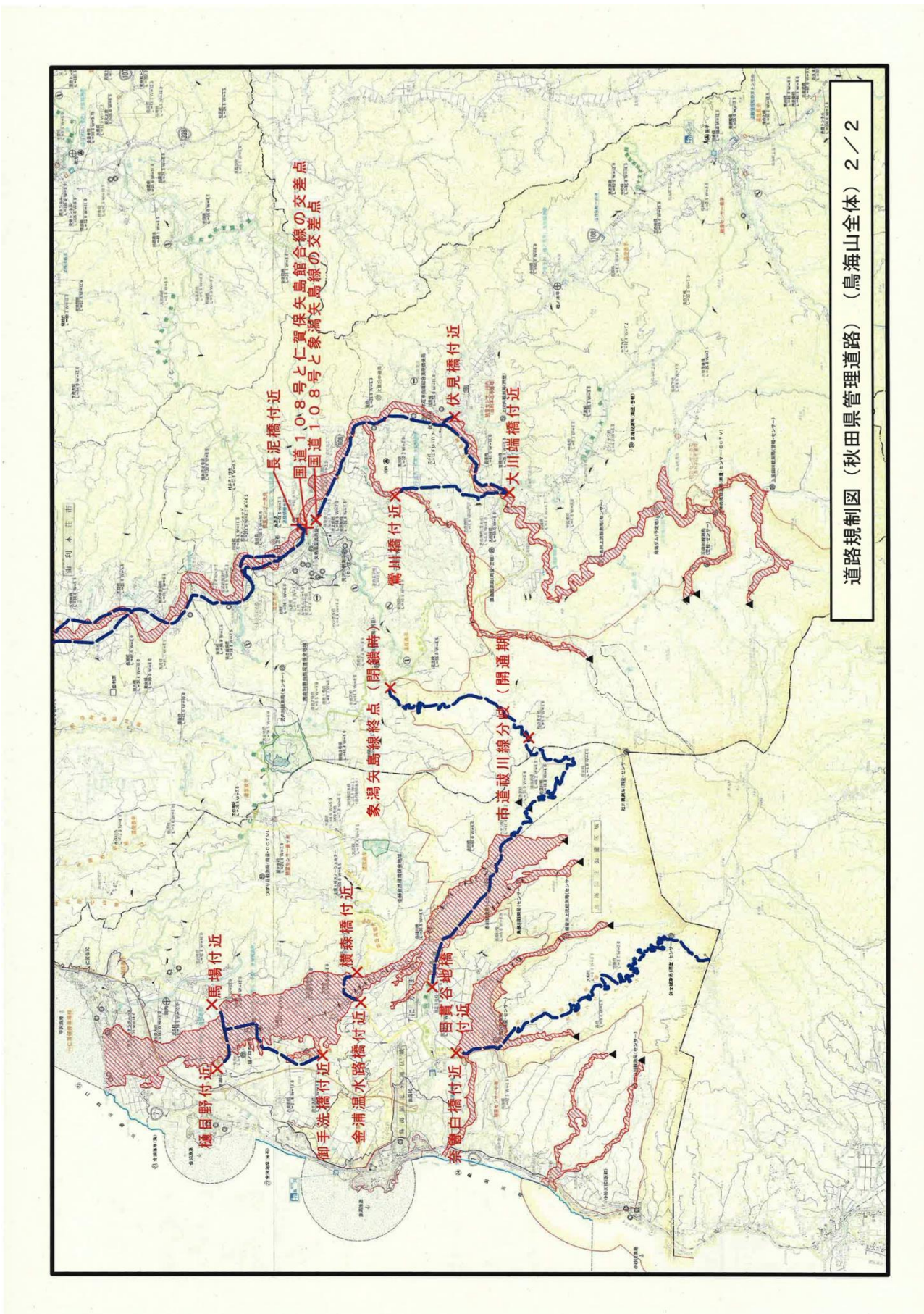


道路規制図（秋田県管理道路）

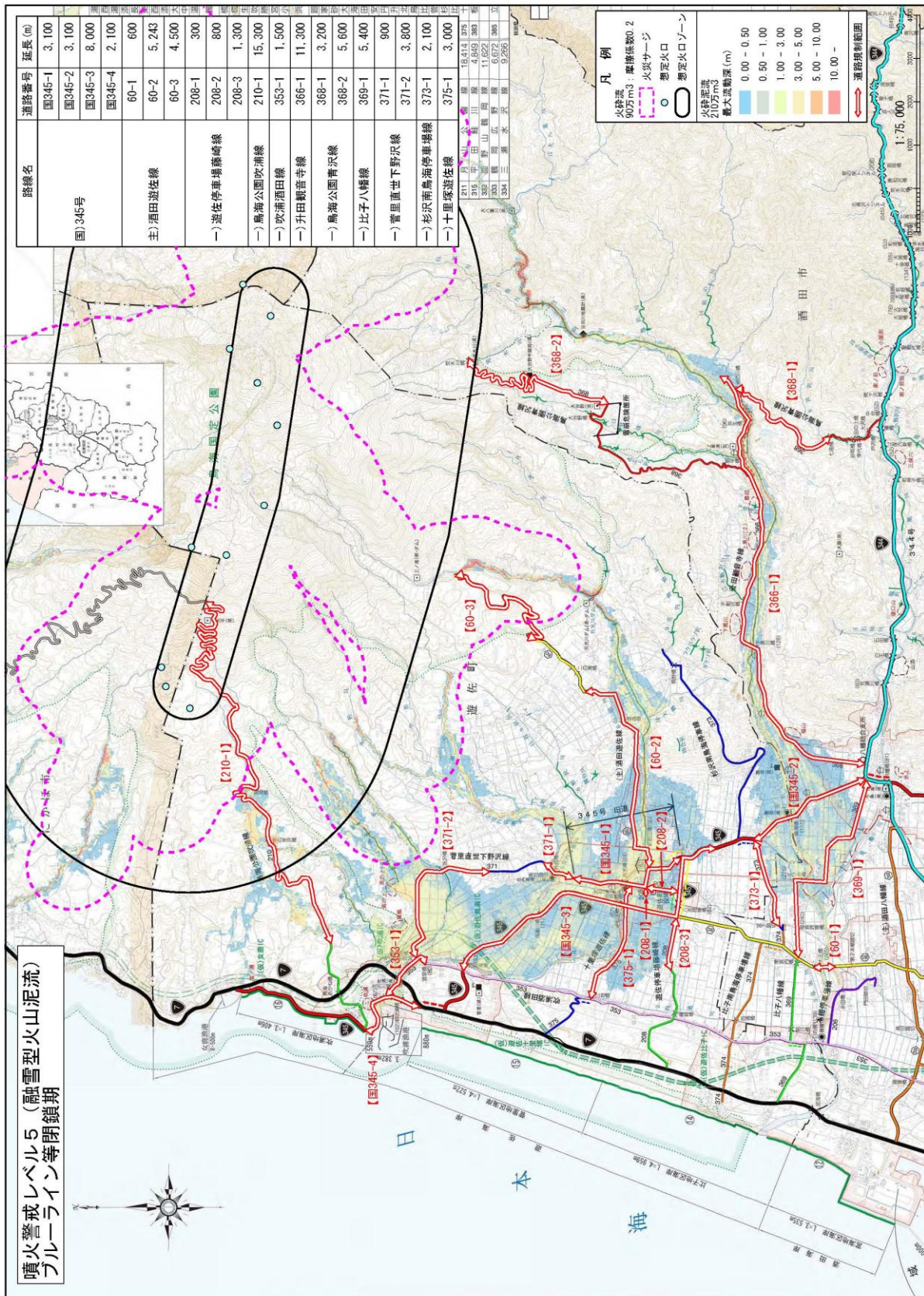


2 / 2へ続く

道路規制図（秋田県管理道路）



道路規制図（山形県管理道路）



道路規制図（由利本荘市管理道路）

通行止め対象路線（鳥海①）



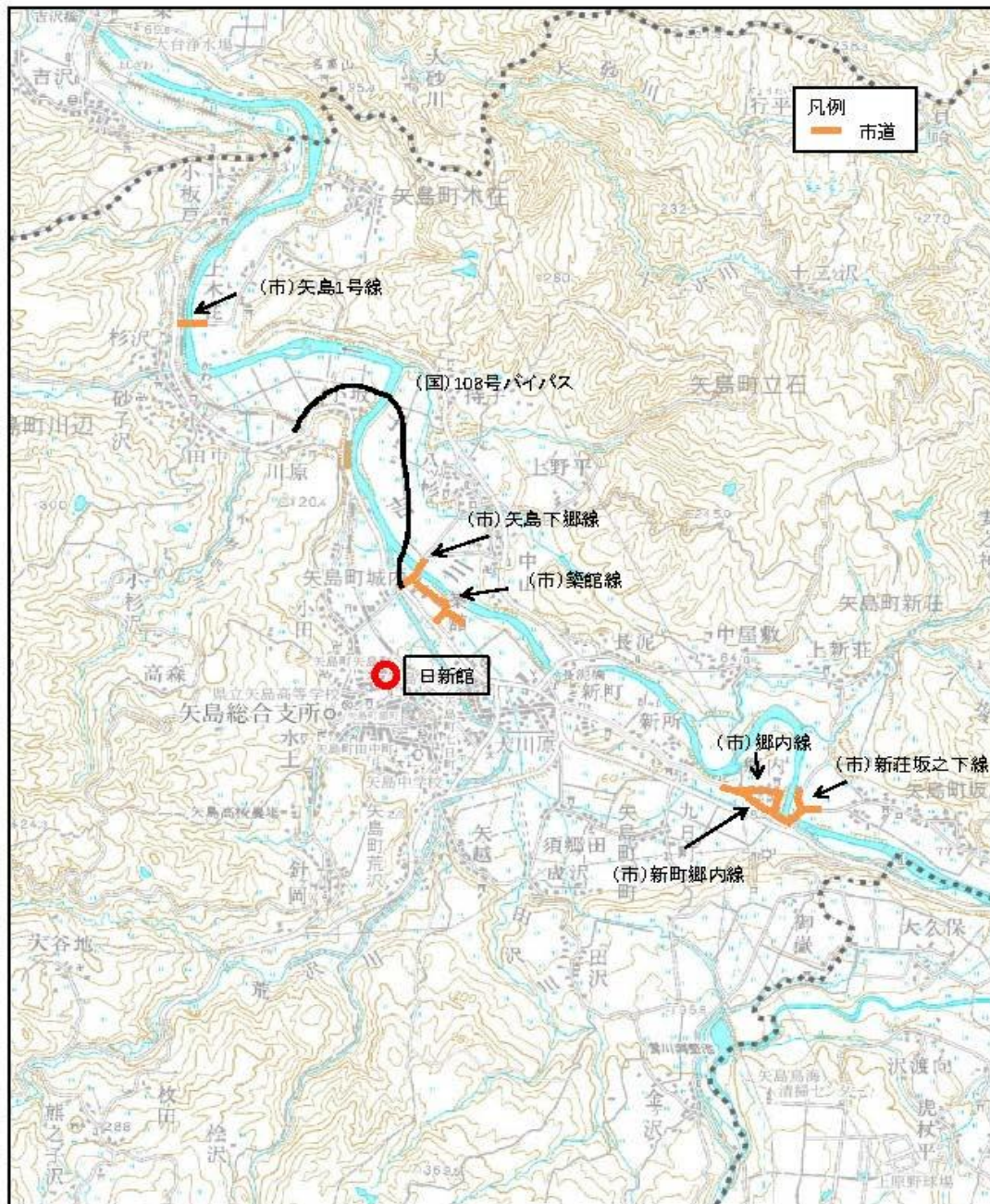
道路規制図（由利本荘市管理道路）

通行止め対象路線（鳥海②）



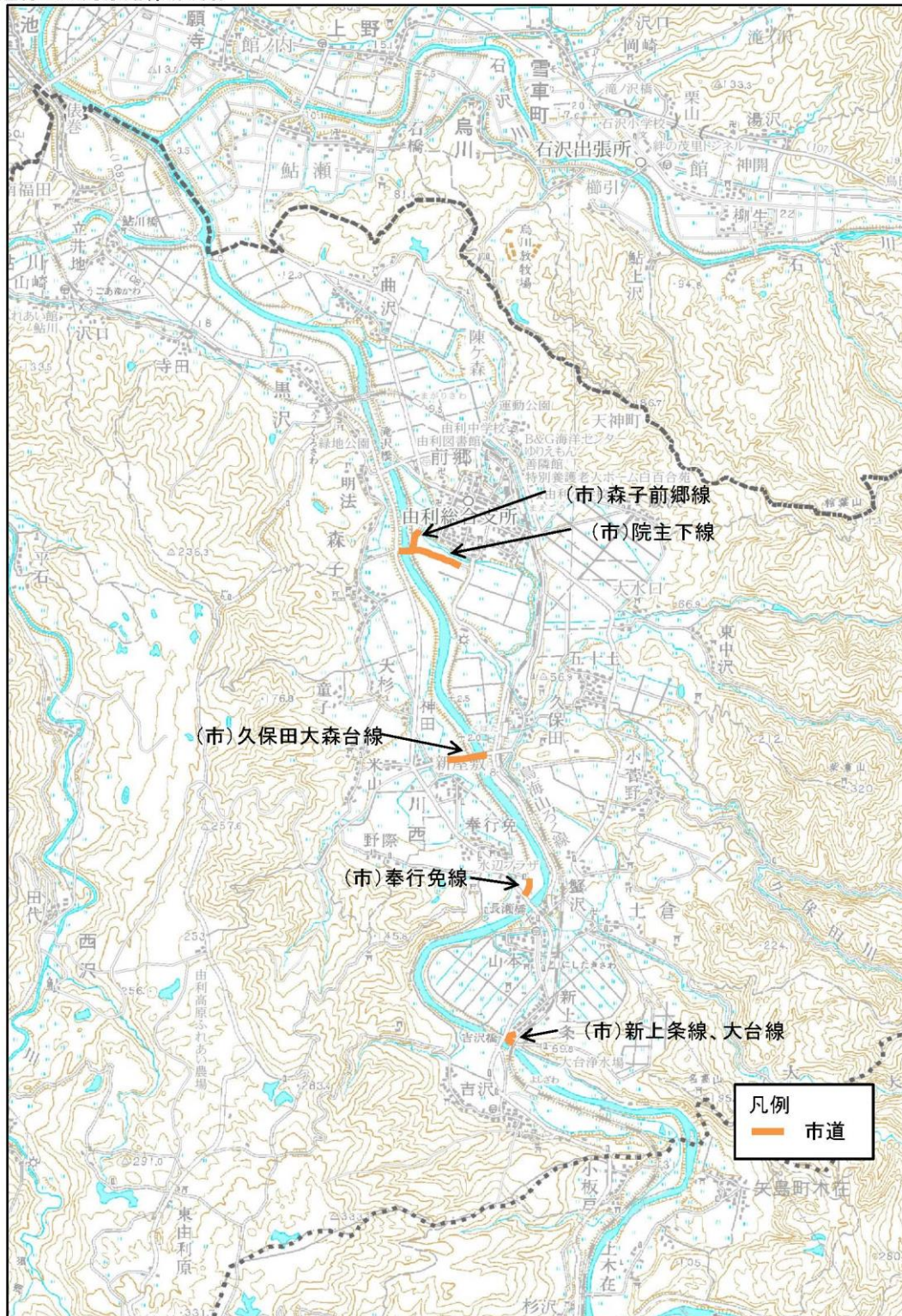
道路規制図（由利本荘市管理道路）

通行止め対象路線(矢島)

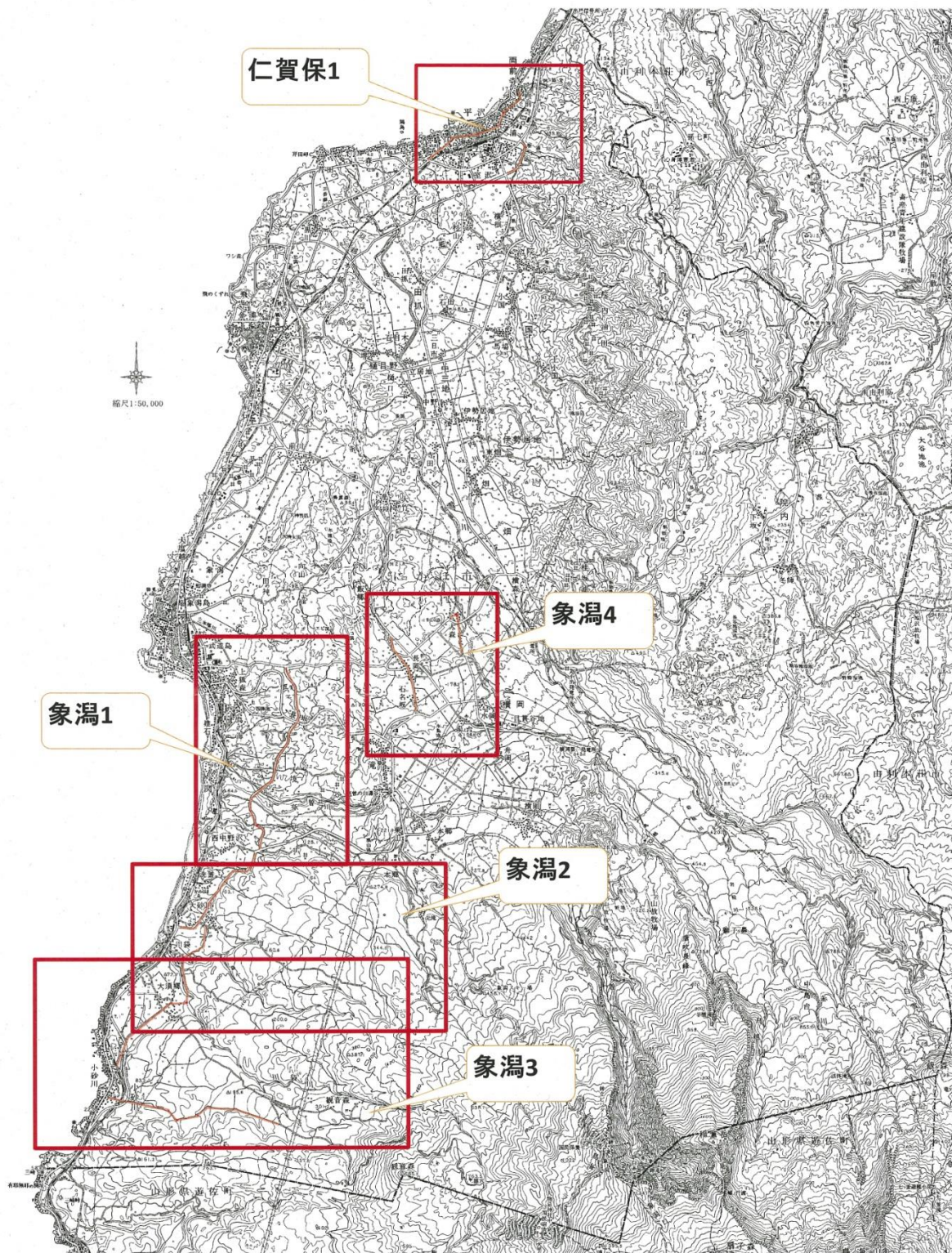


道路規制図（由利本荘市管理道路）

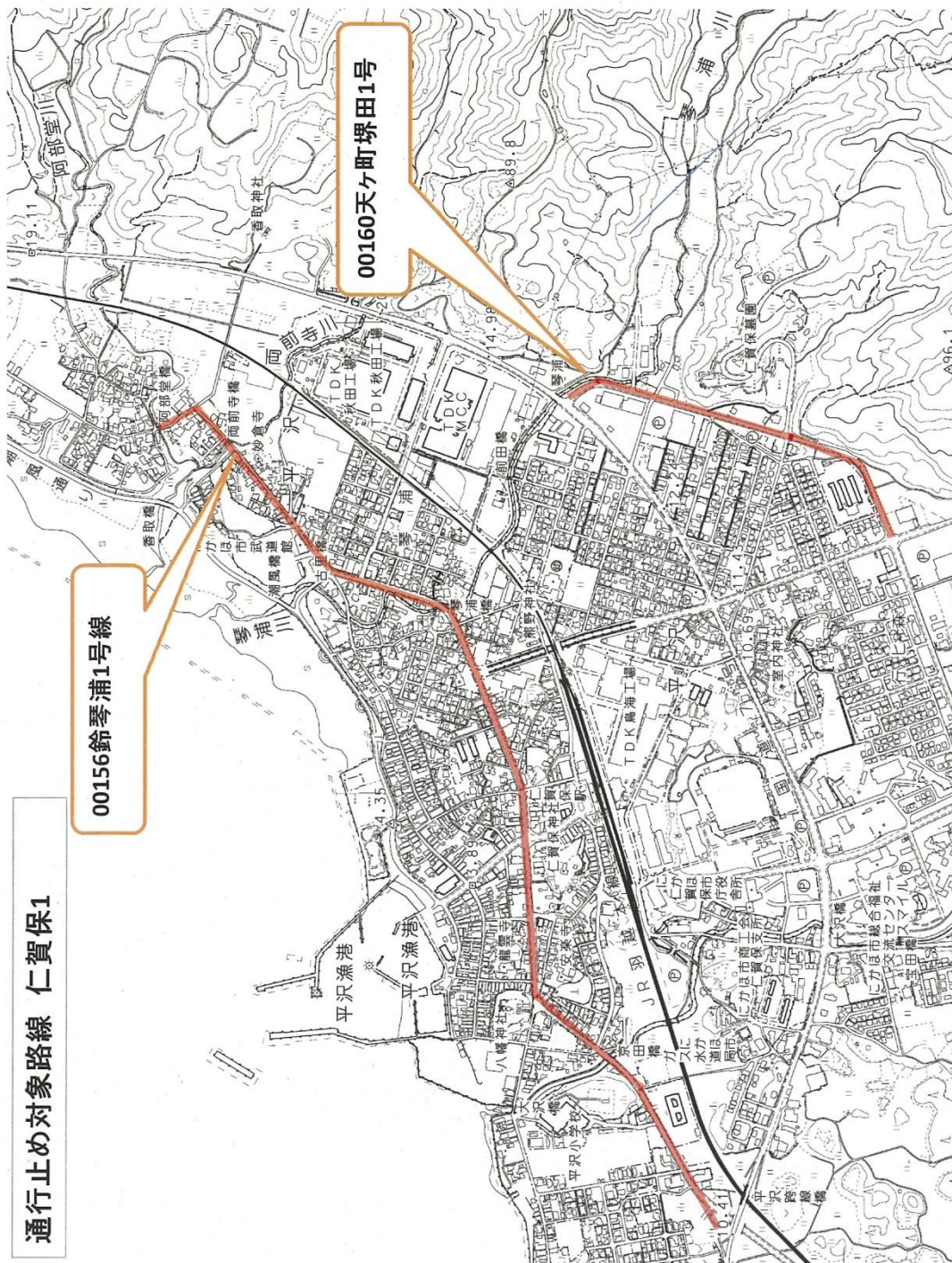
通行止め対象路線（由利）



道路規制図（にかほ市管理道路）



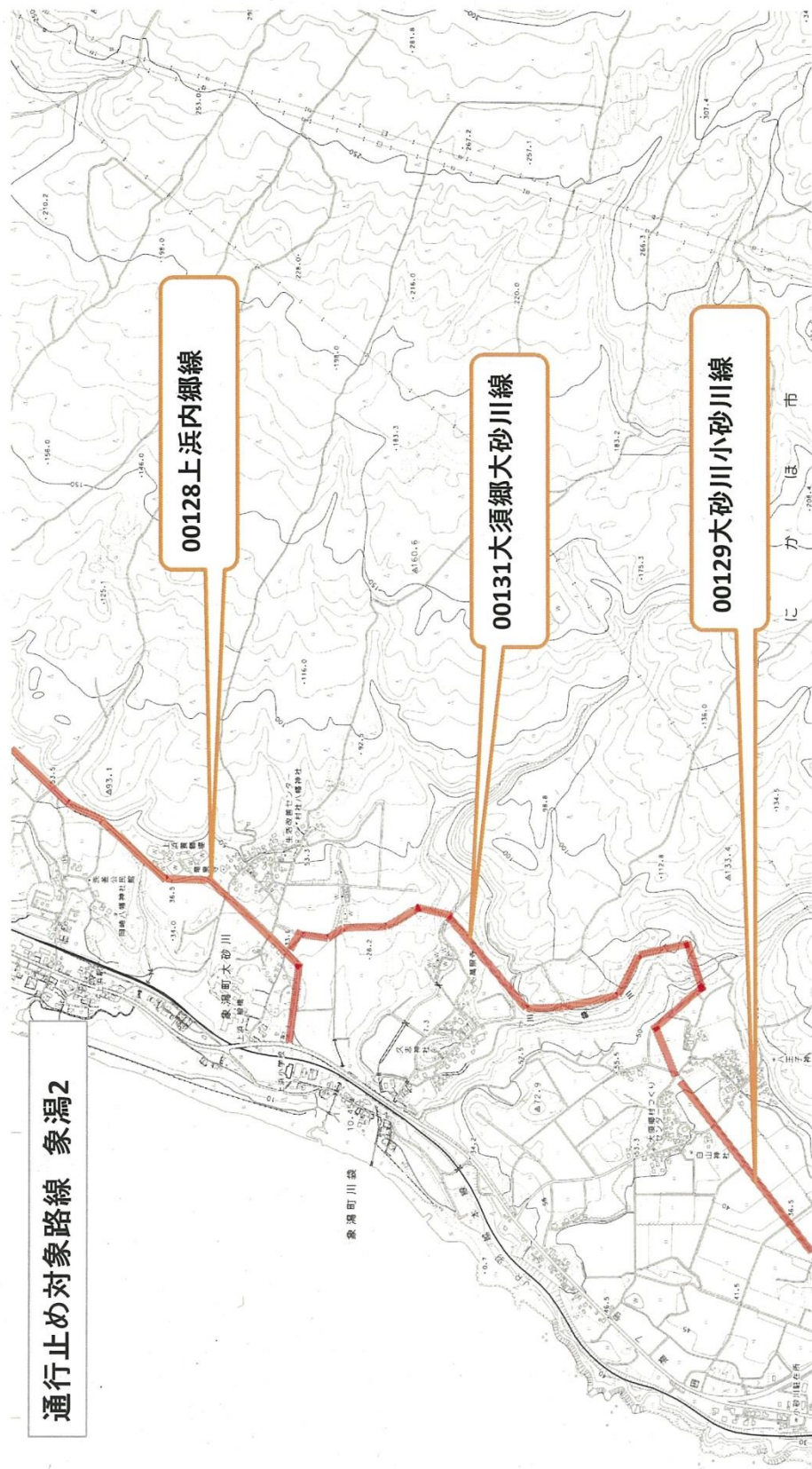
道路規制図（にかほ市管理道路）



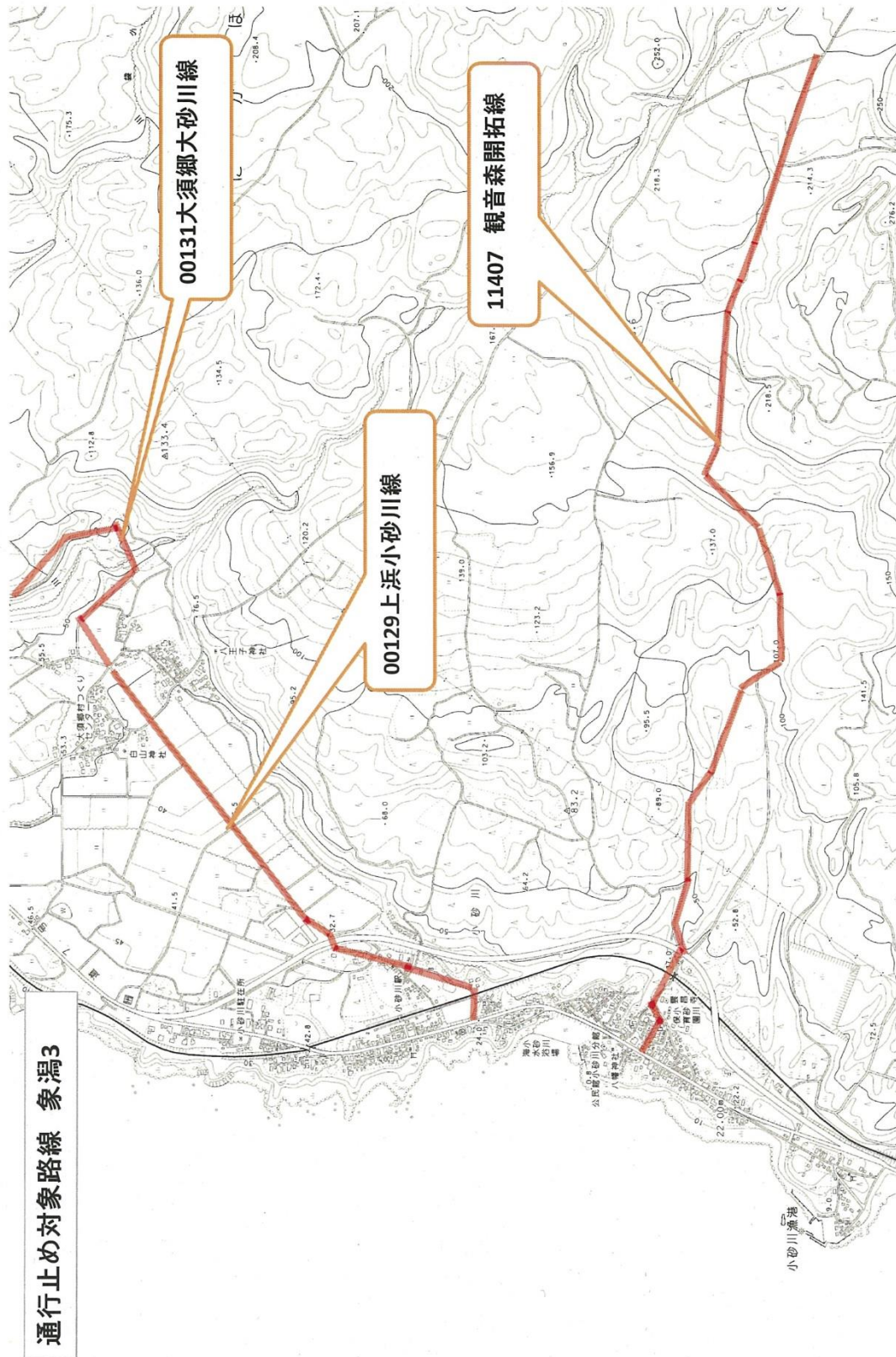
道路規制図（にかほ市管理道路）



道路規制図（にかほ市管理道路）



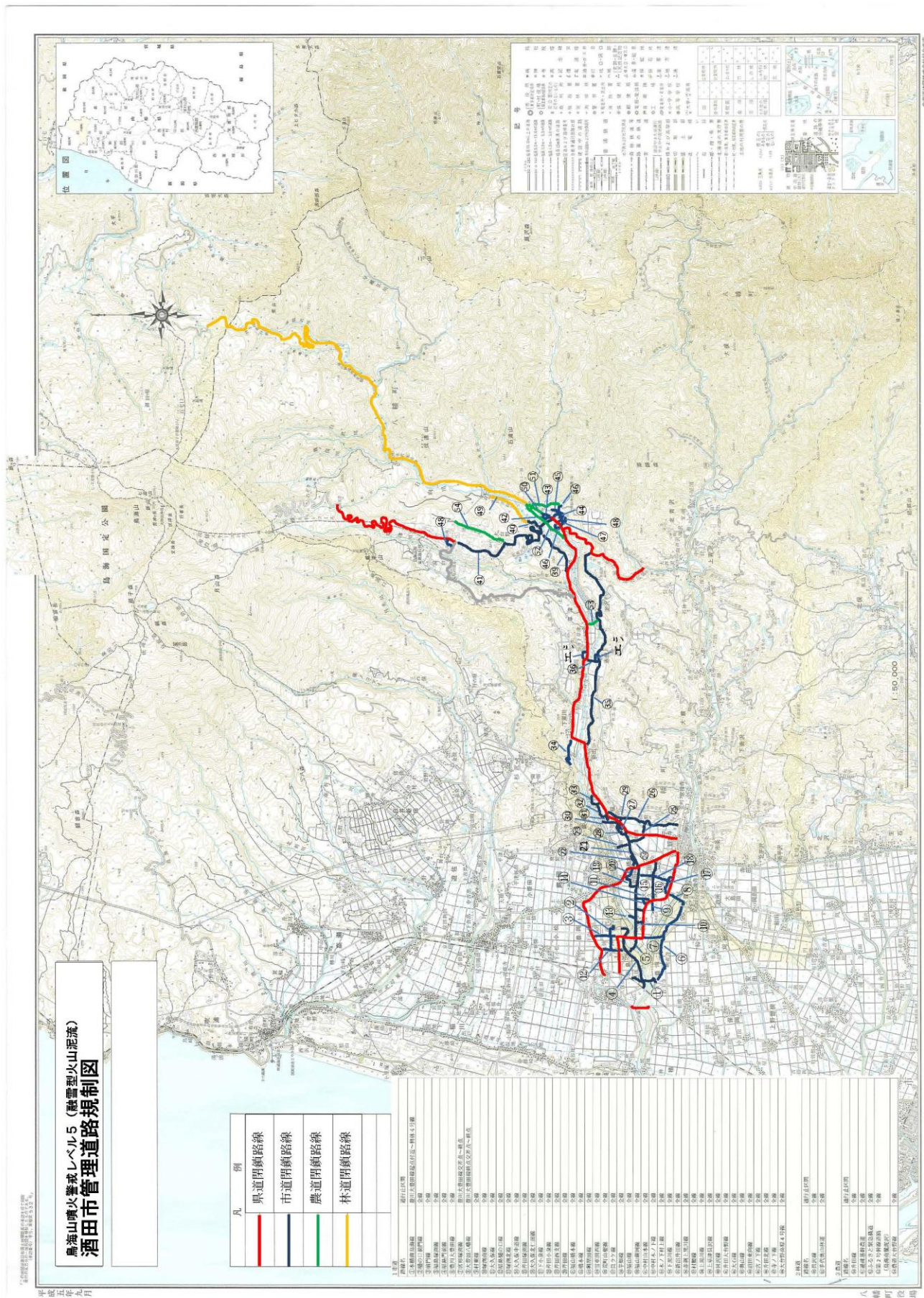
道路規制図（にかほ市管理道路）



道路規制図（にかほ市管理道路）

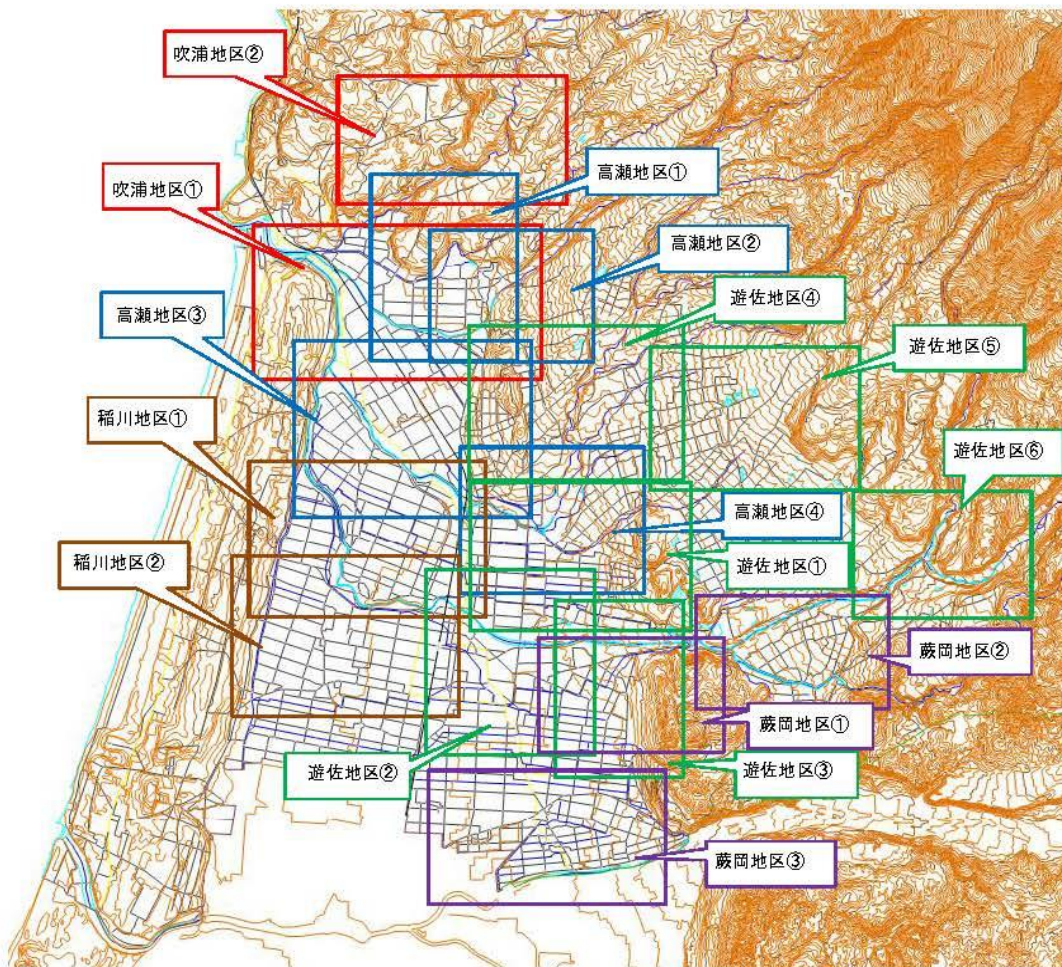


道路規制図（酒田市管理道路）

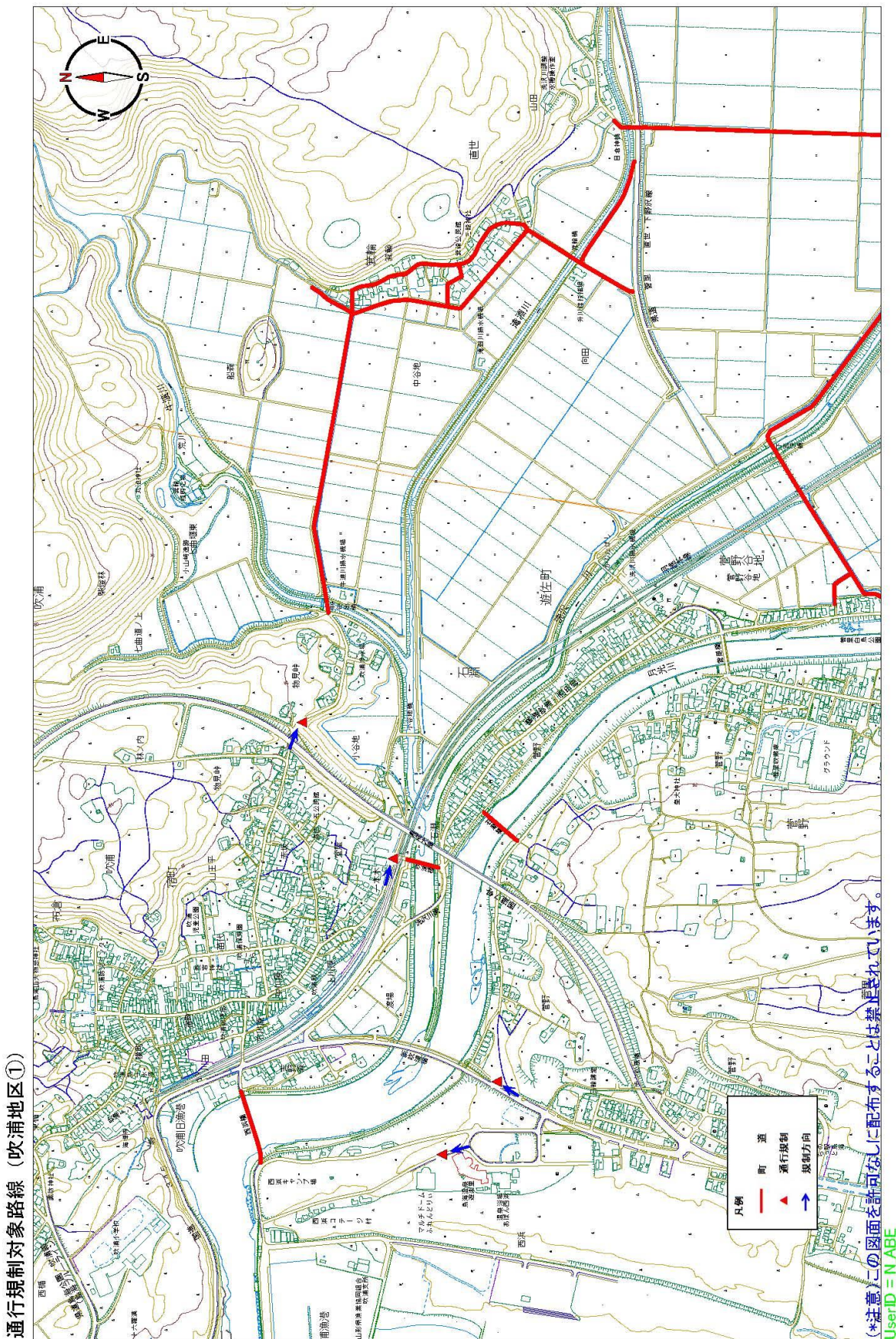


道路規制図（遊佐町管理道路）

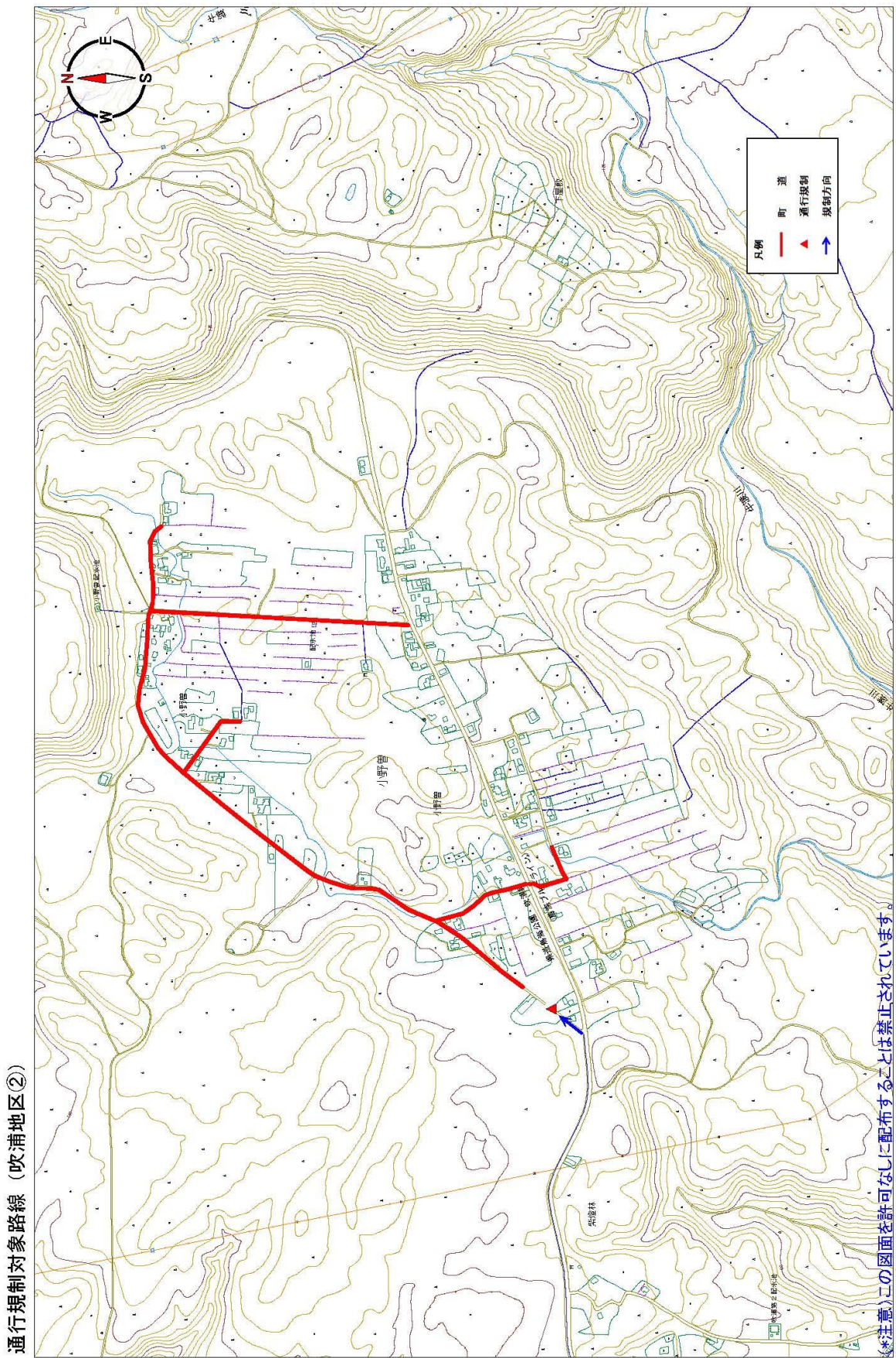
道路規制図(噴火警戒レベル5) 遊佐町管理道路
〔鳥海山全体〕



道路規制図（遊佐町管理道路）

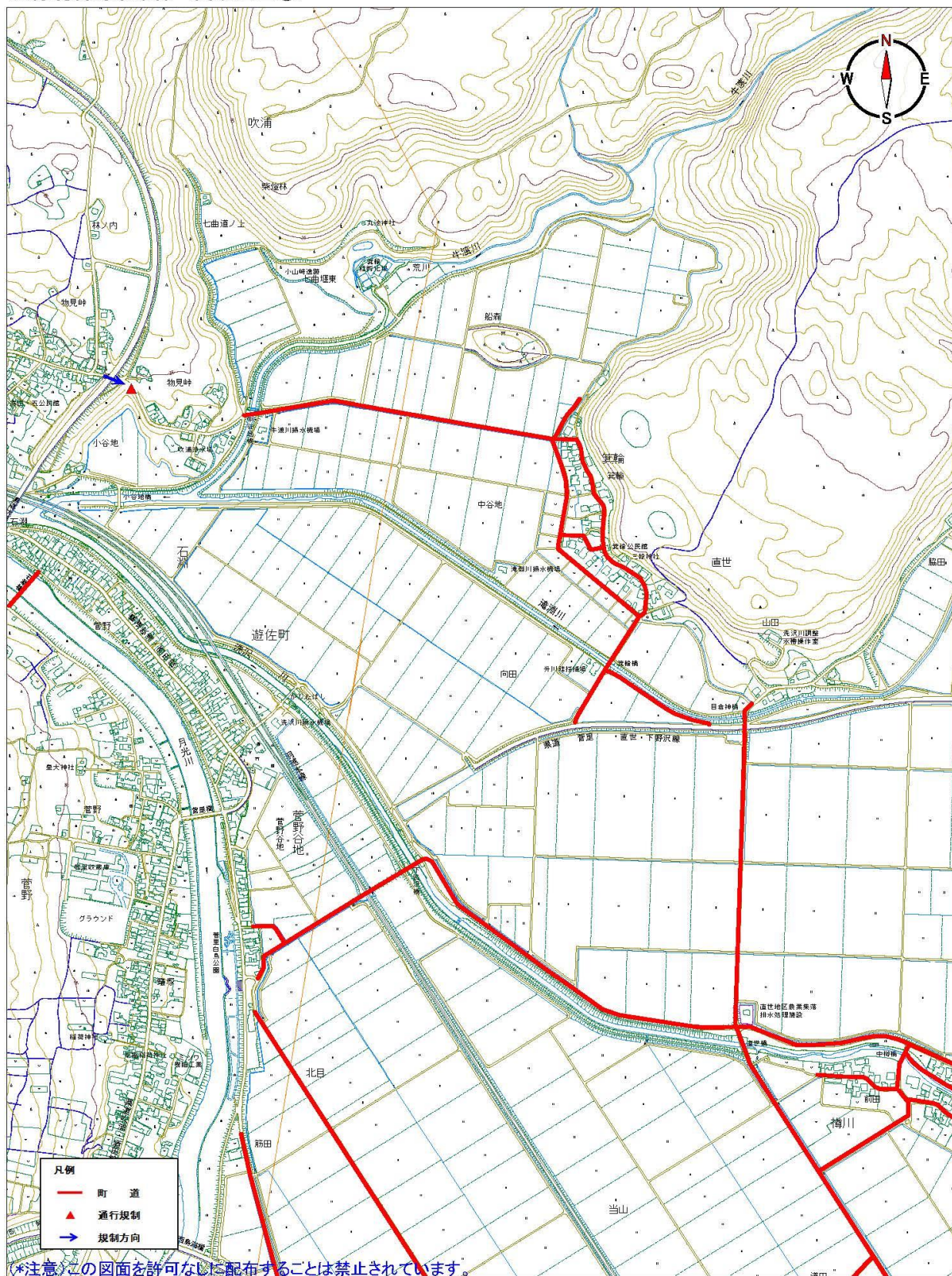


道路規制図（遊佐町管理道路）



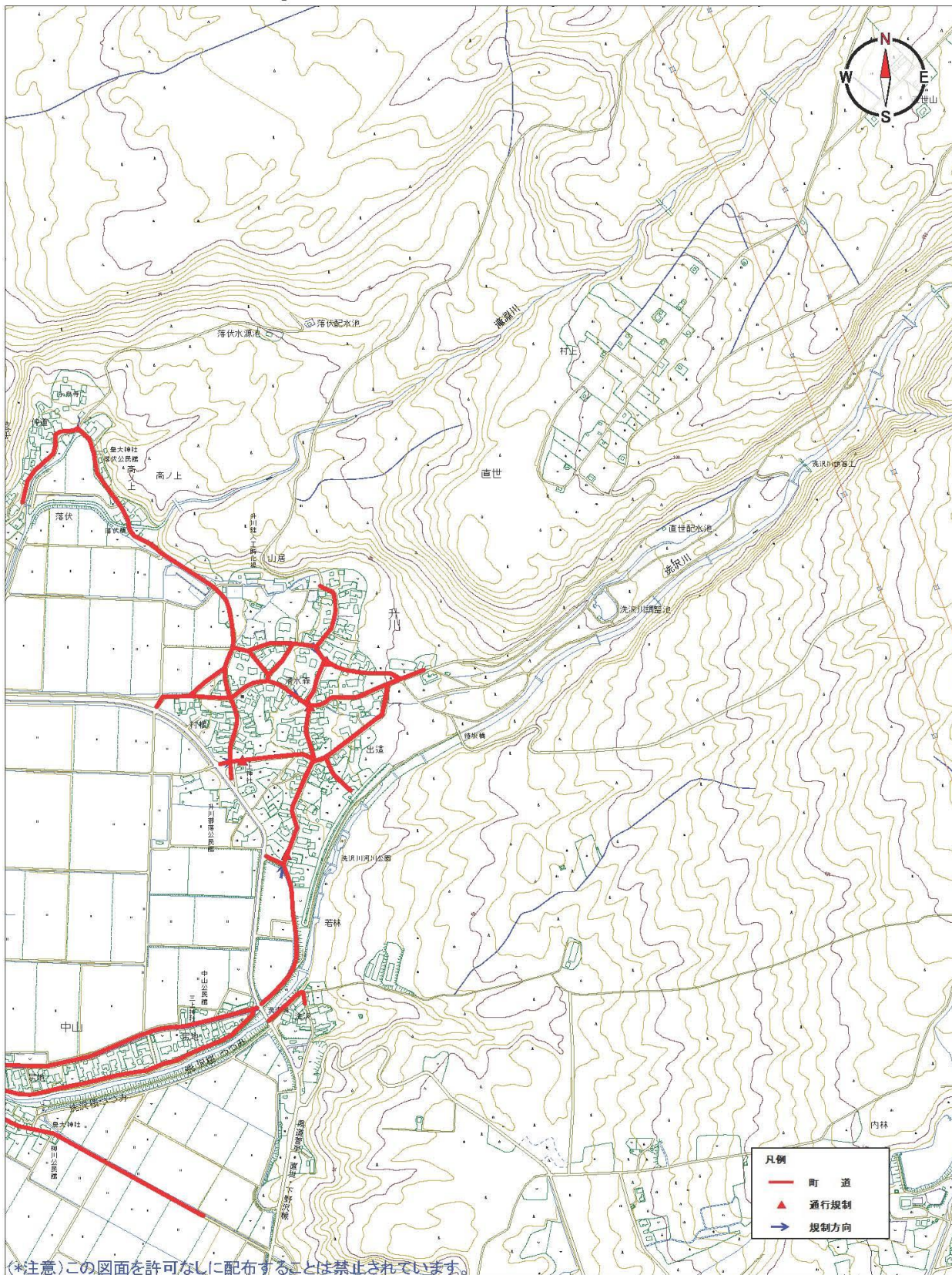
道路規制図（遊佐町管理道路）

通行規制対象路線（高瀬地区①）



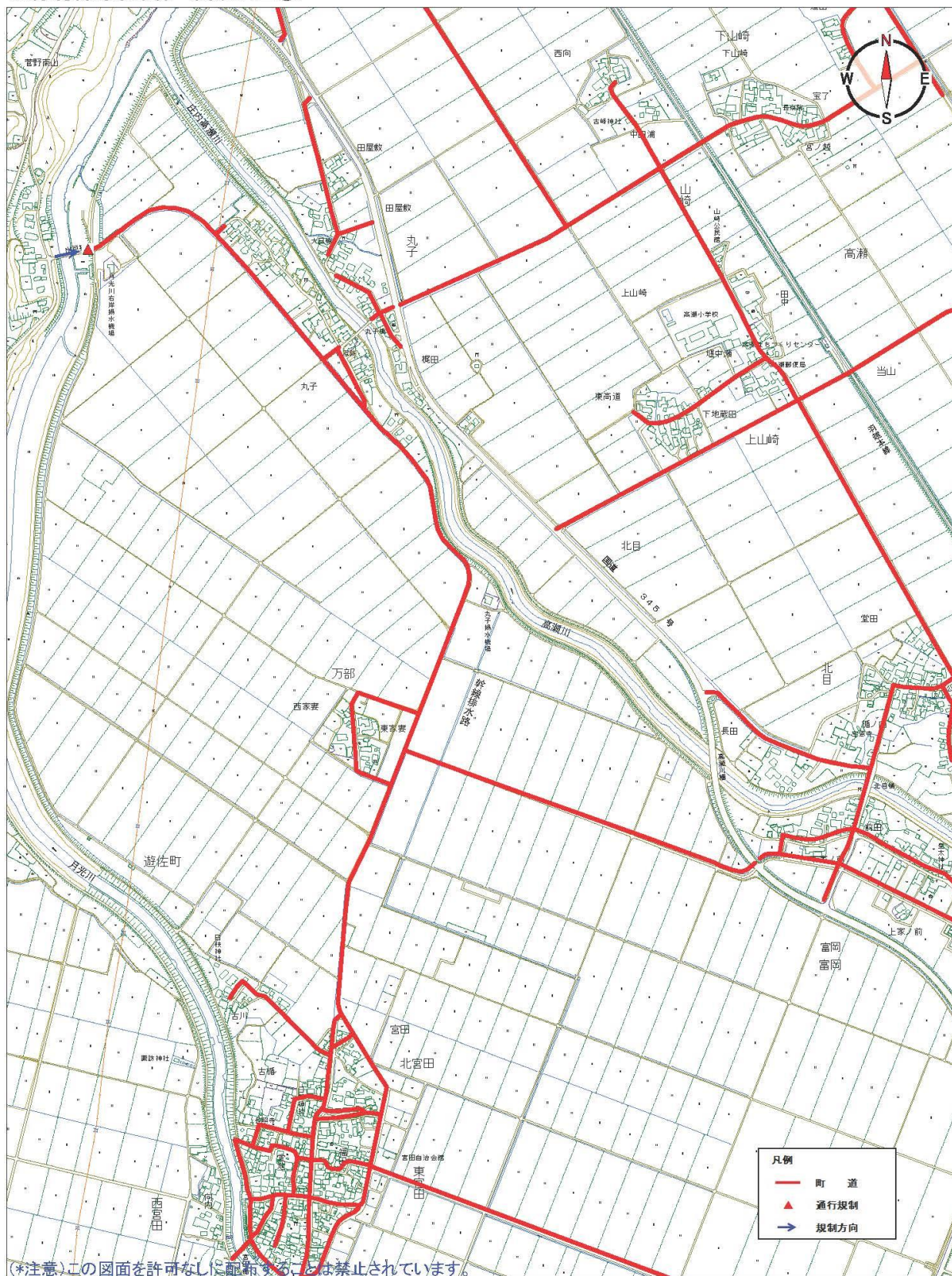
道路規制図（遊佐町管理道路）

通行規制対象路線（高瀬地区②）



道路規制図（遊佐町管理道路）

通行規制対象路線（高瀬地区③）

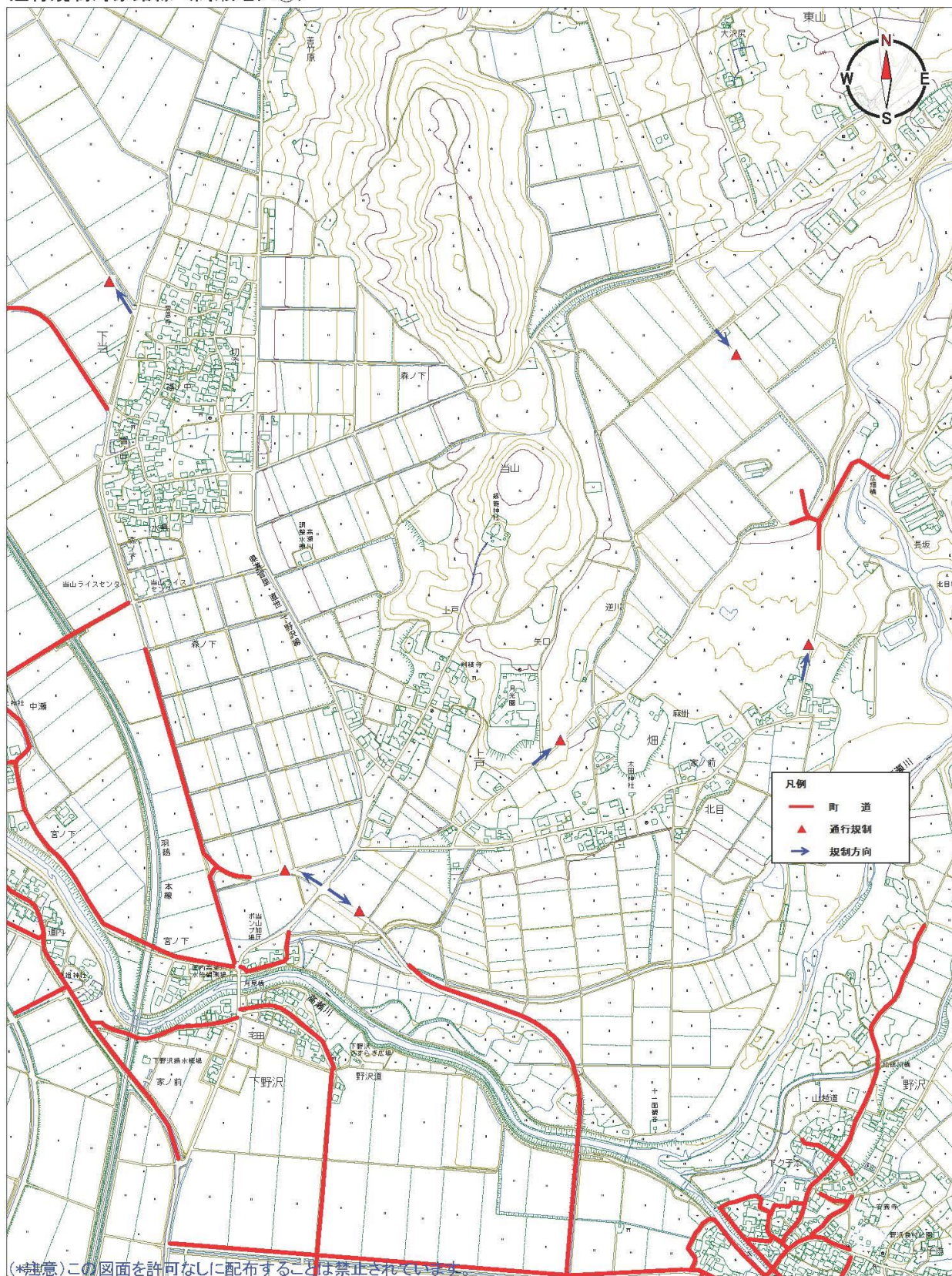


(*注意)この図面を許可なしに転載することは禁止されています。

UserID = N_ABE

道路規制図（遊佐町管理道路）

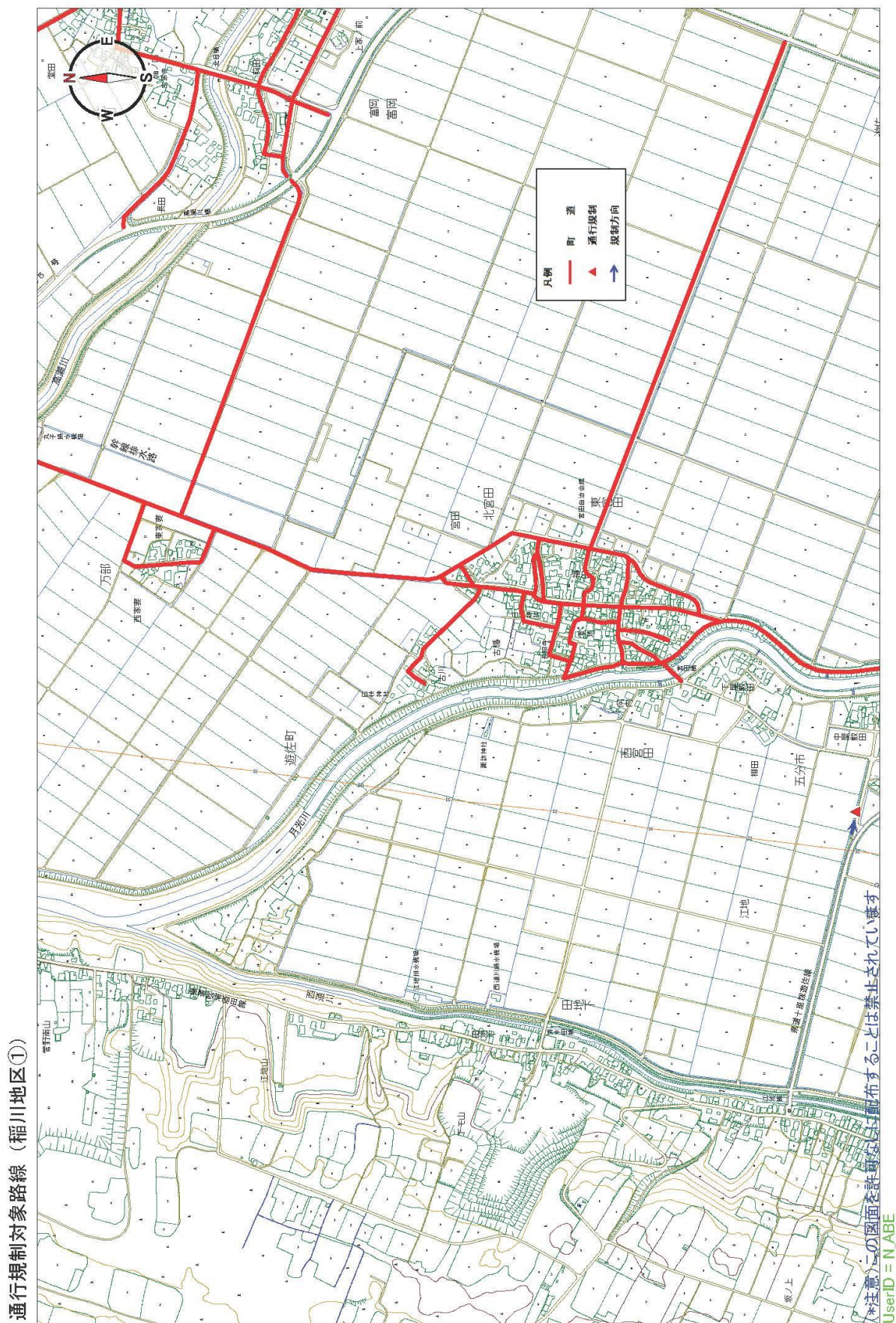
通行規制対象路線（高瀬地区④）



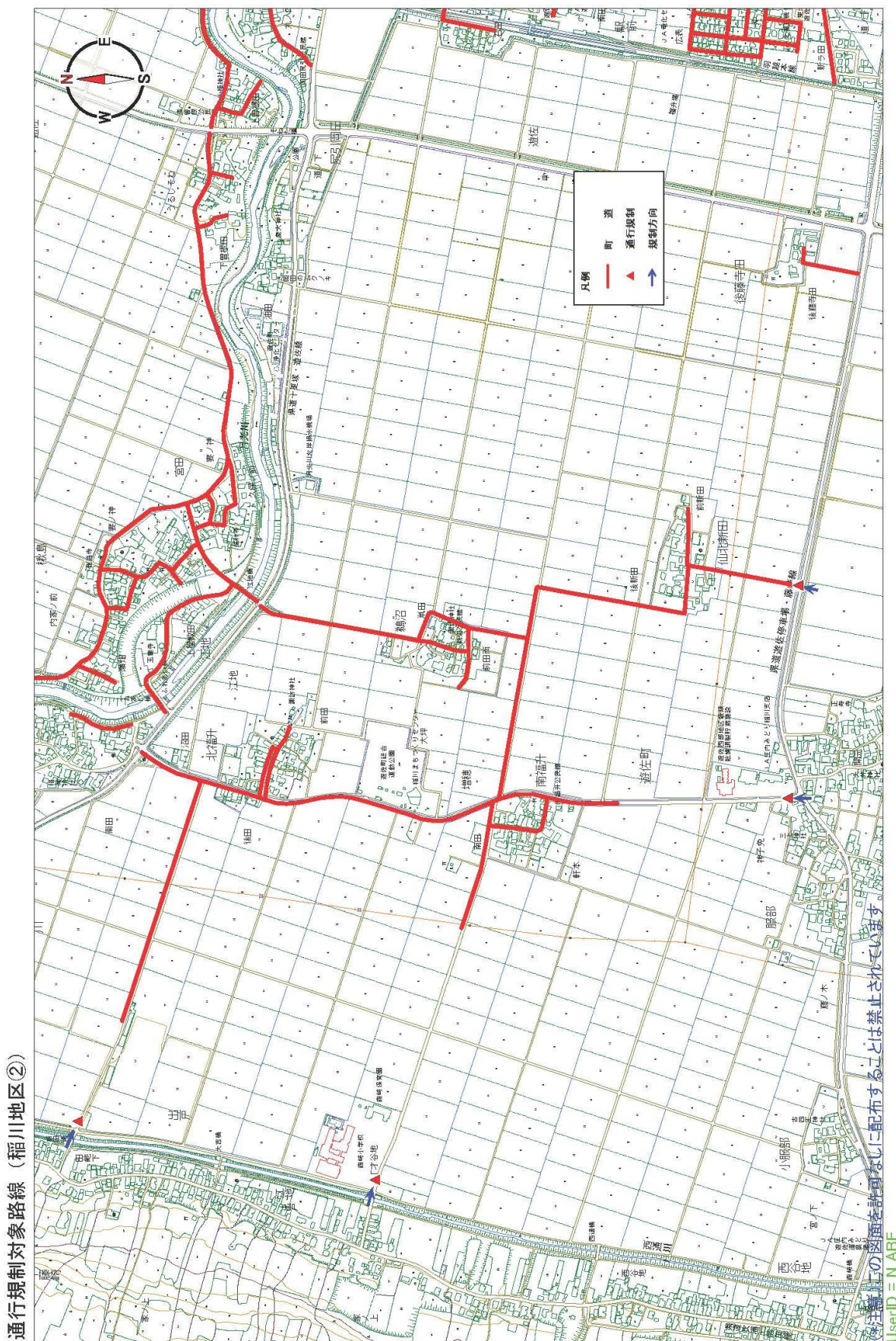
（*注意）この図面を許可なしに配布することは禁止されています。

UserID = N_ABE

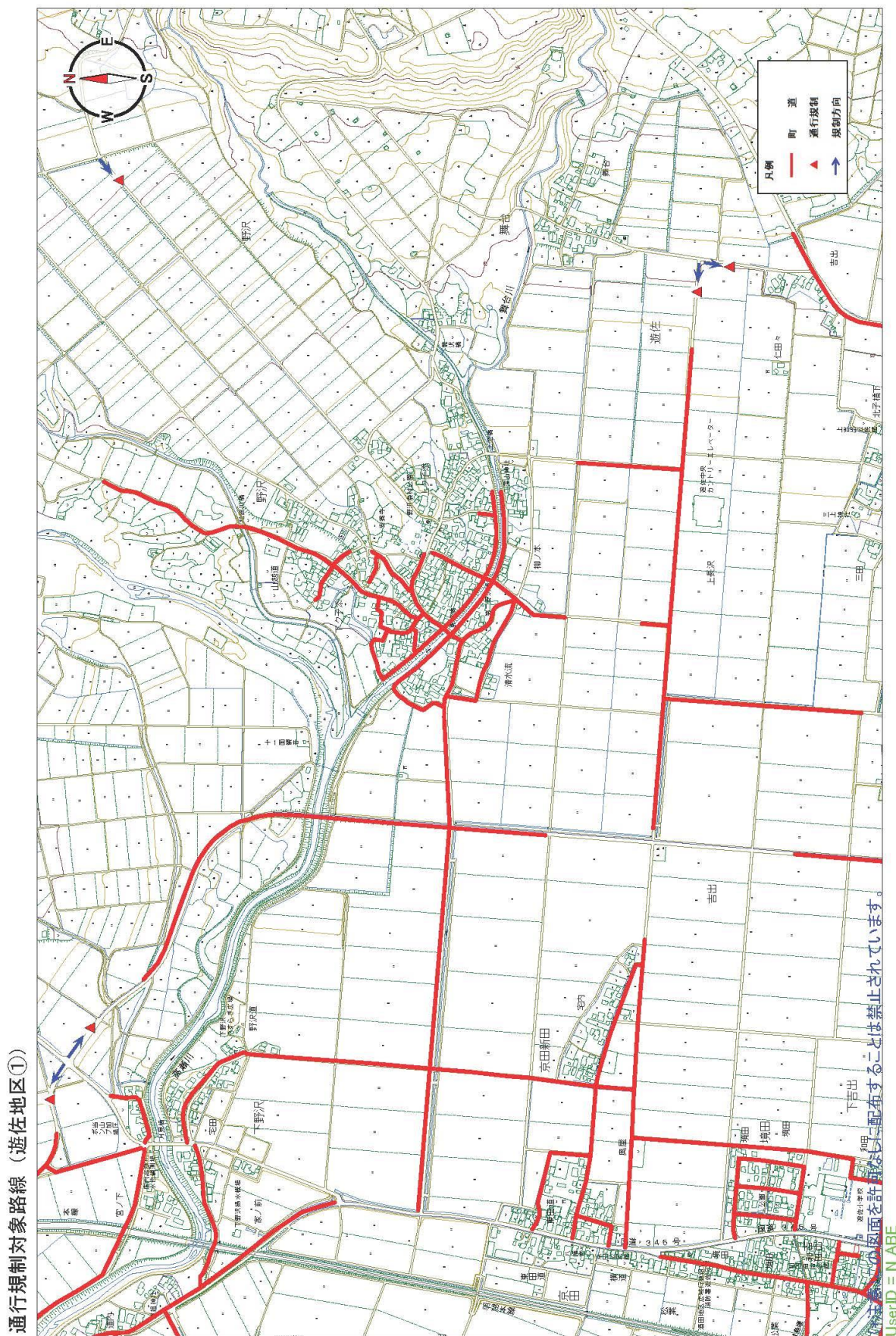
道路規制図（遊佐町管理道路）



道路規制図（遊佐町管理道路）

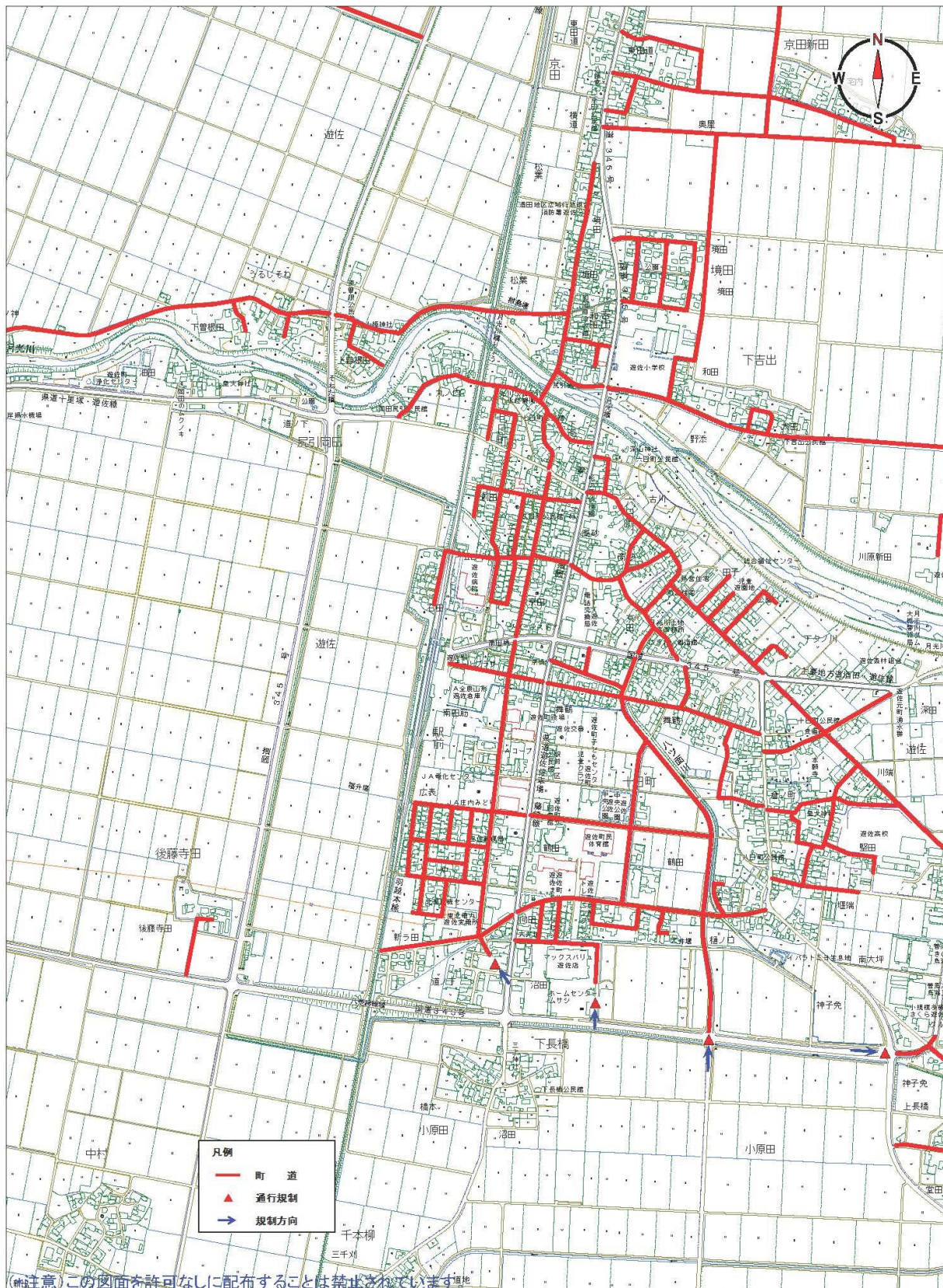


道路規制図（遊佐町管理道路）



道路規制図（遊佐町管理道路）

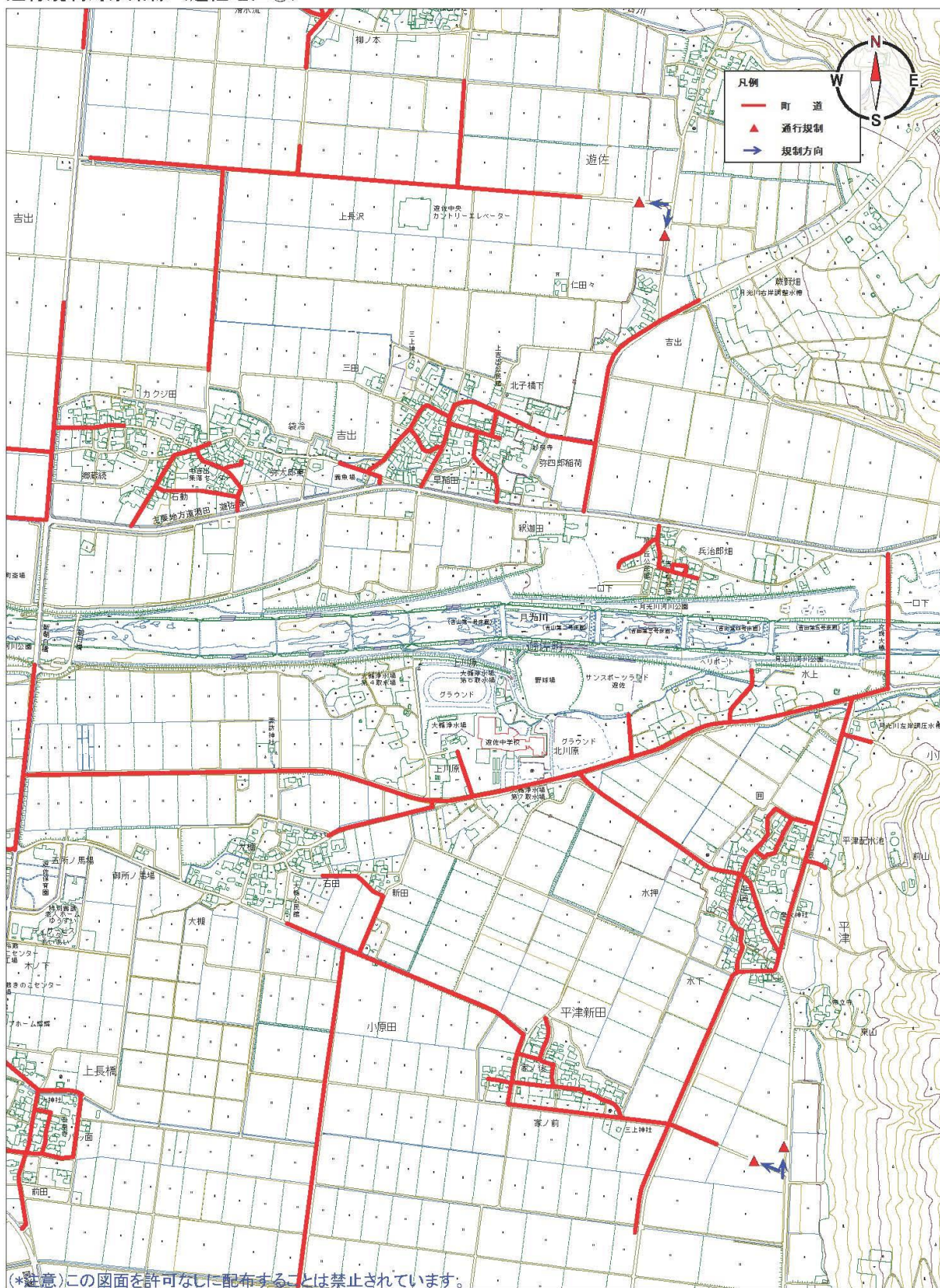
通行規制対象路線（遊佐地区②）



UserID = N.ABE

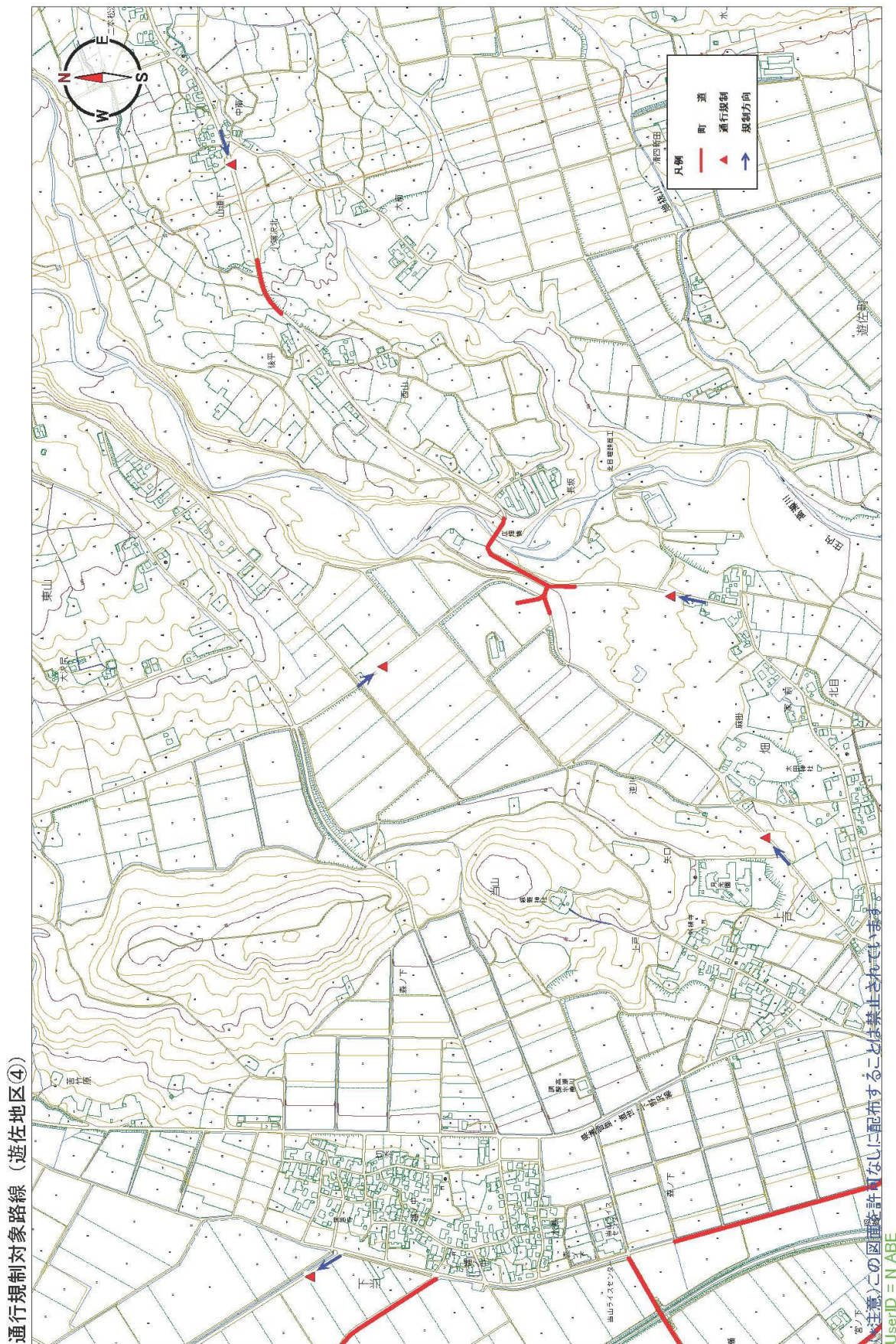
道路規制図（遊佐町管理道路）

通行規制対象路線（遊佐地区③）

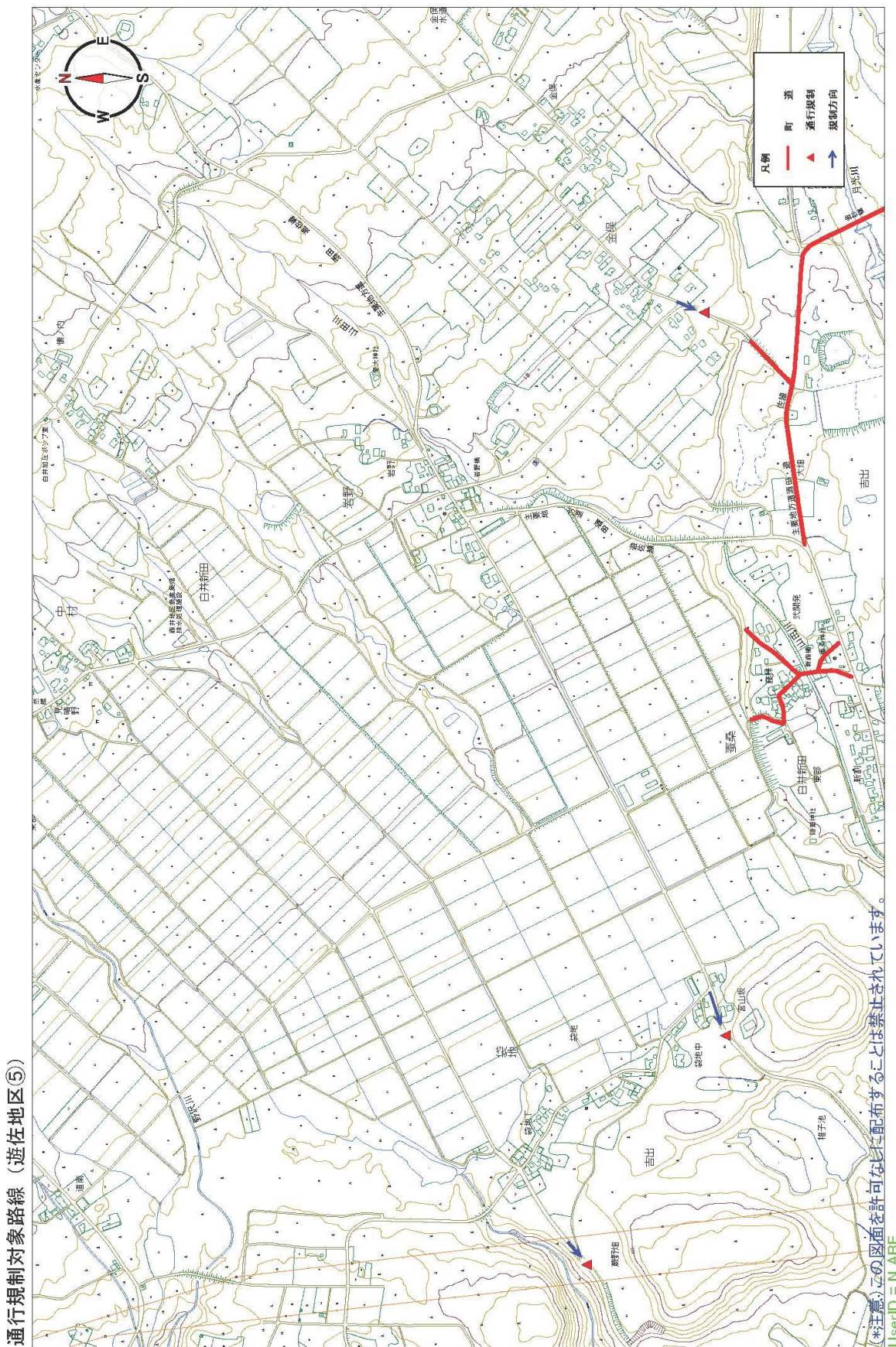


UserID = N.ABE

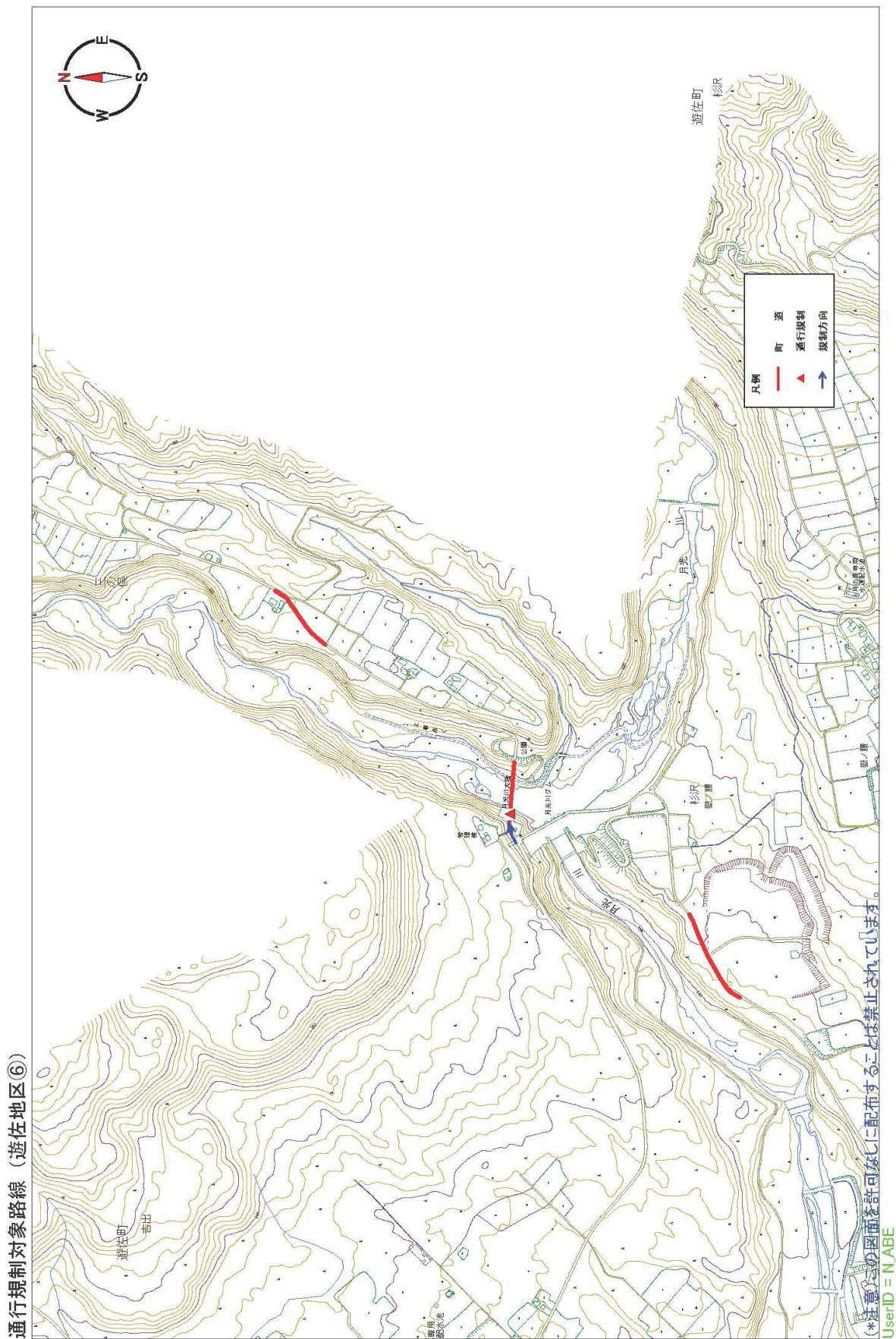
道路規制図（遊佐町管理道路）



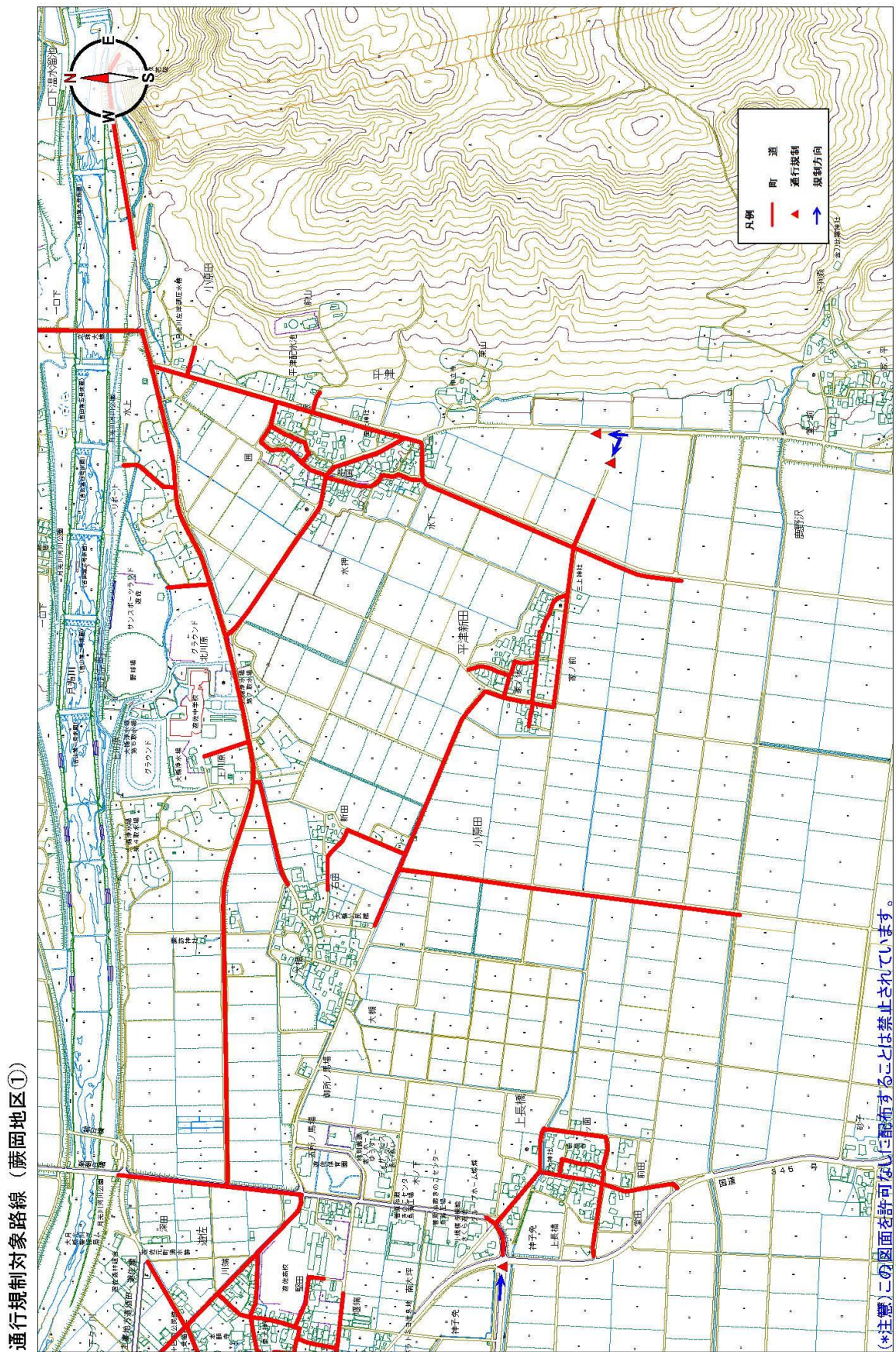
道路規制図（遊佐町管理道路）



道路規制図（遊佐町管理道路）

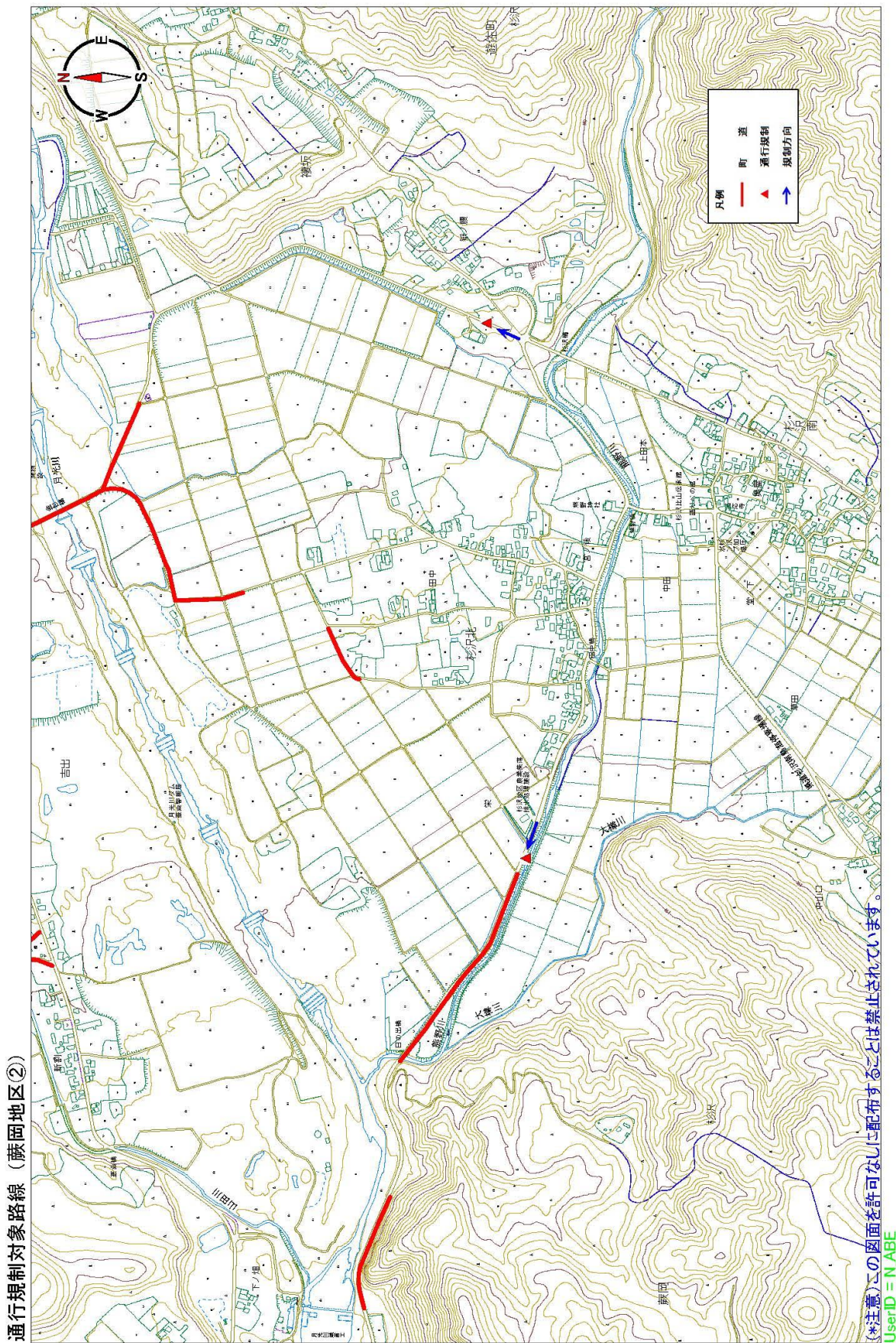


道路規制図（遊佐町管理道路）

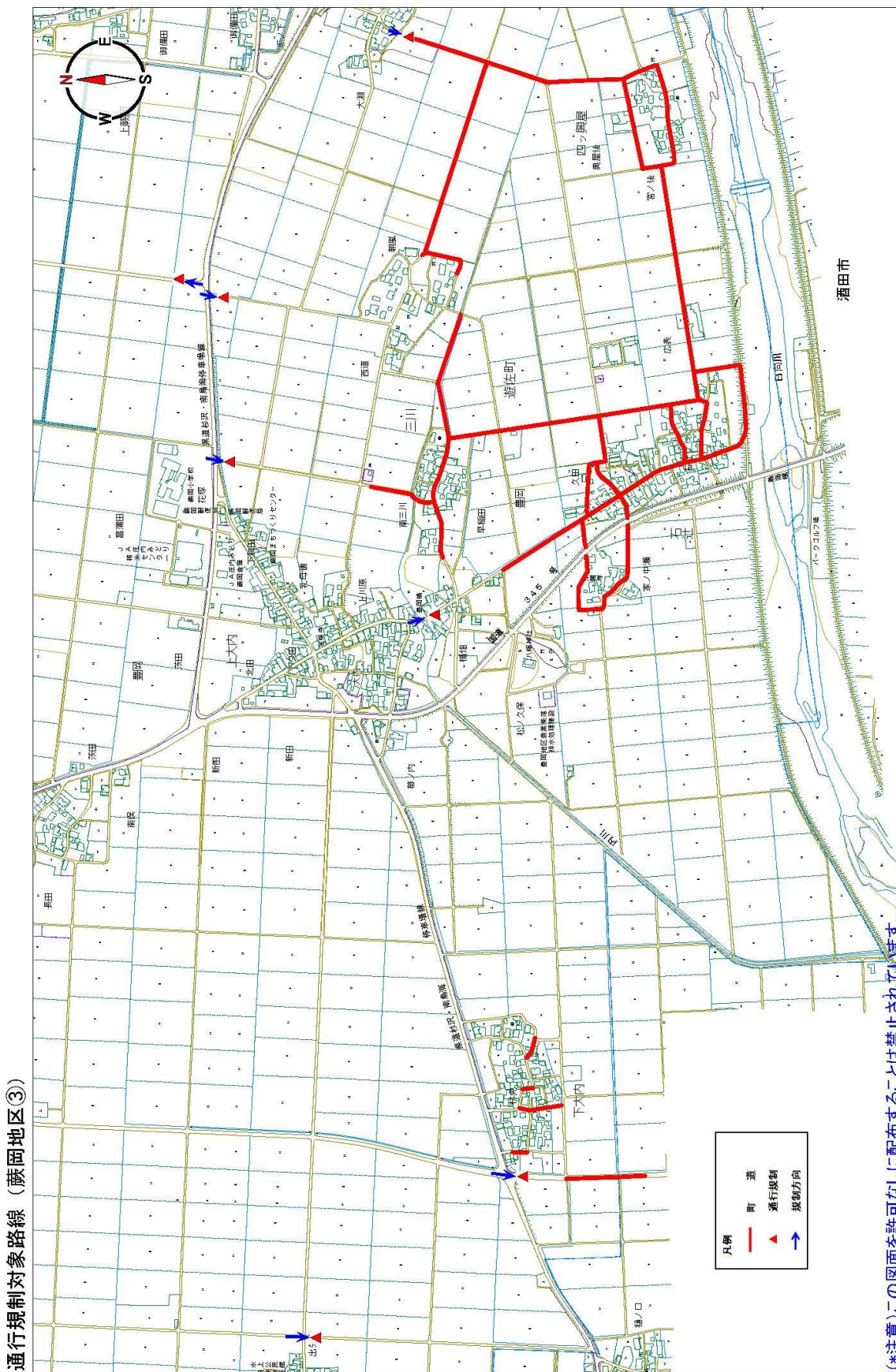


通行規制対象路線（蔵岡地区①）

道路規制図（遊佐町管理道路）



道路規制図（遊佐町管理道路）



第 3 章

防災対策

(想定火口：新山周辺)

第1節 防災対策の実施等

1 防災対策の実施

防災対策（想定火口：新山周辺）は、鳥海山の東部に位置する東鳥海馬蹄形カルデラ上部を中心とした想定火口（新山周辺）を対象とした被害想定図（ハザードマップ）に対応した防災対策をまとめたものである。

当該想定火口（新山周辺）は、鳥海山の過去の噴火記録等の研究などから、今後の噴火の発生日点（火口）となる可能性が高いと考えられている。

防災対策（想定火口：新山周辺）で想定する火山現象は、鳥海山噴火警戒レベルに合せ、大きな噴石、火砕流・火砕サージ（大規模）、火口噴出型泥流、融雪型火山泥流（大規模）とし、警戒範囲は後述する噴火警戒レベル警戒範囲の範囲とする。

防災対策（想定火口：新山周辺）は、鳥海山噴火警戒レベルのレベルごとに設定している。さらに、噴火警戒レベル4及びレベル5においては、居住地域まで影響を及ぼす火山現象ごとに分けて対策を設定している。

仙台管区気象台から鳥海山に噴火警報「噴火警戒レベル」が発表された場合（想定火口（新山周辺）を対象とした噴火警報「噴火警戒レベル」に限る。）、防災関係機関は防災対策（想定火口：新山周辺）に定められた該当する噴火警戒レベルに応じた防災対策を速やかに実施するものとする。

噴火警戒レベル4及びレベル5が発表された場合の防災対策の実施について、防災対策は想定される火山現象ごとに設定されているが、噴火直後の噴火警報「噴火警戒レベル」発表など、具体的な火山現象の判断が難しい場合は、同レベルにおける全火山現象の最大範囲を対象として防災対策を実施するものとする。また、同レベルにおいて複数の火山現象が同時に発生する可能性がある場合は、これらの火山現象の最大範囲を対象として防災対策を実施するものとする。

各防災関係機関は、平常時から各自が担当する防災対策を確認するとともに、鳥海山に噴火警報「噴火警戒レベル」が発表された場合、速やかに防災対策を実施できるよう準備するものとする。

2 噴火警戒レベル警戒範囲

次項のとおり

鳥海山 噴火警戒レベル毎の警戒が必要な範囲
 想定火口：新山周辺

種別	名称	対象範囲	レベル(キーワード)	警戒が必要な範囲
特別警報	噴火警報(居住地域)又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	大きな噴石：想定火口域から概ね4km以内の範囲 火砕流・火砕サージ：想定火口域から概ね4km以内の範囲 鳥越川、赤川、鶯川、下玉田川、朱又川、赤沢川、女郎沢川、白沢川の各河川流域 融雪型火山泥流：白雪川、鶯川、子吉川、百宅川、日向川の各河川流域（居住地域を含む）及び鳥越川、赤川、下玉田川、赤沢川、女郎沢川の各河川流域 火口噴出型泥流：白雪川流域（居住地域を含む）及び赤川、鳥越川の各河川流域
			4 (避難準備)	大きな噴石：想定火口域から概ね4km以内の範囲 火砕流・火砕サージ：想定火口域から概ね4km以内の範囲 鳥越川、赤川、鶯川、下玉田川、朱又川、赤沢川、女郎沢川、白沢川の各河川流域 融雪型火山泥流：白雪川、鶯川、子吉川、百宅川、日向川の各河川流域（居住地域を含む）及び鳥越川、赤川、下玉田川、赤沢川、女郎沢川の各河川流域 火口噴出型泥流：白雪川流域（居住地域を含む）及び赤川、鳥越川の各河川流域
警報	噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	大きな噴石：想定火口域から概ね4km以内の範囲 火砕流・火砕サージ：想定火口域から概ね4km以内の範囲 鳥越川、赤川、鶯川、下玉田川、朱又川、赤沢川、女郎沢川、白沢川の各河川流域
			2 (火口周辺規制)	大きな噴石：新山周辺から概ね1.5km以内の範囲
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	

- * 融雪型火山泥流の警戒が必要な範囲は積雪期のみ
- * 各レベルを維持したまま、火山活動状況に応じて警戒が必要な範囲を縮小することがある
- * 各レベルに記載されている以外の火山現象が警戒が必要な範囲内で発生する可能性がある

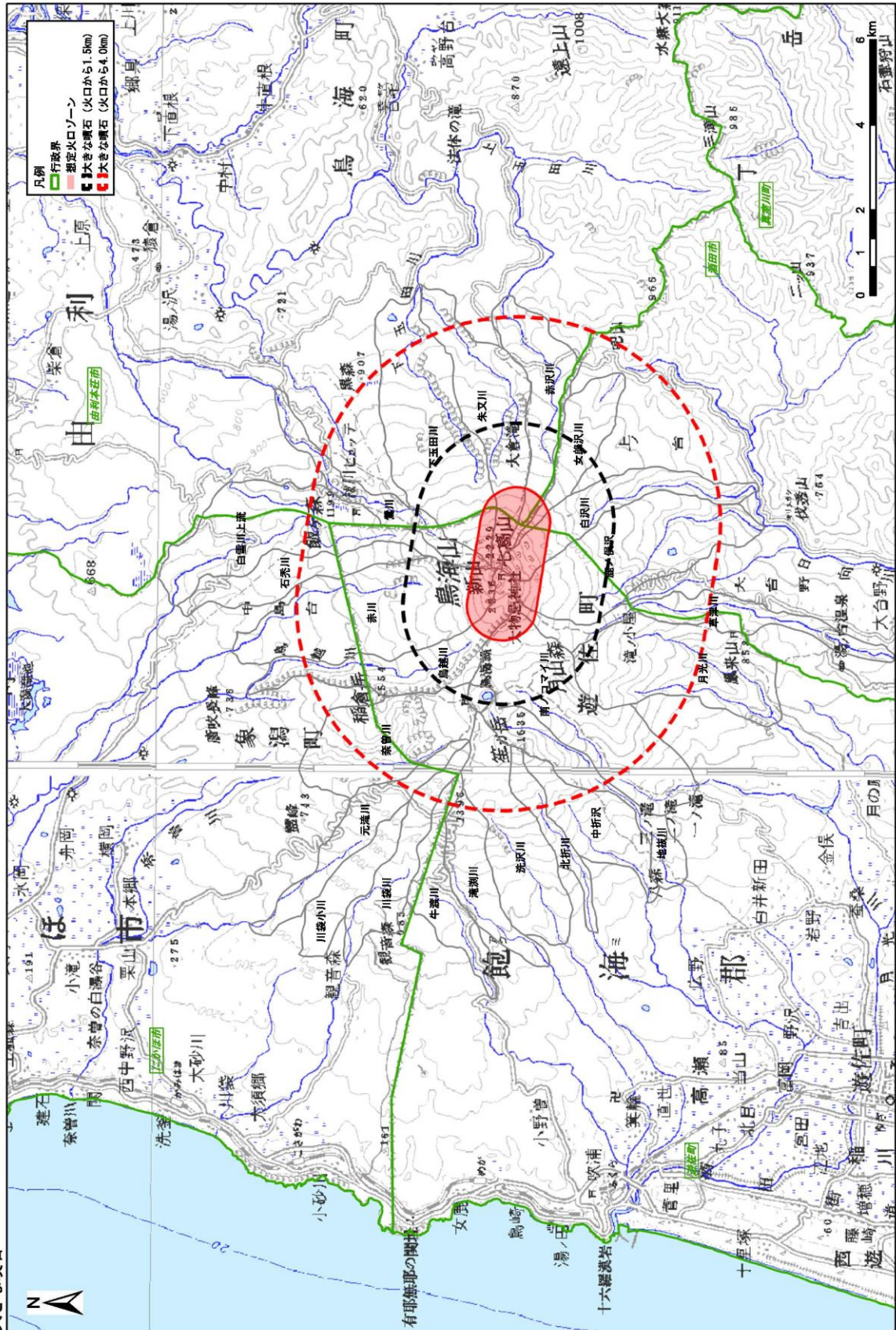
3 被害想定図（ハザードマップ）

防災対策（想定火口：新山周辺）で想定する火山現象に係る被害想定図（ハザードマップ）は下記のとおりである。

- (1) 大きな噴石
- (2) 火砕流・火砕サージ（大規模）
- (3) 火口噴出型泥流
- (4) 融雪型火山泥流（大規模）

大きな噴石

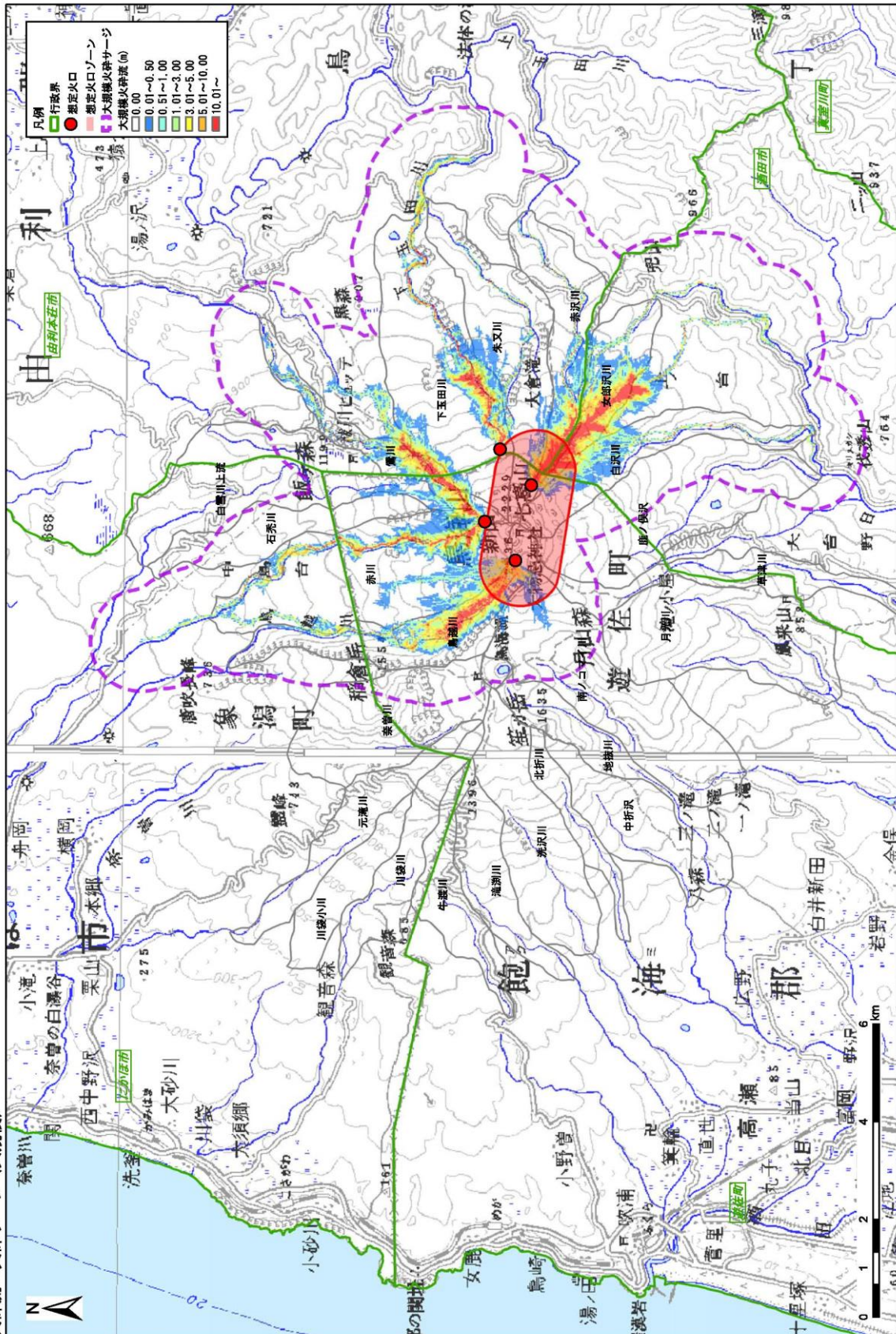
ハザードマップ（想定火口：新山周辺）
大きな噴石



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000（地図画像）を複製したものである。
（承認番号 平 29 情複、第 773 号）

火砕流・火砕サージ（大規模）

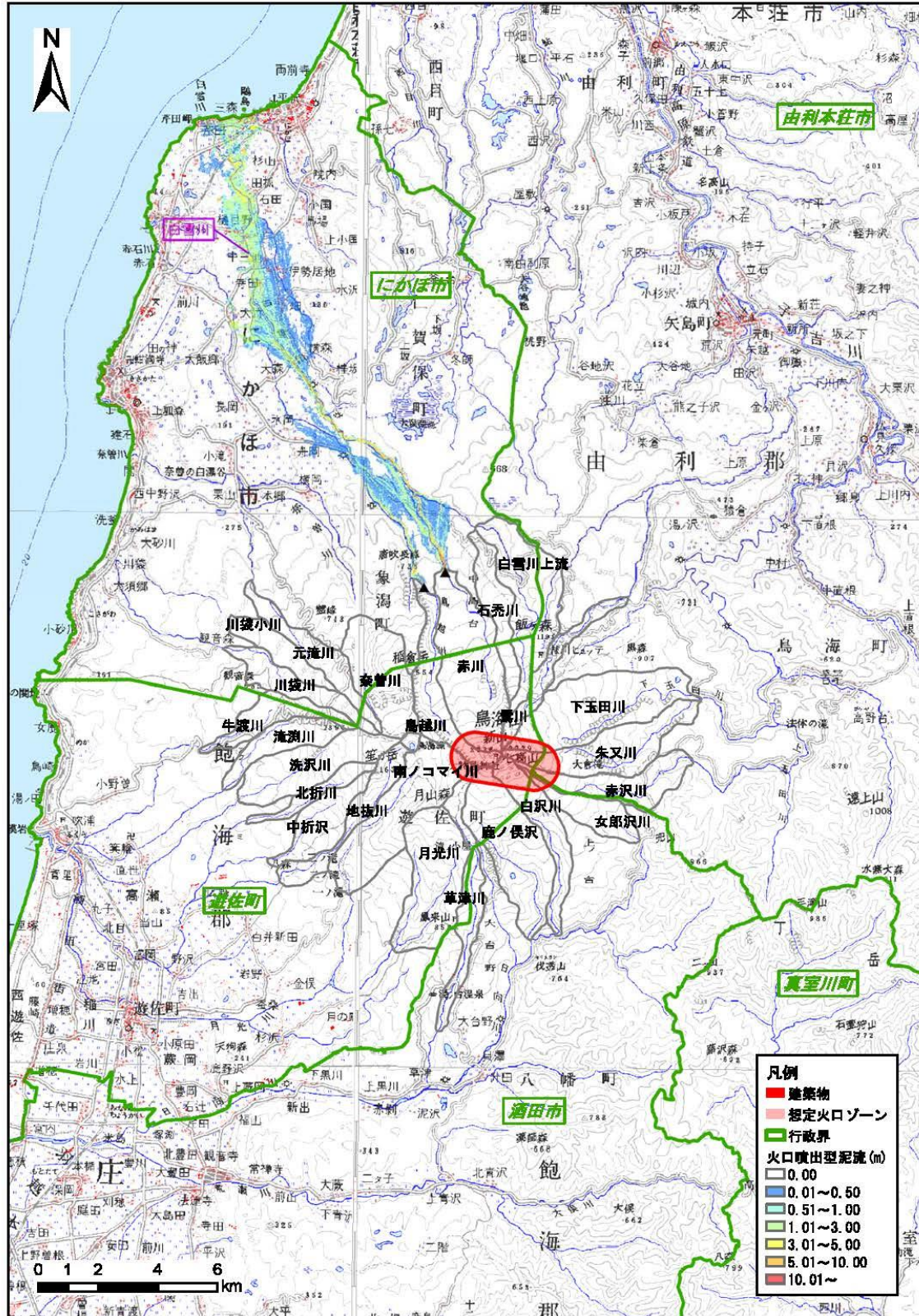
ハザードマップ（想定火口：新山周辺）
火砕流・火砕サージ（大規模）



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000（地図画像）を複製したものである。
（承認番号 平 29 情複、第 773 号）

火口噴出型泥流

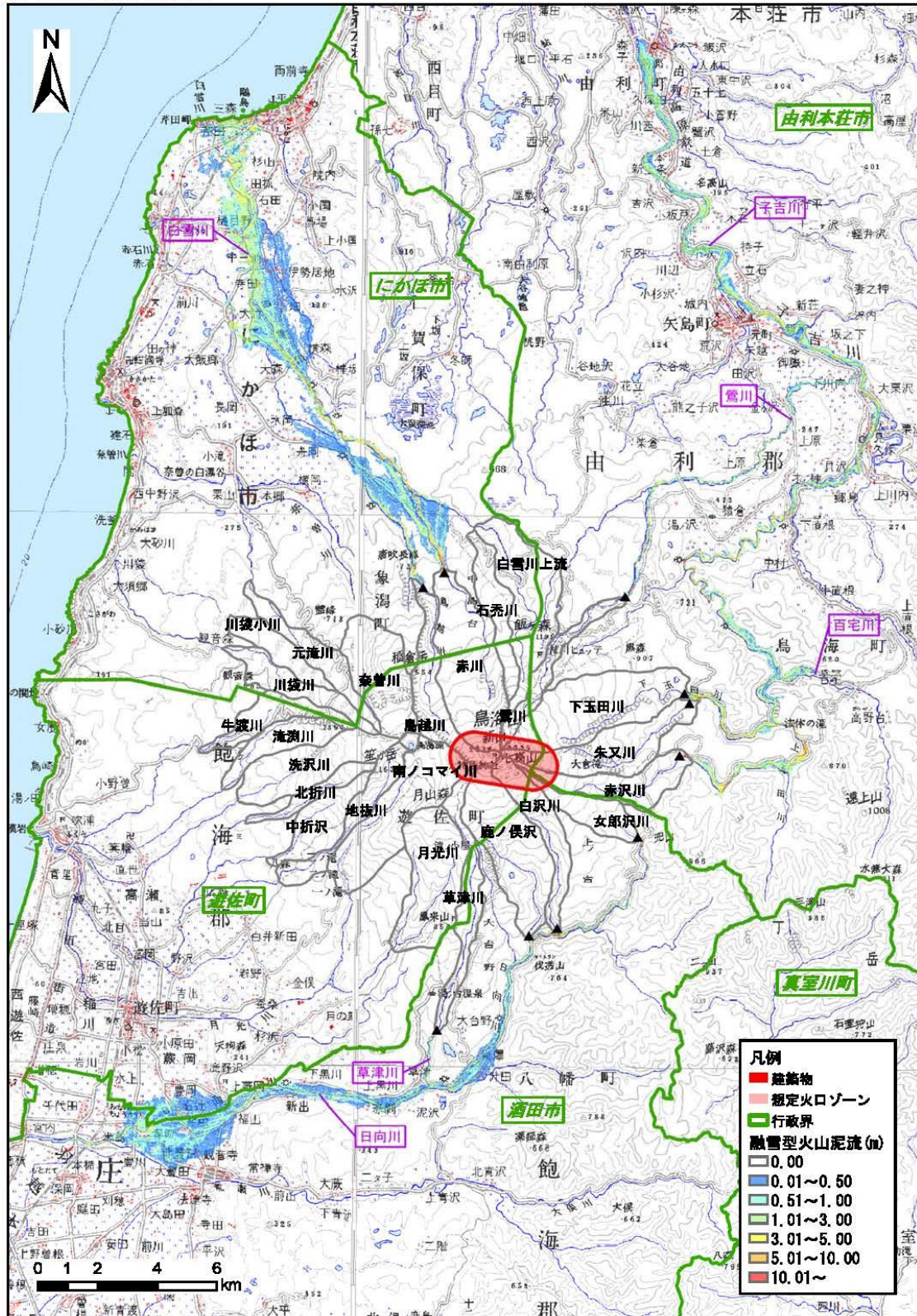
ハザードマップ（想定火口：新山周辺）
火口噴出型泥流



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000（地図画像）を複製したものである。
（承認番号 平 29 情複、第 773 号）

融雪型火山泥流（大規模）

ハザードマップ（想定火口：新山周辺）
融雪型火山泥流（大規模）



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000（地図画像）を複製したものである。
（承認番号 平 29 情複、第 773 号）

第2節 ブルーライン等開通期の対策について

1 噴火警報「噴火警戒レベル2（火口周辺規制）」発表時の対応

警戒事象	噴火により大きな噴石が想定火口域から概ね1.5kmの範囲内に影響を及ぼす、または予想される。	
警戒範囲	大きな噴石	想定火口域から概ね1.5km以内の範囲

(1) 観光客、登山者、施設等への警報発表及び避難指示等発令の周知

	秋田県	山形県
対応策	<p>◆対応者：市（避難指示の発令は由利本荘市のみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メールにより警戒範囲内からの避難を勧告する。 ・消防防災メールにより警戒範囲内からの避難を勧告する。（由利本荘市） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>（例） こちらは〇〇市です。 ×月×日〇時〇〇分に鳥海山（想定火口：新山周辺）において「噴火警戒レベル2（火口周辺規制）」が発表されました。これを踏まえ、〇〇市は、火口から〇〇kmの範囲内に対し、避難指示を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線による周知。 ・ホームページ等による周知。 ・観光協会及び施設管理者へ連絡。 <p>◆対応者：にかほ市観光課（稲倉山荘）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外スピーカーからの放送による警報発表の周知。 <p>◆対応者：県総合防災課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページでの情報提供。 ・県防災ヘリコプターによる鳥海山山頂付近での警報発表及び避難指示等発令の周知。（警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山者、観光客等に対する周知を主な目的とする。） 	<p>◆対応者：市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メールにより警戒範囲内からの避難を勧告する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>（例） こちらは〇〇市（町）です。 ×月×日〇時〇〇分に鳥海山（想定火口：新山周辺）において「噴火警戒レベル2（火口周辺規制）」が発表されました。これを踏まえ、〇〇市（町）は、火口から〇〇kmの範囲内に対し、避難指示を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線による周知。 ・観光協会及び施設管理者へ連絡。 ・市ホームページ及び市公式フェイスブックによる周知。（酒田市） <p>◆対応者：遊佐町総合交流促進施設（大平山荘）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外スピーカーからの放送による警報発表及び避難指示等発令の周知。 <p>◆対応者：県危機管理課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県消防防災ヘリコプターによる鳥海山山頂付近での警報発表及び避難指示等発令の周知。（警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山者、観光客等に対する周知を主な目的とする。）

(2) 施設の閉鎖

	秋田県	山形県
対象	<p>◆由利本荘市</p> <p>七ツ釜避難小屋（管理人無）（施設No.6）</p>	<p>◆遊佐町</p> <p>山頂小屋（鳥海山大物忌神社）（民有）</p>

	唐獅子平避難小屋（管理人無）（施設No.7） ◆にかほ市 東雲荘（民有）（施設No.4）	(施設No.15) 御浜小屋（民有）（施設No.13）
対応策	<p>◆七ツ釜避難小屋、唐獅子平避難小屋 対応者：なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・閉鎖するが、登山者の安全確保のため、施錠は行わない。通信手段のない小屋であるため、携帯電話が受信できるエリアは緊急速報メール等により周知するとともに、県防災ヘリによる上空からの広報を行う。 <p>◆東雲荘 対応者：TDK㈱</p> <p>【避難誘導】 利用者に退避（下山）を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。</p> <p>【施設閉鎖】 利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖する。</p>	<p>◆山頂小屋（鳥海山大物忌神社）、御浜小屋 <7月～9月> 対応者：鳥海山大物忌神社</p> <p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前 利用者に退避（下山）を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。</p> <p>②噴火発生時 利用者に外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。</p> <p>【避難者受入】 噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 避難者の数などを把握し、遊佐町へ連絡する。</p> <p>【施設閉鎖】 利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p> <p><7月～9月以外> 対応者：なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・閉鎖するが、登山者の安全確保のため、施錠は行わない。通信手段のない小屋であるため、携帯電話が受信できるエリアは緊急速報メール等により周知するとともに、県防災ヘリによる上空からの広報を行う。

(3) 道路の閉鎖等

	秋田県	山形県
対象	該当なし	該当なし
対応策	該当なし	該当なし

（4）登山口の閉鎖等（入山規制）

	秋田県	山形県
対象	<p>◆由利本荘市</p> <p>矢島口（登山口No.5） 猿倉口（登山口No.6） 百宅口（登山口No.7）</p> <p>◆にかほ市</p> <p>横岡口（登山口No.1） 象潟口（登山口No.2） 中島台レクリエーションの森（登山口） （登山口No.3） 貯木場（登山口）（登山口No.4）</p> <p>◆登山口の閉鎖対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全登山口を閉鎖対象とする。 	<p>◆酒田市</p> <p>湯ノ台口（登山口No.14） 家族旅行村（登山口）（登山口No.15） 湯ノ台口（車道終点）（登山口No.16） 鶴間池（登山口）（登山口No.17）</p> <p>◆遊佐町</p> <p>長坂口（登山口No.8） 万助口（登山口No.9） 吹浦口（登山口No.10） 二ノ滝口（登山口No.11） 三ノ俣（登山口）（登山口No.12） 蕨岡口（登山口No.13）</p> <p>◆登山口の閉鎖対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全登山口を閉鎖対象とする。
対応策	<p>対応者：登山口所在市（総合支所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記箇所に警報発表に係る入山規制のための看板を設置し、登山口を閉鎖する。 	<p>対応者：登山口等所在市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記箇所に警報発表に係る入山規制のための看板を設置し、登山口を閉鎖する。

（5）住民等への警報発表及び避難情報等発令の周知

	秋田県	山形県
対象	該当なし	該当なし
対応策	該当なし	該当なし

（6）観光客・登山者の避難対策

	秋田県	山形県
対象	◆警報発表後に帰宅困難となった観光客・登山者	◆警報発表後に帰宅困難となった観光客・登山者
対応策	<p>対応者：市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設 <p>由利本荘市：日新館、紫水館、直根公民館等 にかほ市：象潟公民館、金浦公民館、仁賀保公民館</p>	<p>対応者：市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設 <p>酒田市：八幡タウンセンター、八幡体育館、 修道館 遊佐町：生涯学習センター、町民体育館</p>

2 噴火警報「噴火警戒レベル3（入山規制）」発表時の対応

警戒事象	噴火により大きな噴石が想定火口域から概ね4kmの範囲内、火砕流・火砕サージが居住地の近くまでに影響を及ぼす、または予想される。	
警戒範囲	大きな噴石	想定火口域から概ね4km以内の範囲
	火砕流・火砕サージ (大規模)	想定火口域から概ね4km以内の範囲 鳥越川、赤川、鶯川、下玉田川、朱又川、赤沢川、女郎沢川、白沢川の各河川流域

(1) 観光客、登山者、施設等への警報発表及び避難指示等発令の周知

	秋田県	山形県
対応策	<p>◆対応者：市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メールにより警戒範囲内からの避難を勧告する。 ・消防防災メールにより警戒範囲内からの避難を勧告する。(由利本荘市) ・にかほ市防災あんしんメールにより警戒範囲内からの避難を勧告する。(にかほ市) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(例) こちらは〇〇市です。 ×月×日〇時〇〇分に鳥海山(想定火口：新山周辺)において「噴火警戒レベル3(入山規制)」が発表されました。これを踏まえ、〇〇市は、火口から〇〇kmの範囲内に対し、避難指示を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線による周知。 ・ホームページ等による周知。 ・観光協会及び施設管理者へ連絡。 <p>◆対応者：にかほ市観光課(稲倉山荘)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外スピーカーからの放送による警報発表及び避難指示等発令の周知。 <p>◆対応者：県総合防災課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページでの情報提供。 ・県防災ヘリコプターによる鳥海山山頂付近での警報発表及び避難指示等発令の周知。(警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山者、観光客等に対する周知を主な目的とする。) 	<p>◆対応者：市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メールにより警戒範囲内からの避難を勧告する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(例) こちらは〇〇市(町)です。 ×月×日〇時〇〇分に鳥海山(想定火口：新山周辺)において「噴火警戒レベル3(入山規制)」が発表されました。これを踏まえ、〇〇市(町)は、火口から〇〇kmの範囲内に対し、避難指示を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線による周知。 ・観光協会及び施設管理者へ連絡。 ・市ホームページ及び市公式フェイスブックによる周知。(酒田市) <p>◆対応者：遊佐町総合交流促進施設(大平山荘)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外スピーカーからの放送による警報発表及び避難指示等発令の周知。 <p>◆対応者：県危機管理課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県消防防災ヘリコプターによる鳥海山山頂付近での警報発表及び避難指示等発令の周知。(警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山者、観光客等に対する周知を主な目的とする。)

(2) 施設の閉鎖

	秋田県	山形県
対象	<p>◆由利本荘市</p> <p>七ツ釜避難小屋（管理人無）（施設No.6） 唐獅子平避難小屋（管理人無）（施設No.7） 大清水避難小屋（管理人無）（施設No.9） 祓川ヒュッテ（管理人有）（施設No.8）</p> <p>◆にかほ市</p> <p>東雲荘（民有）（施設No.4） 中島台レクリエーションの森 （国有・にかほ市管理）（施設No.5）</p>	<p>◆酒田市</p> <p>山雪荘（民有）（施設No.16） 鶴間池小屋（民有）（施設No.17）</p> <p>◆遊佐町</p> <p>山頂小屋（鳥海山大物忌神社）（民有） （施設No.15）</p> <p>御浜小屋（民有）（施設No.13） 万助小屋（市有）（施設No.11） 鈴木小屋（民有）（施設No.12） 滝ノ小屋（町有）（施設No.14）</p>
対応策	<p>◆七ツ釜避難小屋、唐獅子平避難小屋、大清水避難小屋</p> <p>対応者：なし</p> <ul style="list-style-type: none"> 閉鎖するが、登山者の安全確保のため、施錠は行わない。通信手段のない小屋であるため、携帯電話が受信できるエリアは緊急速報メール等により周知するとともに、県防災ヘリによる上空からの広報を行う。 <p>◆祓川ヒュッテ</p> <p>対応者：祓川ヒュッテ管理人</p> <p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前 利用者に退避（下山）を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。</p> <p>②噴火発生時 利用者に外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。</p> <p>【避難者受入】 噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 避難者の数などを把握し、由利本荘市へ連絡する。</p> <p>【施設閉鎖】 利用者が全員退避（下山）したことが確認でき</p>	<p>◆山雪荘、鶴間池小屋、万助小屋、鈴木小屋</p> <p>対応者：なし</p> <ul style="list-style-type: none"> 閉鎖するが、登山者の安全確保のため、施錠は行わない。通信手段のない小屋であるため、携帯電話が受信できるエリアは緊急速報メール等により周知するとともに、県防災ヘリによる上空からの広報を行う。 <p>◆山頂小屋（鳥海山大物忌神社）、御浜小屋</p> <p><7月～9月></p> <p>対応者：鳥海山大物忌神社</p> <p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前 利用者に退避（下山）を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。</p> <p>②噴火発生時 利用者に外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。</p> <p>【避難者受入】 噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 避難者の数などを把握し、遊佐町へ連絡する。</p> <p>【施設閉鎖】 利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている</p>

<p>た段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p> <p>◆東雲荘 対応者：TDK㈱ 【避難誘導】 利用者に退避（下山）を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。 【施設閉鎖】 利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖する。</p> <p>◆中島台レクリエーションの森 対応者：にかほ市観光課 【避難誘導】 ①噴火発生前 利用者に退避（下山）を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。 ②噴火発生時 利用者に外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。 【避難者受入】 噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 避難者の数などを把握し、にかほ市へ連絡する。 【施設閉鎖】 利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p>	<p>観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p> <p><7月～9月以外> 対応者：なし ・閉鎖するが、登山者の安全確保のため、施錠は行わない。通信手段のない小屋であるため、携帯電話が受信できるエリアは緊急速報メール等により周知するとともに、県防災ヘリによる上空からの広報を行う。</p> <p>◆滝ノ小屋 <6月～10月> 対応者：遊佐町企画課 【避難誘導】 ①噴火発生前 利用者に退避（下山）を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。 ②噴火発生時 利用者に外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。 【避難者受入】 噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 避難者の数などを把握し、遊佐町へ連絡する。 【施設閉鎖】 利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p> <p><6月～10月以外> 対応者：なし ・閉鎖するが、登山者の安全確保のため、施錠は行わない。通信手段のない小屋であるため、携帯電話が受信できるエリアは緊急速報メール等により周知するとともに、県防災ヘリによる上空からの広報を行う。</p>
--	--

(3) 道路の閉鎖等

	秋田県	山形県
対象	<p>◆県道 象潟矢島線 ・横岡第1発電所（冬期閉鎖箇所）～ 市道祓川線分岐</p> <p>◆市道、林道（由利本荘市） 祓川線・・・象潟矢島線との分岐 （祓川線の起点） 鳥海線・・・冬期閉鎖箇所2箇所 手代林道・・・手代林道入口（冬期閉鎖箇所）</p>	<p>◆県道 鳥海公園青沢線 ・鳥海高原牧場前T字路交差点付近 （冬期閉鎖箇所）</p> <p>◆市道、林道（酒田市） 奥山林道・・・黒瀬発電所付近（冬期閉鎖箇所）</p>
対応策	<p>◆県道 対応者：県由利地域振興局建設部 ・県からの指示で維持管理業者が閉鎖する。 ・異常気象に伴う閉鎖時は、維持管理業者による車両の追い出し作業を実施しているが、今回の閉鎖は、維持管理業者の安全を確保のため、追い出し作業はしない。 （県防災ヘリコプターによる上空からの広報により対応） ・道路情報板、看板による注意喚起 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置</p> <p>◆市道、林道（由利本荘市） 対応者：由利本荘市矢島総合支所建設課 由利本荘市鳥海総合支所建設課 ・上記対象箇所において、道路の閉鎖を行う。 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置</p>	<p>◆県道 対応者：県庄内総合支庁建設部道路計画課 ・雨量規制時等の道路管理計画に基づく閉鎖方法で実施。（維持管理業者による閉鎖） ・異常気象に伴う閉鎖時は、維持管理業者による車両の追い出し作業を実施しているが、今回の閉鎖の場合は、維持管理業者の安全を確保するため、追い出し作業はしない。 （県防災ヘリコプターによる上空からの広報により対応） ※ゲート位置には転回場所あり ・道路情報板、看板による注意喚起 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置</p> <p>◆市道、林道（酒田市） 対応者：酒田市八幡総合支所建設産業課 ・上記対象箇所において、道路の閉鎖を行う。 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置</p>

（4）登山口の閉鎖等（入山規制）

	秋田県	山形県
対象	<p>◆にかほ市 横岡口（登山口No.1） 象潟口（登山口No.2）</p> <p>◆登山口の閉鎖対象 ・全登山口を閉鎖対象とするが、警戒範囲内にある登山口は避難指示等の発令範囲となるため、</p>	<p>◆酒田市 湯ノ台口（登山口No.14） 家族旅行村（登山口）（登山口No.15）</p> <p>◆遊佐町 長坂口（登山口No.8） 万助口（登山口No.9）</p>

	閉鎖等対応策の実施対象とはしない。	吹浦口（登山口No.10） 二ノ滝口（登山口No.11） 三ノ俣（登山口）（登山口No.12） 蕨岡口（登山口No.13） ◆登山口の閉鎖対象 ・全登山口を閉鎖対象とするが、警戒範囲内にある登山口は避難指示等の発令範囲となるため、閉鎖等対応策の実施対象とはしない。
対応策	対応者：登山口所在市（総合支所） ・上記箇所に警報発表に係る入山規制のための看板を設置し、登山口を閉鎖する。	対応者：登山口等所在市町 ・上記箇所に警報発表に係る入山規制のための看板を設置し、登山口を閉鎖する。

（5）住民等への警報発表及び避難情報等発令の周知

	秋田県	山形県
対象	該当なし	該当なし
対応策	該当なし	該当なし

（6）観光客・登山者の避難対策

	秋田県	山形県
対象	◆警報発表後に帰宅困難となった観光客・登山者	◆警報発表後に帰宅困難となった観光客・登山者
対応策	対応者：市 ・避難所の開設 由利本荘市：日新館、紫水館、直根公民館等 にかほ市：象潟公民館、金浦公民館、仁賀保公民館	対応者：市町 ・避難所の開設 酒田市：八幡タウンセンター、八幡体育館、修道館 遊佐町：生涯学習センター、町民体育館

3 噴火警報「噴火警戒レベル4（避難準備）」発表時の対応

■「火口噴出型泥流」

警戒事象	噴火により火口噴出型泥流が居住地域に影響を及ぼすことが予想される。	
警戒範囲	火口噴出型泥流	白雪川流域（居住地域を含む）及び赤川、鳥越川の各河川流域
	大きな噴石	想定火口域から概ね4km以内の範囲
	火砕流・火砕サージ （大規模）	想定火口域から概ね4km以内の範囲 鳥越川、赤川、鶯川、下玉田川、朱又川、赤沢川、女郎沢川、白沢川の各河川流域

※ 当該レベルの他の火山現象が同時に発生する可能性がある場合は、これらの火山現象の最大範囲を対象として防災対策を実施するものとする。

(1) 観光客、登山者、施設等への警報発表及び避難指示等発令の周知

	秋田県	山形県
対応策	<p>◆対応者：市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メールにより警戒範囲内からの避難を勧告する。 ・消防防災メールにより警戒範囲内からの避難を勧告する。（由利本荘市） ・にかほ市防災あんしんメールにより警戒範囲内からの避難を勧告する。（にかほ市） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>（例） こちらは〇〇市です。 ×月×日〇時〇〇分に鳥海山（想定火口：新山周辺）において「噴火警戒レベル4（避難準備）」が発表されました。これを踏まえ、〇〇市は、〇〇地区に高齢者等避難を、火口から〇〇kmの範囲内に避難指示を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線による周知。 ・ホームページ等による周知。 ・観光協会及び施設管理者へ連絡。 ・避難区域（居住地域）内にある要配慮者施設、大規模集客施設等への連絡 <p>◆対応者：にかほ市観光課（稲倉山荘）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外スピーカーからの放送による警報発表及び避難指示等発令の周知。 <p>◆対応者：県総合防災課</p>	<p>◆対応者：市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メールにより警戒範囲内からの避難を勧告する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>（例） こちらは〇〇市（町）です。 ×月×日〇時〇〇分に鳥海山（想定火口：新山周辺）において「噴火警戒レベル4（避難準備）」が発表されました。これを踏まえ、〇〇市（町）は、火口から〇〇kmの範囲内に対し、避難指示を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線による周知。 ・観光協会及び施設管理者へ連絡。 ・市ホームページ及び市公式フェイスブックによる周知。（酒田市） <p>◆対応者：遊佐町総合交流促進施設（大平山荘）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外スピーカーからの放送による警報発表及び避難指示等発令の周知。 <p>◆対応者：県危機管理課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県消防防災ヘリコプターによる鳥海山山頂付近での警報発表及び避難指示等発令の周知。（警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山者、観光客等に対する周知を主な目的とする。）

	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページでの情報提供。 ・県防災ヘリコプターによる鳥海山山頂付近での警報発表及び避難指示等発令の周知。（警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山者、観光客等に対する周知を主な目的とする。） 	
--	--	--

(2) 施設の閉鎖

	秋田県	山形県
対象	<p>◆由利本荘市</p> <p>七ツ釜避難小屋（管理人無）（施設No.6） 唐獅子平避難小屋（管理人無）（施設No.7） 大清水避難小屋（管理人無）（施設No.9） 祓川ヒュッテ（管理人有）（施設No.8）</p> <p>◆にかほ市</p> <p>東雲荘（民有）（施設No.4） 中島台レクリエーションの森 （国有・にかほ市管理）（施設No.5）</p>	<p>◆酒田市</p> <p>山雪荘（民有）（施設No.16） 鶴間池小屋（民有）（施設No.17）</p> <p>◆遊佐町</p> <p>山頂小屋（鳥海山大物忌神社）（民有） （施設No.15）</p> <p>御浜小屋（民有）（施設No.13） 万助小屋（市有）（施設No.11） 鈴木小屋（民有）（施設No.12） 滝ノ小屋（町有）（施設No.14）</p>
対応策	<p>◆七ツ釜避難小屋、唐獅子平避難小屋、大清水避難小屋</p> <p>対応者：なし</p> <p>・閉鎖するが、登山者の安全確保のため、施設は行わない。通信手段のない小屋であるため、携帯電話が受信できるエリアは緊急速報メール等により周知するとともに、県防災ヘリによる上空からの広報を行う。</p> <p>◆祓川ヒュッテ</p> <p>対応者：祓川ヒュッテ管理人</p> <p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前 利用者に退避（下山）を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。</p> <p>②噴火発生時 利用者に外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。</p> <p>【避難者受入】</p> <p>噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観</p>	<p>◆山雪荘、鶴間池小屋、万助小屋、鈴木小屋</p> <p>対応者：なし</p> <p>・閉鎖するが、登山者の安全確保のため、施設は行わない。通信手段のない小屋であるため、携帯電話が受信できるエリアは緊急速報メール等により周知するとともに、県防災ヘリによる上空からの広報を行う。</p> <p>◆山頂小屋（鳥海山大物忌神社）、御浜小屋</p> <p><7月～9月></p> <p>対応者：鳥海山大物忌神社</p> <p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前 利用者に退避（下山）を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。</p> <p>②噴火発生時 利用者に外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。</p> <p>【避難者受入】</p> <p>噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観</p>

<p>光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 避難者の数などを把握し、由利本荘市へ連絡する。</p> <p>【施設閉鎖】 利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p> <p>◆東雲荘 対応者：TDK㈱ 【避難誘導】 利用者に退避（下山）を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。 【施設閉鎖】 利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖する。</p> <p>◆中島台レクリエーションの森 対応者：にかほ市観光課 【避難誘導】 ①噴火発生前 利用者に退避（下山）を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。 ②噴火発生時 利用者に外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。 【避難者受入】 噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 避難者の数などを把握し、にかほ市へ連絡する。 【施設閉鎖】 利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p>	<p>光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 避難者の数などを把握し、遊佐町へ連絡する。 【施設閉鎖】 利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p> <p><7月～9月以外> 対応者：なし ・閉鎖するが、登山者の安全確保のため、施錠は行わない。通信手段のない小屋であるため、携帯電話が受信できるエリアは緊急速報メール等により周知するとともに、県防災ヘリによる上空からの広報を行う。</p> <p>◆滝ノ小屋 <6月～10月> 対応者：遊佐町企画課 【避難誘導】 ①噴火発生前 利用者に退避（下山）を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。 ②噴火発生時 利用者に外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。 【避難者受入】 噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 避難者の数などを把握し、遊佐町へ連絡する。 【施設閉鎖】 利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p> <p><6月～10月以外> 対応者：なし ・閉鎖するが、登山者の安全確保のため、施錠は行わない。通信手段のない小屋であるため、携帯電話が受信できるエリアは緊急速報メール</p>
---	---

	等により周知するとともに、県防災ヘリによる上空からの広報を行う。
--	----------------------------------

(3) 道路の閉鎖等

	秋田県	山形県
対象	<p>◆県道 象潟矢島線 ・横岡第1発電所（冬期閉鎖箇所）～ 市道祓川線分岐</p> <p>◆市道、林道（由利本荘市） 祓川線・・・象潟矢島線との分岐 （祓川線の起点） 鳥海線・・・冬期閉鎖箇所2箇所 手代林道・・・手代林道入口（冬期閉鎖箇所）</p> <p>◆道路の閉鎖対象 ・噴火警戒レベル4における道路の閉鎖対象は、避難指示の発令範囲である噴火警戒レベル3の対象道路とする。</p>	<p>◆県道 鳥海公園青沢線 ・鳥海高原牧場前T字路交差点付近 （冬期閉鎖箇所）</p> <p>◆市道、林道（酒田市） 奥山林道・・・黒瀬発電所付近（冬期閉鎖箇所）</p> <p>◆道路の閉鎖対象 ・噴火警戒レベル4における道路の閉鎖対象は、避難指示の発令範囲である噴火警戒レベル3の対象道路とする。</p>
対応策	<p>◆県道 対応者：県由利地域振興局建設部 ・県からの指示で維持管理業者が閉鎖する。 ・異常気象に伴う閉鎖時は、維持管理業者による車両の追い出し作業を実施しているが、今回の閉鎖は、維持管理業者の安全を確保のため、追い出し作業はしない。 （県防災ヘリコプターによる上空からの広報により対応） ・道路情報板、看板による注意喚起 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置</p> <p>◆市道、林道（由利本荘市） 対応者：由利本荘市矢島総合支所建設課 由利本荘市鳥海総合支所建設課 ・上記対象箇所において、道路の閉鎖を行う。 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置</p> <p>◆噴火警戒レベル5に備えた道路封鎖等の準備</p>	<p>◆県道 対応者：県庄内総合支庁建設部道路計画課 ・雨量規制時等の道路管理計画に基づく閉鎖方法で実施。（維持管理業者による閉鎖） ・異常気象に伴う閉鎖時は、維持管理業者による車両の追い出し作業を実施しているが、今回の閉鎖の場合は、維持管理業者の安全を確保するため、追い出し作業はしない。 （県防災ヘリコプターによる上空からの広報により対応） ※ゲート位置には転回場所あり ・道路情報板、看板による注意喚起 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置</p> <p>◆市道、林道（酒田市） 対応者：酒田市八幡総合支所建設産業課 ・上記対象箇所において、道路の閉鎖を行う。 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置</p>

<p>対応者：噴火警戒レベル5において対応が必要な防災関係機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火警戒レベル5が発表された場合に、速やかに道路の封鎖等ができるよう事前準備を行う。 	<p>◆噴火警戒レベル5に備えた道路封鎖等の準備</p> <p>対応者：噴火警戒レベル5において対応が必要な防災関係機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火警戒レベル5が発表された場合に、速やかに道路の封鎖等ができるよう事前準備を行う。
--	--

（4）登山口の閉鎖等（入山規制）

	秋田県	山形県
対象	<p>◆にかほ市</p> <p>横岡口（登山口No.1） 象潟口（登山口No.2）</p> <p>◆登山口の閉鎖対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全登山口を閉鎖対象とするが、警戒範囲内にある登山口は避難指示等の発令範囲となるため、閉鎖等対応策の実施対象とはしない。 	<p>◆酒田市</p> <p>湯ノ台口（登山口No.14） 家族旅行村（登山口）（登山口No.15）</p> <p>◆遊佐町</p> <p>長坂口（登山口No.8） 万助口（登山口No.9） 吹浦口（登山口No.10） 二ノ滝口（登山口No.11） 三ノ俣（登山口）（登山口No.12） 蕨岡口（登山口No.13）</p> <p>◆登山口の閉鎖対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全登山口を閉鎖対象とするが、警戒範囲内にある登山口は避難指示等の発令範囲となるため、閉鎖等対応策の実施対象とはしない。
対応策	<p>対応者：登山口所在市（総合支所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記箇所に警報発表に係る入山規制のための看板を設置し、登山口を閉鎖する。 	<p>対応者：登山口等所在市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記箇所に警報発表に係る入山規制のための看板を設置し、登山口を閉鎖する。

（5）住民等への警報発表及び避難情報等発令の周知

	秋田県	山形県
対象	<p>◆にかほ市</p> <p>大竹地区 芹田地区、三森地区、鈴地区、田抓地区、伊勢居地地区、中野地区、三日市地区、立居地地区、百目木地区、堺地区、樋ノ口地区、寺田地区、畑地区、桂坂地区、東畑地区</p>	<p>該当なし</p>
対応策	<p>対応者：にかほ市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象者に対する高齢者等避難の発令 ・周知方法：防災行政無線、電話、訪問による伝 	<p>該当なし</p>

	達、防災あんしんメール、緊急速報 メール ・避難所の開設：避難計画による	
--	--	--

（6）観光客・登山者の避難対策

	秋田県	山形県
対象	◆警報発表後に帰宅困難となった観光客・登山者	◆警報発表後に帰宅困難となった観光客・登山者
対応策	対応者：市 ・避難所の開設 由利本荘市：日新館、紫水館、直根公民館等 にかほ市：象潟公民館、金浦公民館、仁賀保公民館	対応者：市町 ・避難所の開設 酒田市：八幡タウンセンター、八幡体育館、 修道館 遊佐町：生涯学習センター、町民体育館

■「融雪型火山泥流」

警戒事象	噴火により融雪型火山泥流が居住地域に影響を及ぼすことが予想される。	
警戒範囲	融雪型火山泥流 (大規模)	白雪川、鶯川、子吉川、百宅川、日向川の各河川流域(居住地域を含む)及び鳥越川、赤川、下玉田川、赤沢川、女郎沢川の各河川流域
	大きな噴石	想定火口域から概ね4km以内の範囲
	火砕流・火砕サージ (大規模)	想定火口域から概ね4km以内の範囲 鳥越川、赤川、鶯川、下玉田川、朱又川、赤沢川、女郎沢川、白沢川の各河川流域

※ 融雪型火山泥流は積雪期のみ想定される。

※ 当該レベルの他の火山現象が同時に発生する可能性がある場合は、これらの火山現象の最大範囲を対象として防災対策を実施するものとする。

(1) 観光客、登山者、施設等への警報発表及び避難指示等発令の周知

	秋田県	山形県
対応策	<p>◆対応者：市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メールにより警戒範囲内からの避難を勧告する。 ・消防防災メールにより警戒範囲内からの避難を勧告する。(由利本荘市) ・にかほ市防災あんしんメールにより警戒範囲内からの避難を勧告する。(にかほ市) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(例)</p> <p>こちらは〇〇市です。</p> <p>×月×日〇時〇〇分に鳥海山(想定火口:新山周辺)において「噴火警戒レベル4(避難準備)」が発表されました。これを踏まえ、〇〇市は、〇〇地区に高齢者等避難を、火口から〇〇kmの範囲内に避難指示を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線による周知。 ・ホームページ等による周知。 ・観光協会及び施設管理者へ連絡。 ・避難区域(居住地域)内にある要配慮者施設、大規模集客施設等へ連絡 <p>◆対応者：にかほ市観光課(稲倉山荘)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外スピーカーからの放送による警報発表及び 	<p>◆対応者：市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メールにより警戒範囲内からの避難を勧告する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(例)</p> <p>こちらは〇〇市(町)です。</p> <p>×月×日〇時〇〇分に鳥海山(想定火口:新山周辺)において「噴火警戒レベル4(避難準備)」が発表されました。これを踏まえ、〇〇市(町)は、〇〇地区に高齢者等避難を、火口から〇〇kmの範囲内に避難指示を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線による周知。 ・観光協会及び施設管理者へ連絡。 ・市ホームページ及び市公式フェイスブックによる周知。(酒田市) ・避難区域(居住地域)の広報車巡回による周知。 ・避難区域(居住地域)内にある要配慮者施設、大規模集客施設等へ連絡 <p>◆対応者：遊佐町総合交流促進施設(大平山荘)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外スピーカーからの放送による警報発表及び避難指示等発令の周知。

<p>避難指示等発令の周知。</p> <p>◆対応者：県総合防災課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページでの情報提供。 ・県防災ヘリコプターによる鳥海山山頂付近での警報発表及び避難指示等発令の周知。(警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山者、観光客等に対する周知を主な目的とする。) 	<p>◆対応者：県危機管理課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県消防防災ヘリコプターによる鳥海山山頂付近での警報発表及び避難指示等発令の周知。(警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山者、観光客等に対する周知を主な目的とする。)
---	--

(2) 施設の閉鎖

	秋田県	山形県
対象	<p>◆由利本荘市</p> <p>七ツ釜避難小屋(管理人無)(施設No.6) 唐獅子平避難小屋(管理人無)(施設No.7) 大清水避難小屋(管理人無)(施設No.9) 祓川ヒュッテ(管理人有)(施設No.8)</p> <p>◆にかほ市</p> <p>東雲荘(民有)(施設No.4) 中島台レクリエーションの森 (国有・にかほ市管理)(施設No.5)</p>	<p>◆酒田市</p> <p>山雪荘(民有)(施設No.16) 鶴間池小屋(民有)(施設No.17)</p> <p>◆遊佐町</p> <p>山頂小屋(鳥海山大物忌神社)(民有) (施設No.15)</p> <p>御浜小屋(民有)(施設No.13) 万助小屋(市有)(施設No.11) 鈴木小屋(民有)(施設No.12) 滝ノ小屋(町有)(施設No.14)</p>
対応策	<p>◆七ツ釜避難小屋、唐獅子平避難小屋、大清水避難小屋</p> <p>対応者：なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・閉鎖するが、登山者の安全確保のため、施錠は行わない。通信手段のない小屋であるため、携帯電話が受信できるエリアは緊急速報メール等により周知するとともに、県防災ヘリによる上空からの広報を行う。 <p>◆祓川ヒュッテ</p> <p>対応者：祓川ヒュッテ管理人</p> <p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前 利用者に退避(下山)を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。</p> <p>②噴火発生時 利用者に外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びか</p>	<p>◆山雪荘、鶴間池小屋、万助小屋、鈴木小屋</p> <p>対応者：なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・閉鎖するが、登山者の安全確保のため、施錠は行わない。通信手段のない小屋であるため、携帯電話が受信できるエリアは緊急速報メール等により周知するとともに、県防災ヘリによる上空からの広報を行う。 <p>◆山頂小屋(鳥海山大物忌神社)、御浜小屋</p> <p><7月~9月></p> <p>対応者：鳥海山大物忌神社</p> <p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前 利用者に退避(下山)を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。</p> <p>②噴火発生時 利用者に外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びか</p>

<p>ける。</p> <p>【避難者受入】 噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 避難者の数などを把握し、由利本荘市へ連絡する。</p> <p>【施設閉鎖】 利用者が全員退避(下山)したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p> <p>◆東雲荘 対応者：TDK㈱</p> <p>【避難誘導】 利用者に退避(下山)を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。</p> <p>【施設閉鎖】 利用者が全員退避(下山)したことが確認できた段階で、施設を閉鎖する。</p> <p>◆中島台レクリエーションの森 対応者：にかほ市観光課</p> <p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前 利用者に退避(下山)を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。</p> <p>②噴火発生時 利用者に外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。</p> <p>【避難者受入】 噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 避難者の数などを把握し、にかほ市へ連絡する。</p> <p>【施設閉鎖】 利用者が全員退避(下山)したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として</p>	<p>ける。</p> <p>【避難者受入】 噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 避難者の数などを把握し、遊佐町へ連絡する。</p> <p>【施設閉鎖】 利用者が全員退避(下山)したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p> <p><7月～9月以外> 対応者：なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・閉鎖するが、登山者の安全確保のため、施錠は行わない。通信手段のない小屋であるため、携帯電話が受信できるエリアは緊急速報メール等により周知するとともに、県防災ヘリによる上空からの広報を行う。 <p>◆滝ノ小屋 <6月～10月> 対応者：遊佐町企画課</p> <p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前 利用者に退避(下山)を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。</p> <p>②噴火発生時 利用者に外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。</p> <p>【避難者受入】 噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 避難者の数などを把握し、遊佐町へ連絡する。</p> <p>【施設閉鎖】 利用者が全員退避(下山)したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p> <p><6月～10月以外> 対応者：なし</p>
---	--

	施錠しない。	<ul style="list-style-type: none"> ・閉鎖するが、登山者の安全確保のため、施錠は行わない。通信手段のない小屋であるため、携帯電話が受信できるエリアは緊急速報メール等により周知するとともに、県防災ヘリによる上空からの広報を行う。
--	--------	---

(3) 道路の閉鎖等

	秋田県	山形県
対 象	<p>◆県道 象潟矢島線 ・横岡第1発電所(冬期閉鎖箇所)～ 市道祓川線分岐</p> <p>◆市道、林道(由利本荘市) 祓川線・・・象潟矢島線との分岐 (祓川線の起点) 鳥海線・・・冬期閉鎖箇所2箇所 手代林道・・・手代林道入口(冬期閉鎖箇所)</p> <p>◆道路の閉鎖対象 ・噴火警戒レベル4における道路の閉鎖対象は、避難指示の発令範囲である噴火警戒レベル3の対象道路とする。</p>	<p>◆県道 鳥海公園青沢線 ・鳥海高原牧場前T字路交差点付近 (冬期閉鎖箇所)</p> <p>◆市道、林道(酒田市) 奥山林道・・・黒瀬発電所付近(冬期閉鎖箇所)</p> <p>◆道路の閉鎖対象 ・噴火警戒レベル4における道路の閉鎖対象は、避難指示の発令範囲である噴火警戒レベル3の対象道路とする。</p>
対 応 策	<p>◆県道 対応者：県由利地域振興局建設部 ・県からの指示で維持管理業者が閉鎖する。 ・異常気象に伴う閉鎖時は、維持管理業者による車両の追い出し作業を実施しているが、今回の閉鎖は、維持管理業者の安全を確保のため、追い出し作業はしない。 (県防災ヘリコプターによる上空からの広報により対応) ・道路情報板、看板による注意喚起 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置</p> <p>◆市道、林道(由利本荘市) 対応者：由利本荘市矢島総合支所建設課 由利本荘市鳥海総合支所建設課 ・上記対象箇所において、道路の閉鎖を行う。</p>	<p>◆県道 対応者：県庄内総合支庁建設部道路計画課 ・雨量規制時等の道路管理計画に基づく閉鎖方法で実施。(維持管理業者による閉鎖) ・異常気象に伴う閉鎖時は、維持管理業者による車両の追い出し作業を実施しているが、今回の閉鎖の場合は、維持管理業者の安全を確保するため、追い出し作業はしない。 (県防災ヘリコプターによる上空からの広報により対応) ※ゲート位置には転回場所あり ・道路情報板、看板による注意喚起 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置</p> <p>◆市道、林道(酒田市) 対応者：酒田市八幡総合支所建設産業課</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆噴火警戒レベル5に備えた道路封鎖等の準備</p> <p>対応者: 噴火警戒レベル5において対応が必要な防災関係機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火警戒レベル5が発表された場合に、速やかに道路の封鎖等ができるよう事前準備を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記対象箇所において、道路の閉鎖を行う。 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆噴火警戒レベル5に備えた道路封鎖等の準備</p> <p>対応者: 噴火警戒レベル5において対応が必要な防災関係機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火警戒レベル5が発表された場合に、速やかに道路の封鎖等ができるよう事前準備を行う。
---	--

(4) 登山口の閉鎖等(入山規制)

	秋田県	山形県
対象	<p>◆にかほ市</p> <p>横岡口(登山口No.1) 象潟口(登山口No.2)</p> <p>◆登山口の閉鎖対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全登山口を閉鎖対象とするが、警戒範囲内にある登山口は避難指示等の発令範囲となるため、閉鎖等対応策の実施対象とはしない。 	<p>◆酒田市</p> <p>湯ノ台口(登山口No.14) 家族旅行村(登山口)(登山口No.15)</p> <p>◆遊佐町</p> <p>長坂口(登山口No.8) 万助口(登山口No.9) 吹浦口(登山口No.10) 二ノ滝口(登山口No.11) 三ノ俣(登山口)(登山口No.12) 蕨岡口(登山口No.13)</p> <p>◆登山口の閉鎖対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全登山口を閉鎖対象とするが、警戒範囲内にある登山口は避難指示等の発令範囲となるため、閉鎖等対応策の実施対象とはしない。
対応策	<p>対応者: 登山口所在市(総合支所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記箇所に警報発表に係る入山規制のための看板を設置し、登山口を閉鎖する。 	<p>対応者: 登山口等所在市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記箇所に警報発表に係る入山規制のための看板を設置し、登山口を閉鎖する。

(5) 住民等への警報発表及び避難情報等発令の周知

	秋田県	山形県
対象	<p>◆由利本荘市</p> <p>下伏見地区、中伏見地区、上伏見地区、久保地区、鳥寿苑、矢ノ本地区、長坂地区、河台地区、伏見沢地区 下百宅地区、吉谷地地区、大川端地区 築館地区、砂子沢地区、持子地区、坂之下郷内地</p>	<p>◆酒田市</p> <p>升田地区、大台野地区、上草津地区、下草津地区、湯ノ台地区、泥沢地区、赤剥地区、上黒川地区、下黒川地区、新出地区、福山地区、山根地区、橋本地区、芹田地区、北仁田地区、小泉北豊田地区、大久保地区、塚渕地区、米島前門地区</p>

	区、大川原地区、新所地区、元町郷内地区、金ヶ沢地区 ◆にかほ市 大竹地区 芹田地区、三森地区、鈴地区、田爪地区、伊勢居地地区、中野地区、三日市地区、立居地地区、百目木地区、堺地区、樋ノ口地区、寺田地区、畑地区、桂坂地区、東畑地区	◆遊佐町 石辻地区、三川地区、下大内地区
対応策	対応者：市 <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象者に対する高齢者等避難の発令 ・周知方法：防災行政無線、電話、訪問による伝達、防災あんしんメール、緊急速報メール ・避難所の開設：避難計画による 	対応者：市町 <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象者に対する高齢者等避難の発令 ・周知方法：防災行政無線、電話、FAX、訪問、広報車による伝達、緊急速報メール、消防防災メール、SNS ・避難所の開設：避難計画による

(6) 観光客・登山者の避難対策

	秋田県	山形県
対象	◆警報発表後に帰宅困難となった観光客・登山者	◆警報発表後に帰宅困難となった観光客・登山者
対応策	対応者：市 <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設 由利本荘市：日新館、直根公民館等 にかほ市：象潟公民館、金浦公民館、仁賀保公民館	対応者：市町 <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設 酒田市：八幡タウンセンター、八幡体育館、修道館 遊佐町：生涯学習センター、町民体育館

4 噴火警報「噴火警戒レベル5（避難）」発表時の対応

■「火口噴出型泥流」

警戒事象	噴火により火口噴出型泥流が居住地域に影響を及ぼす、または切迫している。	
警戒範囲	火口噴出型火山泥流	白雪川流域（居住地域を含む）及び赤川、鳥越川の各河川流域
	大きな噴石	想定火口域から概ね4km以内の範囲
	火砕流・火砕サージ （大規模）	想定火口域から概ね4km以内の範囲 鳥越川、赤川、鶯川、下玉田川、朱又川、赤沢川、女郎沢川、白沢川の各河川流域

※ 当該レベルの他の火山現象が同時に発生する可能性がある場合は、これらの火山現象の最大範囲を対象として防災対策を実施するものとする。

(1) 観光客、登山者、施設等への警報発表及び避難指示等発令の周知

	秋田県	山形県
対応策	<p>◆対応者：市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メールにより警戒範囲内からの避難を勧告（指示）する。 ・消防防災メールにより警戒範囲内からの避難を勧告する。（由利本荘市） ・にかほ市防災あんしんメールにより警戒範囲内からの避難を勧告（指示）する。（にかほ市） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>（例） こちらは〇〇市です。 ×月×日〇時〇〇分に鳥海山（想定火口：新山周辺）において「噴火警戒レベル5（避難）」が発表されました。これを踏まえ、〇〇市は、〇〇地区と火口から〇〇kmの範囲内に避難指示を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線による周知。 ・ホームページ等による周知。 ・観光協会及び施設管理者へ連絡。 ・避難区域（居住地域）内にある要配慮者施設、大規模集客施設等へ連絡 <p>◆対応者：にかほ市観光課（稲倉山荘）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外スピーカーからの放送による警報発表及び避難指示等発令の周知。 <p>◆対応者：県総合防災課</p>	<p>◆対応者：市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メールにより警戒範囲内からの避難を勧告する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>（例） こちらは〇〇市（町）です。 ×月×日〇時〇〇分に鳥海山（想定火口：新山周辺）において「噴火警戒レベル5（避難）」が発表されました。これを踏まえ、〇〇市（町）は、火口から〇〇kmの範囲内に対し、避難指示を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線による周知。 ・観光協会及び施設管理者へ連絡。 ・市ホームページ及び市公式フェイスブックによる周知。（酒田市） <p>◆対応者：遊佐町総合交流促進施設（大平山荘）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外スピーカーからの放送による警報発表及び避難指示等発令の周知。 <p>◆対応者：県危機管理課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県消防防災ヘリコプターによる鳥海山山頂付近での警報発表及び避難指示等発令の周知。（警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山者、観光客等に対する周知を主な目的とする。）

	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページでの情報提供。 ・県防災ヘリコプターによる鳥海山山頂付近での警報発表及び避難指示等発令の周知。（警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山者、観光客等に対する周知を主な目的とする。） ・県防災ヘリコプターによる火口噴出型泥流避難区域での警報発表及び避難指示等発令の周知。（避難区域内に居住する住民等への避難の呼びかけを主な目的とする。） 	
--	--	--

(2) 施設の閉鎖

	秋田県	山形県
対象	<p>◆由利本荘市</p> <p>七ツ釜避難小屋（管理人無）（施設No.6） 唐獅子平避難小屋（管理人無）（施設No.7） 大清水避難小屋（管理人無）（施設No.9） 祓川ヒュッテ（管理人有）（施設No.8）</p> <p>◆にかほ市</p> <p>東雲荘（民有）（施設No.4） 中島台レクリエーションの森 （国有・にかほ市管理）（施設No.5）</p> <p>◆火口噴出型泥流の避難区域内にある要配慮者施設、大規模集客施設等</p>	<p>◆酒田市</p> <p>山雪荘（民有）（施設No.16） 鶴間池小屋（民有）（施設No.17）</p> <p>◆遊佐町</p> <p>山頂小屋（鳥海山大物忌神社）（民有） （施設No.15）</p> <p>御浜小屋（民有）（施設No.13） 万助小屋（市有）（施設No.11） 鈴木小屋（民有）（施設No.12） 滝ノ小屋（町有）（施設No.14）</p>
対応策	<p>◆七ツ釜避難小屋、唐獅子平避難小屋、大清水避難小屋</p> <p>対応者：なし</p> <p>・閉鎖するが、登山者の安全確保のため、施錠は行わない。通信手段のない小屋であるため、携帯電話が受信できるエリアは緊急速報メール等により周知するとともに、県防災ヘリによる上空からの広報を行う。</p> <p>◆祓川ヒュッテ</p> <p>対応者：祓川ヒュッテ管理人 【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前 利用者に退避（下山）を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。</p>	<p>◆山雪荘、鶴間池小屋、万助小屋、鈴木小屋</p> <p>対応者：なし</p> <p>・閉鎖するが、登山者の安全確保のため、施錠は行わない。通信手段のない小屋であるため、携帯電話が受信できるエリアは緊急速報メール等により周知するとともに、県防災ヘリによる上空からの広報を行う。</p> <p>◆山頂小屋（鳥海山大物忌神社）、御浜小屋</p> <p><7月～9月></p> <p>対応者：鳥海山大物忌神社 【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前 利用者に退避（下山）を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。</p>

<p>②噴火発生時 利用者に外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。</p> <p>【避難者受入】 噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 避難者の数などを把握し、由利本荘市へ連絡する。</p> <p>【施設閉鎖】 利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p> <p>◆東雲荘 対応者：TDK㈱</p> <p>【避難誘導】 利用者に退避（下山）を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。</p> <p>【施設閉鎖】 利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖する。</p> <p>◆中島台レクリエーションの森 対応者：にかほ市観光課</p> <p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前 利用者に退避（下山）を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。</p> <p>②噴火発生時 利用者に外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。</p> <p>【避難者受入】 噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 避難者の数などを把握し、にかほ市へ連絡する。</p> <p>【施設閉鎖】 利用者が全員退避（下山）したことが確認でき</p>	<p>②噴火発生時 利用者に外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。</p> <p>【避難者受入】 噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 避難者の数などを把握し、遊佐町へ連絡する。</p> <p>【施設閉鎖】 利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p> <p><7月～9月以外> 対応者：なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・閉鎖するが、登山者の安全確保のため、施錠は行わない。通信手段のない小屋であるため、携帯電話が受信できるエリアは緊急速報メール等により周知するとともに、県防災ヘリによる上空からの広報を行う。 <p>◆滝ノ小屋 <6月～10月> 対応者：遊佐町企画課</p> <p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前 利用者に退避（下山）を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。</p> <p>②噴火発生時 利用者に外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。</p> <p>【避難者受入】 噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 避難者の数などを把握し、遊佐町へ連絡する。</p> <p>【施設閉鎖】 利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p>
---	---

<p>た段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p> <p>◆火口噴出型泥流の避難区域内にある要配慮者施設、大規模集客施設等</p> <p>対応者：施設設置者</p> <ul style="list-style-type: none"> 館内放送等で警報発表等の周知、避難の呼びかけを行い、施設利用者等の避難を誘導し施設を閉鎖する。 <p>【避難誘導】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設利用者に、施設が定める避難場所等への避難を呼びかける。 なお、施設周辺が浸水するなど、避難場所への移動が危険となった場合は、施設利用者等を施設の上層階に移動させる。 <p>【施設閉鎖】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設利用者が全員避難したことが確認できた段階で、施設を閉鎖する。 	<p><6月～10月以外></p> <p>対応者：なし</p> <ul style="list-style-type: none"> 閉鎖するが、登山者の安全確保のため、施錠は行わない。通信手段のない小屋であるため、携帯電話が受信できるエリアは緊急速報メール等により周知するとともに、県防災ヘリによる上空からの広報を行う。
---	--

(3) 道路の閉鎖等

	秋田県	山形県
対象	<p>◆国道</p> <p>国道7号</p> <ul style="list-style-type: none"> にかほ市黒川字平森～にかほ市平沢字家妻 日本海東北自動車道・・・金浦IC～仁賀保IC <p>◆県道</p> <p>象潟矢島線</p> <ul style="list-style-type: none"> 目貫谷地橋付近～市道祓川線分岐 上郷仁賀保線・・・御手洗橋付近～馬場集落付近 小出金浦線・・・樋目野集落付近 長岡冬師城内線 金浦温水路橋付近～横森橋付近 <p>◆市道、林道（由利本荘市）</p> <p>祓川線・・・象潟矢島線との分岐 (祓川線の起点)</p> <p>鳥海線・・・冬期閉鎖箇所2箇所</p>	<p>◆国道</p> <p>国道7号</p> <ul style="list-style-type: none"> 飽海郡遊佐町吹浦字西浜～ 秋田県側通行止め区間 <p>◆県道</p> <p>鳥海公園青沢線</p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥海高原牧場前T字路交差点付近 (冬期閉鎖箇所) <p>◆市道、林道（酒田市）</p> <p>奥山林道・・・黒瀬発電所付近（冬期閉鎖箇所）</p>

	<p>手代林道・・・手代林道入口（冬期閉鎖箇所）</p> <p>◆市道（にかほ市）</p> <p>鈴琴浦1号線・・・全線</p> <p>天ヶ町塚田1号線・・・全線</p>	
<p>対応策</p>	<p>◆国道（国管理）</p> <p>対応者：国土交通省秋田河川国道事務所 本荘国道維持出張所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国からの指示で維持管理業者が通行止めを行う。 ・異常気象に伴う閉鎖時は、維持管理業者による車両の追い出し作業を実施しているが、今回の閉鎖は、維持管理業者の安全を確保するため、追い出し作業はしない。 ・道路情報板、看板による注意喚起 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆県道</p> <p>対応者：県由利地域振興局建設部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県からの指示で維持管理業者が閉鎖する。 ・異常気象に伴う閉鎖時は、維持管理業者による車両の追い出し作業を実施しているが、今回の閉鎖は、維持管理業者の安全を確保のため、追い出し作業はしない。 <p>（県防災ヘリコプターによる上空からの広報により対応）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路情報板、看板による注意喚起 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆市道、林道（由利本荘市）</p> <p>対応者：由利本荘市矢島総合支所建設課 由利本荘市鳥海総合支所建設課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象箇所において、道路の閉鎖を行う。 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆市道（にかほ市）</p> <p>対応者：にかほ市農林水産建設部建設課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象箇所において、道路の閉鎖を行う。 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 	<p>◆国道（国管理）</p> <p>対応者：国土交通省酒田河川国道事務所 酒田国道維持出張所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国からの指示で維持管理業者が西浜交差点にて通行止めを行う。 ・異常気象に伴う閉鎖時は、維持管理業者による車両の追い出し作業を実施しているが、今回の閉鎖は、維持管理業者の安全を確保するため、追い出し作業はしない。 ・北港交差点にて国からの指示で維持管理業者が広域迂回措置を行う。 ・道路情報板、看板による注意喚起 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>※北港交差点～西浜交差点間の県道・市道からの流入は妨げないが、西浜交差点以北は、関係者及び近隣住民（秋田県側含む）以外の通行不可とする。</p> <p>◆県道</p> <p>対応者：県庄内総合支庁建設部道路計画課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨量規制時等の道路管理計画に基づく閉鎖方法で実施。（維持管理業者による閉鎖） ・異常気象に伴う閉鎖時は、維持管理業者による車両の追い出し作業を実施しているが、今回の閉鎖の場合は、維持管理業者の安全を確保するため、追い出し作業はしない。 <p>（県防災ヘリコプターによる上空からの広報により対応）</p> <p>※ゲート位置には転回場所あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路情報板、看板による注意喚起 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆市道、林道（酒田市）</p> <p>対応者：酒田市八幡総合支所建設産業課</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・上記対象箇所において、道路の閉鎖を行う。 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置
--	--	--

（4）登山口の閉鎖等（入山規制）

	秋田県	山形県
対象	<p>◆にかほ市</p> <p>横岡口（登山口No.1） 象潟口（登山口No.2）</p> <p>◆登山口の閉鎖対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全登山口を閉鎖対象とするが、警戒範囲内にある登山口は避難指示等の発令範囲となるため、閉鎖等対応策の実施対象とはしない。 	<p>◆酒田市</p> <p>湯ノ台口（登山口No.14） 家族旅行村（登山口）（登山口No.15）</p> <p>◆遊佐町</p> <p>長坂口（登山口No.8） 万助口（登山口No.9） 吹浦口（登山口No.10） 二ノ滝口（登山口No.11） 三ノ俣（登山口）（登山口No.12） 蕨岡口（登山口No.13）</p> <p>◆登山口の閉鎖対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全登山口を閉鎖対象とするが、警戒範囲内にある登山口は避難指示等の発令範囲となるため、閉鎖等対応策の実施対象とはしない。
対応策	<p>対応者：登山口所在市（総合支所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記箇所に警報発表に係る入山規制のための看板を設置し、登山口を閉鎖する。 	<p>対応者：登山口等所在市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記箇所に警報発表に係る入山規制のための看板を設置し、登山口を閉鎖する。

（5）住民等への警報発表及び避難情報等発令の周知

	秋田県	山形県
対象	<p>◆にかほ市</p> <p>大竹地区 芹田地区、三森地区、鈴地区、田抓地区、伊勢居地地区、中野地区、三日市地区、立居地地区、百目木地区、堺地区、樋ノ口地区、寺田地区、畑地区、桂坂地区、東畑地区</p>	該当なし
対応策	<p>対応者：にかほ市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象者に対する避難指示の発令 ・周知方法：防災行政無線、電話、訪問による伝達、防災あんしんメール、緊急速報メール ・避難所の開設：避難計画による 	該当なし

（6）観光客・登山者の避難対策

	秋田県	山形県
対象	◆警報発表後に帰宅困難となった観光客・登山者	◆警報発表後に帰宅困難となった観光客・登山者
対応策	対応者：市 ・避難所の開設 由利本荘市：日新館、紫水館、直根公民館等 にかほ市：象潟公民館、金浦公民館、仁賀保公民館	対応者：市町 ・避難所の開設 酒田市：八幡タウンセンター、八幡体育館、 修道館 遊佐町：生涯学習センター、町民体育館

■「融雪型火山泥流」

警戒事象	噴火により融雪型火山泥流が居住地域に影響を及ぼす、または切迫している。	
警戒範囲	融雪型火山泥流 (大規模)	白雪川、鶯川、子吉川、百宅川、日向川の各河川流域(居住地域を含む)及び鳥越川、赤川、下玉田川、赤沢川、女郎沢川の各河川流域
	大きな噴石	想定火口域から概ね4km以内の範囲
	火砕流・火砕サージ (大規模)	想定火口域から概ね4km以内の範囲 鳥越川、赤川、鶯川、下玉田川、朱又川、赤沢川、女郎沢川、白沢川の各河川流域

※ 融雪型火山泥流は積雪期のみ想定される。

※ 当該レベルの他の火山現象が同時に発生する可能性がある場合は、これらの火山現象の最大範囲を対象として防災対策を実施するものとする。

(1) 観光客、登山者、施設等への警報発表及び避難指示等発令の周知

	秋田県	山形県
対応策	<p>◆対応者：市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メールにより警戒範囲内からの避難を勧告(指示)する。 ・消防防災メールにより警戒範囲内からの避難を勧告(指示)する。(由利本荘市) ・にかほ市防災あんしんメールにより警戒範囲内からの避難を勧告(指示)する。(にかほ市) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(例)</p> <p>こちらは〇〇市です。</p> <p>×月×日〇時〇〇分に鳥海山(想定火口:新山周辺)において「噴火警戒レベル5(避難)」が発表されました。これを踏まえ、〇〇市は、〇〇地区と火口から〇〇kmの範囲内に避難指示を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線による周知。 ・ホームページ等による周知。 ・観光協会及び施設管理者へ連絡。 ・避難区域(居住地域)内にある要配慮者施設、大規模集客施設等へ連絡 <p>◆対応者：県総合防災課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページでの情報提供。 	<p>◆対応者：市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メールにより警戒範囲内からの避難を勧告(指示)する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(例)</p> <p>こちらは〇〇市(町)です。</p> <p>×月×日〇時〇〇分に鳥海山(想定火口:新山周辺)において「噴火警戒レベル5(避難)」が発表されました。これを踏まえ、〇〇市(町)は、〇〇地区と火口から〇〇kmの範囲内に避難指示を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線による周知。 ・観光協会及び施設管理者へ連絡。 ・市ホームページ及び市公式フェイスブックによる周知。(酒田市) ・避難区域(居住地域)の広報車巡回による周知。 ・避難区域(居住地域)内にある要配慮者施設、大規模集客施設等へ連絡 <p>◆対応者：県危機管理課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県消防防災ヘリコプターによる鳥海山山頂付近での警報発表及び避難指示等発令の周知。(警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山者、

<ul style="list-style-type: none"> ・県防災ヘリコプターによる鳥海山山頂付近での警報発表及び避難指示等発令の周知。(警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山者、観光客等に対する周知を主な目的とする。) ・県防災ヘリコプターによる融雪型火山泥流避難区域での警報発表及び避難指示等発令の周知。(避難区域内に居住する住民等への避難の呼びかけを主な目的とする。) 	<p>観光客等に対する周知を主な目的とする。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県消防防災ヘリコプターによる融雪型火山泥流避難区域での警報発表及び避難指示等発令の周知。(避難区域内に居住する住民等への避難の呼びかけを主な目的とする。)
--	--

(2) 施設の閉鎖

	秋田県	山形県
対象	<p>◆由利本荘市</p> <p>七ツ釜避難小屋(管理人無)(施設No.6) 唐獅子平避難小屋(管理人無)(施設No.7) 大清水避難小屋(管理人無)(施設No.9) 祓川ヒュッテ(管理人有)(施設No.8)</p> <p>◆にかほ市</p> <p>東雲荘(民有)(施設No.4) 中島台レクリエーションの森 (国有・にかほ市管理)(施設No.5)</p> <p>◆融雪型火山泥流の避難区域内にある要配慮者施設、大規模集客施設等</p>	<p>◆酒田市</p> <p>山雪荘(民有)(施設No.16) 鶴間池小屋(民有)(施設No.17)</p> <p>◆遊佐町</p> <p>山頂小屋(鳥海山大物忌神社)(民有) (施設No.15)</p> <p>御浜小屋(民有)(施設No.13) 万助小屋(市有)(施設No.11) 鈴木小屋(民有)(施設No.12) 滝ノ小屋(町有)(施設No.14)</p> <p>◆融雪型火山泥流の避難区域内にある要配慮者施設、大規模集客施設等</p>
対応策	<p>◆七ツ釜避難小屋、唐獅子平避難小屋、大清水避難小屋</p> <p>対応者：なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・閉鎖するが、登山者の安全確保のため、施錠は行わない。通信手段のない小屋であるため、携帯電話が受信できるエリアは緊急速報メール等により周知するとともに、県防災ヘリによる上空からの広報を行う。 <p>◆祓川ヒュッテ</p> <p>対応者：祓川ヒュッテ管理人</p> <p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前</p> <p>利用者に退避(下山)を呼びかけ、管理者も最</p>	<p>◆山雪荘、鶴間池小屋、万助小屋、鈴木小屋</p> <p>対応者：なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・閉鎖するが、登山者の安全確保のため、施錠は行わない。通信手段のない小屋であるため、携帯電話が受信できるエリアは緊急速報メール等により周知するとともに、県防災ヘリによる上空からの広報を行う。 <p>◆山頂小屋(鳥海山大物忌神社)、御浜小屋</p> <p><7月~9月></p> <p>対応者：鳥海山大物忌神社</p> <p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前</p> <p>利用者に退避(下山)を呼びかけ、管理者も最</p>

<p>後に残った利用者とともに退避する。</p> <p>②噴火発生時 利用者に外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。</p> <p>【避難者受入】 噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 避難者の数などを把握し、由利本荘市へ連絡する。</p> <p>【施設閉鎖】 利用者が全員退避(下山)したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p> <p>◆東雲荘 対応者：TDK(株)</p> <p>【避難誘導】 利用者に退避(下山)を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。</p> <p>【施設閉鎖】 利用者が全員退避(下山)したことが確認できた段階で、施設を閉鎖する。</p> <p>◆中島台レクリエーションの森 対応者：にかほ市観光課</p> <p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前 利用者に退避(下山)を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。</p> <p>②噴火発生時 利用者に外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。</p> <p>【避難者受入】 噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 避難者の数などを把握し、にかほ市へ連絡する。</p> <p>【施設閉鎖】</p>	<p>後に残った利用者とともに退避する。</p> <p>②噴火発生時 利用者に外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。</p> <p>【避難者受入】 噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 避難者の数などを把握し、遊佐町へ連絡する。</p> <p>【施設閉鎖】 利用者が全員退避(下山)したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p> <p><7月～9月以外> 対応者：なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・閉鎖するが、登山者の安全確保のため、施錠は行わない。通信手段のない小屋であるため、携帯電話が受信できるエリアは緊急速報メール等により周知するとともに、県防災ヘリによる上空からの広報を行う。 <p>◆滝ノ小屋 <6月～10月> 対応者：遊佐町企画課</p> <p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前 利用者に退避(下山)を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに退避する。</p> <p>②噴火発生時 利用者に外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。</p> <p>【避難者受入】 噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 避難者の数などを把握し、遊佐町へ連絡する。</p> <p>【施設閉鎖】 利用者が全員退避(下山)したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として</p>
--	--

<p>利用者が全員退避(下山)したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p> <p>◆融雪型火山泥流の避難区域内にある要配慮者施設、大規模集客施設等</p> <p>対応者：施設設置者</p> <ul style="list-style-type: none"> 館内放送等で警報発表等の周知、避難の呼びかけを行い、施設利用者等の避難を誘導し施設を閉鎖する。 <p>【避難誘導】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設利用者に、施設が定める避難場所等への避難を呼びかける。 なお、施設周辺が浸水するなど、避難場所への移動が危険となった場合は、施設利用者等を施設の上層階に移動させる。 <p>【施設閉鎖】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設利用者が全員避難したことが確認できた段階で、施設を閉鎖する。 	<p>施錠しない。</p> <p><6月～10月以外></p> <p>対応者：なし</p> <ul style="list-style-type: none"> 閉鎖するが、登山者の安全確保のため、施錠は行わない。通信手段のない小屋であるため、携帯電話が受信できるエリアは緊急速報メール等により周知するとともに、県防災ヘリによる上空からの広報を行う。 <p>◆融雪型火山泥流の避難区域内にある要配慮者施設、大規模集客施設等</p> <p>対応者：施設設置者</p> <ul style="list-style-type: none"> 館内放送等で警報発表等の周知、避難の呼びかけを行い、施設利用者等の避難を誘導し施設を閉鎖する。 <p>【避難誘導】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設利用者に、施設が定める避難場所等への避難を呼びかける。 なお、施設周辺が浸水するなど、避難場所への移動が危険となった場合は、施設利用者等を施設の上層階に移動させる。 <p>【施設閉鎖】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設利用者が全員避難したことが確認できた段階で、施設を閉鎖する。
--	--

(3) 道路の閉鎖等

	秋田県	山形県
対象	<p>◆国道</p> <p>国道7号</p> <ul style="list-style-type: none"> にかほ市黒川字平森～にかほ市平沢字家妻 <p>日本海東北自動車道・・・金浦IC～仁賀保IC</p> <p>◆県道</p> <p>象潟矢島線</p> <ul style="list-style-type: none"> 目貫谷地橋付近～市道祓川線分岐 <p>仁賀保矢島館合線・・・長泥橋付近</p> <p>上郷仁賀保線・・・御手洗橋付近～馬場集落付近</p> <p>小出金浦線・・・樋目野集落付近</p> <p>長岡冬師城内線</p>	<p>◆国道</p> <p>国道7号</p> <ul style="list-style-type: none"> 飽海郡遊佐町吹浦字西浜～ <p style="text-align: right;">秋田県側通行止め区間</p> <p>◆県道</p> <p>国道345号</p> <ul style="list-style-type: none"> 国道344号北側交差点～ <p style="text-align: right;">杉沢南鳥海停車場線南側交差点</p> <p>酒田遊佐線</p> <ul style="list-style-type: none"> 酒田市市道大正橋2号線交差点～ <p style="text-align: right;">酒田市市道大正橋1号線交差点</p>

<p>・金浦温水路橋付近～横森橋付近</p> <p>◆市道、林道(由利本荘市)</p> <p>祓川線・・・象潟矢島線との分岐 (祓川線の起点)</p> <p>鳥海線・・・冬期閉鎖箇所2箇所</p> <p>手代林道・・・手代林道入口(冬期閉鎖箇所)</p> <p>その他、融雪型火山泥流による道路冠水又は冠水のおそれのある路線</p> <p>百宅線、境堂線、倉ノ下線、下直根猿倉線、大川端猿倉線、伏見沢間木線、伏見沢長坂線、伏見才ノ神線、赤渋線、伏見線、小又線、東街道線、西街道線、矢ノ本線、大久保線、新荘坂之下線、新町郷内線、郷内線、築館線、矢島下郷線、矢島1号線、新上条線、大台線、奉行免線、久保田大森台線、院主下線、森子前郷線</p> <p>◆市道(にかほ市)</p> <p>鈴琴浦1号線・・・全線</p> <p>天ヶ町塚田1号線・・・全線</p>	<p>升田観音寺線</p> <p>・酒田市市道奥山線交差点～ 国道344号交差点</p> <p>鳥海公園青沢線</p> <p>・県道升田観音寺線東側交差点～七曲橋終点</p> <p>・鳥海高原牧場前T字路交差点付近 (冬期閉鎖箇所)</p> <p>比子八幡線</p> <p>・県道酒田遊佐線交差点～国道344号交差点</p> <p>杉沢南鳥海停車場線</p> <p>・国道345号南側交差点～ 酒田市市道南鳥海駅線交差点</p> <p>◆市道、林道、農道(酒田市)</p> <p>本楯南鳥海線</p> <p>・豊川大豊田線起点付近～興休4号線</p> <p>宮形塚渕線・・・豊川大豊田線交差点～終点</p> <p>大豊田八幡線</p> <p>・豊川大豊田線終点交差点～終点</p> <p>市道(全線規制)</p> <p>樋の口前門線、前門線、福島塚渕線、福島門前線、豊川大豊田線、村東線、塚渕南線、大久保線、福島樋の口線、塚渕北線、大久保中道線、芹田塚渕線、大久保北仁田線、下小泉線、芹田小泉線、芹田西支線、芹田線、福山橋本線、橋本線、興屋田線、雪車田西線、荒町山根線、貝ラケ線、芋畑線、福山線、福山蕨岡線、中村山本線、中村木ノ下線、木ノ下村上線、下黒川線、新出升田線、赤剥上黒川線、村腰線、上黒川線、上草津貝沢線、貝沢線、升田大台野線、大石線、奥山線、沼田東向線、宮ノ下線、升田北線、寺ノ下線、大台野高原4号線</p> <p>林道(全線規制)</p> <p>奥山林道、貝沢線</p> <p>農道(全線規制)</p> <p>升田線、過疎基幹農道、ふるさと緊急農道、第2号幹線道路(鳥海南麓泥沢)、農道大台野線</p> <p>◆町道(遊佐町)</p>
--	--

		<p>下当下大内線・・・下大内交差点南 上大内石辻線・・・三川地内豊岡橋南 中三川北線・・・蕨小南 石辻坂ノ下線・・・大淵地内南端より南 豊岡平津線・・・南三川より北進 上三川北線・・・南三川より南進</p>
<p>対応策</p>	<p>◆国道(国管理) 対応者: 国土交通省秋田河川国道事務所 本荘国道維持出張所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国からの指示で維持管理業者が通行止めを行う。 ・異常気象に伴う閉鎖時は、維持管理業者による車両の追い出し作業を実施しているが、今回の閉鎖は、維持管理業者の安全を確保するため、追い出し作業はしない。 ・道路情報板、看板による注意喚起 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆県道 対応者: 県由利地域振興局建設部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県からの指示で維持管理業者が閉鎖する。 ・異常気象に伴う閉鎖時は、維持管理業者による車両の追い出し作業を実施しているが、今回の閉鎖は、維持管理業者の安全を確保のため、追い出し作業はしない。 (県防災ヘリコプターによる上空からの広報により対応) ・道路情報板、看板による注意喚起 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆市道、林道(由利本荘市) 対応者: 由利本荘市矢島総合支所建設課 由利本荘市由利総合支所建設課 由利本荘市鳥海総合支所建設課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象箇所において、道路の閉鎖を行う。 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆市道(にかほ市) 対応者: にかほ市農林水産建設部建設課</p>	<p>◆国道(国管理) 対応者: 国土交通省酒田河川国道事務所 酒田国道維持出張所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国からの指示で維持管理業者が西浜交差点にて通行止めを行う。 ・異常気象に伴う閉鎖時は、維持管理業者による車両の追い出し作業を実施しているが、今回の閉鎖は、維持管理業者の安全を確保するため、追い出し作業はしない。 ・北港交差点にて国からの指示で維持管理業者が広域迂回措置を行う。 ・道路情報板、看板による注意喚起 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>※北港交差点～西浜交差点間の県道・市道からの流入は妨げないが、西浜交差点以北は、関係者及び近隣住民(秋田県側含む)以外の通行不可とする。</p> <p>◆県道 対応者: 県庄内総合支庁建設部道路計画課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨量規制時等の道路管理計画に基づく閉鎖方法で実施。(維持管理業者による閉鎖) ・異常気象に伴う閉鎖時は、維持管理業者による車両の追い出し作業を実施しているが、今回の閉鎖の場合は、維持管理業者の安全を確保するため、追い出し作業はしない。 (県防災ヘリコプターによる上空からの広報により対応) ※ゲート位置には転回場所あり ・道路情報板、看板による注意喚起 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆市道、林道(酒田市)</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・上記対象箇所において、道路の閉鎖を行う。 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 	<p>対応者：酒田市八幡総合支所建設産業課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象箇所において、道路の閉鎖を行う。 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆町道(遊佐町)</p> <p>対応者：遊佐町地域生活課・産業課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象箇所において、道路の閉鎖を行う。 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置
--	--	--

(4) 登山口の閉鎖等(入山規制)

	秋田県	山形県
対 象	<p>◆にかほ市</p> <p>横岡口(登山口No.1) 象潟口(登山口No.2)</p> <p>◆登山口の閉鎖対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全登山口を閉鎖対象とするが、警戒範囲内にある登山口は避難指示等の発令範囲となるため、閉鎖等対応策の実施対象とはしない。 	<p>◆遊佐町</p> <p>長坂口(登山口No.8) 万助口(登山口No.9) 吹浦口(登山口No.10) 二ノ滝口(登山口No.11) 三ノ俣(登山口)(登山口No.12) 蕨岡口(登山口No.13)</p> <p>◆登山口の閉鎖対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全登山口を閉鎖対象とするが、警戒範囲内にある登山口は避難指示等の発令範囲となるため、閉鎖等対応策の実施対象とはしない。
対 応 策	<p>対応者：登山口所在市(総合支所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記箇所に警報発表に係る入山規制のための看板を設置し、登山口を閉鎖する。 	<p>対応者：登山口等所在市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記箇所に警報発表に係る入山規制のための看板を設置し、登山口を閉鎖する。

(5) 住民等への警報発表及び避難情報等発令の周知

	秋田県	山形県
対 象	<p>◆由利本荘市</p> <p>下伏見地区、中伏見地区、上伏見地区、久保地区、鳥寿苑、矢ノ本地区、長坂地区、河台地区、伏見沢地区 下百宅地区、吉谷地地区、大川端地区 築館地区、砂子沢地区、持子地区、坂之下郷内地区、大川原地区、新所地区、元町郷内地区、金ヶ沢地区</p> <p>◆にかほ市</p>	<p>◆酒田市</p> <p>升田地区、大台野地区、上草津地区、下草津地区、湯ノ台地区、泥沢地区、赤剥地区、上黒川地区、下黒川地区、新出地区、福山地区、山根地区、橋本地区、芹田地区、北仁田地区、小泉北豊田地区、大久保地区、塚渕地区、米島前門地区</p> <p>◆遊佐町</p> <p>石辻地区、三川地区、下大内地区</p>

	大竹地区 芹田地区、三森地区、鈴地区、田抓地区、伊勢居地地区、中野地区、三日市地区、立居地地区、百目木地区、堺地区、樋ノ口地区、寺田地区、畑地区、桂坂地区東畑地区	
対応策	対応者：市 ・上記対象者に対する避難指示の発令 ・周知方法：防災行政無線、電話、訪問による伝達、防災あんしんメール、緊急速報メール ・避難所の開設：避難計画による	対応者：市町 ・上記対象者に対する避難指示の発令 ・周知方法：防災行政無線、電話、FAX、訪問、広報車による伝達、緊急速報メール、SNS ・避難所の開設：避難計画による

(6) 観光客・登山者の避難対策

	秋田県	山形県
対象	◆警報発表後に帰宅困難となった観光客・登山者	◆警報発表後に帰宅困難となった観光客・登山者
対応策	対応者：市 ・避難所の開設 由利本荘市：日新館、直根公民館等 にかほ市：象潟公民館、金浦公民館、仁賀保公民館	対応者：市町 ・避難所の開設 酒田市：八幡タウンセンター、八幡体育館、修道館 遊佐町：生涯学習センター、町民体育館

第3節 ブルーライン等冬期閉鎖期の対策について

1 噴火警報「噴火警戒レベル2（火口周辺規制）」発表時の対応

警戒事象	噴火により大きな噴石が想定火口域から概ね1.5kmの範囲内に影響を及ぼす、または予想される。	
警戒範囲	大きな噴石	想定火口域から概ね1.5km以内の範囲

(1) 観光客、登山者、施設等への警報発表及び避難指示等発令の周知

	秋田県	山形県
対応策	<p>◆対応者：市（避難指示の発令は由利本荘市のみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メールにより警戒範囲内からの避難を勧告する。 ・消防防災メールにより警戒範囲内からの避難を勧告する。（由利本荘市） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>（例） こちらは〇〇市です。 ×月×日〇時〇〇分に鳥海山（想定火口：新山周辺）において「噴火警戒レベル2（火口周辺規制）」が発表されました。これを踏まえ、〇〇市は、火口から〇〇kmの範囲内に対し、避難指示を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線による周知。 ・ホームページ等による周知。 ・観光協会及び施設管理者へ連絡。 <p>◆対応者：県総合防災課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページでの情報提供。 ・県防災ヘリコプターによる鳥海山山頂付近での警報発表及び避難指示等発令の周知。（警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山者、観光客等に対する周知を主な目的とする。） 	<p>◆対応者：市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メールにより警戒範囲内からの避難を勧告する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>（例） こちらは〇〇市（町）です。 ×月×日〇時〇〇分に鳥海山（想定火口：新山周辺）において「噴火警戒レベル2（火口周辺規制）」が発表されました。これを踏まえ、〇〇市（町）は、火口から〇〇kmの範囲内に対し、避難指示を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線による周知。 ・観光協会及び施設管理者へ連絡。 ・市ホームページ及び市公式フェイスブックによる周知。（酒田市） <p>◆対応者：県危機管理課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県消防防災ヘリコプターによる鳥海山山頂付近での警報発表及び避難指示等発令の周知。（警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山者、観光客等に対する周知を主な目的とする。）

(2) 施設の閉鎖

	秋田県	山形県
対象	<p>◆由利本荘市</p> <ul style="list-style-type: none"> 七ツ釜避難小屋（管理人無）（施設No.6） 唐獅子平避難小屋（管理人無）（施設No.7） 	<p>◆遊佐町</p> <ul style="list-style-type: none"> 山頂小屋（私有）（鳥海山大物忌神社）（施設No.15） ※冬期閉鎖 御浜小屋（私有）（施設No.13） ※冬期閉鎖
対応	<p>◆七ツ釜避難小屋、唐獅子平避難小屋</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬期のため、施設の有無に関わらず、特段の作 	<p>◆冬期閉鎖施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬期閉鎖施設については、特段の作業は行わな

策	業は行わない。 ※携帯電話が受信できるエリアは緊急速報メール等により周知するとともに、県防災ヘリによる上空からの広報を行う。	い。 ※携帯電話が受信できるエリアは緊急速報メール等により周知するとともに、県消防防災ヘリによる上空からの広報を行う。
---	---	--

(3) 道路の閉鎖等

	秋田県	山形県
対象	該当なし	該当なし
対応策	該当なし	該当なし

(4) 登山口の閉鎖等（入山規制）

	秋田県	山形県
対象	<p>◆由利本荘市</p> <p>矢島口（登山口No.5） ※登山口に通じる祓川線が冬期閉鎖のため、閉鎖ゲートに看板を設置</p> <p>猿倉口（登山口No.6） ※登山口に通じる祓川堰口線が冬期閉鎖のため、閉鎖ゲートに看板を設置</p> <p>百宅口（登山口No.7） ※登山口に通じる手代林道が冬期閉鎖のため、閉鎖ゲートに看板を設置</p> <p>◆にかほ市</p> <p>横岡口（登山道No.1） 象潟口（登山口No.2） ※登山口に通じる鳥海公園小滝線が冬期閉鎖のため、閉鎖ゲートに看板を設置</p> <p>中島台レクリエーションの森（登山口） （登山口No.3） ※登山口に通じる象潟矢島線が冬期閉鎖のため、閉鎖ゲートに看板を設置</p> <p>貯木場（登山口）（登山口No.4） ※登山口に通じる象潟矢島線が冬期閉鎖の</p>	<p>◆酒田市</p> <p>湯ノ台口（登山口No.14） 家族旅行村（登山口）（登山口No.15） 湯ノ台口（車道終点）（登山口No.16） 鶴間池（登山口）（登山口No.17） ※登山口に通じる鳥海公園青沢線が冬期閉鎖のため、閉鎖ゲートに看板を設置</p> <p>◆遊佐町</p> <p>長坂口（登山口No.8） ※登山口に通じる林道白井新田線が冬期閉鎖のため、林道入口に看板を設置</p> <p>万助口（登山口No.9） ※登山口に通じる林道中村線が冬期閉鎖のため、林道入口に看板を設置</p> <p>吹浦口（登山口No.10） ※登山口に通じる鳥海公園吹浦線が冬期閉鎖のため、閉鎖ゲートに看板を設置</p> <p>二ノ滝口（登山口No.11） ※登山口に通じる酒田遊佐線が冬期閉鎖のため、閉鎖ゲートに看板を設置</p> <p>三ノ俣（登山口）（登山口No.12）</p>

	ため、閉鎖ゲートに看板を設置	蕨岡口（登山口No.13）
対 応 策	対応者：登山口所在市（総合支所） ・上記箇所に警報発表に係る入山規制のための看板を設置し、登山口を閉鎖する。	対応者：登山口等所在市町 ・上記箇所に警報発表に係る入山規制のための看板を設置し、登山口を閉鎖する。

（5）住民等への警報発表及び避難情報等発令の周知

	秋田県	山形県
対 象	該当なし	該当なし
対 応 策	該当なし	該当なし

（6）観光客・登山者の避難対策

	秋田県	山形県
対 象	◆警報発表後に帰宅困難となった観光客・登山者	◆警報発表後に帰宅困難となった観光客・登山者
対 応 策	対応者：市 ・避難所の開設 由利本荘市：日新館、紫水館、直根公民館等 にかほ市：象潟公民館、金浦公民館、仁賀保公民館	対応者：市町 ・避難所の開設 酒田市：八幡タウンセンター、八幡体育館、 修道館 遊佐町：生涯学習センター、町民体育館

2 噴火警報「噴火警戒レベル3（入山規制）」発表時の対応

警戒事象	噴火により大きな噴石が想定火口域から概ね4kmの範囲内、火砕流・火砕サージが居住地の近くまでに影響を及ぼす、または予想される。	
警戒範囲	大きな噴石	想定火口域から概ね4km以内の範囲
	火砕流・火砕サージ (大規模)	想定火口域から概ね4km以内の範囲 鳥越川、赤川、鶯川、下玉田川、朱又川、赤沢川、女郎沢川、白沢川の各河川流域

(1) 観光客、登山者、施設等への警報発表及び避難指示等発令の周知

	秋田県	山形県
対応策	<p>◆対応者：市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メールにより警戒範囲内からの避難を勧告する。 ・消防防災メールにより警戒範囲内からの避難を勧告する。(由利本荘市) ・にかほ市防災あんしんメールにより警戒範囲内からの避難を勧告する。(にかほ市) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(例) こちらは〇〇市です。 ×月×日〇時〇〇分に鳥海山(想定火口：新山周辺)において「噴火警戒レベル3（入山規制）」が発表されました。これを踏まえ、〇〇市は、火口から〇〇kmの範囲内に対し、避難指示を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線による周知。 ・ホームページ等による周知。 ・観光協会及び施設管理者へ連絡。 <p>◆対応者：県総合防災課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページでの情報提供。 ・県防災ヘリコプターによる鳥海山山頂付近での警報発表及び避難指示等発令の周知。(警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山者、観光客等に対する周知を主な目的とする。) 	<p>◆対応者：市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メールにより警戒範囲内からの避難を勧告する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(例) こちらは〇〇市(町)です。 ×月×日〇時〇〇分に鳥海山(想定火口：新山周辺)において「噴火警戒レベル3（入山規制）」が発表されました。これを踏まえ、〇〇市(町)は、火口から〇〇kmの範囲内に対し、避難指示を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線による周知。 ・観光協会及び施設管理者へ連絡。 ・市ホームページ及び市公式フェイスブックによる周知。(酒田市) <p>◆対応者：県危機管理課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県消防防災ヘリコプターによる鳥海山山頂付近での警報発表及び避難指示等発令の周知。(警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山者、観光客等に対する周知を主な目的とする。)

(2) 施設の閉鎖

	秋田県	山形県
対	◆由利本荘市	◆酒田市

<p>象</p>	<p>七ツ釜避難小屋（管理人無）（施設No.6） 唐獅子平避難小屋（管理人無）（施設No.7） 大清水避難小屋（管理人無）（施設No.9） 祓川ヒュッテ（管理人有）（施設No.8） ※冬期閉鎖</p> <p>◆にかほ市</p> <p>中島台レクリエーションの森 （国有・にかほ市管理）（施設No.5） ※冬期閉鎖</p>	<p>山雪荘（民有）（施設No.16） 鶴間池小屋（民有）（施設No.17）</p> <p>◆遊佐町</p> <p>山頂小屋（鳥海山大物忌神社）（民有） （施設No.15）※冬期閉鎖</p> <p>御浜小屋（民有）（施設No.13） ※冬期閉鎖 万助小屋（市有）（施設No.11） 鈴木小屋（民有）（施設No.12） 滝ノ小屋（町有）（施設No.14） ※冬期閉鎖</p>
<p>対 応 策</p>	<p>◆七ツ釜避難小屋、唐獅子平避難小屋、大清水避難小屋</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬期のため、施錠の有無に関わらず、特段の作業は行わない。 <p>◆冬期閉鎖施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬期閉鎖施設については、特段の作業は行わない。 <p>※携帯電話が受信できるエリアは緊急速報メール等により周知するとともに、県防災ヘリによる上空からの広報を行う。</p>	<p>◆山雪荘、鶴間池小屋、万助小屋、鈴木小屋</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬期のため、施錠の有無に関わらず、特段の作業は行わない。 <p>◆冬期閉鎖施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬期閉鎖施設については、特段の作業は行わない。 <p>※携帯電話が受信できるエリアは緊急速報メール等により周知するとともに、県消防防災ヘリによる上空からの広報を行う。</p>

(3) 道路の閉鎖等

	秋田県	山形県
<p>対 象</p>	<p>◆県道</p> <p>象潟矢島線 ・横岡第1発電所（冬期閉鎖箇所）～ 象潟矢島線終点（冬期閉鎖箇所）</p> <p>◆市道、林道（由利本荘市）</p> <p>鳥海線・・・冬期閉鎖箇所2箇所 手代林道・・・手代林道入口（冬期閉鎖箇所）</p>	<p>◆県道</p> <p>鳥海公園青沢線 ・鳥海高原牧場前T字路交差点付近 （冬期閉鎖箇所）</p> <p>◆市道、林道（酒田市）</p> <p>奥山林道・・・黒瀬発電所付近（冬期閉鎖箇所）</p>
<p>対 応 策</p>	<p>◆県道</p> <p>対応者：県由利地域振興局建設部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬期閉鎖位置で閉鎖済み。 ・道路情報板、看板による注意喚起 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 	<p>◆県道</p> <p>対応者：県庄内総合支庁建設部道路計画課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬期閉鎖位置で閉鎖済み。 ・道路情報板、看板による注意喚起 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置

<p>◆市道、林道（由利本荘市）</p> <p>対応者：由利本荘市矢島総合支所建設課 由利本荘市鳥海総合支所建設課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬期閉鎖位置で閉鎖済み。 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 	<p>◆市道、林道（酒田市）</p> <p>対応者：酒田市八幡総合支所建設産業課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬期閉鎖位置で閉鎖済み。 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置
--	---

（4）登山口の閉鎖等（入山規制）

	秋田県	山形県
対 象	<p>◆にかほ市</p> <p>横岡口（登山口No.1） 象潟口（登山口No.2）</p> <p>※登山口に通じる鳥海公園小滝線が冬期閉鎖のため、閉鎖ゲートに看板を設置</p> <p>◆登山口の閉鎖対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全登山口を閉鎖対象とするが、警戒範囲内にある登山口は避難指示等の発令範囲となるため、閉鎖等対応策の実施対象とはしない。 	<p>◆酒田市</p> <p>湯ノ台口（登山口No.14） 家族旅行村（登山口）（登山口No.15）</p> <p>◆遊佐町</p> <p>長坂口（登山口No.8）</p> <p>※登山口に通じる林道白井新田線が冬期閉鎖のため、林道入口に看板を設置</p> <p>万助口（登山口No.9）</p> <p>※登山口に通じる林道中村線が冬期閉鎖のため、林道入口に看板を設置</p> <p>吹浦口（登山口No.10）</p> <p>※登山口に通じる鳥海公園吹浦線が冬期閉鎖のため、閉鎖ゲートに看板を設置</p> <p>二ノ滝口（登山口No.11）</p> <p>※登山口に通じる酒田遊佐線が冬期閉鎖のため、閉鎖ゲートに看板を設置</p> <p>三ノ俣（登山口）（登山口No.12） 蕨岡口（登山口No.13）</p> <p>◆登山口の閉鎖対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全登山口を閉鎖対象とするが、警戒範囲内にある登山口は避難指示等の発令範囲となるため、閉鎖等対応策の実施対象とはしない。
対 応 策	<p>対応者：登山口所在市（総合支所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記箇所に警報発表に係る入山規制のための看板を設置し、登山口を閉鎖する。 	<p>対応者：登山口等所在市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記箇所に警報発表に係る入山規制のための看板を設置し、登山口を閉鎖する。

（5）住民等への警報発表及び避難情報等発令の周知

	秋田県	山形県
対	該当なし	該当なし

象		
対 応 策	該当なし	該当なし

（6）観光客・登山者の避難対策

	秋田県	山形県
対 象	◆警報発表後に帰宅困難となった観光客・登山者	◆警報発表後に帰宅困難となった観光客・登山者
対 応 策	対応者：市 ・避難所の開設 由利本荘市：日新館、紫水館、直根公民館等 にかほ市：象潟公民館、金浦公民館、仁賀保公民館	対応者：市町 ・避難所の開設 酒田市：八幡タウンセンター、八幡体育館、 修道館 遊佐町：生涯学習センター、町民体育館

3 噴火警報「噴火警戒レベル4（避難準備）」発表時の対応

■「火口噴出型泥流」

警戒事象	噴火により火口噴出型泥流が居住地域に影響を及ぼすことが予想される。	
警戒範囲	火口噴出型泥流	白雪川流域（居住地域を含む）及び赤川、鳥越川の各河川流域
	大きな噴石	想定火口域から概ね4km以内の範囲
	火砕流・火砕サージ （大規模）	想定火口域から概ね4km以内の範囲 鳥越川、赤川、鶯川、下玉田川、朱又川、赤沢川、女郎沢川、白沢川の各河川流域

※ 当該レベルの他の火山現象が同時に発生する可能性がある場合は、これらの火山現象の最大範囲を対象として防災対策を実施するものとする。

(1) 観光客、登山者、施設等への警報発表及び避難指示等発令の周知

	秋田県	山形県
対応策	<p>◆対応者：市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メールにより警戒範囲内からの避難を勧告する。 ・消防防災メールにより警戒範囲内からの避難を勧告する。（由利本荘市） ・にかほ市防災あんしんメールにより警戒範囲内からの避難を勧告する。（にかほ市） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>（例） こちらは〇〇市です。 ×月×日〇時〇〇分に鳥海山（想定火口：新山周辺）において「噴火警戒レベル4（避難準備）」が発表されました。これを踏まえ、〇〇市は、〇〇地区に高齢者等避難を、火口から〇〇kmの範囲内に避難指示を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線による周知。 ・ホームページ等による周知。 ・観光協会及び施設管理者へ連絡。 ・避難区域（居住地域）内にある要配慮者施設、大規模集客施設等へ連絡 <p>◆対応者：県総合防災課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページでの情報提供。 ・県防災ヘリコプターによる鳥海山山頂付近での警報発表及び避難指示等発令の周知。（警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山者、観光 	<p>◆対応者：市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メールにより警戒範囲内からの避難を勧告する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>（例） こちらは〇〇市（町）です。 ×月×日〇時〇〇分に鳥海山（想定火口：新山周辺）において「噴火警戒レベル4（避難準備）」が発表されました。これを踏まえ、〇〇市（町）は、火口から〇〇kmの範囲内に対し、避難指示を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線による周知。 ・観光協会及び施設管理者へ連絡。 ・市ホームページ及び市公式フェイスブックによる周知。（酒田市） <p>◆対応者：県危機管理課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県消防防災ヘリコプターによる鳥海山山頂付近での警報発表及び避難指示等発令の周知。（警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山者、観光客等に対する周知を主な目的とする。）

	客等に対する周知を主な目的とする。）	
--	--------------------	--

(2) 施設の閉鎖

	秋田県	山形県
対象	<p>◆由利本荘市</p> <p>七ツ釜避難小屋（管理人無）（施設No.6） 唐獅子平避難小屋（管理人無）（施設No.7） 大清水避難小屋（管理人無）（施設No.9） 祓川ヒュッテ（管理人有）（施設No.8） ※冬期閉鎖</p> <p>◆にかほ市</p> <p>中島台レクリエーションの森 （国有・にかほ市管理）（施設No.5） ※冬期閉鎖</p>	<p>◆酒田市</p> <p>山雪荘（民有）（施設No.16） 鶴間池小屋（民有）（施設No.17）</p> <p>◆遊佐町</p> <p>山頂小屋（鳥海山大物忌神社）（民有） （施設No.15）※冬期閉鎖</p> <p>御浜小屋（民有）（施設No.13） ※冬期閉鎖 万助小屋（市有）（施設No.11） 鈴木小屋（民有）（施設No.12） 滝ノ小屋（町有）（施設No.14） ※冬期閉鎖</p>
対応策	<p>◆七ツ釜避難小屋、唐獅子平避難小屋、大清水避難小屋</p> <p>・冬期のため、施錠の有無に関わらず、特段の作業は行わない。</p> <p>◆冬期閉鎖施設</p> <p>・冬期閉鎖施設については、特段の作業は行わない。</p> <p>※携帯電話が受信できるエリアは緊急速報メール等により周知するとともに、県防災ヘリによる上空からの広報を行う。</p>	<p>◆山雪荘、鶴間池小屋、万助小屋、鈴木小屋</p> <p>・冬期のため、施錠の有無に関わらず、特段の作業は行わない。</p> <p>◆冬期閉鎖施設</p> <p>・冬期閉鎖施設については、特段の作業は行わない。</p> <p>※携帯電話が受信できるエリアは緊急速報メール等により周知するとともに、県消防防災ヘリによる上空からの広報を行う。</p>

(3) 道路の閉鎖等

	秋田県	山形県
対象	<p>◆県道</p> <p>象潟矢島線 ・横岡第1発電所（冬期閉鎖箇所）～ 象潟矢島線終点（冬期閉鎖箇所）</p> <p>◆市道、林道（由利本荘市）</p> <p>鳥海線・・・冬期閉鎖箇所2箇所 手代林道・・・手代林道入口（冬期閉鎖箇所）</p>	<p>◆県道</p> <p>鳥海公園青沢線 ・鳥海高原牧場前T字路交差点付近 （冬期閉鎖箇所）</p> <p>◆市道、林道（酒田市）</p> <p>奥山林道・・・黒瀬発電所付近（冬期閉鎖箇所）</p> <p>◆道路の閉鎖対象</p>

	<p>◆道路の閉鎖対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火警戒レベル4における道路の閉鎖対象は、避難指示の発令範囲である噴火警戒レベル3の対象道路とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火警戒レベル4における道路の閉鎖対象は、避難指示の発令範囲である噴火警戒レベル3の対象道路とする。
対応策	<p>◆県道 対応者：県由利地域振興局建設部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬期閉鎖位置で閉鎖済み。 ・道路情報板、看板による注意喚起 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆市道、林道（由利本荘市） 対応者：由利本荘市矢島総合支所建設課 由利本荘市鳥海総合支所建設課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬期閉鎖位置で閉鎖済み。 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆噴火警戒レベル5に備えた道路封鎖等の準備 対応者：噴火警戒レベル5において対応が必要な防災関係機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火警戒レベル5が発表された場合に、速やかに道路の封鎖等ができるよう事前準備を行う。 	<p>◆県道 対応者：県庄内総合支庁建設部道路計画課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬期閉鎖位置で閉鎖済み。 ・道路情報板、看板による注意喚起 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆市道、林道（酒田市） 対応者：酒田市八幡総合支所建設産業課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬期閉鎖位置で閉鎖済み。 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆噴火警戒レベル5に備えた道路封鎖等の準備 対応者：噴火警戒レベル5において対応が必要な防災関係機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火警戒レベル5が発表された場合に、速やかに道路の封鎖等ができるよう事前準備を行う。

(4) 登山口の閉鎖等（入山規制）

	秋田県	山形県
対象	<p>◆にかほ市</p> <p>横岡口（登山口No.1） 象潟口（登山口No.2）</p> <p>※登山口に通じる鳥海公園小滝線が冬期閉鎖のため、閉鎖ゲートに看板を設置</p> <p>◆登山口の閉鎖対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全登山口を閉鎖対象とするが、警戒範囲内にある登山口は避難指示等の発令範囲となるため、閉鎖等対応策の実施対象とはしない。 	<p>◆酒田市</p> <p>湯ノ台口（登山口No.14） 家族旅行村（登山口）（登山口No.15）</p> <p>◆遊佐町</p> <p>長坂口（登山口No.8）</p> <p>※登山口に通じる林道白井新田線が冬期閉鎖のため、林道入口に看板を設置</p> <p>万助口（登山口No.9）</p> <p>※登山口に通じる林道中村線が冬期閉鎖のため、林道入口に看板を設置</p> <p>吹浦口（登山口No.10）</p> <p>※登山口に通じる鳥海公園吹浦線が冬期閉鎖のため、閉鎖ゲートに看板を設置</p> <p>二ノ滝口（登山口No.11）</p>

		<p>※登山口に通じる酒田遊佐線が冬期閉鎖のため、閉鎖ゲートに看板を設置</p> <p>三ノ俣（登山口）（登山口No.12） 蕨岡口（登山口No.13）</p> <p>◆登山口の閉鎖対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全登山口を閉鎖対象とするが、警戒範囲内にある登山口は避難指示等の発令範囲となるため、閉鎖等対応策の実施対象とはしない。
対応策	<p>対応者：登山口所在市（総合支所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記箇所に警報発表に係る入山規制のための看板を設置し、登山口を閉鎖する。 	<p>対応者：登山口等所在市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記箇所に警報発表に係る入山規制のための看板を設置し、登山口を閉鎖する。

（5）住民等への警報発表及び避難情報等発令の周知

	秋田県	山形県
対象	<p>◆にかほ市</p> <p>大竹地区 芹田地区、三森地区、鈴地区、田爪地区、伊勢居地地区、中野地区、三日市地区、立居地地区、百目木地区、堺地区、樋ノ口地区、寺田地区、畑地区、桂坂地区、東畑地区</p>	該当なし
対応策	<p>対応者：にかほ市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象者に対する高齢者等避難の発令 ・周知方法：防災行政無線、電話、訪問による伝達、防災あんしんメール、緊急速報メール ・避難所の開設：避難計画による 	該当なし

（6）観光客・登山者の避難対策

	秋田県	山形県
対象	◆警報発表後に帰宅困難となった観光客・登山者	◆警報発表後に帰宅困難となった観光客・登山者
対応策	<p>対応者：市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設 <p>由利本荘市：日新館、紫水館、直根公民館等 にかほ市：象潟公民館、金浦公民館、仁賀保公民館</p>	<p>対応者：市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設 <p>酒田市：八幡タウンセンター、八幡体育館、修道館 遊佐町：生涯学習センター、町民体育館</p>

■「融雪型火山泥流」

警戒事象	噴火により融雪型火山泥流が居住地域に影響を及ぼすことが予想される。	
警戒範囲	融雪型火山泥流 (大規模)	白雪川、鶯川、子吉川、百宅川、日向川の各河川流域（居住地域を含む）及び鳥越川、赤川、下玉田川、赤沢川、女郎沢川の各河川流域
	大きな噴石	想定火口域から概ね4 km以内の範囲
	火砕流・火砕サージ (大規模)	想定火口域から概ね4 km以内の範囲 鳥越川、赤川、鶯川、下玉田川、朱又川、赤沢川、女郎沢川、白沢川の各河川流域

※ 融雪型火山泥流は積雪期のみ想定される。

※ 当該レベルの他の火山現象が同時に発生する可能性がある場合は、これらの火山現象の最大範囲を対象として防災対策を実施するものとする。

(1) 観光客、登山者、施設等への警報発表及び避難指示等発令の周知

	秋田県	山形県
対応策	<p>◆対応者：市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メールにより警戒範囲内からの避難を勧告する。 ・消防防災メールにより警戒範囲内からの避難を勧告する。(由利本荘市) ・にかほ市防災あんしんメールにより警戒範囲内からの避難を勧告する。(にかほ市) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(例)</p> <p>こちらは〇〇市です。</p> <p>×月×日〇時〇〇分に鳥海山(想定火口：新山周辺)において「噴火警戒レベル4(避難準備)」が発表されました。これを踏まえ、〇〇市は、〇〇地区に高齢者等避難を、火口から〇〇kmの範囲内に避難指示を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線による周知。 ・ホームページ等による周知。 ・観光協会及び施設管理者へ連絡。 ・避難区域(居住地域)内にある要配慮者施設、大規模集客施設等へ連絡 <p>◆対応者：県総合防災課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページでの情報提供。 	<p>◆対応者：市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メールにより警戒範囲内からの避難を勧告する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(例)</p> <p>こちらは〇〇市(町)です。</p> <p>×月×日〇時〇〇分に鳥海山(想定火口：新山周辺)において「噴火警戒レベル4(避難準備)」が発表されました。これを踏まえ、〇〇市(町)は、〇〇地区に高齢者等避難を、火口から〇〇kmの範囲内に避難指示を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線による周知。 ・観光協会及び施設管理者へ連絡。 ・市ホームページ及び市公式フェイスブックによる周知。(酒田市) ・避難区域(居住地域)の広報車巡回による周知。 ・避難区域(居住地域)内にある要配慮者施設、大規模集客施設等へ連絡 <p>◆対応者：県危機管理課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県消防防災ヘリコプターによる鳥海山山頂付近での警報発表及び避難指示等発令の周知。(警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山者、

<p>・県防災ヘリコプターによる鳥海山山頂付近での警報発表及び避難指示等発令の周知。（警報発表後、警戒範囲内に残り残された登山者、観光客等に対する周知を主な目的とする。）</p>	<p>観光客等に対する周知を主な目的とする。）</p>
---	-----------------------------

(2) 施設の閉鎖

	秋田県	山形県
対象	<p>◆由利本荘市</p> <p>七ツ釜避難小屋（管理人無）（施設No.6） 唐獅子平避難小屋（管理人無）（施設No.7） 大清水避難小屋（管理人無）（施設No.9） 祓川ヒュッテ（管理人有）（施設No.8） ※冬期閉鎖</p> <p>◆にかほ市</p> <p>中島台レクリエーションの森 （国有・にかほ市管理）（施設No.5） ※冬期閉鎖</p>	<p>◆酒田市</p> <p>山雪荘（民有）（施設No.16） 鶴間池小屋（民有）（施設No.17）</p> <p>◆遊佐町</p> <p>山頂小屋（鳥海山大物忌神社）（民有） （施設No.15）※冬期閉鎖</p> <p>御浜小屋（民有）（施設No.13） ※冬期閉鎖 万助小屋（市有）（施設No.11） 鈴木小屋（民有）（施設No.12） 滝ノ小屋（町有）（施設No.14） ※冬期閉鎖</p>
対応策	<p>◆七ツ釜避難小屋、唐獅子平避難小屋、大清水避難小屋</p> <p>・冬期のため、施錠の有無に関わらず、特段の作業は行わない。</p> <p>◆冬期閉鎖施設</p> <p>・冬期閉鎖施設については、特段の作業は行わない。</p> <p>※携帯電話が受信できるエリアは緊急速報メール等により周知するとともに、県防災ヘリによる上空からの広報を行う。</p>	<p>◆山雪荘、鶴間池小屋、万助小屋、鈴木小屋</p> <p>・冬期のため、施錠の有無に関わらず、特段の作業は行わない。</p> <p>◆冬期閉鎖施設</p> <p>・冬期閉鎖施設については、特段の作業は行わない。</p> <p>※携帯電話が受信できるエリアは緊急速報メール等により周知するとともに、県消防防災ヘリによる上空からの広報を行う。</p>

(3) 道路の閉鎖等

	秋田県	山形県
対象	<p>◆県道</p> <p>象潟矢島線 ・横岡第1発電所（冬期閉鎖箇所）～ 象潟矢島線終点（冬期閉鎖箇所）</p> <p>◆市道、林道（由利本荘市）</p>	<p>◆県道</p> <p>鳥海公園青沢線 ・鳥海高原牧場前T字路交差点付近 （冬期閉鎖箇所）</p> <p>◆市道、林道（酒田市）</p>

	<p>鳥海線・・・冬期閉鎖箇所2箇所 手代林道・・・手代林道入口（冬期閉鎖箇所）</p> <p>◆道路の閉鎖対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火警戒レベル4における道路の閉鎖対象は、避難指示の発令範囲である噴火警戒レベル3の対象道路とする。 	<p>奥山林道・・・黒瀬発電所付近（冬期閉鎖箇所）</p> <p>◆道路の閉鎖対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火警戒レベル4における道路の閉鎖対象は、避難指示の発令範囲である噴火警戒レベル3の対象道路とする。
<p>対応策</p>	<p>◆県道 対応者：県由利地域振興局建設部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬期閉鎖位置で閉鎖済み。 ・道路情報板、看板による注意喚起 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆市道、林道（由利本荘市） 対応者：由利本荘市矢島総合支所建設課 由利本荘市鳥海総合支所建設課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬期閉鎖位置で閉鎖済み。 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆噴火警戒レベル5に備えた道路封鎖等の準備 対応者：噴火警戒レベル5において対応が必要な防災関係機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火警戒レベル5が発表された場合に、速やかに道路の封鎖等ができるよう事前準備を行う。 	<p>◆県道 対応者：県庄内総合支庁建設部道路計画課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬期閉鎖位置で閉鎖済み。 ・道路情報板、看板による注意喚起 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆市道、林道（酒田市） 対応者：酒田市八幡総合支所建設産業課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬期閉鎖位置で閉鎖済み。 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆噴火警戒レベル5に備えた道路封鎖等の準備 対応者：噴火警戒レベル5において対応が必要な防災関係機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火警戒レベル5が発表された場合に、速やかに道路の封鎖等ができるよう事前準備を行う。

（4）登山口の閉鎖等（入山規制）

	秋田県	山形県
<p>対象</p>	<p>◆にかほ市</p> <p>横岡口（登山口No.1） 象潟口（登山口No.2）</p> <p>※登山口に通じる鳥海公園小滝線が冬期閉鎖のため、閉鎖ゲートに看板を設置</p> <p>◆登山口の閉鎖対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全登山口を閉鎖対象とするが、警戒範囲内にある登山口は避難指示等の発令範囲となるため、閉鎖等対応策の実施対象とはしない。 	<p>◆酒田市</p> <p>湯ノ台口（登山口No.14） 家族旅行村（登山口）（登山口No.15）</p> <p>◆遊佐町</p> <p>長坂口（登山口No.8）</p> <p>※登山口に通じる林道白井新田線が冬期閉鎖のため、林道入口に看板を設置</p> <p>万助口（登山口No.9）</p> <p>※登山口に通じる林道中村線が冬期閉鎖のため、林道入口に看板を設置</p> <p>吹浦口（登山口No.10）</p>

		<p>※登山口に通じる鳥海公園吹浦線が冬期閉鎖のため、閉鎖ゲートに看板を設置 二ノ滝口（登山口No.11）</p> <p>※登山口に通じる酒田遊佐線が冬期閉鎖のため、閉鎖ゲートに看板を設置 三ノ俣（登山口）（登山口No.12） 蕨岡口（登山口No.13）</p> <p>◆登山口の閉鎖対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全登山口を閉鎖対象とするが、警戒範囲内にある登山口は避難指示等の発令範囲となるため、閉鎖等対応策の実施対象とはしない。
対応策	<p>対応者：登山口所在市（総合支所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記箇所に警報発表に係る入山規制のための看板を設置し、登山口を閉鎖する。 	<p>対応者：登山口等所在市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記箇所に警報発表に係る入山規制のための看板を設置し、登山口を閉鎖する。

（5）住民等への警報発表及び避難情報等発令の周知

	秋田県	山形県
対象	<p>◆由利本荘市</p> <p>下伏見地区、中伏見地区、上伏見地区、久保地区、鳥寿苑、矢ノ本地区、長坂地区、河台地区、伏見沢地区</p> <p>下百宅地区、吉谷地地区、大川端地区</p> <p>築館地区、砂子沢地区、持子地区、坂之下郷内地区、大川原地区、新所地区、元町郷内地区、金ヶ沢地区</p> <p>◆にかほ市</p> <p>大竹地区</p> <p>芹田地区、三森地区、鈴地区、田爪地区、伊勢居地地区、中野地区、三日市地区、立居地地区、百目木地区、堺地区、樋ノ口地区、寺田地区、畑地区、桂坂地区、東畑地区</p>	<p>◆酒田市</p> <p>升田地区、大台野地区、上草津地区、下草津地区、湯ノ台地区、泥沢地区、赤剥地区、上黒川地区、下黒川地区、新出地区、福山地区、山根地区、橋本地区、芹田地区、北仁田地区、小泉北豊田地区、大久保地区、塚淵地区、米島前門地区</p> <p>◆遊佐町</p> <p>石辻地区、三川地区、下大内地区</p>
対応策	<p>対応者：市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象者に対する高齢者等避難の発令 ・周知方法：防災行政無線、電話、訪問による伝達、防災あんしんメール、緊急速報メール ・避難所の開設：避難計画による 	<p>対応者：市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象者に対する高齢者等避難の発令 ・周知方法：防災行政無線、電話、FAX、訪問、広報車による伝達、緊急速報メール、消防防災メール、SNS ・避難所の開設：避難計画による

（6）観光客・登山者の避難対策

	秋田県	山形県
対象	◆警報発表後に帰宅困難となった観光客・登山者	◆警報発表後に帰宅困難となった観光客・登山者
対応策	対応者：市 ・避難所の開設 由利本荘市：日新館、直根公民館等 にかほ市：象潟公民館、金浦公民館、仁賀保公民館	対応者：市町 ・避難所の開設 酒田市：八幡タウンセンター、八幡体育館、 修道館 遊佐町：生涯学習センター、町民体育館

4 噴火警報「噴火警戒レベル5（避難）」発表時の対応

■「火口噴出型泥流」

警戒事象	噴火により火口噴出型泥流が居住地域に影響を及ぼす、または切迫している。	
警戒範囲	火口噴出型泥流	白雪川流域（居住地域を含む）及び赤川、鳥越川の各河川流域
	大きな噴石	想定火口域から概ね4km以内の範囲
	火砕流・火砕サージ （大規模）	想定火口域から概ね4km以内の範囲 鳥越川、赤川、鶯川、下玉田川、朱又川、赤沢川、女郎沢川、 白沢川の各河川流域

※ 当該レベルの他の火山現象が同時に発生する可能性がある場合は、これらの火山現象の最大範囲を対象として防災対策を実施するものとする。

(1) 観光客、登山者、施設等への警報発表及び避難指示等発令の周知

	秋田県	山形県
対応策	<p>◆対応者：市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メールにより警戒範囲内からの避難を勧告（指示）する。 ・消防防災メールにより警戒範囲内からの避難を勧告する。（由利本荘市） ・にかほ市防災あんしんメールにより警戒範囲内からの避難を勧告（指示）する。（にかほ市） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>（例） こちらは〇〇市です。 ×月×日〇時〇〇分に鳥海山（想定火口：新山周辺）において「噴火警戒レベル5（避難）」が発表されました。これを踏まえ、〇〇市は、〇〇地区と火口から〇〇kmの範囲内に避難指示を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線による周知。 ・ホームページ等による周知。 ・観光協会及び施設管理者へ連絡。 ・避難区域（居住地域）内にある要配慮者施設、大規模集客施設等へ連絡 <p>◆対応者：県総合防災課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページでの情報提供。 ・県防災ヘリコプターによる鳥海山山頂付近での警報発表及び避難指示等発令の周知。（警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山者、観光 	<p>◆対応者：市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メールにより警戒範囲内からの避難を勧告する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>（例） こちらは〇〇市（町）です。 ×月×日〇時〇〇分に鳥海山（想定火口：新山周辺）において「噴火警戒レベル5（避難）」が発表されました。これを踏まえ、〇〇市（町）は、火口から〇〇kmの範囲内に対し、避難指示を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線による周知。 ・観光協会及び施設管理者へ連絡。 ・市ホームページ及び市公式フェイスブックによる周知。（酒田市） <p>◆対応者：県危機管理課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県消防防災ヘリコプターによる鳥海山山頂付近での警報発表及び避難指示等発令の周知。（警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山者、観光客等に対する周知を主な目的とする。）

	客等に対する周知を主な目的とする。） ・県防災ヘリコプターによる火口噴出型泥流避難区域での警報発表及び避難指示等発令の周知。 （避難区域内に居住する住民等への避難の呼びかけを主な目的とする。）	
--	--	--

(2) 施設の閉鎖

	秋田県	山形県
対象	<p>◆由利本荘市</p> <p>七ツ釜避難小屋（管理人無）（施設No.6） 唐獅子平避難小屋（管理人無）（施設No.7） 大清水避難小屋（管理人無）（施設No.9） 祓川ヒュッテ（管理人有）（施設No.8） ※冬期閉鎖</p> <p>◆にかほ市</p> <p>中島台レクリエーションの森 （国有・にかほ市管理）（施設No.5） ※冬期閉鎖</p> <p>◆火口噴出型泥流の避難区域内にある要配慮者施設、大規模集客施設等</p>	<p>◆酒田市</p> <p>山雪荘（民有）（施設No.16） 鶴間池小屋（民有）（施設No.17）</p> <p>◆遊佐町</p> <p>山頂小屋（鳥海山大物忌神社）（民有） （施設No.15）※冬期閉鎖</p> <p>御浜小屋（民有）（施設No.13） ※冬期閉鎖 万助小屋（市有）（施設No.11） 鈴木小屋（民有）（施設No.12） 滝ノ小屋（町有）（施設No.14） ※冬期閉鎖</p>
対応策	<p>◆七ツ釜避難小屋、唐獅子平避難小屋、大清水避難小屋</p> <p>・冬期のため、施設の有無に関わらず、特段の作業は行わない。</p> <p>◆冬期閉鎖施設</p> <p>・冬期閉鎖施設については、特段の作業は行わない。</p> <p>※携帯電話が受信できるエリアは緊急速報メール等により周知するとともに、県防災ヘリによる上空からの広報を行う。</p> <p>◆火口噴出型泥流の避難区域内にある要配慮者施設、大規模集客施設等</p> <p>対応者：施設設置者</p> <p>・館内放送等で警報発表等の周知、避難の呼びか</p>	<p>◆山雪荘、鶴間池小屋、万助小屋、鈴木小屋</p> <p>・冬期のため、施設の有無に関わらず、特段の作業は行わない。</p> <p>◆冬期閉鎖施設</p> <p>・冬期閉鎖施設については、特段の作業は行わない。</p> <p>※携帯電話が受信できるエリアは緊急速報メール等により周知するとともに、県消防防災ヘリによる上空からの広報を行う。</p>

	<p>けを行い、施設利用者等の避難を誘導し施設を閉鎖する。</p> <p>【避難誘導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者に、施設が定める避難場所等への避難を呼びかける。 ・なお、施設周辺が浸水するなど、避難場所への移動が危険となった場合は、施設利用者等を施設の上層階に移動させる。 <p>【施設閉鎖】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者が全員避難したことが確認できた段階で、施設を閉鎖する。 	
--	---	--

(3) 道路の閉鎖等

	秋田県	山形県
対象	<p>◆国道 国道7号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・にかほ市黒川字平森～にかほ市平沢字家妻 日本海東北自動車道・・・金浦IC～仁賀保IC <p>◆県道 象潟矢島線</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目貫谷地橋付近～ 象潟矢島線終点（冬期閉鎖箇所） 上郷仁賀保線・・・御手洗橋付近～馬場集落付近 小出金浦線・・・樋目野集落付近 長岡冬師城内線 ・金浦温水路橋付近～横森橋付近 <p>◆市道、林道（由利本荘市） 鳥海線・・・冬期閉鎖箇所2箇所 手代林道・・・手代林道入口（冬期閉鎖箇所）</p> <p>◆市道（にかほ市） 鈴琴浦1号線・・・全線 天ヶ町塚田1号線・・・全線</p>	<p>◆国道 国道7号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飽海郡遊佐町吹浦字西浜～ 秋田県側通行止め区間 <p>◆県道 鳥海公園青沢線</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥海高原牧場前T字路交差点付近 （冬期閉鎖箇所） <p>◆市道、林道（酒田市） 奥山林道・・・黒瀬発電所付近（冬期閉鎖箇所）</p>
対応策	<p>◆国道（国管理） 対応者：国土交通省秋田河川国道事務所 本荘国道維持出張所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国からの指示で維持管理業者が通行止めを行 	<p>◆国道（国管理） 対応者：国土交通省酒田河川国道事務所 酒田国道維持出張所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国からの指示で維持管理業者が西浜交差点にて

<p>う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異常気象に伴う閉鎖時は、維持管理業者による車両の追い出し作業を実施しているが、今回の閉鎖は、維持管理業者の安全を確保するため、追い出し作業はしない。 ・道路情報板、看板による注意喚起 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆県道 対応者：県由利地域振興局建設部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬期閉鎖位置で閉鎖済み。 ・道路情報板、看板による注意喚起 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆市道、林道（由利本荘市） 対応者：由利本荘市矢島総合支所建設課 由利本荘市鳥海総合支所建設課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬期閉鎖位置で閉鎖済み。 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆市道（にかほ市） 対応者：にかほ市農林水産建設部建設課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象箇所において、道路の閉鎖を行う。 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 	<p>通行止めを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異常気象に伴う閉鎖時は、維持管理業者による車両の追い出し作業を実施しているが、今回の閉鎖は、維持管理業者の安全を確保するため、追い出し作業はしない。 ・北港交差点にて国からの指示で維持管理業者が広域迂回措置を行う。 ・道路情報板、看板による注意喚起 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>※北港交差点～西浜交差点間の県道・市道からの流入は妨げないが、西浜交差点以北は、関係者及び近隣住民（秋田県側含む）以外の通行不可とする。</p> <p>◆県道 対応者：県庄内総合支庁建設部道路計画課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬期閉鎖位置で閉鎖済み。 ・道路情報板、看板による注意喚起 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆市道、林道（酒田市） 対応者：酒田市八幡総合支所建設産業課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬期閉鎖位置で閉鎖済み。 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置
---	---

（4）登山口の閉鎖等（入山規制）

	秋田県	山形県
対象	<p>◆にかほ市</p> <p>横岡口（登山口No.1） 象潟口（登山口No.2）</p> <p>※登山口に通じる鳥海公園小滝線が冬期閉鎖のため、閉鎖ゲートに看板を設置</p> <p>◆登山口の閉鎖対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全登山口を閉鎖対象とするが、警戒範囲内にある登山口は避難指示等の発令範囲となるため、閉鎖等対応策の実施対象とはしない。 	<p>◆酒田市</p> <p>湯ノ台口（登山口No.14） 家族旅行村（登山口）（登山口No.15）</p> <p>◆遊佐町</p> <p>長坂口（登山口No.8）</p> <p>※登山口に通じる林道白井新田線が冬期閉鎖のため、林道入口に看板を設置</p> <p>万助口（登山口No.9）</p> <p>※登山口に通じる林道中村線が冬期閉鎖のため、林道入口に看板を設置</p> <p>吹浦口（登山口No.10）</p>

		<p>※登山口に通じる鳥海公園吹浦線が冬期閉鎖のため、閉鎖ゲートに看板を設置 二ノ滝口（登山口No.11）</p> <p>※登山口に通じる酒田遊佐線が冬期閉鎖のため、閉鎖ゲートに看板を設置 三ノ俣（登山口）（登山口No.12） 蕨岡口（登山口No.13）</p> <p>◆登山口の閉鎖対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全登山口を閉鎖対象とするが、警戒範囲内にある登山口は避難指示等の発令範囲となるため、閉鎖等対応策の実施対象とはしない。
対応策	<p>対応者：登山口所在市（総合支所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記箇所に警報発表に係る入山規制のための看板を設置し、登山口を閉鎖する。 	<p>対応者：登山口等所在市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記箇所に警報発表に係る入山規制のための看板を設置し、登山口を閉鎖する。

（5）住民等への警報発表及び避難情報等発令の周知

	秋田県	山形県
対象	<p>◆にかほ市</p> <p>大竹地区 芹田地区、三森地区、鈴地区、田爪地区、伊勢居地地区、中野地区、三日市地区、立居地地区、百目木地区、塚地区、樋ノ口地区、寺田地区、畑地区、桂坂地区、東畑地区</p>	該当なし
対応策	<p>対応者：にかほ市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象者に対する避難指示の発令 ・周知方法：防災行政無線、電話、訪問による伝達、防災あんしんメール、緊急速報メール ・避難所の開設：避難計画による 	該当なし

（6）観光客・登山者の避難対策

	秋田県	山形県
対象	◆警報発表後に帰宅困難となった観光客・登山者	◆警報発表後に帰宅困難となった観光客・登山者
対応策	<p>対応者：市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設 由利本荘市：日新館、紫水館、直根公民館等 にかほ市：象潟公民館、金浦公民館、仁賀保公 	<p>対応者：市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設 酒田市：八幡タウンセンター、八幡体育館、修道館

	民館	遊佐町：生涯学習センター、町民体育館
--	----	--------------------

■「融雪型火山泥流」

警戒事象	噴火により融雪型火山泥流が居住地域に影響を及ぼす、または切迫している。	
警戒範囲	融雪型火山泥流 (大規模)	白雪川、鶯川、子吉川、百宅川、日向川の各河川流域（居住地域を含む）及び鳥越川、赤川、下玉田川、赤沢川、女郎沢川の各河川流域
	大きな噴石	想定火口域から概ね4km以内の範囲
	火砕流・火砕サージ (大規模)	想定火口域から概ね4km以内の範囲 鳥越川、赤川、鶯川、下玉田川、朱又川、赤沢川、女郎沢川、白沢川の各河川流域

※ 融雪型火山泥流は積雪期のみ想定される。

※ 当該レベルの他の火山現象が同時に発生する可能性がある場合は、これらの火山現象の最大範囲を対象として防災対策を実施するものとする。

(1) 観光客、登山者、施設等への警報発表及び避難指示等発令の周知

	秋田県	山形県
対応策	<p>◆対応者：市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メールにより警戒範囲内からの避難を勧告（指示）する。 ・消防防災メールにより警戒範囲内からの避難を勧告（指示）する。（由利本荘市） ・にかほ市防災あんしんメールにより警戒範囲内からの避難を勧告（指示）する。（にかほ市） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(例)</p> <p>こちらは〇〇市です。</p> <p>×月×日〇時〇〇分に鳥海山（想定火口：新山周辺）において「噴火警戒レベル5（避難）」が発表されました。これを踏まえ、〇〇市は、〇〇地区と火口から〇〇kmの範囲内に避難指示を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線による周知。 ・ホームページ等による周知。 ・観光協会及び施設管理者へ連絡。 ・避難区域（居住地域）内にある要配慮者施設、大規模集客施設等へ連絡 <p>◆対応者：県総合防災課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページでの情報提供。 	<p>◆対応者：市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メールにより警戒範囲内からの避難を勧告（指示）する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(例)</p> <p>こちらは〇〇市（町）です。</p> <p>×月×日〇時〇〇分に鳥海山（想定火口：新山周辺）において「噴火警戒レベル5（避難）」が発表されました。これを踏まえ、〇〇市（町）は、〇〇地区と火口から〇〇kmの範囲内に避難指示を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線による周知。 ・観光協会及び施設管理者へ連絡。 ・市ホームページ及び市公式フェイスブックによる周知。（酒田市） ・避難区域（居住地域）の広報車巡回による周知。 ・避難区域（居住地域）内にある要配慮者施設、大規模集客施設等へ連絡 <p>◆対応者：県危機管理課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県消防防災ヘリコプターによる鳥海山山頂付近での警報発表及び避難指示等発令の周知。（警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山者、

<ul style="list-style-type: none"> ・県防災ヘリコプターによる鳥海山山頂付近での警報発表及び避難指示等発令の周知。（警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山者、観光客等に対する周知を主な目的とする。） ・県防災ヘリコプターによる融雪型火山泥流避難区域での警報発表及び避難指示等発令の周知。（避難区域内に居住する住民等への避難の呼びかけを主な目的とする。） 	<p>観光客等に対する周知を主な目的とする。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県消防防災ヘリコプターによる融雪型火山泥流避難区域での警報発表及び避難指示等発令の周知。（避難区域内に居住する住民等への避難の呼びかけを主な目的とする。）
--	--

(2) 施設の閉鎖

	秋田県	山形県
対象	<p>◆由利本荘市</p> <p>七ツ釜避難小屋（管理人無）（施設No.6） 唐獅子平避難小屋（管理人無）（施設No.7） 大清水避難小屋（管理人無）（施設No.9） 祓川ヒュッテ（管理人有）（施設No.8） ※冬期閉鎖</p> <p>◆にかほ市</p> <p>中島台レクリエーションの森 （国有・にかほ市管理）（施設No.5） ※冬期閉鎖</p> <p>◆融雪型火山泥流の避難区域内にある要配慮者施設、大規模集客施設等</p>	<p>◆酒田市</p> <p>山雪荘（民有）（施設No.16） 鶴間池小屋（民有）（施設No.17）</p> <p>◆遊佐町</p> <p>山頂小屋（鳥海山大物忌神社）（民有） （施設No.15）※冬期閉鎖</p> <p>御浜小屋（民有）（施設No.13） ※冬期閉鎖 万助小屋（市有）（施設No.11） 鈴木小屋（民有）（施設No.12） 滝ノ小屋（町有）（施設No.14） ※冬期閉鎖</p> <p>◆融雪型火山泥流の避難区域内にある要配慮者施設、大規模集客施設等</p>
対応策	<p>◆七ツ釜避難小屋、唐獅子平避難小屋、大清水避難小屋</p> <p>・冬期のため、施設の有無に関わらず、特段の作業は行わない。</p> <p>◆冬期閉鎖施設</p> <p>・冬期閉鎖施設については、特段の作業は行わない。</p> <p>※携帯電話が受信できるエリアは緊急速報メール等により周知するとともに、県防災ヘリによる上空からの広報を行う。</p> <p>◆融雪型火山泥流の避難区域内にある要配慮者施設、大規模集客施設等</p>	<p>◆山雪荘、鶴間池小屋、万助小屋、鈴木小屋</p> <p>・冬期のため、施設の有無に関わらず、特段の作業は行わない。</p> <p>◆冬期閉鎖施設</p> <p>・冬期閉鎖施設については、特段の作業は行わない。</p> <p>※携帯電話が受信できるエリアは緊急速報メール等により周知するとともに、県消防防災ヘリによる上空からの広報を行う。</p> <p>◆融雪型火山泥流の避難区域内にある要配慮者施設、大規模集客施設等</p>

<p>設、大規模集客施設等</p> <p>対応者：施設設置者</p> <ul style="list-style-type: none"> 館内放送等で警報発表等の周知、避難の呼びかけを行い、施設利用者等の避難を誘導し施設を閉鎖する。 <p>【避難誘導】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設利用者に、施設が定める避難場所等への避難を呼びかける。 なお、施設周辺が浸水するなど、避難場所への移動が危険となった場合は、施設利用者等を施設の上層階に移動させる。 <p>【施設閉鎖】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設利用者が全員避難したことが確認できた段階で、施設を閉鎖する。 	<p>対応者：施設設置者</p> <ul style="list-style-type: none"> 館内放送等で警報発表等の周知、避難の呼びかけを行い、施設利用者等の避難を誘導し施設を閉鎖する。 <p>【避難誘導】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設利用者に、施設が定める避難場所等への避難を呼びかける。 なお、施設周辺が浸水するなど、避難場所への移動が危険となった場合は、施設利用者等を施設の上層階に移動させる。 <p>【施設閉鎖】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設利用者が全員避難したことが確認できた段階で、施設を閉鎖する。
---	--

(3) 道路の閉鎖等

	秋田県	山形県
対象	<p>◆国道</p> <p>国道7号</p> <ul style="list-style-type: none"> にかほ市黒川字平森～にかほ市平沢字家妻 <p>日本海東北自動車道・・・金浦IC～仁賀保IC</p> <p>◆県道</p> <p>象潟矢島線</p> <ul style="list-style-type: none"> 目貫谷地橋付近～ <p>象潟矢島線終点（冬期閉鎖箇所）</p> <p>仁賀保矢島館合線・・・長泥橋付近</p> <p>上郷仁賀保線・・・御手洗橋付近～馬場集落付近</p> <p>小出金浦線・・・樋目野集落付近</p> <p>長岡冬師城内線</p> <ul style="list-style-type: none"> 金浦温水路橋付近～横森橋付近 <p>◆市道、林道（由利本荘市）</p> <p>鳥海線・・・冬期閉鎖箇所2箇所</p> <p>手代林道・・・手代林道入口（冬期閉鎖箇所）</p> <p>その他、融雪型火山泥流による道路冠水又は冠水のおそれのある路線</p> <p>百宅線、境堂線、倉ノ下線、下直根猿倉線、大</p>	<p>◆国道</p> <p>国道7号</p> <ul style="list-style-type: none"> 飽海郡遊佐町吹浦字西浜～ <p>秋田県側通行止め区間</p> <p>◆県道</p> <p>国道345号</p> <ul style="list-style-type: none"> 国道344号北側交差点～ <p>杉沢南鳥海停車場線南側交差点</p> <p>酒田遊佐線</p> <ul style="list-style-type: none"> 酒田市市道大正橋2号線交差点～ <p>酒田市市道大正橋1号線交差点</p> <p>升田観音寺線</p> <ul style="list-style-type: none"> 酒田市市道奥山線交差点～ <p>国道344号交差点</p> <p>鳥海公園青沢線</p> <ul style="list-style-type: none"> 県道升田観音寺線東側交差点～七曲橋終点 鳥海高原牧場前T字路交差点付近 <p>(冬期閉鎖箇所)</p> <p>比子八幡線</p> <ul style="list-style-type: none"> 県道酒田遊佐線交差点～国道344号交差点 <p>杉沢南鳥海停車場線</p>

	<p>川端猿倉線、伏見沢間木線、伏見沢長坂線、伏見才ノ神線、赤渋線、伏見線、小又線、東街道線、西街道線、矢ノ本線、大久保線、新荘坂之下線、新町郷内線、郷内線、築館線、矢島下郷線、矢島1号線、新上条線、大台線、奉行免線、久保田大森台線、院主下線、森子前郷線</p> <p>◆市道（にかほ市）</p> <p>鈴琴浦1号線・・・全線 天ヶ町塚田1号線・・・全線</p>	<p>・国道345号南側交差点～ 酒田市市道南鳥海駅線交差点</p> <p>◆市道、林道、農道（酒田市）</p> <p>本楯南鳥海線</p> <p>・豊川大豊田線起点付近～興休4号線 宮形塚淵線・・・豊川大豊田線交差点～終点 大豊田八幡線</p> <p>・豊川大豊田線終点交差点～終点</p> <p>市道（全線規制）</p> <p>樋の口前門線、前門線、福島塚淵線、福島前線、豊川大豊田線、村東線、塚淵南線、大久保線、福島樋の口線、塚淵北線、大久保中道線、芹田塚淵線、大久保北仁田線、下小泉線、芹田小泉線、芹田西支線、芹田線、福山橋本線、橋本線、興屋田線、雪車田西線、荒町山根線、貝ラケ線、芋畑線、福山線、福山蕨岡線、中村山本線、中村木ノ下線、木ノ下村上線、下黒川線、新出升田線、赤剥上黒川線、村腰線、上黒川線、上草津貝沢線、貝沢線、升田大台野線、大石線、奥山線、沼田東向線、宮ノ下線、升田北線、寺ノ下線、大台野高原4号線</p> <p>林道（全線規制）</p> <p>奥山林道、貝沢線</p> <p>農道（全線規制）</p> <p>升田線、過疎基幹農道、ふるさと緊急農道、第2号幹線道路（鳥海南麓泥沢）、農道大台野線</p> <p>◆町道（遊佐町）</p> <p>下当下大内線・・・下大内交差点南 上大内石辻線・・・三川地内豊岡橋南 中三川北線・・・蕨小南 石辻坂ノ下線・・・大淵地内南端より南 豊岡平津線・・・南三川より北進 上三川北線・・・南三川より南進</p>
<p>対応策</p>	<p>◆国道（国管理）</p> <p>対応者：国土交通省秋田河川国道事務所 本荘国道維持出張所</p> <p>・国からの指示で維持管理業者が通行止めを行</p>	<p>◆国道（国管理）</p> <p>対応者：国土交通省酒田河川国道事務所 酒田国道維持出張所</p> <p>・国からの指示で維持管理業者が西浜交差点にて</p>

<p>う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異常気象に伴う閉鎖時は、維持管理業者による車両の追い出し作業を実施しているが、今回の閉鎖は、維持管理業者の安全を確保するため、追い出し作業はしない。 ・道路情報板、看板による注意喚起 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆県道 対応者：県由利地域振興局建設部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬期閉鎖位置で閉鎖済み。 ・冬期閉鎖道路以外は、上記対象箇所において、道路の閉鎖を行う。 ・道路情報板、看板による注意喚起 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆市道、林道（由利本荘市） 対応者：由利本荘市矢島総合支所建設課 由利本荘市由利総合支所建設課 由利本荘市鳥海総合支所建設課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬期閉鎖位置で閉鎖済み。 ・冬期閉鎖道路以外は、上記対象路線を必要な範囲で閉鎖する。 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆市道（にかほ市） 対応者：にかほ市農林水産建設部建設課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象箇所において、道路の閉鎖を行う。 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 	<p>通行止めを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異常気象に伴う閉鎖時は、維持管理業者による車両の追い出し作業を実施しているが、今回の閉鎖は、維持管理業者の安全を確保するため、追い出し作業はしない。 ・北港交差点にて国からの指示で維持管理業者が広域迂回措置を行う。 ・道路情報板、看板による注意喚起 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>※北港交差点～西浜交差点間の県道・市道からの流入は妨げないが、西浜交差点以北は、関係者及び近隣住民（秋田県側含む）以外の通行不可とする。</p> <p>◆県道 対応者：県庄内総合支庁建設部道路計画課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬期閉鎖位置で閉鎖済み。 ・冬期閉鎖道路以外は、雨量規制時等の道路管理計画に基づく閉鎖方法で実施。（維持管理業者による閉鎖） ・異常気象に伴う閉鎖時は、維持管理業者による車両の追い出し作業を実施しているが、今回の閉鎖の場合は、維持管理業者の安全を確保するため、追い出し作業はしない。 ・道路情報板、看板による注意喚起 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆市道、林道（酒田市） 対応者：酒田市八幡総合支所建設産業課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬期閉鎖位置で閉鎖済み。 ・冬期閉鎖道路以外は、上記対象箇所において、道路の閉鎖を行う。 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆町道（遊佐町） 対応者：遊佐町地域生活課・産業課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象箇所において、道路の閉鎖を行う。 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置
---	--

（4）登山口の閉鎖等（入山規制）

	秋田県	山形県
対象	<p>◆にかほ市</p> <p>横岡口（登山口No.1） 象潟口（登山口No.2） ※登山口に通じる鳥海公園小滝線が冬期閉鎖のため、閉鎖ゲートに看板を設置</p> <p>◆登山口の閉鎖対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全登山口を閉鎖対象とするが、警戒範囲内にある登山口は避難指示等の発令範囲となるため、閉鎖等対応策の実施対象とはしない。 	<p>◆遊佐町</p> <p>長坂口（登山口No.8） ※登山口に通じる林道白井新田線が冬期閉鎖のため、林道入口に看板を設置 万助口（登山口No.9） ※登山口に通じる林道中村線が冬期閉鎖のため、林道入口に看板を設置 吹浦口（登山口No.10） ※登山口に通じる鳥海公園吹浦線が冬期閉鎖のため、閉鎖ゲートに看板を設置 二ノ滝口（登山口No.11） ※登山口に通じる酒田遊佐線が冬期閉鎖のため、閉鎖ゲートに看板を設置 三ノ俣（登山口）（登山口No.12） 蕨岡口（登山口No.13）</p> <p>◆登山口の閉鎖対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全登山口を閉鎖対象とするが、警戒範囲内にある登山口は避難指示等の発令範囲となるため、閉鎖等対応策の実施対象とはしない。
対応策	<p>対応者：登山口所在市（総合支所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記箇所に警報発表に係る入山規制のための看板を設置し、登山口を閉鎖する。 	<p>対応者：登山口等所在市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記箇所に警報発表に係る入山規制のための看板を設置し、登山口を閉鎖する。

（5）住民等への警報発表及び避難情報等発令の周知

	秋田県	山形県
対象	<p>◆由利本荘市</p> <p>下伏見地区、中伏見地区、上伏見地区、久保地区、鳥寿苑、矢ノ本地区、長坂地区、河台地区、伏見沢地区 下百宅地区、吉谷地地区、大川端地区 築館地区、砂子沢地区、持子地区、坂之下郷内地区、大川原地区、新所地区、元町郷内地区、金ヶ沢地区</p> <p>◆にかほ市</p> <p>大竹地区</p>	<p>◆酒田市</p> <p>升田地区、大台野地区、上草津地区、下草津地区、湯ノ台地区、泥沢地区、赤剥地区、上黒川地区、下黒川地区、新出地区、福山地区、山根地区、橋本地区、芹田地区、北仁田地区、小泉北豊田地区、大久保地区、塚淵地区、米島前門地区</p> <p>◆遊佐町</p> <p>石辻地区、三川地区、下大内地区</p>

	芹田地区、三森地区、鈴地区、田爪地区、伊勢居地地区、中野地区、三日市地区、立居地地区、百目木地区、堺地区、樋ノ口地区、寺田地区、畑地区、桂坂地区東畑地区	
対応策	対応者：市 <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象者に対する避難指示の発令 ・周知方法：防災行政無線、電話、訪問による伝達、防災あんしんメール、緊急速報メール ・避難所の開設：避難計画による 	対応者：市町 <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象者に対する避難指示の発令 ・周知方法：防災行政無線、電話、FAX、訪問、広報車による伝達、緊急速報メール、SNS ・避難所の開設：避難計画による

（6）観光客・登山者の避難対策

	秋田県	山形県
対象	◆警報発表後に帰宅困難となった観光客・登山者	◆警報発表後に帰宅困難となった観光客・登山者
対応策	対応者：市 <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設 由利本荘市：日新館、直根公民館等 にかほ市：象潟公民館、金浦公民館、仁賀保公民館 	対応者：市町 <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設 酒田市：八幡タウンセンター、八幡体育館、修道館 遊佐町：生涯学習センター、町民体育館

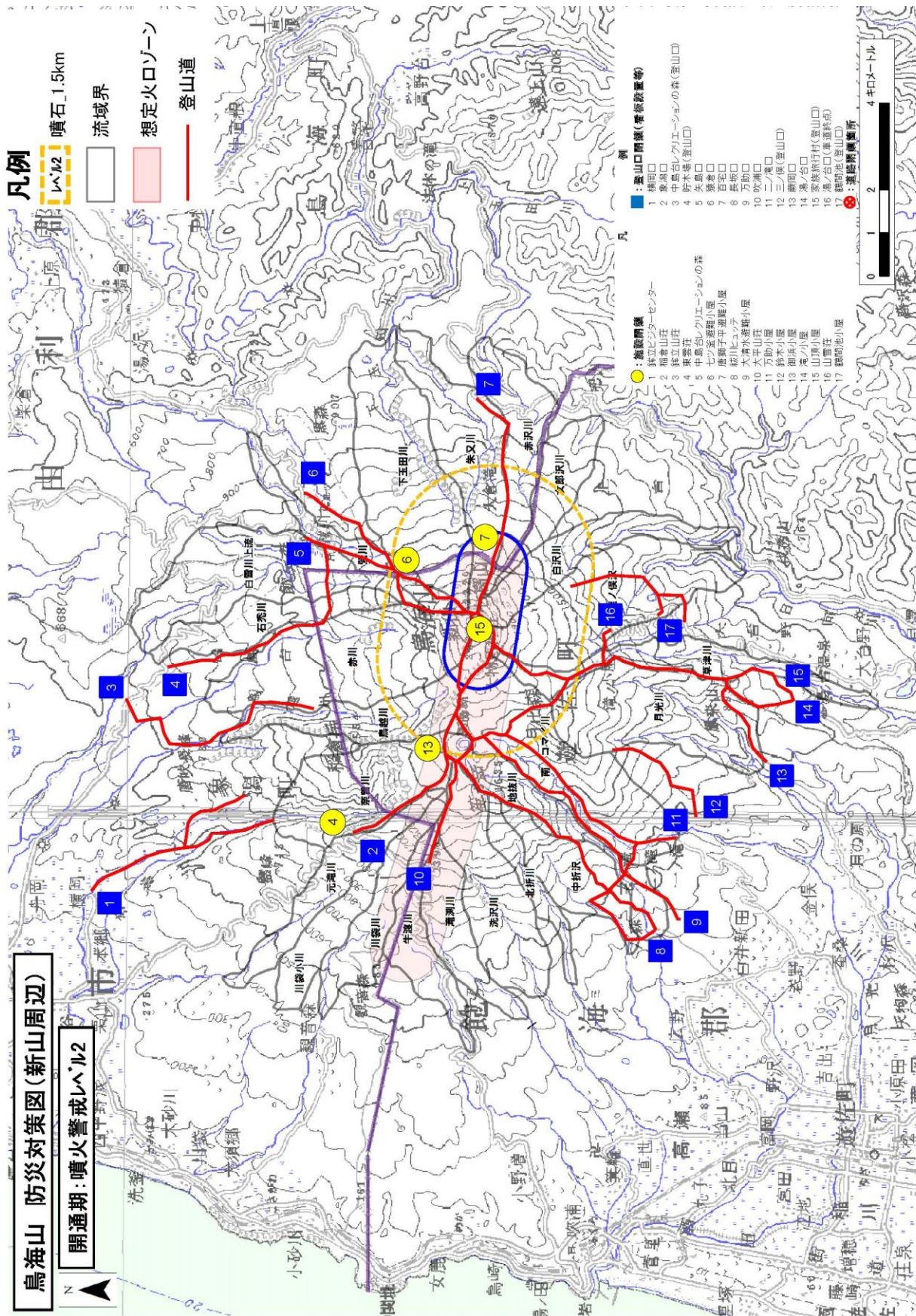
第4節 防災対策図等

1 防災対策図（噴火警戒レベル2～レベル4）

第2節及び第3節に定める噴火警戒レベルごとの防災対策について、施設位置、道路規制箇所及び登山口等への看板設置位置等を地図上に表記した図面である。

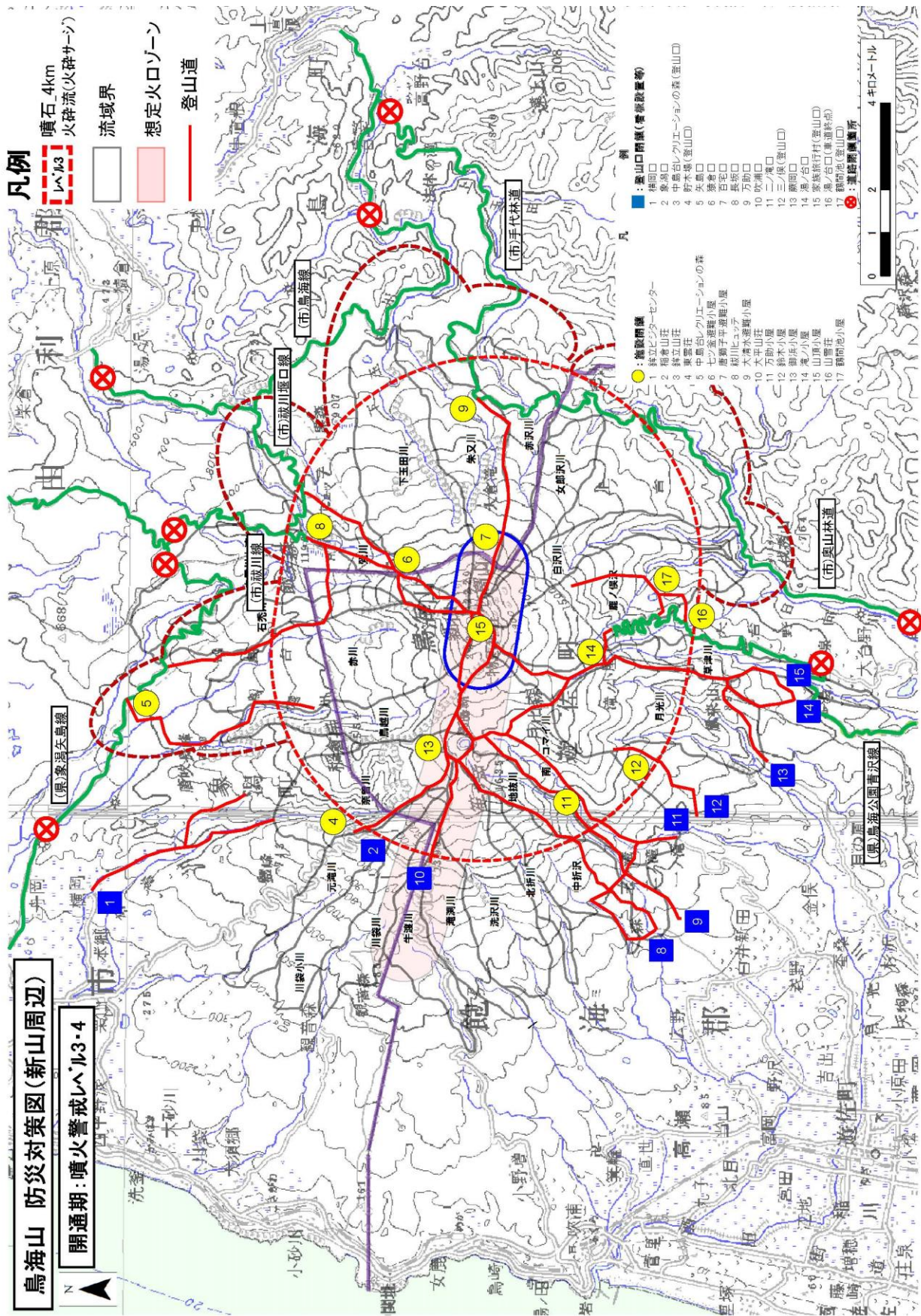
- (1) 防災対策図（ブルーライン等開通期：噴火警戒レベル2）
- (2) 防災対策図（ブルーライン等開通期：噴火警戒レベル3・4）
- (3) 防災対策図（ブルーライン等閉鎖期：噴火警戒レベル2）
- (4) 防災対策図（ブルーライン等閉鎖期：噴火警戒レベル3・4）

防災対策図（ブルーライン等開通期：噴火警戒レベル2）



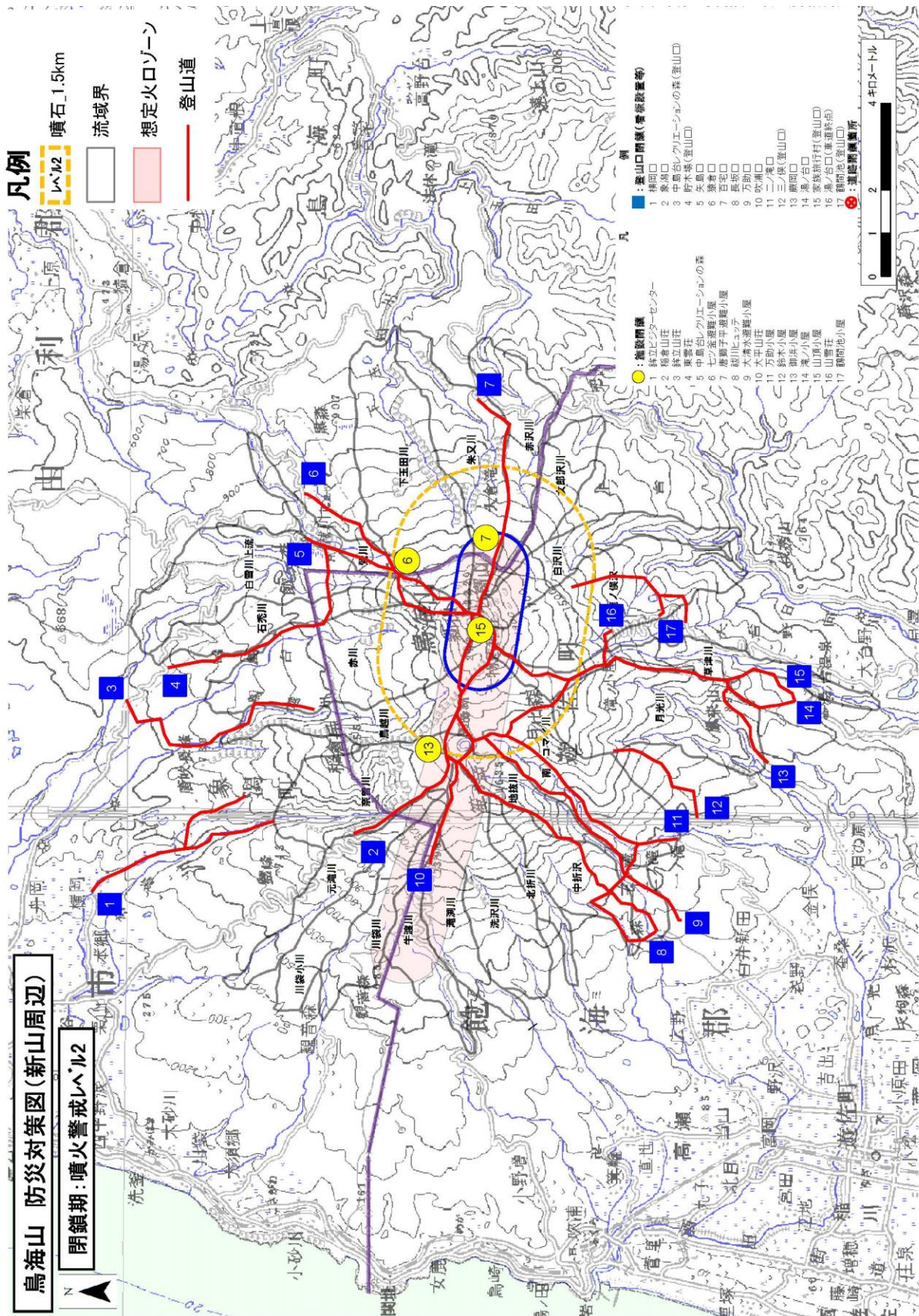
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000（地図画像）を複製したものである。
（承認番号 平 29 情複、第 773 号）

防災対策図 (ブルーライン等開通期：噴火警戒レベル3・4)



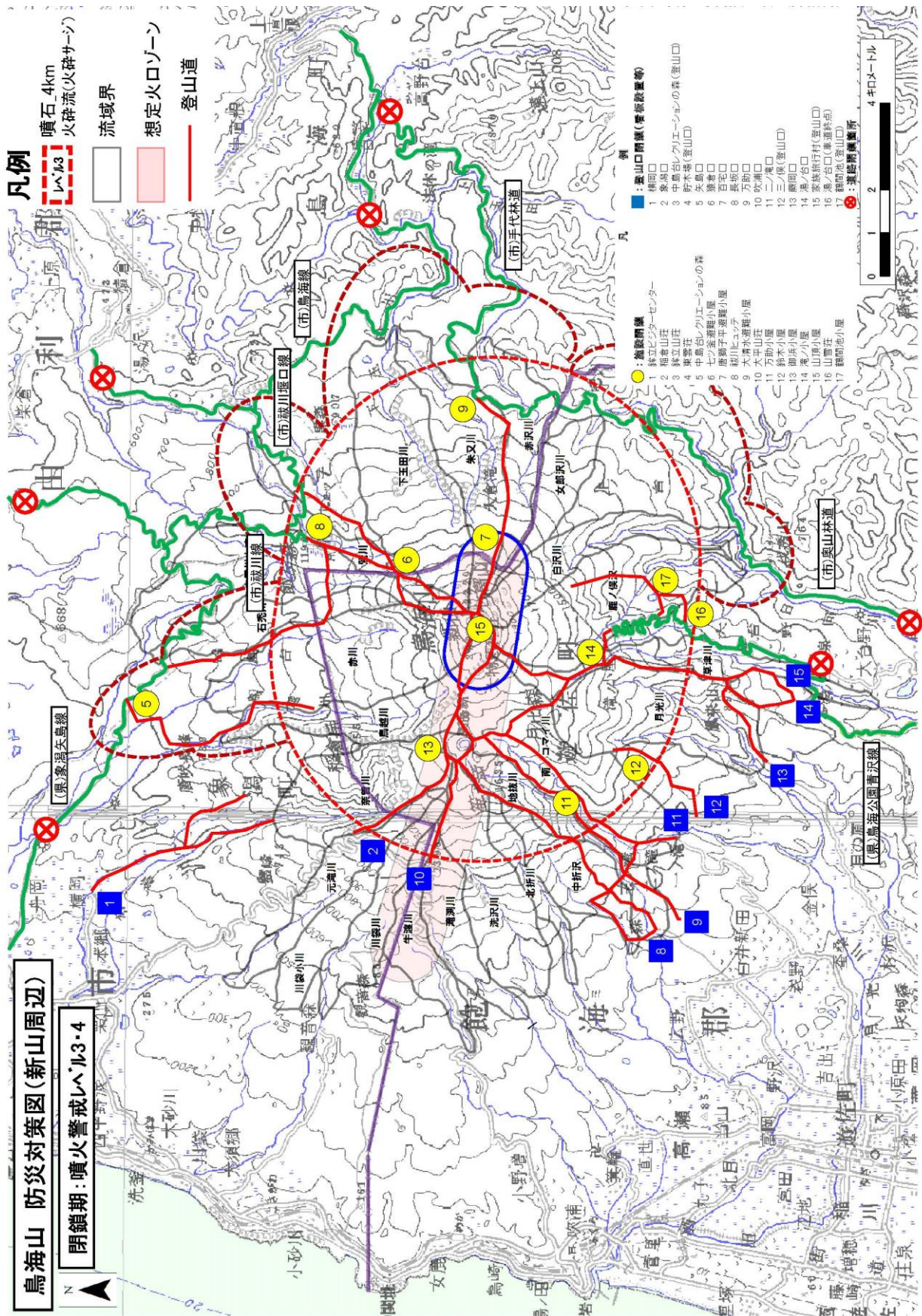
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000 (地図画像) を複製したものである。
(承認番号 平 29 情複、第 773 号)

防災対策図（ブルーライン等閉鎖期：噴火警戒レベル2）



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000（地図画像）を複製したものである。
（承認番号 平 29 情複、第 773 号）

防災対策図（ブルーライン等閉鎖期：噴火警戒レベル3・4）



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000（地図画像）を複製したものである。
 (承認番号 平 29 情複、第 773 号)

2 市街地を含む道路規制図（噴火警戒レベル5）

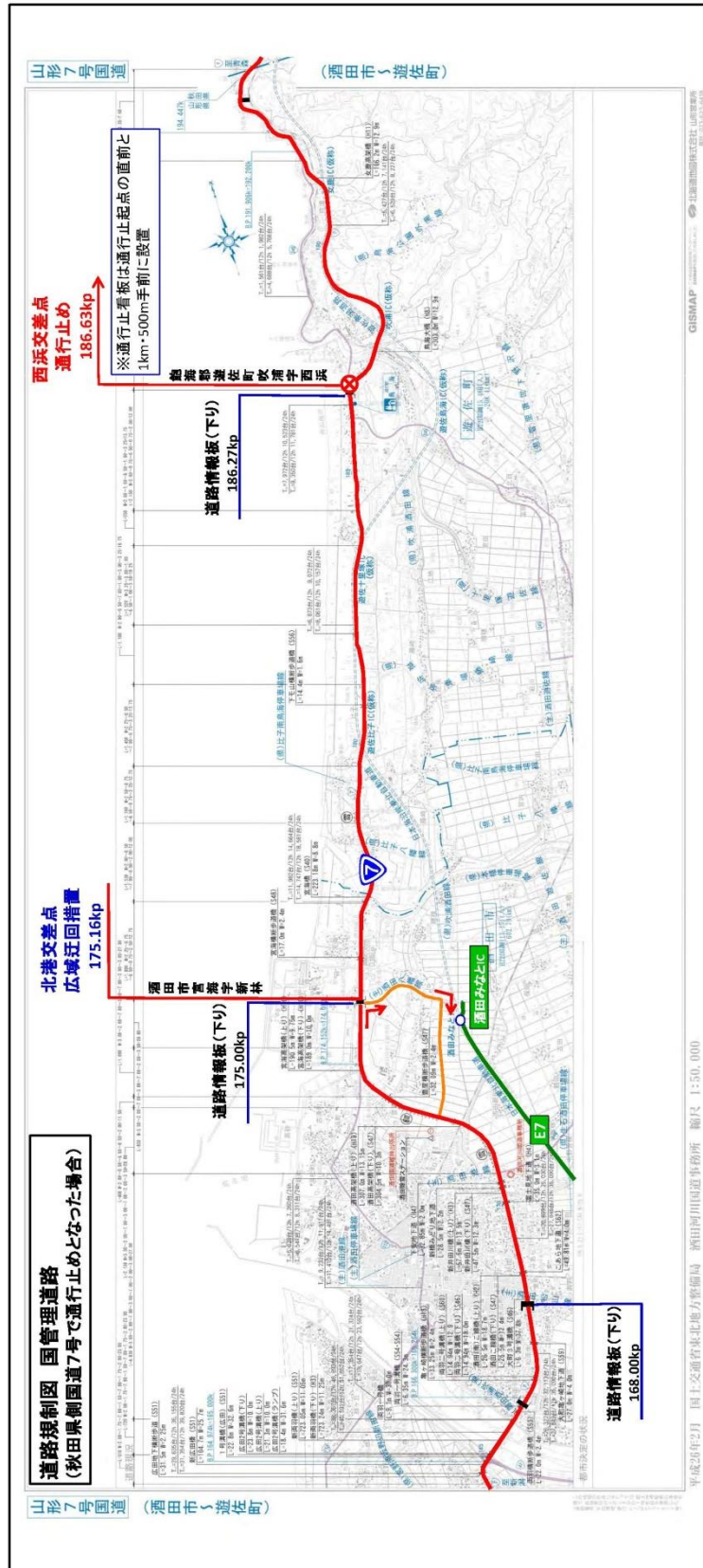
噴火警戒レベル5（火口噴出型泥流）及び噴火警戒レベル5（融雪型火山泥流）の防災対策において、各道路管理者が行う道路規制について、地図上に表記した図面である。（火口噴出型泥流については、該当する警戒範囲に係る部分に限る。）

- (1) 道路規制図（国管理道路）
- (2) 道路規制図（秋田県管理道路）
- (3) 道路規制図（山形県管理道路）
- (4) 道路規制図（由利本荘市管理道路）
- (5) 道路規制図（にかほ市管理道路）
- (6) 道路規制図（酒田市管理道路）
- (7) 道路規制図（遊佐町管理道路）

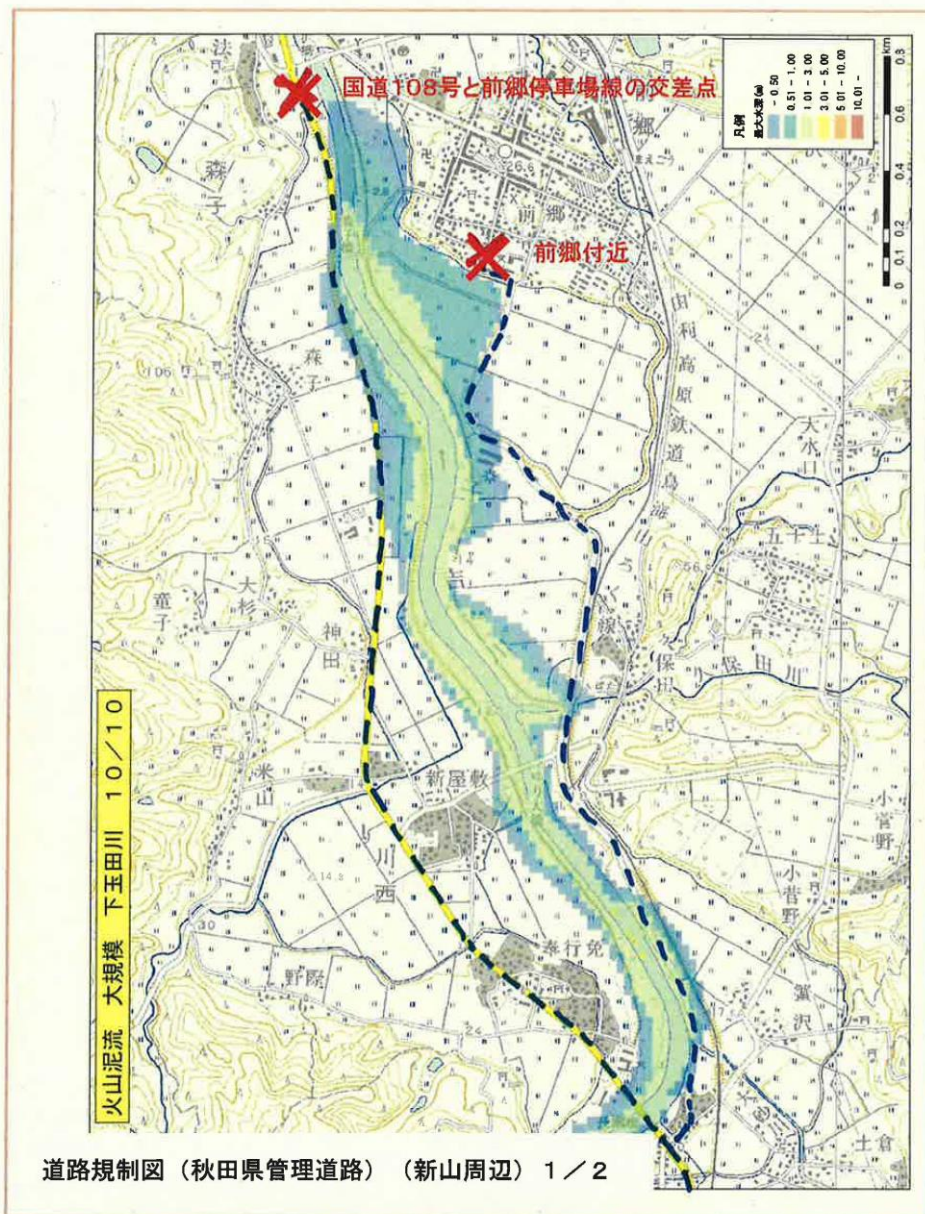
道路規制図（国管理道路）



道路規制図（国管理道路）

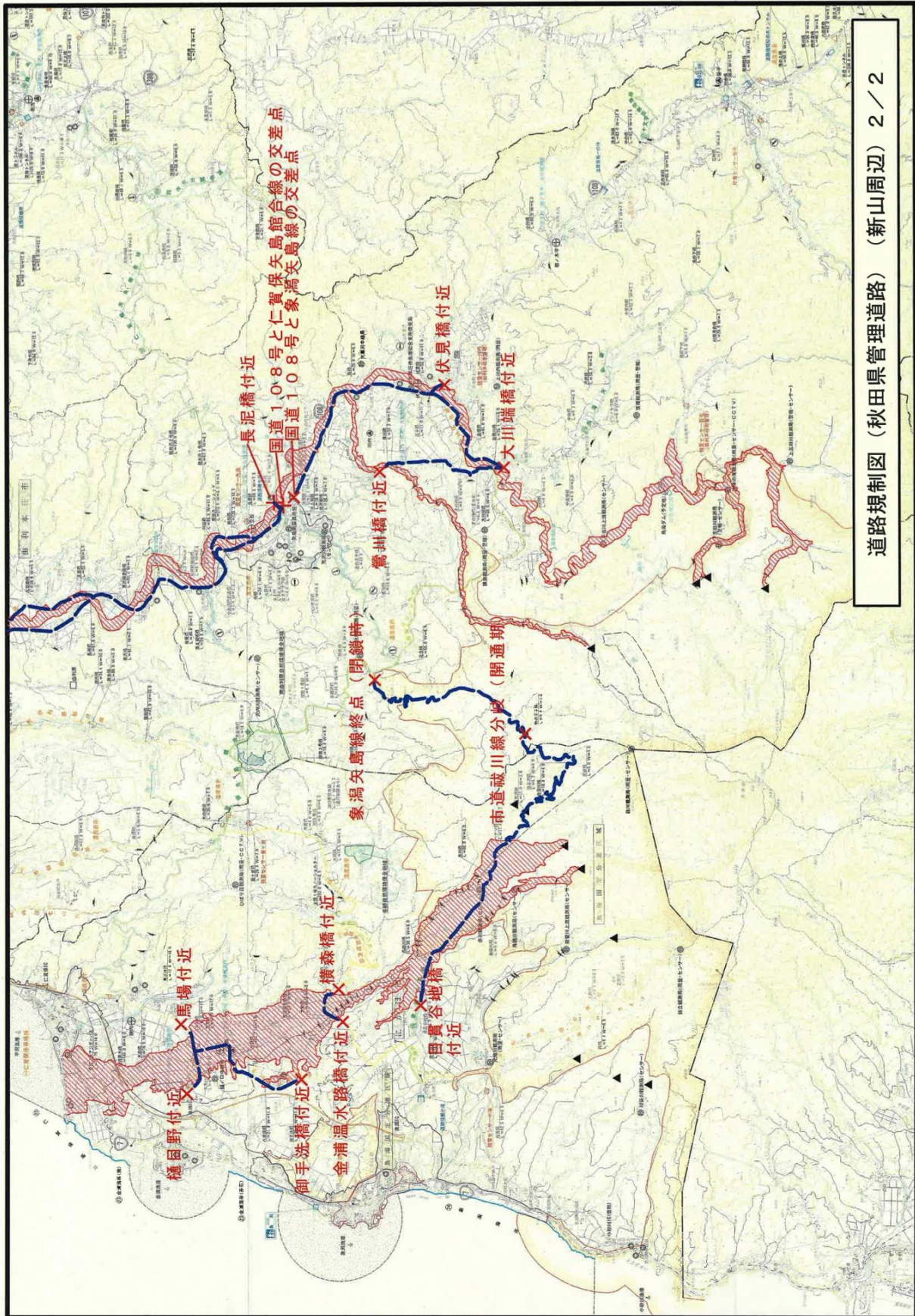


道路規制図（秋田県管理道路）

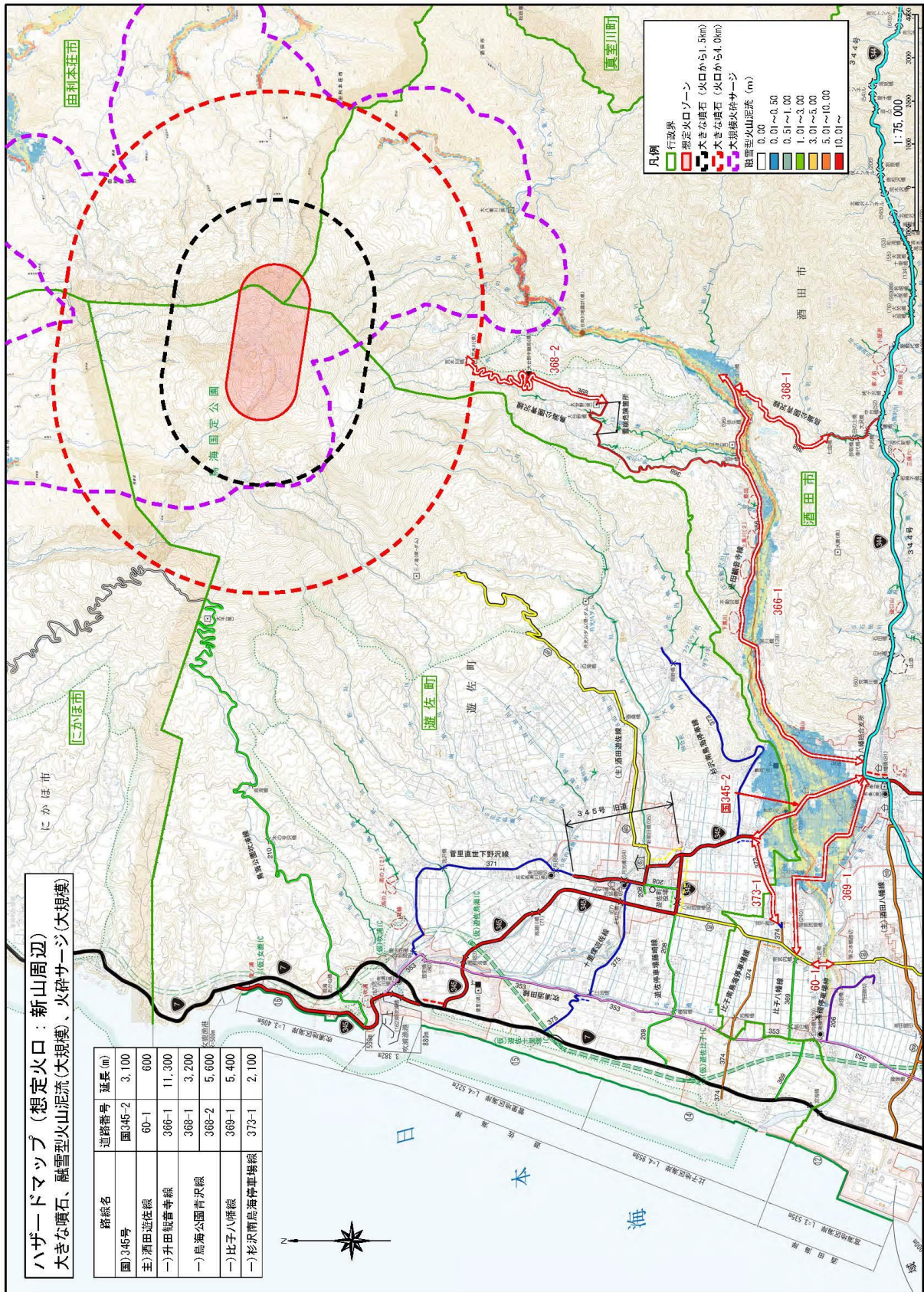


2 / 2 へ続く

道路規制図（秋田県管理道路）



道路規制図（山形県管理道路）



道路規制図（由利本荘市管理道路）

通行止め対象路線(鳥海①)



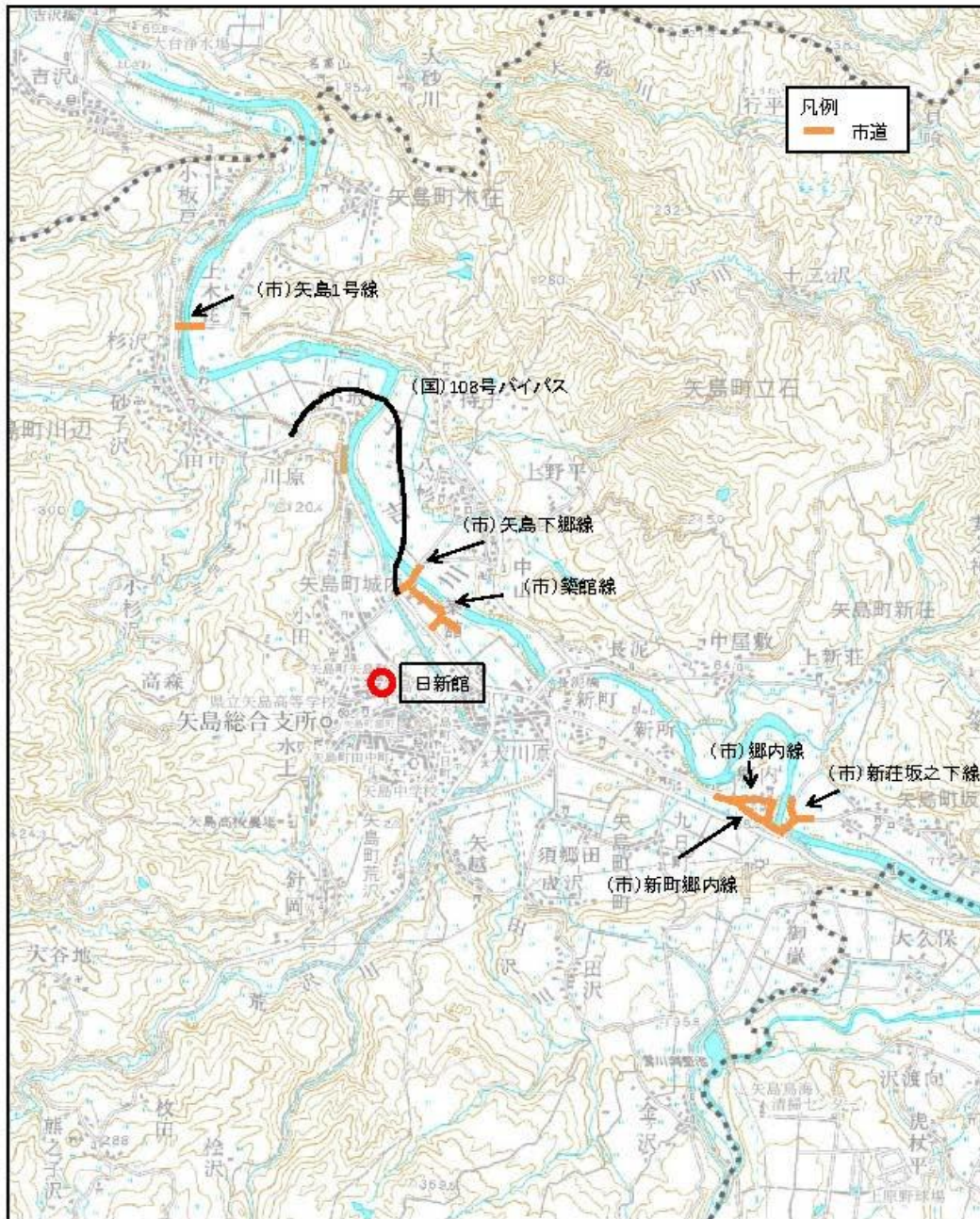
道路規制図（由利本荘市管理道路）

通行止め対象路線（鳥海②）



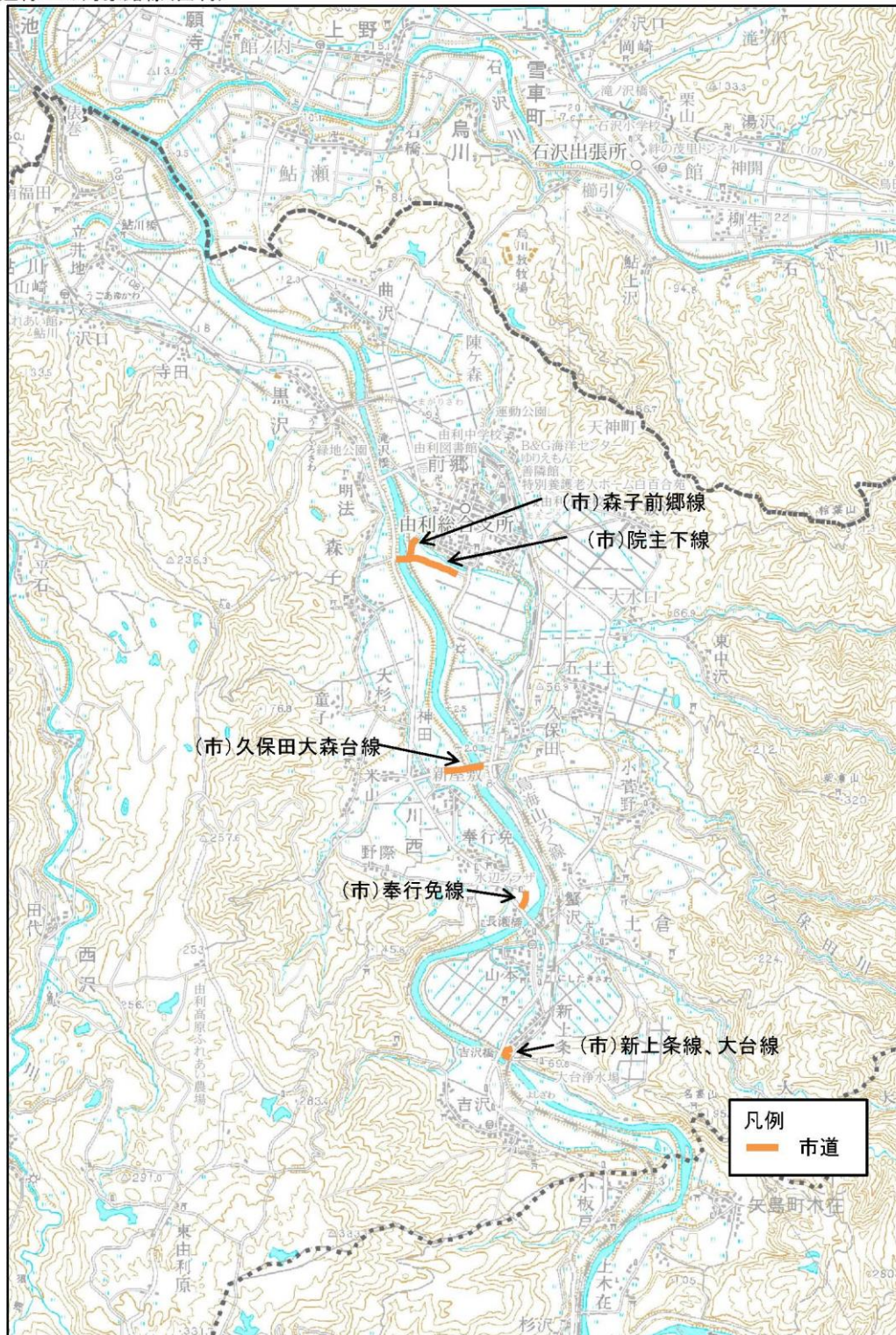
道路規制図（由利本荘市管理道路）

通行止め対象路線(矢島)



道路規制図（由利本荘市管理道路）

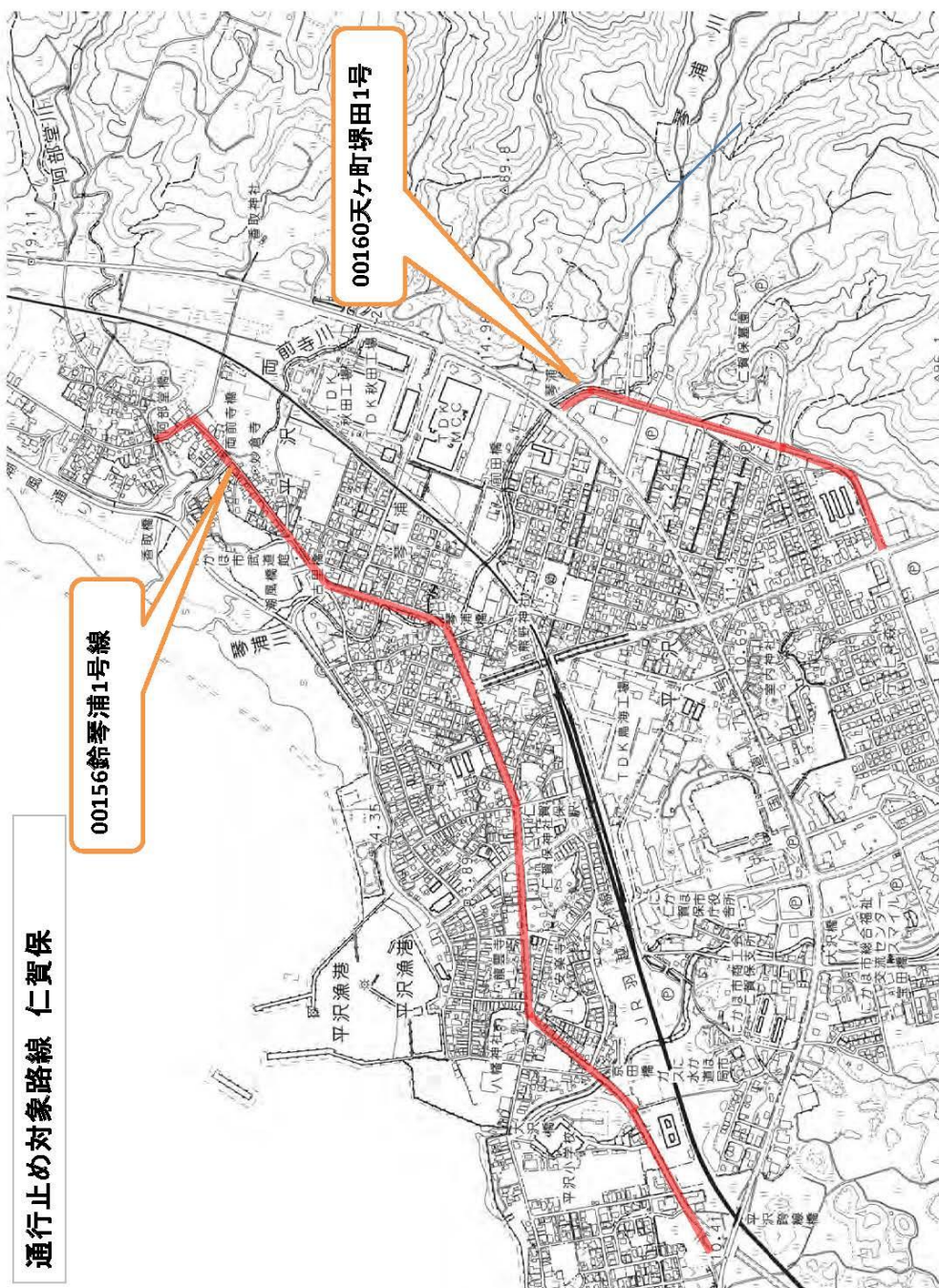
通行止め対象路線（由利）



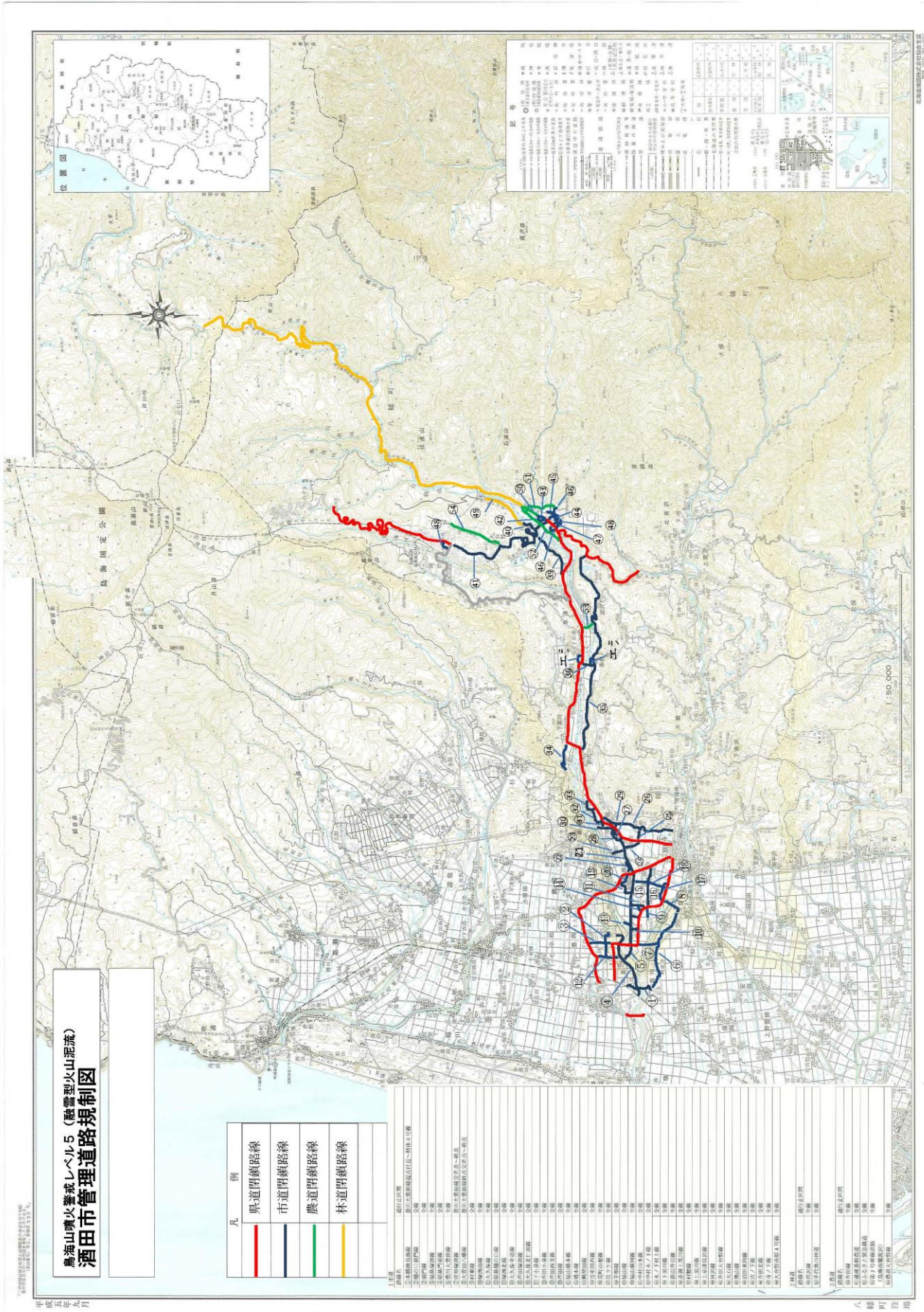
道路規制図（にかほ市管理道路）



道路規制図（にかほ市管理道路）

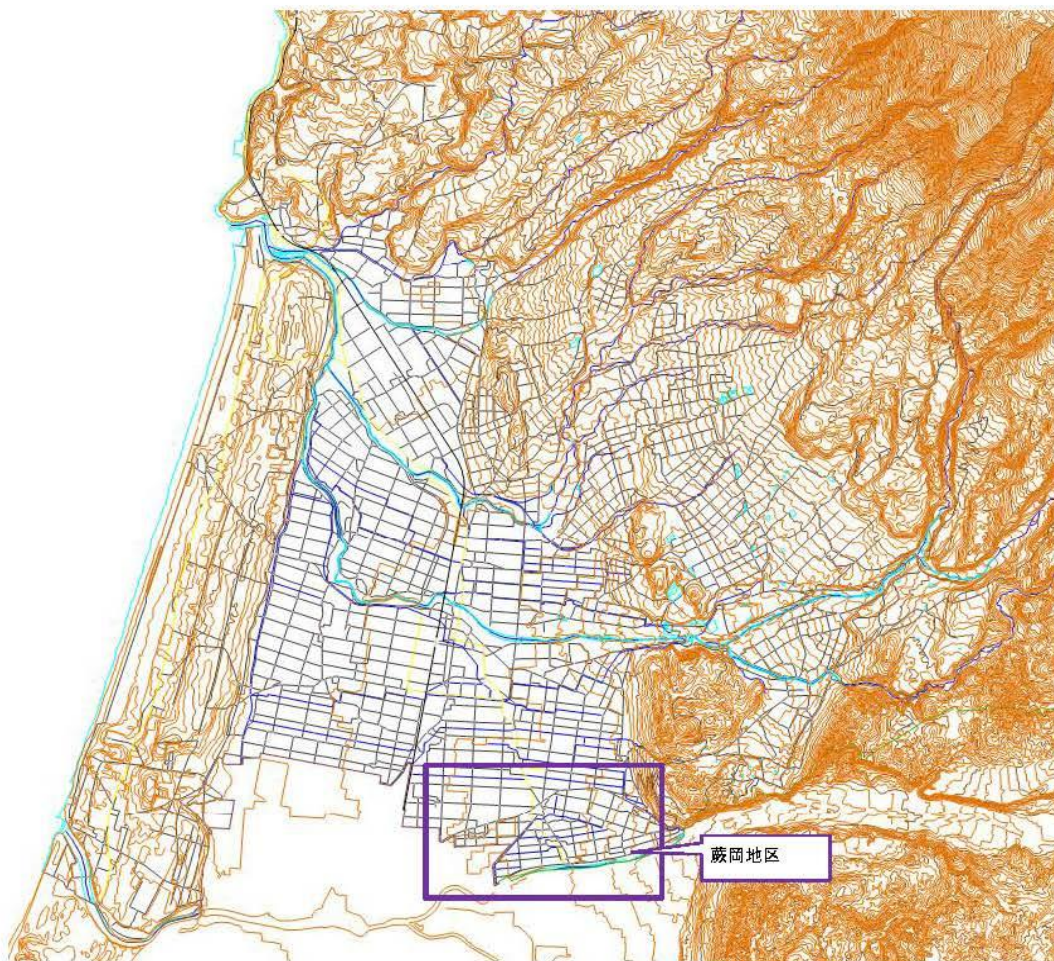


道路規制図（酒田市管理道路）

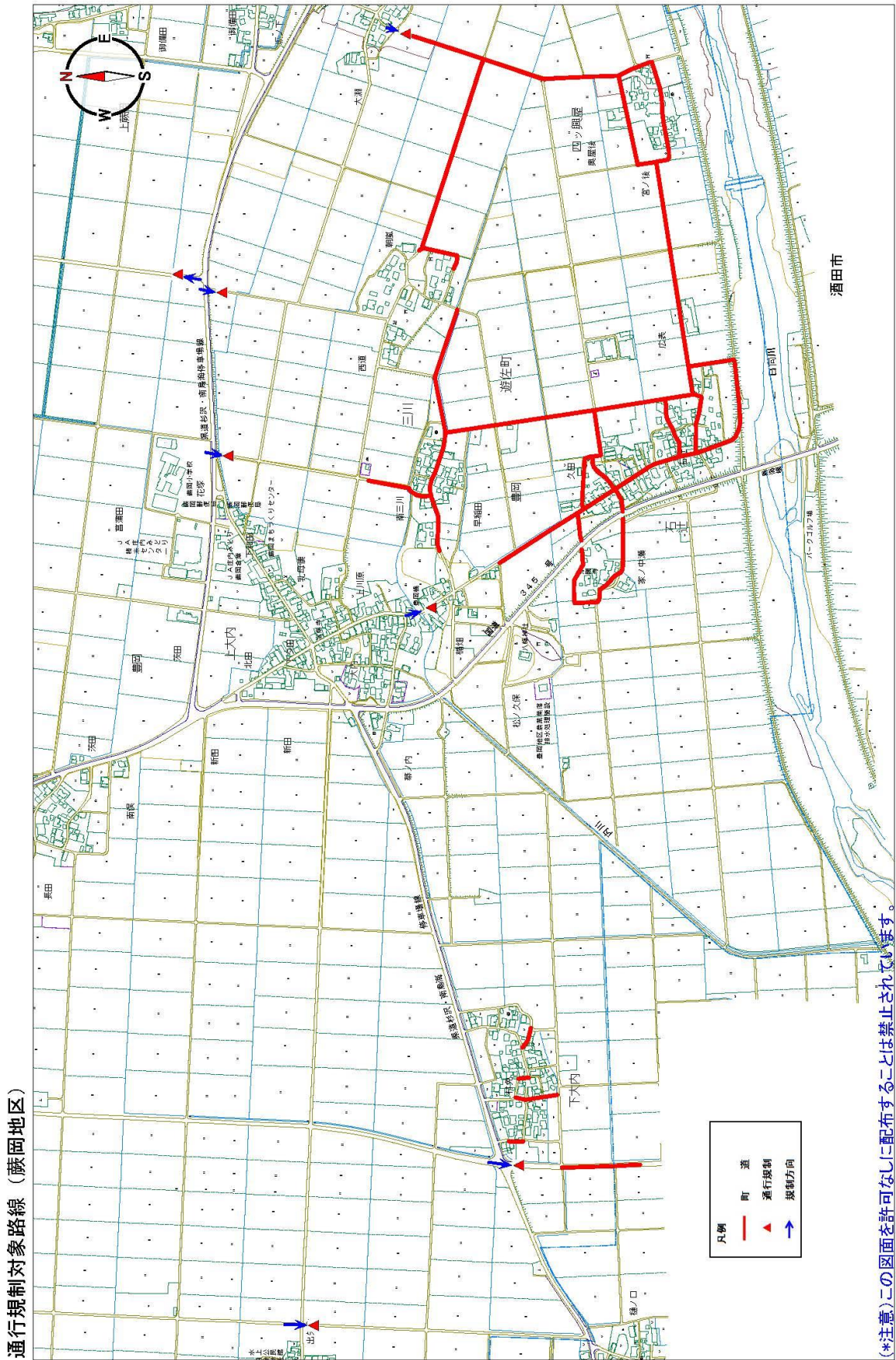


道路規制図（遊佐町管理道路）

道路規制図(噴火警戒レベル5) 遊佐町管理道路
[新山周辺]

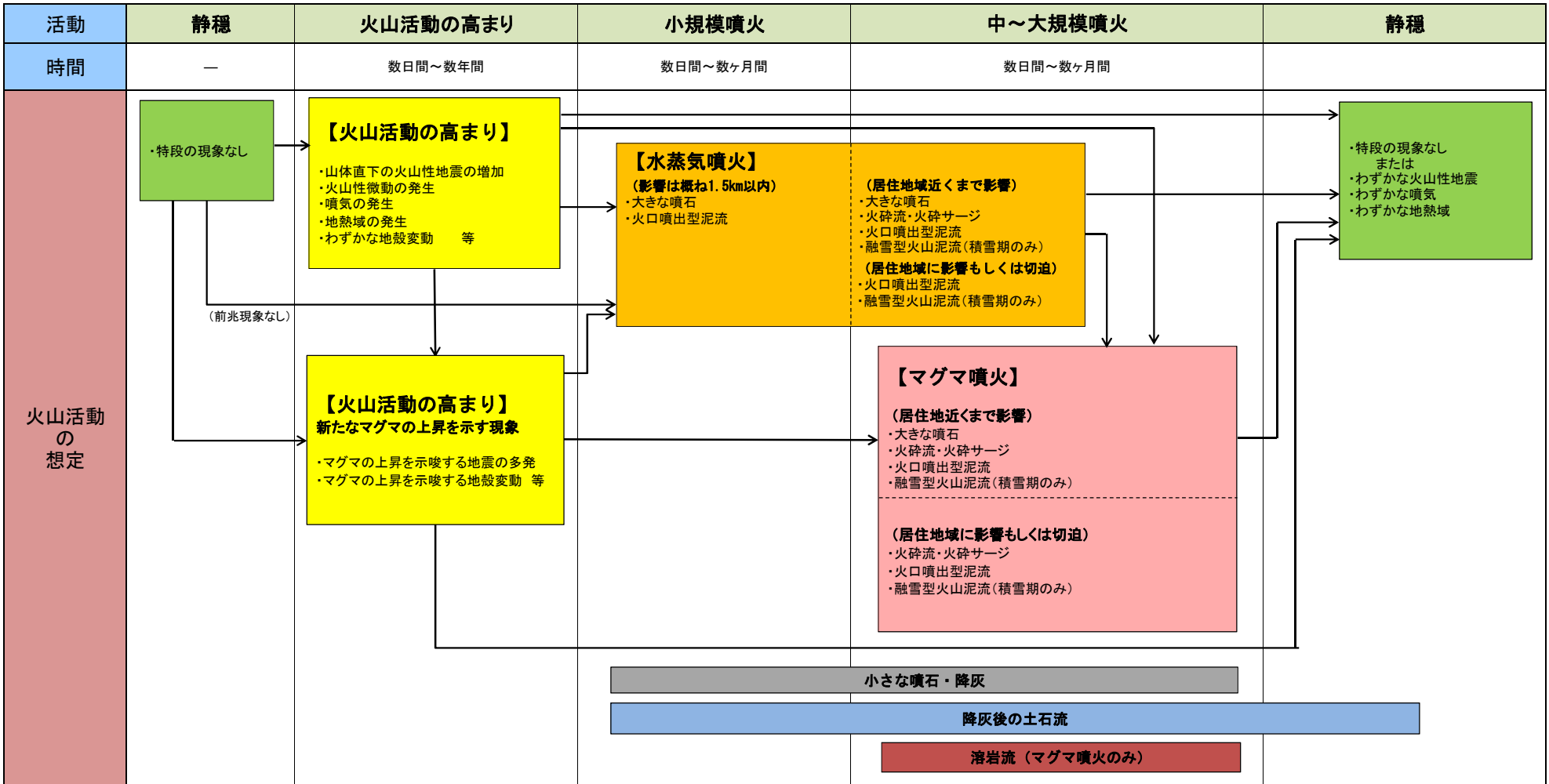


道路規制図（遊佐町管理道路）



【卷末資料】

鳥海山噴火シナリオ



注1 この噴火シナリオは、鳥海山火山噴火緊急減災対策砂防計画における噴火シナリオを基に作成したものである。

注2 火山活動が低下しても再活発化する場合があるので、このシナリオどおりに推移するとは限らない。

注3 噴火の発生から短時間で生命に危険を及ぼす現象(大きな噴石、火砕流・火砕サージ、火口噴出型泥流、融雪型火山泥流)について、防災対応をあらかじめ検討するため、火山活動の推移と影響範囲を明示した。その他の現象(小さな噴石・降灰、降灰後の土石流、溶岩流)については、その下に記載した。

鳥海山火山防災協議会規約

(目的)

第1条 鳥海山火山防災協議会（以下「協議会」という。）は、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、鳥海山において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備を行うため、秋田県、山形県、由利本荘市、にかほ市、酒田市及び遊佐町が共同で設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号について協議を行う。

- (1) 火山観測、防災対策等に関する情報共有に関すること
- (2) 噴火に伴う現象と及ぼす影響の推移を時系列で示した「噴火シナリオ」に関すること
- (3) 火山現象の影響範囲を地図上に示した「火山ハザードマップ」に関すること
- (4) 噴火活動の段階に応じた入山規制や避難等の防災行動を定めた「噴火警戒レベル」に関すること
- (5) 避難場所、避難経路、避難手段等を具体的に示した「避難計画」に関すること
- (6) 住民、観光客及び登山者等に対する情報提供に関すること
- (7) 県防災会議が法第5条第2項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関すること
- (8) 市町防災会議が法第6条第3項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関すること
- (9) 防災訓練等に関すること
- (10) 防災意識の啓発に関すること
- (11) 警戒区域の設定や避難指示等の発令等の防災対応に関する検討及び関係市町への技術的助言に関すること
- (12) その他必要と認められること

(協議会の組織)

第3条 協議会は、別表1に掲げる者を委員として構成する。

- 2 協議会に会長を置き、会長は山形県知事とする。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 協議会に副会長を置き、副会長は秋田県知事とする。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(協議会の開催)

第4条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 委員は、出席が困難であるときは、その代理人を出席させることができる。
- 3 会長は、必要があると認める場合には、別表1に掲げる者以外の者に出席を求めることができる。

- 4 会長及び副会長が代理出席の場合には、会長の代理者が議長となる。
- 5 会長は、会議を開催せずに協議を求めると認めるときは、書面による協議をもって、会議の開催に代えることができる。

(幹事会)

第5条 協議会の下に幹事会を置き、別表2に掲げる者で構成する。

- 2 幹事会は、協議会の会議に付すべき事項を検討するほか、会長の指示する事項を処理する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、幹事長は山形県防災くらし安心部長とする。
- 4 幹事長は、幹事会の事務を総理する。
- 5 幹事会に副幹事長を置き、副幹事長は秋田県危機管理監とする。
- 6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 幹事会には、別表3に掲げる火山専門家をアドバイザーとして置く。

(実務者会議)

第6条 幹事会の下に、協議会の所掌事務の詳細検討のため、必要に応じてその検討内容に深く関与する機関の実務者による実務者会議を置くことができる。

- 2 実務者会議の座長は、幹事会の幹事長が指名するものとする。
- 3 実務者会議は、必要に応じて前条第7項に規定する火山専門家の意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 協議会及び幹事会の事務処理のため、山形県防災くらし安心部防災危機管理課に事務局を置く。

(経費の負担)

第8条 協議会の運営等に要する経費は、構成自治体の秋田県、山形県、由利本荘市、にかほ市、酒田市及び遊佐町が負担するものとする。

- 2 負担金の額は、構成自治体が協議して定める。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成27年3月25日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成28年3月25日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成29年8月25日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1

鳥海山火山防災協議会 委員名簿

区分 (法第4条第2項中 該当する号)	所 属 等
都道府県 (第1号)	秋田県知事
	山形県知事
市町村 (第1号)	由利本荘市長
	にかほ市長
	酒田市長
	遊佐町長
気象台 (第2号)	仙台管区気象台長
	秋田地方気象台長
	山形地方気象台長
地方整備局 (第3号)	東北地方整備局長
陸上自衛隊 (第4号)	陸上自衛隊第20普通科連隊長
	陸上自衛隊第21普通科連隊長
警察 (第5号)	秋田県警察本部長
	山形県警察本部長
消防 (第6号)	由利本荘市消防長
	にかほ市消防長兼消防署長
	酒田地区広域行政組合消防長
火山専門家 (第7号)	東北大学 名誉教授 三浦 哲
	秋田大学 名誉教授 林 信太郎
	秋田大学国際資源学部 教授 大場 司
	山形大学理学部 教授 伴 雅雄
	弘前大学農学生命科学部 講師 鄒 青穎
その他 (第8号)	由利本荘市観光協会長
	一般社団法人にかほ市観光協会長
	一般社団法人酒田観光物産協会長
	NPO法人遊佐鳥海観光協会理事長
	秋田海上保安部長
	酒田海上保安部長
	国土地理院東北地方測量部長
	由利森林管理署長
庄内森林管理署長	

鳥海山火山防災協議会幹事会 幹事名簿

所 属 等
秋田県総務部危機管理監
秋田県総務部総合防災課長
秋田県生活環境部自然保護課長
秋田県観光文化スポーツ部誘客推進課長
秋田県建設部河川砂防課長
秋田県建設部道路課長
秋田県由利地域振興局総務企画部長
山形県防災くらし安心部長
山形県防災くらし安心部防災危機管理課長
山形県環境エネルギー部みどり自然課長
山形県観光文化スポーツ部観光交流拡大課長
山形県県土整備部管理課長
山形県県土整備部道路保全課長
山形県県土整備部砂防・災害対策課長
山形県庄内総合支庁総務企画部長
秋田県由利本荘市総務部危機管理課長
秋田県由利本荘市観光文化スポーツ部観光振興課長
秋田県にかほ市総務部防災課長
秋田県にかほ市商工観光部観光課長
山形県酒田市総務部危機管理課長
山形県酒田市地域創生部交流観光課長
山形県遊佐町総務課長
山形県遊佐町企画課長
仙台管区气象台気象防災部火山対策調整官
秋田地方气象台防災管理官
山形地方气象台防災管理官
東北地方整備局防災対策技術分析官
東北地方整備局河川部広域水管理官
秋田河川国道事務所副所長
酒田河川国道事務所副所長
新庄河川事務所副所長

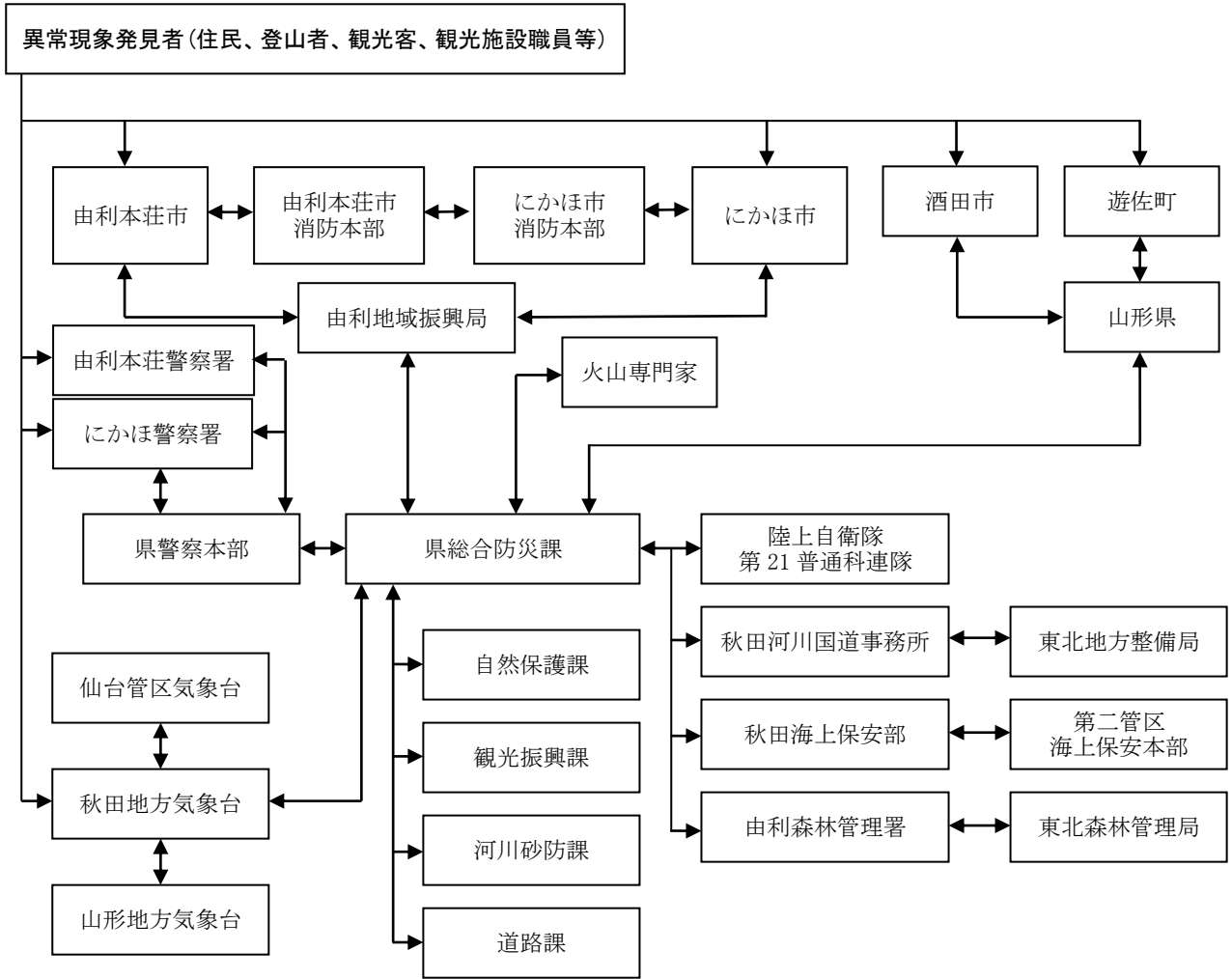
陸上自衛隊第20普通科連隊第3科長
陸上自衛隊第21普通科連隊第3科長
秋田県警察本部警備部警備第二課長
由利本荘警察署長
山形県警察本部警備部警備第二課長
酒田警察署長
由利本荘市消防本部警防課長
にかほ市消防本部警防課長
酒田地区広域行政組合消防本部警防主幹
由利本荘市観光協会事務局長
一般社団法人にかほ市観光協会事務局長
一般社団法人酒田観光物産協会専務理事
NPO法人遊佐鳥海観光協会事務局長
秋田海上保安部警備救難課長
酒田海上保安部警備救難課長
国土地理院東北地方測量部次長
由利森林管理署次長
庄内森林管理署森林土木指導官

別表3

鳥海山火山防災協議会幹事会 アドバイザー名簿

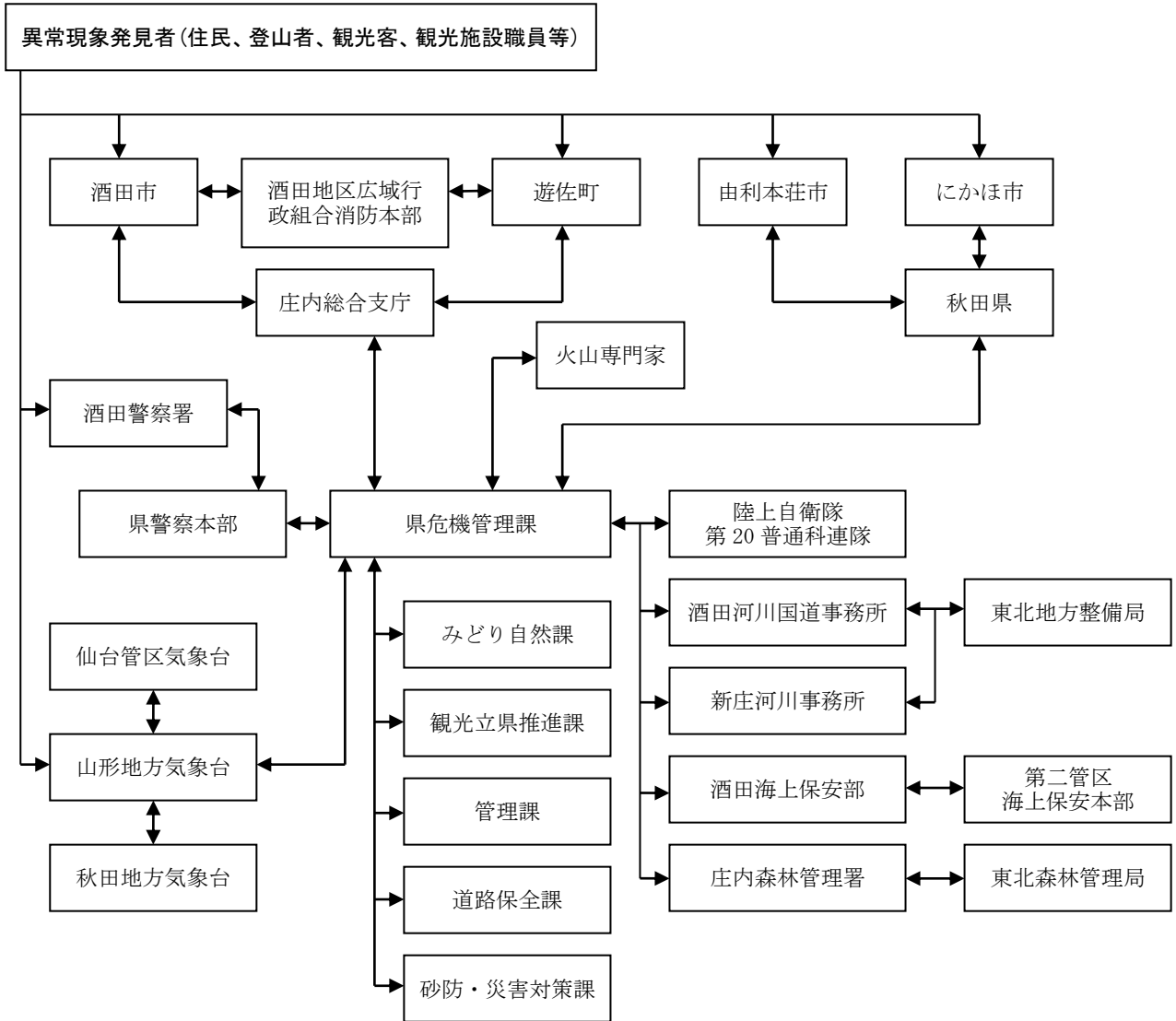
火山専門家（所属等）	
東北大学 名誉教授	三浦 哲
秋田大学 名誉教授	林 信太郎
秋田大学国際資源学部 教授	大場 司
山形大学理学部 教授	伴 雅雄
弘前大学農学生命科学部 講師	鄒 青穎

【鳥海山情報共有連絡系統図】（秋田県）



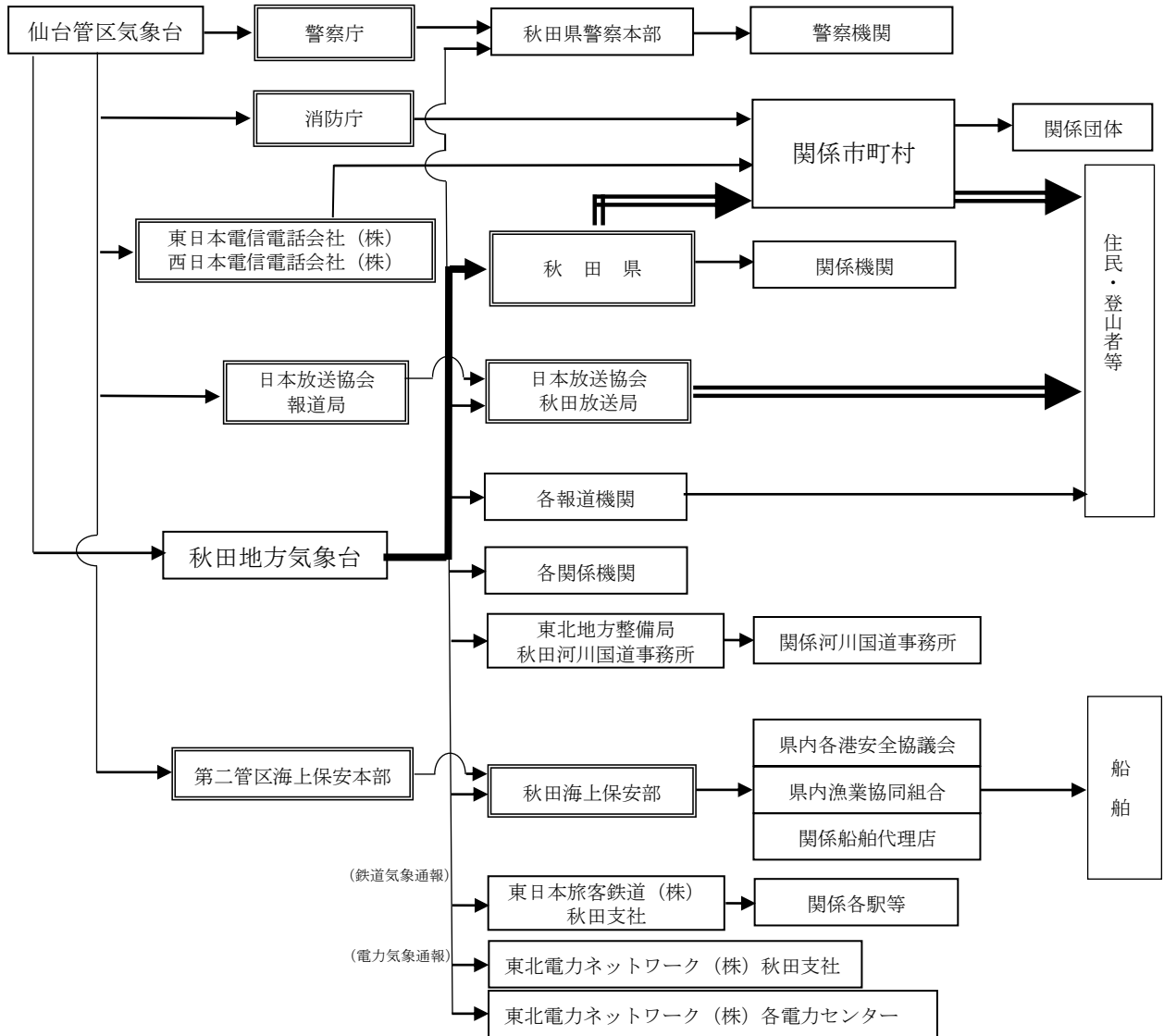
※関係機関が双方向から情報伝達を行うことにより、関係機関内で情報共有し、災害対応等を行うものとする。
 ※県及び市町村は、関連する観光団体、観光施設等を情報共有を図るとともに、山岳会等の団体に対しても速やかに情報提供するものとする。
 ※災害時には、関係機関が連携して対応する。

【鳥海山情報共有連絡系統図】（山形県）



※関係機関が双方向から情報伝達を行うことにより、関係機関内で情報共有し、災害対応等を行うものとする。
 ※県及び市町村は、関連する観光団体、観光施設等を情報共有を図るとともに、山岳会等の団体に対しても速やかに情報提供するものとする。
 ※災害時には、関係機関が連携して対応する。

秋田県地域防災計画に定める噴火警報等伝達系統図

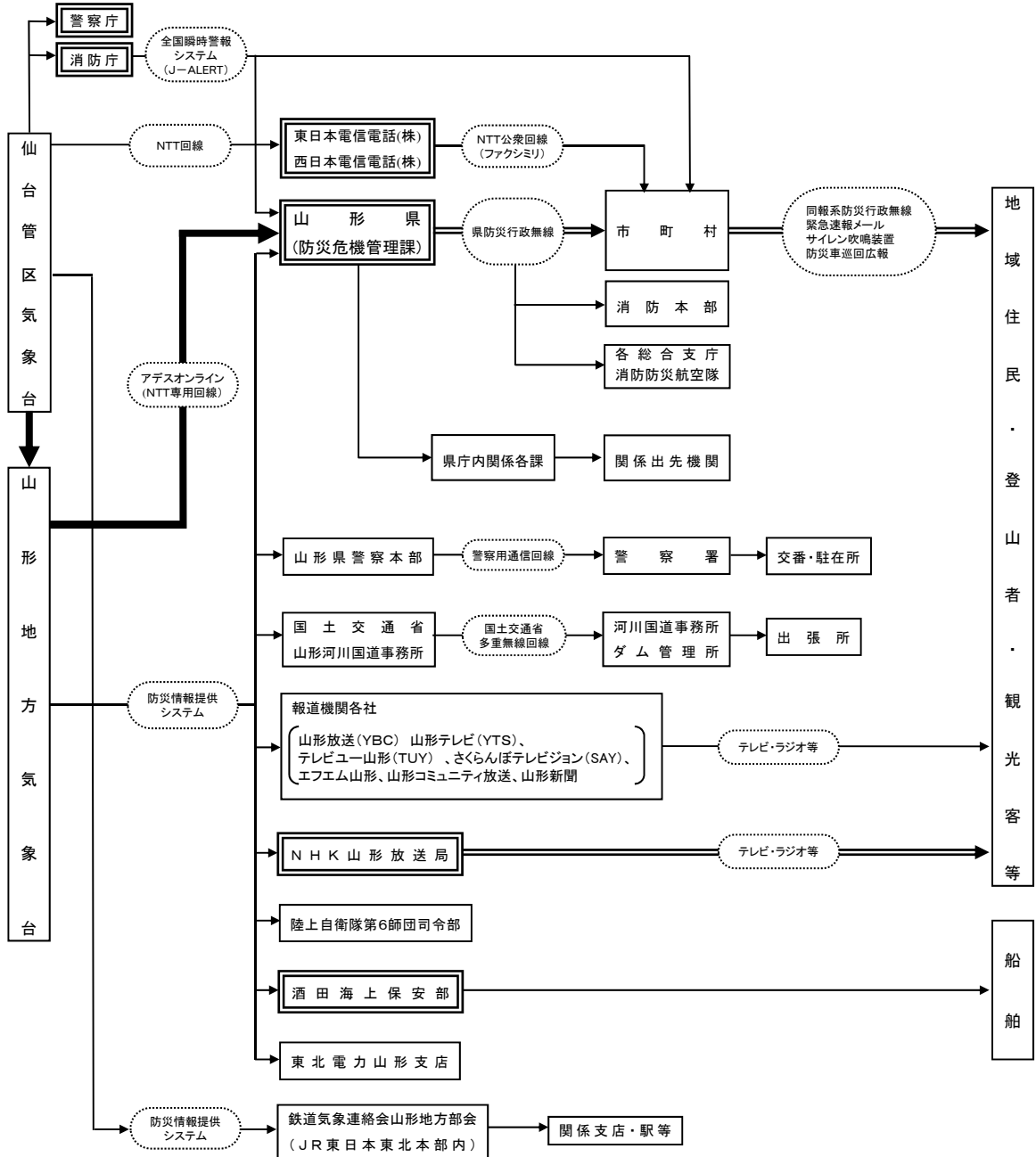


注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。

注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

注) 太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限る。）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請が義務づけられている伝達経路。

山形県噴火警報・予報等伝達経路図

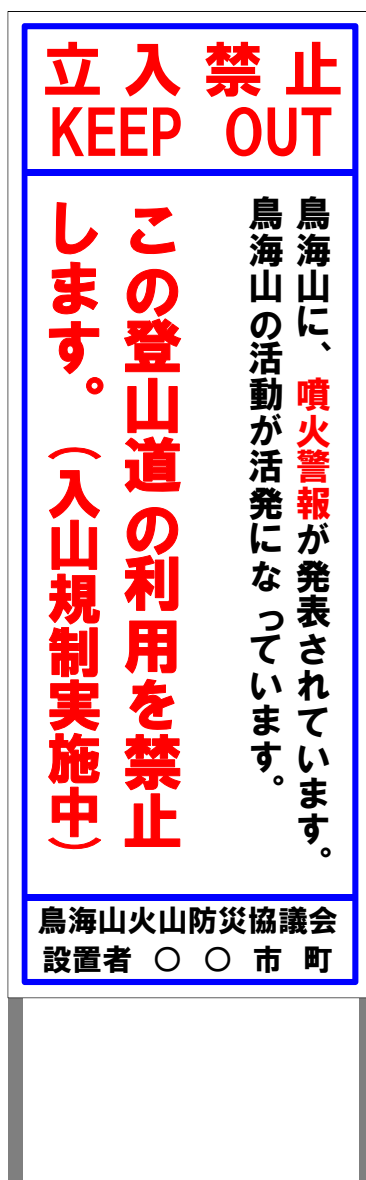


注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。
 注) 二重線の経路は気象業務法第15条の2の規定に基づき火山現象特別警報の通知もしくは周知が義務づけられている伝達経路。
 注) 太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報(臨時の発表であることを明記したものに限る。)及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務づけられている伝達経路。

○ 入山規制のための看板について

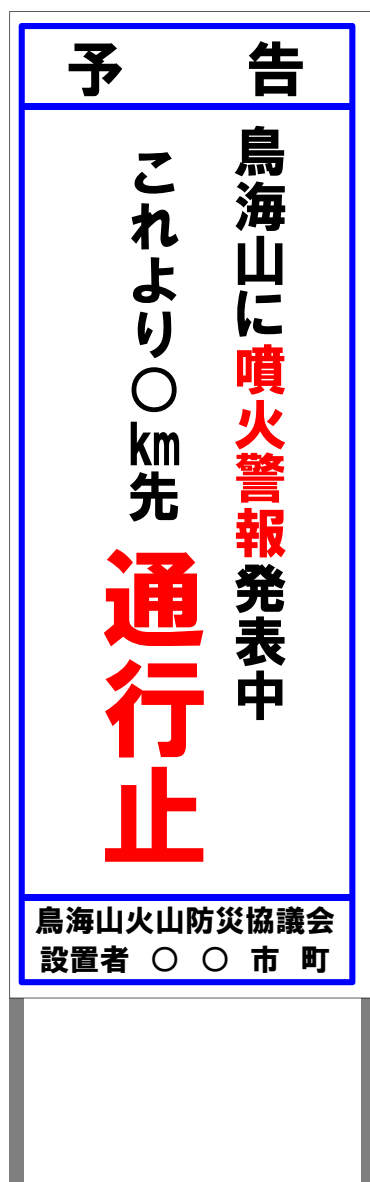
表示面の大きさ 幅550mm×高1400mm程度（自立枠付）

噴火警報（噴火警戒レベル2以上）発表時に掲示



○ 道路通行止予告看板について

表示面の大きさ 幅550mm×高1400mm程度（自立枠付）



対応状況報告（第 報）

報告日時	平成 年 月 日 :		
機 関 名		報告者名	

1 避難指示等の状況

市町村名	避難指示等の種別	日 時	地 区	備 考
由利本荘市	勧告 ・ 指示	/ :	火口から kmの範囲内	
	避難準備・勧告・指示	/ :		居住地区等
にかほ市	勧告 ・ 指示	/ :	火口から kmの範囲内	
	避難準備・勧告・指示	/ :		居住地区等

2 施設の閉鎖

所在地	施 設 名	閉鎖時間 未定・予定・閉鎖済 / :	施設利用者数 約 人	けが人等の状況 有 (人) 無
由利本荘市	七ツ釜避難小屋（施設No.6）	未定・予定・閉鎖済 / :	約 人	有 (人) 無
	唐獅子平避難小屋（施設No.7）	未定・予定・閉鎖済 / :	約 人	有 (人) 無
	祓川ヒュッテ（施設No.8）	未定・予定・閉鎖済 / :	約 人	有 (人) 無
	大清水避難小屋（施設No.9）	未定・予定・閉鎖済 / :	約 人	有 (人) 無
にかほ市	鉾立ビジターセンター （施設No.1）	未定・予定・閉鎖済 / :	約 人	有 (人) 無
	稲倉山荘（施設No.2）	未定・予定・閉鎖済 / :	約 人	有 (人) 無
	鉾立山荘（施設No.3）	未定・予定・閉鎖済 / :	約 人	有 (人) 無
	東雲荘（施設No.4）	未定・予定・閉鎖済 / :	約 人	有 (人) 無
	中島台レクリエーションの森 （施設No.5）	未定・予定・閉鎖済 / :	約 人	有 (人) 無

3 道路の閉鎖

管理者	道路名等	閉鎖時間	備考
国	国道7号（にかほ市象潟町大須郷字大道下～ 象潟町西中ノ沢字家ノ下）	未定・予定・閉鎖済 / :	
	国道7号（にかほ市象潟町関字西大阪～ 象潟町字五丁目塩越）	未定・予定・閉鎖済 / :	
	国道7号（にかほ市黒川字平森～平沢字家妻）	未定・予定・閉鎖済 / :	
	日本海東北自動車道（金浦IC～仁賀保IC）	未定・予定・閉鎖済 / :	
秋田県	鳥海公園小滝線	未定・予定・閉鎖済 / :	
	象潟矢島線	未定・予定・閉鎖済 / :	
	上郷仁賀保線	未定・予定・閉鎖済 / :	
	小出金浦線	未定・予定・閉鎖済 / :	
	長岡冬師城内線	未定・予定・閉鎖済 / :	
	国道108号	未定・予定・閉鎖済 / :	
	仁賀保矢島館合線	未定・予定・閉鎖済 / :	
	鳥海矢島線	未定・予定・閉鎖済 / :	
由利本荘市	西滝沢館線	未定・予定・閉鎖済 / :	
	祓川線	未定・予定・閉鎖済 / :	
	鳥海線	未定・予定・閉鎖済 / :	
	手代林道	未定・予定・閉鎖済 / :	
にかほ市	※火口噴出型泥流、融雪型火山泥流における市 街地道路	未定・予定・閉鎖済 / :	
	観音森開拓線	未定・予定・閉鎖済 / :	

焼山大道線	未定・予定・閉鎖済 / :	
茨池線	未定・予定・閉鎖済 / :	
観音森線	未定・予定・閉鎖済 / :	
上浜内郷線	未定・予定・閉鎖済 / :	
大須郷小砂川線	未定・予定・閉鎖済 / :	
大須郷大砂川線	未定・予定・閉鎖済 / :	
※火口噴出型泥流、融雪型火山泥流における市街地道路	未定・予定・閉鎖済 / :	

4 登山口の閉鎖等（入山規制）

所在地	登山口等名	設置日時	備考
由利本荘市	矢島口（登山口No.5）	未定・予定・閉鎖済 / :	
	猿倉口（登山口No.6）	未定・予定・閉鎖済 / :	
	百宅口（登山口No.7）	未定・予定・閉鎖済 / :	
にかほ市	横岡口（登山口No.1）	未定・予定・閉鎖済 / :	
	象潟口（登山口No.2）	未定・予定・閉鎖済 / :	
	中島台レクリエーションの森（登山口） （登山口No.3）	未定・予定・閉鎖済 / :	
	貯木場（登山口）（登山口No.4）	未定・予定・閉鎖済 / :	

6 観光客・登山客の避難対策

所在地	避難所名	開設日時	避難者数	備考
由利本荘市	日新館	未定・予定・開設済 / :	約 人	
	紫水館	未定・予定・開設済 / :	約 人	

対応状況報告（第 報）

報告日時	平成 年 月 日 :		
機関名		報告者名	

1 避難指示等の状況

市町村名	避難指示等の種別	日 時	地 区	備 考
酒田市	勧告 ・ 指示	/ :	火口から kmの範囲内	
	避難準備・勧告・指示	/ :		居住地区等
遊佐町	勧告 ・ 指示	/ :	火口から kmの範囲内	
	避難準備・勧告・指示	/ :		居住地区等

2 施設の閉鎖

所在地	施 設 名	閉鎖時間 未定・予定・閉鎖済	施設利用者数	けが人等の状況
酒田市	山雪荘（施設No.16）	未定・予定・閉鎖済 / :	約 人	有（ 人） 無
	鶴間池小屋（施設No.17）	未定・予定・閉鎖済 / :	約 人	有（ 人） 無
遊佐町	大平山荘（施設No.10）	未定・予定・閉鎖済 / :	約 人	有（ 人） 無
	万助小屋（施設No.11）	未定・予定・閉鎖済 / :	約 人	有（ 人） 無
	鈴木小屋（施設No.12）	未定・予定・閉鎖済 / :	約 人	有（ 人） 無
	御浜小屋（施設No.13）	未定・予定・閉鎖済 / :	約 人	有（ 人） 無
	滝ノ小屋（施設No.14）	未定・予定・閉鎖済 / :	約 人	有（ 人） 無
	山頂小屋（施設No.15）	未定・予定・閉鎖済 / :	約 人	有（ 人） 無

3 道路の閉鎖

管理者	道路名等	閉鎖時間	備考
国	国道7号（飽海郡遊佐町吹浦字西浜～ 秋田県側通行止め区間）	未定・予定・閉鎖済 / :	
山形県	鳥海公園吹浦線	未定・予定・閉鎖済 / :	
	酒田遊佐線	未定・予定・閉鎖済 / :	
	鳥海公園青沢線	未定・予定・閉鎖済 / :	
	菅里直世下野沢線	未定・予定・閉鎖済 / :	
	国道345号旧道	未定・予定・閉鎖済 / :	
	国道345号	未定・予定・閉鎖済 / :	
	遊佐停車場藤崎線	未定・予定・閉鎖済 / :	
	吹浦酒田線	未定・予定・閉鎖済 / :	
	升田観音寺線	未定・予定・閉鎖済 / :	
	比子八幡線	未定・予定・閉鎖済 / :	
	杉沢南鳥海停車場線	未定・予定・閉鎖済 / :	
十里塚遊佐線	未定・予定・閉鎖済 / :		
酒田市	奥山林道	未定・予定・閉鎖済 / :	
	※融雪型火山泥流における市街地道路	未定・予定・閉鎖済 / :	
遊佐町	林道山居線	未定・予定・閉鎖済 / :	
	升川中央線	未定・予定・閉鎖済 / :	
	下当東山線	未定・予定・閉鎖済 / :	

	東山線	未定・予定・閉鎖済 / :	
	長坂団地線	未定・予定・閉鎖済 / :	
	金俣三ノ俣線	未定・予定・閉鎖済 / :	
	林道若林線	未定・予定・閉鎖済 / :	
	林道中山線	未定・予定・閉鎖済 / :	
	林道当山線支線	未定・予定・閉鎖済 / :	
	林道白井新田線	未定・予定・閉鎖済 / :	
	林道中村線	未定・予定・閉鎖済 / :	
	箕輪赤坂線	未定・予定・閉鎖済 / :	
	畑藤井金俣線	未定・予定・閉鎖済 / :	
	※融雪型火山泥流における市街地道路	未定・予定・閉鎖済 / :	

4 登山口の閉鎖等（入山規制）

所在地	登山口等名	設置日時	備考
酒田市	湯ノ台口（登山口No.14）	未定・予定・閉鎖済 / :	
	家族旅行村（登山口）（登山口No.15）	未定・予定・閉鎖済 / :	
	湯ノ台口（車道終点）（登山口No.16）	未定・予定・閉鎖済 / :	
	鶴間池（登山口）（登山口No.17）	未定・予定・閉鎖済 / :	
遊佐町	長坂口（登山口No.8）	未定・予定・閉鎖済 / :	
	万助口（登山口No.9）	未定・予定・閉鎖済 / :	
	吹浦口（登山口No.10）	未定・予定・閉鎖済 / :	

	二ノ滝口（登山口No.11）	未定・予定・閉鎖済 / :	
	三ノ俣（登山口）（登山口No.12）	未定・予定・閉鎖済 / :	
	蕨岡口（登山口No.13）	未定・予定・閉鎖済 / :	

6 観光客・登山客の避難対策

所在地	避難所名	開設日時	避難者数	備考
酒田市	八幡タウンセンター	未定・予定・開設済 / :	約 人	
	八幡体育館	未定・予定・開設済 / :	約 人	
	修道館	未定・予定・開設済 / :	約 人	
遊佐町	生涯学習センター	未定・予定・開設済 / :	約 人	
	町民体育館	未定・予定・開設済 / :	約 人	
	吹浦小学校	未定・予定・開設済 / :	約 人	
	西遊佐まちづくりセンター	未定・予定・開設済 / :	約 人	
	吹浦防災センター	未定・予定・開設済 / :	約 人	

5 住民の避難対策

所在地	地区名（対象者数）	避難所名	開設日時	避難者数
			未定・予定・開設済 / :	人
			未定・予定・開設済 / :	人
			未定・予定・開設済 / :	人
			未定・予定・開設済 / :	人

